令和６年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

こども家庭センター設置に伴う
要保護児童対策地域協議会の活用状況の
実態把握と効果的な運用について
報告書

令和７（2025）年３月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第 I 章 調査研究の概要 1

1. 事業の背景・目的 1
2. 調査研究の全体像 2
3. 事業内容 3
4. 調査研究の実施体制 5

第 II 章 こども家庭センター設置市区町村向けアンケート調査 6

1. 調査概要 6
2. 調査結果のサマリー 8
3. 調査結果 12

第 III 章 こども家庭センター設置市区町村向けヒアリング調査 96

1. 調査概要 96
2. 調査結果のサマリー 99
3. 個別ヒアリング結果 103

第 IV 章 実践ポイント集の作成 196

1. 実践ポイント集の概要 196
2. 実践ポイント集（本編） 197

第 V 章 調査研究の総括 253

1. 本調査研究から得られた点 253
2. こども家庭センターの設置促進・機能強化に向けた方向性 257

資料編　アンケート調査票 260

第Ⅰ章 調査研究の概要

1. 事業の背景・目的

(1) 事業の背景

令和４年６月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 66 号）において、市区町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。支援に当たっては、妊娠期からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に向けて、母子保健機能と児童福祉機能が連携して一体的な支援をするよう努めるとされており、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することが目指されている。

令和６年 10 月１日時点での全国のこども家庭センターの設置状況をみると、こども家庭センター設置済みの市区町村は 917 自治体（52.7%）にとどまっている。また、人口規模別の設置状況をみると、５万人以上の市区町村では設置率が７割を超えている一方で、１万人未満の市区町村では３割台以下にとどまっている等、センターの設置状況には全国でばらつきがあることがうかがえる[1]。

また、今回の児童福祉法改正により、市区町村には、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）の運営等、従来業務として求められてきたことの他に、サポートプランの作成・活用や、新設された家庭支援事業のサービス活用等の新たな業務が位置づけられた。こうした業務、特に新たに市区町村に求められた業務については、全国の市区町村が取り組む際の課題感を把握し、それを解消するための工夫やノウハウを共有していく必要があると言える。

(2) 事業目的

そこで、本事業では、以下の２点を目的として調査研究を行うことで、全国におけるこども家庭センターの設置促進やセンターにおける支援機能の強化に役立てることを目指す。

① こども家庭センターの組織運営と主要業務における課題や市区町村のニーズ（運営に当たり必要な情報、支援等）を把握する。
② こども家庭センターの組織運営と主要業務ごとの課題やニーズに応じて、必要となる情報や実践例等を実践ポイント集として取りまとめ、市区町村に提示する。

なお前述の通り、こども家庭センターにおける業務は多岐に渡ることから、本調査研究では、こども家庭庁との協議を踏まえ、事業タイトルに明示されている「要保護児童対策地域協議会の活用状況」のみに限らず、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し包括的・継続的な支援を提供するために行われる、こども家庭センターの主要業務について、その実施状況や課題、業務を進める上での工夫点等を取り上げることとした。

[1] こども家庭庁「市区町村（こども家庭センター等）状況調査（令和６年 10 月１日時点）」令和７年３月

2.　調査研究の全体像

１．に示した事業目的を踏まえ、本調査研究のリサーチ・クエスチョン（以下、「RQ」という）を、以下３点設定した。

【RQ1】こども家庭センターの運営や具体の業務にはどのような課題があるのか
（運営・業務にかかる障壁の把握）
【RQ2】こども家庭センターでは実際にどのような業務が行われているのか
（実施内容の把握）
【RQ3】こども家庭センター設置済みの市区町村では、どのような工夫がされているか
（先進自治体の取組の把握）

上記 RQ と事業内容の対応関係を示した全体像は、図表 １の通りである。

RQ1 及び RQ2 を明らかにするために、こども家庭センター設置済み市区町村に対してアンケート調査を実施するとともに、RQ2 及び RQ3 に関連して、こども家庭センターの業務実態や運営に関する工夫点等を把握するヒアリング調査を行った。これらの調査結果は、実践ポイント集として取りまとめ、全国の市区町村への情報提供に活用する。なお、アンケート実査期間と同時期に、「市区町村（こども家庭センター等）状況調査」が実施されたため、こども家庭センターを設置していない市区町村における支援業務の課題等は、本調査研究におけるアンケートでは取り扱っていない。

また、調査研究の実施に当たっては、有識者による検討委員会を設置し、専門的見地から助言を受けることで、各調査を適切に遂行するとともに、ポイント集についても丁寧に議論する場とした。

図表 １　本調査研究の全体像

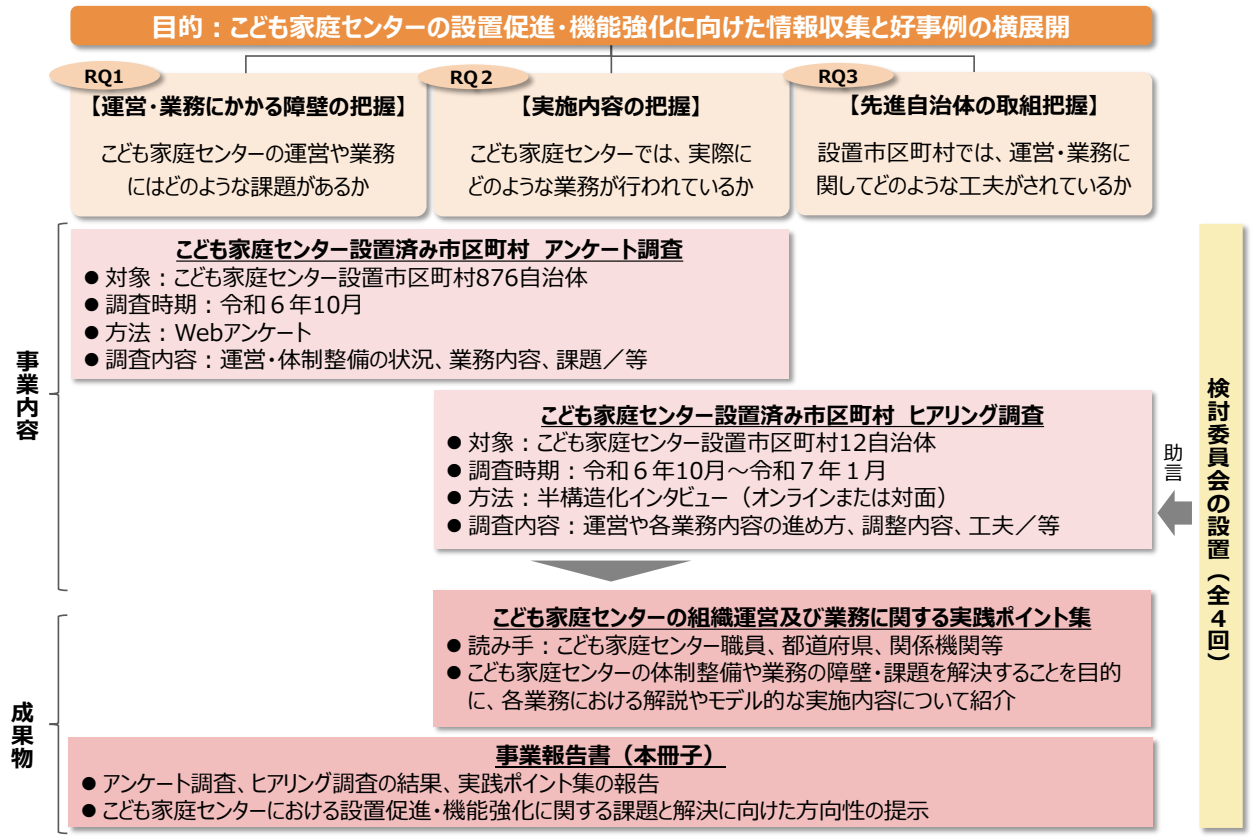

3. 事業内容

(1) こども家庭センター設置市区町村向けアンケート調査

令和６年５月１日時点でこども家庭センターを設置している市区町村（876 自治体）を対象に、こども家庭センターの機能強化に向けて、各センターにおける現状の課題やニーズを把握し、どのような取組が行われているのか等について、業務実態を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

本アンケートで把握したこども家庭センターの業務の状況や課題は、実践ポイント集の構成の検討に活用するとともに、自由記述回答等については、実践例としてポイント集内で紹介している。

(2) こども家庭センター設置市区町村向けヒアリング調査

こども家庭センターを設置している市区町村（12 自治体）を対象に、アンケート調査のみでは把握しきれない、こども家庭センター運営にかかる体制の構築や業務プロセス、業務の工夫等について、先行して設置・運営を進めている事例の詳細を把握し、今後、他の市区町村が実践する上で参考となる情報を収集することを目的にヒアリング調査を実施した。

ヒアリングで聴取した取組は、実践ポイント集内で好事例として紹介している。

(3) 検討委員会の設置

本調査研究の実施計画や各調査の実施内容、実践ポイント集の取りまとめなど、事業全般に関し、専門的な見地から助言を得るため、調査研究課題について知見を有する有識者による検討委員会を設置した。

① 構成員

氏　名	現　職
加藤　のぞみ	沖縄県中城村 こども課 子育て支援係　係長
小稲　文	国際医療福祉大学 成田看護学部看護学科　助教
◎佐藤　まゆみ	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科　准教授
橋本　信也	豊中市 こども未来部 はぐくみセンター センター長 兼　こども安心課 課長
畠山　由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科　教授
藤林　武史	西日本こども研修センターあかし　センター長
牧戸　貞	桑名市 子ども総合センター　センター長
渡部　圭子	松戸市 子ども部 こども家庭センター　統括支援員・保健師長

※五十音順、敬称略、◎は座長
※令和７年３月末時点

② オブザーバー

氏　名	現　職
伊藤　丈泰	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課　課長補佐
福井　充	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 調整係　係長
星野　尚子	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 調整係
木村　美憂	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 調整係

※敬称略
※令和７年３月末時点

③ 開催状況

下記の通り、令和６年８月～令和７年２月にかけて、会合を４回開催した。

開催日	主な検討事項
第１回 令和６年８月 28 日（水）	・本調査研究の実施計画の報告 ・実践ポイント集の骨子案について協議 ・アンケート調査票の設計について協議 ・ヒアリング調査の設計について協議
第２回 令和６年 11 月 14 日（木）	・アンケート調査結果基本集計結果の報告 ・ヒアリング調査結果の報告 ・実践ポイント集構成案について協議
第３回 令和７年１月９日（木）	・アンケート調査追加集計結果の報告 ・ヒアリング調査結果の報告 ・実践ポイント集内容案について協議
第４回 令和７年２月 27 日（木）	・実践ポイント集内容案について協議 ・報告書案について協議

(4) 実践ポイント集の作成

上記（１）～（２）の調査結果、及び（３）検討委員会での協議内容を踏まえ、こども家庭センターの業務に関する実践ポイント集を作成した。本ポイント集は、市区町村のこども家庭センター等の職員を主な読み手として想定し、こども家庭センターの機能や意義について理解し、実践に活かせるよう、体制や主要業務（サポートプランの作成、一体的支援、家庭支援事業や利用勧奨・措置、地域資源の開拓、要対協の運営・多機関協働）の解説や先進市区町村の取組事例を取りまとめたものである。

(5) 報告書の作成

本調査研究の調査結果とこども家庭センターの設置促進や機能強化に向けた方向性について取りまとめ、報告書を作成した。

4. 調査研究の実施体制

氏　名	現　職
横幕　朋子	三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング 社会政策部　副主任研究員
鈴木　陽子	三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング 社会政策部　主任研究員
山田　美智子	三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング 研究開発第２部（大阪）　主任研究員
松井　望	三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング 社会政策部　副主任研究員
荻野　琴	三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング 社会政策部　研究員
三浦　まい	三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング 社会政策部　研究員
杉浦　悠花	三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング 社会政策部　研究員

※令和７年３月末時点

第 II 章 こども家庭センター設置市区町村向けアンケート調査

1. 調査概要

(1) 目的

こども家庭センターの機能強化に向けて、各センターにおける現状の課題やニーズを把握するとともに、業務項目ごとにどのような取組が行われているのか等について、業務の実態を把握することを目的に実施した。

また、本アンケートで把握したこども家庭センターの業務の状況や課題などの実態は、こども家庭センターの運営管理者や現場職員の実践に役立つポイン集としての取りまとめ及び業務実態に即した施策の検討のために活用した。

(2) 調査対象

令和６年５月１日時点でこども家庭センターを設置している市区町村（876 自治体）

(3) 調査期間

令和６年 10 月 10 日（木）～11 月５日（火）

(4) 調査方法

Web アンケート調査にて実施した（希望があれば電子ファイルの送付・メール回答も可能とした）。依頼状及び、調査画面の URL と二次元コードを掲載した実施要領は、こども家庭庁からこども家庭センター設置済み市区町村にメールにて展開した。

なお同一市区町村内で複数のこども家庭センターを設置している場合は、市区町村につき１つの回答として取りまとめていただいた。

(5) 回収数

回収数：737 件

有効回答数：645 件（有効回答率：73.6%）

※スクリーニング設問として、令和６年５月１日時点でこども家庭センターを設置していたかどうか（複数設置している場合、１か所目のこども家庭センターを令和６年５月１日時点で設置していれば「はい」を選択）について聴取し、737 件中、「いいえ」を選択した 92 自治体の回答を無効回答とした。ただし、これらは調査対象母数である 876 自治体には含まれないため、回収率は記載していない。

(6) 調査項目

１．基礎情報・体制

・こども家庭センターの立地

２．母子保健と児童福祉の一体的支援について

・合同ケース会議の参加者、開催の有無

・合同ケース会議の協議対象、ケースの主担当、協議内容

・合同ケース会議が支援に役立ったケースの詳細（こどもや家庭の状況、役立った協議内容、協議を充実させるための工夫）
・合同ケース会議のメリット、課題
・統括支援員の主な業務内容、統括支援員の課題
・一体的支援に向けた取組、工夫

３．サポートプランの活用、相談面接について
・サポートプランの作成実績、作成に向けた検討内容、作成実績がない理由
・対象者の意向や状況の確認に関する工夫
・こどもの意向を把握・反映するための工夫
・サポートプランの様式に関する工夫、様式データの提供可否
・サポートプランの同意取得・参画や手交が難しい場合の理由
・サポートプランに関する課題、メリット
・サポートプランの見直しの頻度

４．多様なサービスや資源の活用について
・家庭支援事業の実施状況、実施のために必要なこと・取り組んでいること
・家庭支援事業の利用勧奨・措置の状況、具体的内容
・多様な資源の活用や連携に向けた取組（多様な資源の把握・関係機関のネットワーク化・不足している資源の開拓等）
・多様な資源の活用に関する課題感
・特徴的な取組（国庫補助事業や自治体独自事業などを含む）

５．関係機関との連携について
・「要支援児童」「要保護児童」に関する定義・例示の有無・内容
・要対協の運営に関する工夫
・庁内外の関係機関との連携強化に向けた取組

６．その他
・こども家庭センターで実施している取組
・こども家庭センターのねらいの達成に向けての課題感
・こども家庭センターの運営や機能強化に向けて都道府県・国から提供してほしい情報・支援

(7) 留意点

・回答は、それぞれの質問の回答者数を母数とした百分率（%）で示している。それぞれの質問の回答者数は、n と表記している。
・%は小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位までを表記している。したがって、回答の合計が必ずしも 100%にならない場合がある。
・表上の数値の単位については、表中に記載がないものは%である。
・回答者が２つ以上回答することのできる質問（複数回答）については、%の合計は 100%を超えることがある。
・各設問の選択肢が長い場合、選択肢を省略して記載している場合がある。
・クロス集計の際、表側に来る項目（クロス軸）に無回答があった場合、分析軸からは除外している。

2. 調査結果のサマリー

(1) 母子保健と児童福祉の一体的支援に向けた取組や人員体制

○ 「両機能の職員が参加する合同研修」や「両機能をいずれも経験できるような人事ローテーション」等の取組は、政令市等の人口規模の大きな市区町村ほど取組が進んでいる傾向がみられる（p. 42 の図表 35 参照）。

○ 「１万人未満」の市区町村では、約２割が令和６年４月～９月に合同ケース会議を一度も開催していない（p. 19 の図表 10 参照）一方で、「会議以外の場（打合せ等）を活用した日常的に話し合う機会の確保」といった日常的な連携については、「１万人未満」（82. 2%）、「１万～10 万人未満」（80. 5%）と小規模の市区町村で回答割合が高い（p. 42 の図表 35 参照）。両機能の立地について、人口規模が小さいほど両機能が同じ建物の同じ階に立地している割合が高い傾向がある（p. 14 の図表 4 参照）ことからも、人口規模の小さい市区町村では、両機能の一体的支援に向けた取組や会議体を一から構築するのではなく、日常的な関係性の近さを活用した連携体制がとられていることがうかがえる。

○ 合同ケース会議の開催によるメリットについて「当てはまる」の割合が特に低いのは、「両機能それぞれの実施事業や関係機関について理解が深まった」（45. 0%）、「両機能それぞれの役割について理解が深まった」（50. 7%）、「両機能による日頃の協働が促進された」（54. 3%）であった（p. 29 の図表 21 参照）。一方、必須参加者以外も含む両機能の職員に対して、合同ケース会議等への出席を推奨している市区町村においては、これらの３項目について「当てはまる」と回答している割合が高いことから、単に合同ケース会議を開催するだけでなく、一体的な支援体制の構築という目的を踏まえて、センター職員を巻き込んで取り組むことが重要と考えられる（p. 29 の図表 22～p. 30 の図表 24 参照）。

○ 合同ケース会議の協議内容としては、「要保護児童／要支援児童／特定妊婦に該当する家庭への支援方針の検討」（87. 0%）、「支援対象家庭に関する両機能合同でのアセスメント」（83. 8%）の回答割合が高い（p. 2834 の図表 26 参照）。また、合同ケース会議の協議対象となったケースとしては、「３歳未満のこども」が占める割合が高い（p. 22 の図表 16 参照）。

○ 統括支援員の業務をみると、「必要な地域資源の開拓のための働きかけ又は指導・助言」、「地域の社会資源の把握」において「できている」の回答割合が低い（p. 34 の図表 26 参照）。この傾向は「中核市」において顕著であり、それぞれ 8. 9%、17. 8%と他の人口規模に比べても「できている」の回答割合が低くなっている（p. 36 の図表 28、図表 29 参照）。「中核市」では、人口規模が比較的大きいもののセンターが１か所設置である場合も多く、結果として統括支援員の業務負担が大きく、地域資源開拓に関する業務にまで手が回っていない可能性が示唆される。

(2) サポートプランの活用、相談面接

○ 人口規模が大きい市区町村ほど、令和６年４月１日以降にサポートプランの作成実績があるという割合が高くなる傾向がみられ、「政令市」や「中核市」では９割を超えているが、「１万人未満」では３割台にとどまる（p. 43 の図表 37 参照）。

○ サポートプランの管理に関する課題をみると、「進行管理や見直しを行うタイミングや頻度が明確でない」が６割強となっており（p. 54 の図表 53 参照）、進行管理や支援方針の見直しとサポートプランの見直しがうまく連動していない状況がうかがえる。なお、「市町村子ども家庭支援

指針」（平成 29 年）では、「支援計画の作成」が要保護児童等の支援の流れに位置づけられているが、令和６年 10 月１日時点で要保護児童・要支援児童へ支援計画を「全く作成しなかった」市区町村（こども家庭センター未設置市区町村も調査対象に含む）の割合はそれぞれ 46.6%、46.8%となっている[2]。このような状況の中、要保護・要支援児童に対して支援計画を策定している市区町村においては、要対協登録ケースのサポートプランについて、「３か月以内に１回」の頻度で見直しているという回答割合が 46.4%となっており、支援計画を策定していない自治体よりもサポートプランの見直しを定期的に実施できていることが分かった（p.57 の図表 56 参照）。

○ サポートプランの作成において、対象者の意向や状況の確認に関する取組の実施状況は項目によりばらつきがあるが、いずれの項目においても「している」と「おおむねしている」を合わせた割合は８割弱から９割と高い（p.45 の図表 41 参照）。また、人口規模が大きい市区町村ほど、「できるだけ対象者（こども以外）本人と協働で作成するようにしている」について、「している」と「おおむねしている」を合わせた割合が高いという傾向がみられた（p.48 の図表 43 参照）。

○ 一方、こどものニーズや意向の把握に関する取組をみると、いずれの項目においても「している」と「おおむねしている」を合わせた割合は３割程度から６割程度にとどまっており、サポートプランの作成においてこどもの気持ちや考え、ニーズ、意向の把握を十分に実施できていない、あるいは実施に当たって課題を抱えているという状況があると考えられる（p.48 の図表 44 参照）。他方で、要保護・要支援児童に対して支援計画を策定している市区町村では、支援計画を策定していない市区町村に比べて、こども本人から話を聞きニーズや意向を踏まえたサポートプランを作成しているという回答割合が高く、サポートプランを効果的に活用できている様子がうかがえる（p.50～51 の図表 46～図表 48 参照）。

○ サポートプランの活用によるメリットをみると、「職員が、対象者のニーズ（困りごとや願い）を把握しやすくなった」「職員が、対象者のニーズ（困りごとや願い）に沿った支援を検討しやすくなった」「職員が対象者に対し、支援の目的・内容等を伝えやすくなった」については、「当てはまる」と「やや当てはまる」を合わせた割合が８割以上と高くなっている（p.58 の図表 57 参照）。また、対象者のニーズや意向を自由に記入できる記述欄をサポートプランの様式で設けている市区町村においては、「対象者が、ニーズ（困りごとや願い）を表明しやすくなった」について、「当てはまる」と「やや当てはまる」を合わせた割合が高く（p.58 の図表 58 参照）、様式を工夫することがサポートプランの効果を高める一助となることがうかがえる。

(3) 家庭支援事業等の活用

○ 家庭支援事業の実施状況について、こども家庭センター未設置市区町村も調査対象に含む「市区町村（こども家庭センター等）状況調査」では、「児童育成支援拠点事業」（7.0%）と「親子関係形成支援事業」（15.5%）の実施率が他事業よりも低くなっている。本調査でも同様に、「児童育成支援拠点事業」（11.2%）と「親子関係形成支援事業」（21.9%）の実施率が他事業と比べて低く（p.59 の図表 59 参照）、センター設置市区町村であっても同様の傾向がみられた。他方で、

[2] こども家庭庁「市区町村（こども家庭センター等）状況調査（令和６年 10 月１日時点）」令和７年３月

「事業を実施していない」の中には、家庭支援事業以外の国補助事業等を活用して同様のサービスを構築している場合も含まれると考えられる。

○　「子育て短期支援事業」においては、実施率は 79.1%と高い一方で、「事業を実施しているが、供給量は十分とはいえない」の割合が 36.3%と他事業よりも高く、ニーズに対する供給量が追い付いていない状況がうかがえる。

○　家庭支援事業の利用勧奨・措置を行ったケースについて自由回答で把握したところ、ひとり親家庭、祖父母が養育者となっているケース、親やこどもに心身の不調がみられるケースなどに対して、養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業、レスパイトを目的とした子育て短期支援事業等を取り入れた事例などがみられた（p. 61 の図表　62 参照）。他方で、本設問では自由回答の回答数自体が少なかったことからも、そもそも利用勧奨・措置自体の件数が少なく、市区町村においてどのようなケースで利用勧奨・措置を行うのか整理されていない状況もうかがえる。

(4) 地域資源の把握・開拓・連携

○　地域資源の活用に関する課題感をみると、「ニーズに対して不足している地域資源の開拓が十分にはできていない」について、「当てはまる」と回答した市区町村は３割強と他の項目よりも回答割合が高い（p. 70 の図表　70 参照）。一方、統括支援員が「必要な地域資源の開拓のための働きかけ又は指導・助言」を実施「できている」と回答した市区町村ほど、多様な資源の活用や連携に向けた取組が進んでおり、また、多様な資源の活用に関する課題感が少ないという傾向がみられる（p. 64 の図表 65 及び p. 70 の図表 71 参照）。（１）で指摘した通り、統括支援員の業務においては、地域資源の把握・開拓に関わる業務において「できている」の回答割合が低いが、地域資源の開拓・把握を進めるに当たっては、統括支援員の役割が重要になる可能性が示唆された。

○　人口規模が大きい市区町村ほど、要対協の運営等における様々な取組を実施している割合が高く（p. 82 の図表　78 参照）、また庁内の他部署や庁外の関係機関との連携強化に向けた様々な取組を実施している割合が高いという傾向がみられる（p. 86 の図表　81 及び p. 90 の図表　85 参照）。特に、要対協の運営等に関して、「実務者会議に必要に応じて弁護士又は医師に参加してもらっている」「こども家庭センター職員と児童相談所職員との合同研修や児童相談所への長期派遣を実施している」「市区町村・児童相談所以外の構成機関の職員が参加できる研修を実施している」といった専門職や児童相談所との連携については、人口規模によって回答割合に大きな差が見られた。

○　なお、児童福祉法第６条の３第８項上の定義以上に、要支援児童や要保護児童に関して独自の定義や例示を定めているかどうかについて回答を求めたところ、「いずれも定めていない」という市区町村が４分の３程度を占めた。具体的に定義・例示している市区町村では、アセスメント項目やシート等を活用している場合や、緊急度等によってランクを付けている場合、児童相談所の管理ケースかどうかで判断している場合等、様々であった（p. 74 の図表　73 及び、p. 74 の図表 74 参照）。

(5) その他

○　人口規模が大きい市区町村ほど、「集合型ではなく個別提供型の保護者支援プログラムを行っている」「ヤングケアラーの存在を把握し、支援を検討するようにしている」といった取組を実施

している割合が高い傾向がみられる（p. 92 の図表 88 参照）。

○ こども家庭センターの運営や機能強化に向けて、都道府県や国から提供してほしい情報や支援について自由回答で把握したところ、財源・人材確保の支援に関するニーズのほか、事例の共有や研修の実施（こども家庭センター専門職の連携や理解を深めるための研修等）といったニーズがみられた（p. 95 の図表 91 参照）。

3. 調査結果

(1) 市区町村の基本情報・体制について

① 所在する都道府県

回答のあった市区町村が所在する都道府県は以下の通り。

図表 2　都道府県名：単数回答（Q1）

No.	都道府県名	n	%	No.	都道府県名	n	%
1	北海道	18	2.8	25	滋賀県	6	0.9
2	青森県	11	1.7	26	京都府	8	1.2
3	岩手県	12	1.9	27	大阪府	17	2.6
4	宮城県	17	2.6	28	兵庫県	19	2.9
5	秋田県	9	1.4	29	奈良県	17	2.6
6	山形県	16	2.5	30	和歌山県	10	1.6
7	福島県	19	2.9	31	鳥取県	2	0.3
8	茨城県	16	2.5	32	島根県	11	1.7
9	栃木県	16	2.5	33	岡山県	6	0.9
10	群馬県	6	0.9	34	広島県	12	1.9
11	埼玉県	42	6.5	35	山口県	8	1.2
12	千葉県	18	2.8	36	徳島県	0	0.0
13	東京都	28	4.3	37	香川県	4	0.6
14	神奈川県	17	2.6	38	愛媛県	4	0.6
15	新潟県	1	0.2	39	高知県	6	0.9
16	富山県	9	1.4	40	福岡県	51	7.9
17	石川県	13	2.0	41	佐賀県	3	0.5
18	福井県	10	1.6	42	長崎県	10	1.6
19	山梨県	7	1.1	43	熊本県	28	4.3
20	長野県	25	3.9	44	大分県	9	1.4
21	岐阜県	20	3.1	45	宮崎県	11	1.7
22	静岡県	16	2.5	46	鹿児島県	7	1.1
23	愛知県	33	5.1	47	沖縄県	7	1.1
24	三重県	10	1.6		全体	645	100.0

② こども家庭センターの立地

「両機能が同じ建物の同じ階に立地している」が 68.2%でもっとも割合が高く、次いで「両機能が離れた場所に立地している」が 22.0%、「両機能が同じ建物ではないが同じ敷地又は隣接した敷地に立地している」が 5.3%となっている。

図表 3　こども家庭センターの立地：複数回答（Q2）

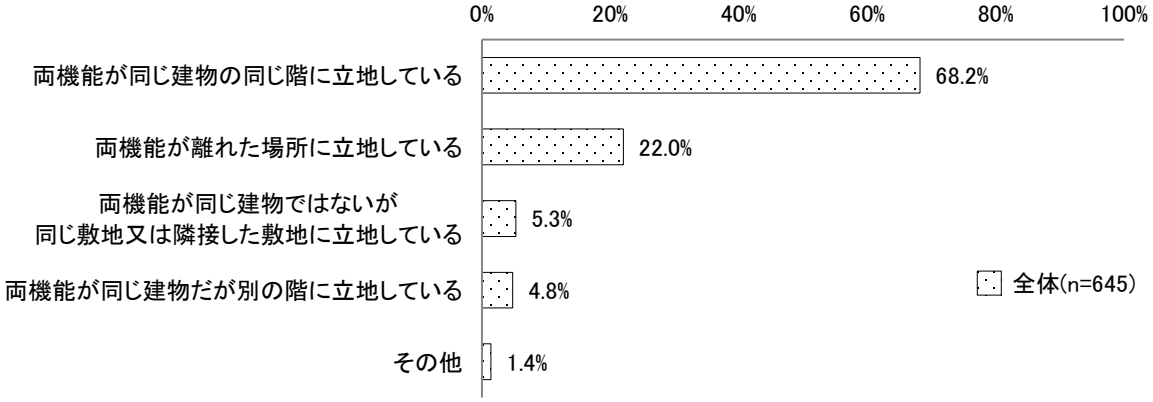

「その他」の主な回答としては、「一部母子保健機能（地域保健福祉センター）が離れた場所に立地している。」等があった。

人口規模別にみると、政令市・中核市以外では、人口規模が小さいほど「両機能が同じ建物の同じ階に立地している」割合が高いという傾向がみられ、「１万人未満」では 79.5%となっている。一方、「両機能が離れた場所に立地している」をみると、「30 万人以上（中核市・政令市除く）」では 57.1%と、その他の人口規模と比べて高くなっている。

図表 4　人口規模別　こども家庭センターの立地：複数回答（Q2）

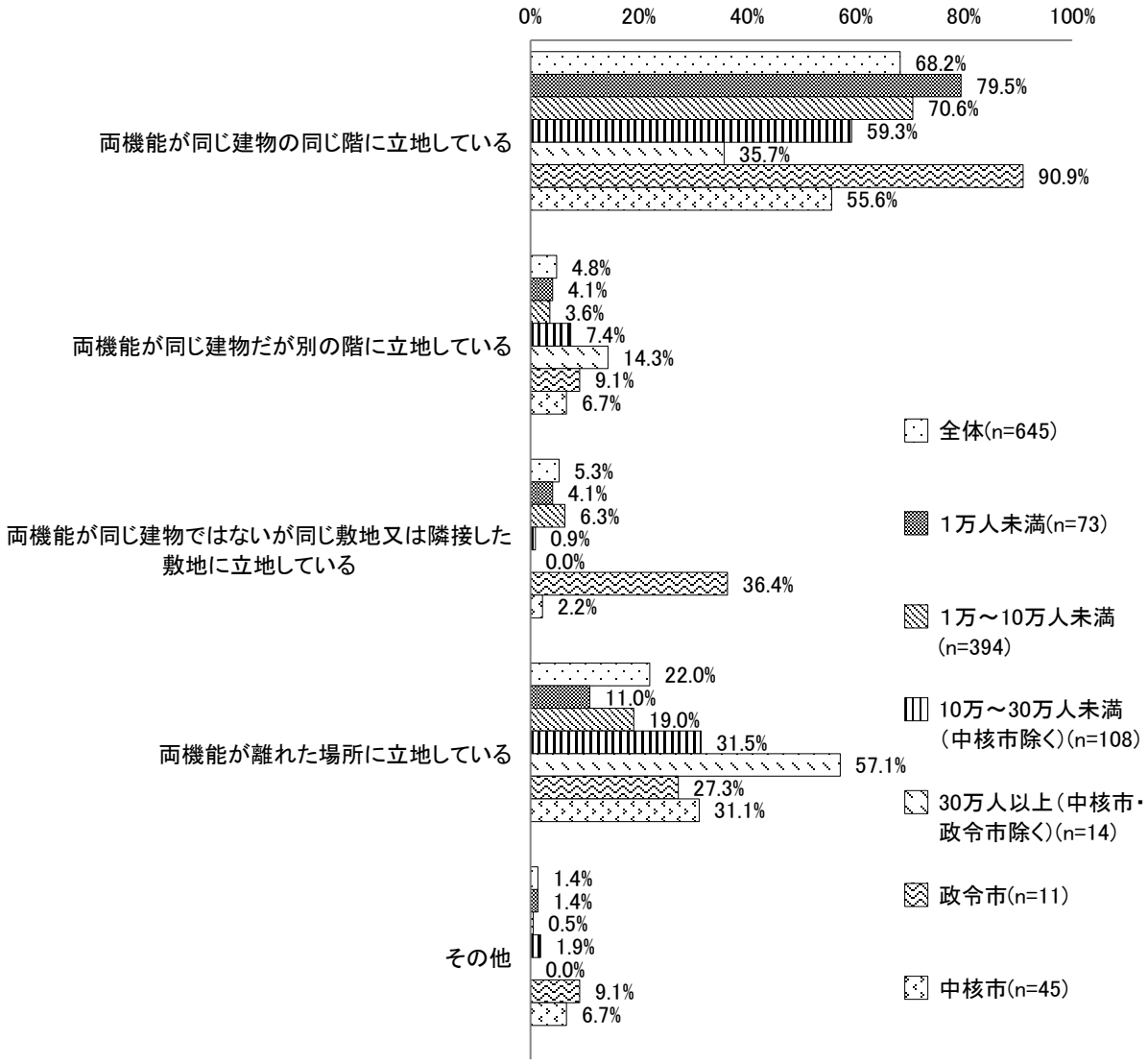

③ 合同ケース会議（定期的な開催）の参加者／必須参加者

合同ケース会議（定期的な開催）の参加者について、必須参加としている職員をみると、「母子保健機能の職員」「児童福祉機能の職員」が 82.2%でもっとも割合が高く、次いで「統括支援員」が 78.3%、「こども家庭センター長」が 25.0%となっている。

図表 5　合同ケース会議（定期的な開催）の参加者／必須参加者：複数回答（Q3_1）

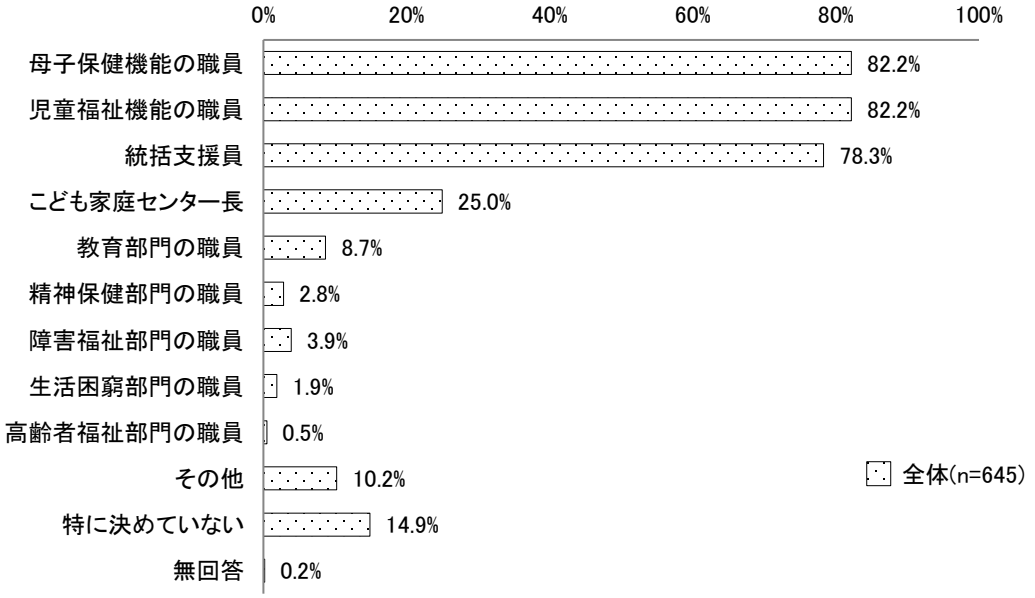

注）「こども家庭センターガイドライン」では、合同ケース会議の参加者として「統括支援員」及び「母子保健機能・児童福祉機能の職員」が挙げられており、「統括支援員は原則としてすべての合同ケース会議に参加することが望ましい」とされている（「こども家庭センターガイドライン」p20-21）。ただし、本調査においてはこの旨を明示していなかったため、厳密にはガイドラインで定義されている「合同ケース会議」には該当しない会議も Q3_1 の回答に含まれていると考えられる（以下、同様）。

「その他」の主な回答としては、「児童相談所」「子育て支援関係（地域子育て支援拠点事業を委託している NPO 職員、利用者支援事業（基本型）担当者　等）」「障害関係（こども発達支援センターの職員　等）」「保育関係（保育幼稚園担当職員　等）」「警察」「医療関係（医師、助産師）」「児童家庭支援センター」等があった。

④ 合同ケース会議（定期的な開催）の参加者／任意参加者

合同ケース会議（定期的な開催）の参加者について、任意参加としている職員をみると、「特に決めていない」が 52.7%でもっとも割合が高く、次いで「こども家庭センター長」が 27.3%、「精神保健部門の職員」が 24.3%となっている。

図表 6　合同ケース会議（定期的な開催）の参加者／任意参加者：複数回答（Q3_2）

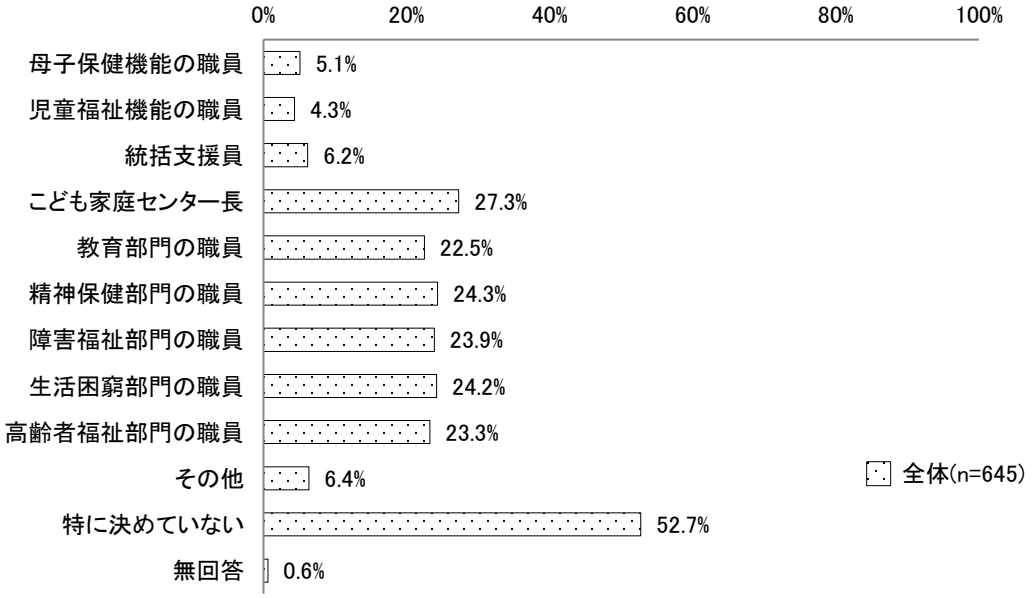

「その他」の主な回答としては、「保育関係（保育園・幼稚園、地域支援の保育士　等）」「ケースに応じて参加者を決定」「障害関係（相談支援事業所、療育支援担当職員、計画相談員　等）」「児童相談所」「学校」等があった。

⑤ 合同ケース会議（随時開催）の参加者／必須参加者

合同ケース会議（随時開催）の参加者について、必須参加としている職員をみると、「児童福祉機能の職員」が 78.6%でもっとも割合が高く、次いで「母子保健機能の職員」が 73.5%、「統括支援員」が 73.0%となっている。

図表 7　合同ケース会議（随時開催）の参加者／必須参加者：複数回答（Q3_3）

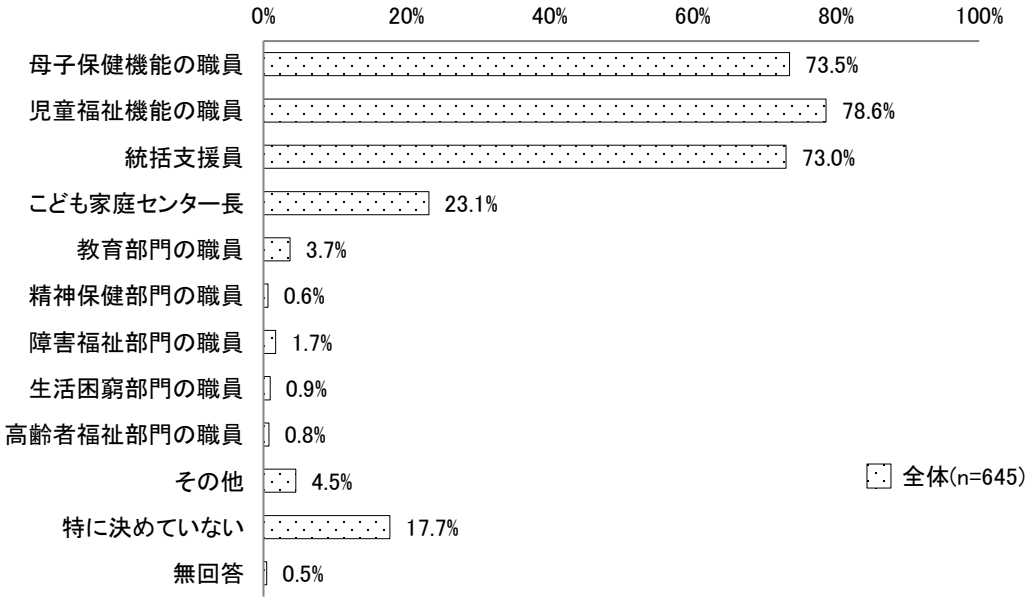

「その他」の主な回答としては、「保育関係（保育部門の職員、公立認定こども園保育教諭　等)」「児童相談所」「心理士」「子育て支援関係（地域子育て支援拠点事業を委託している NPO 職員、利用者支援員　等)」等があった。

⑥ 合同ケース会議（随時開催）の参加者／任意参加者

合同ケース会議（随時開催）の参加者について、任意参加としている職員をみると、「特に決めていない」が 46.0%でもっとも割合が高く、次いで「障害福祉部門の職員」「生活困窮部門の職員」が 34.9%、「教育部門の職員」が 34.3%となっている。

図表 8　合同ケース会議（随時開催）の参加者／任意参加者：複数回答（Q3_4）

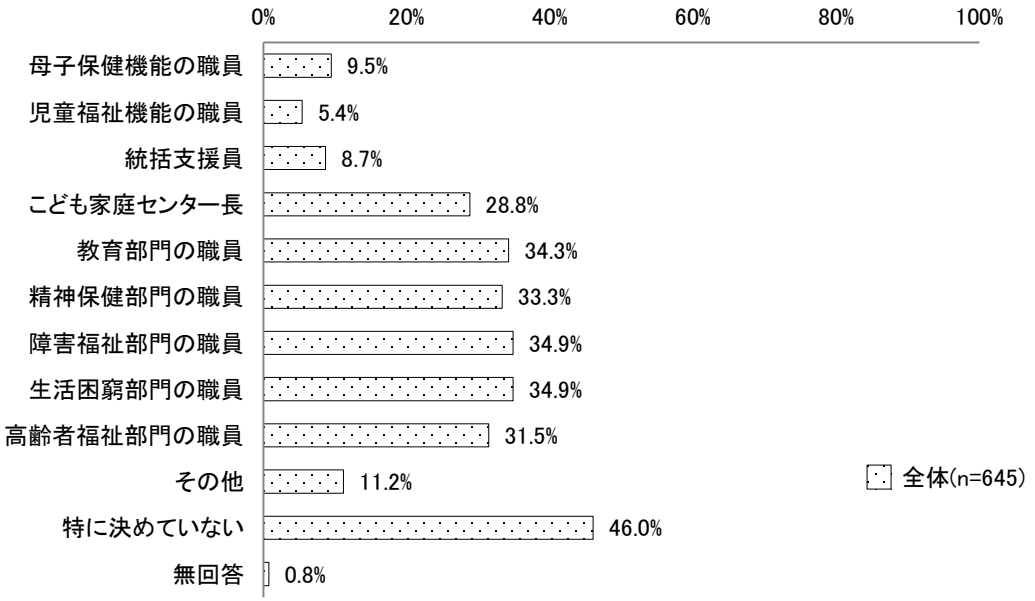

「その他」の主な回答としては、「児童相談所」「保育関係（幼稚園・保育園職員　等）障害関係（基幹相談支援センター職員、相談支援機関、放課後デイ、民間療育　等）、女性支援関係（妊産婦等生活援助事業担当者、若年妊産婦の居場所事業等の委託等事業者、母子父子自立支援員　等）、医療関係（医療機関、助産師）、学校（学校の教職員、SSW　等）、ケースに関係する職員、社会福祉協議会、警察」等があった。

(2) 母子保健と児童福祉の一体的支援について

① 令和６年４～９月の合同ケース会議の開催実績

令和６年４～９月の合同ケース会議の開催実績をみると、「１回以上開催した」が 93.0%、「開催していない」が 7.0%となっている。

図表 9　令和６年４～９月の合同ケース会議の開催実績：単数回答（Q4）

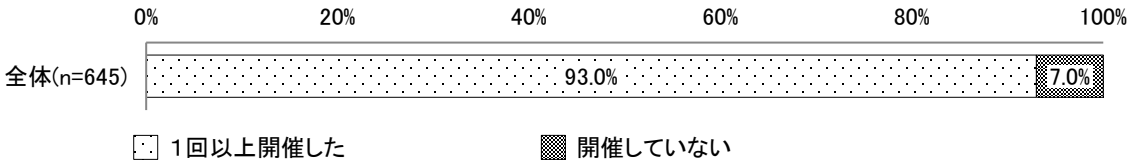

人口規模別にみると、「１万人未満」の市区町村において「開催していない」の回答割合が約２割となっている。

図表 10　人口規模別　令和６年４～９月の合同ケース会議の開催実績：単数回答（Q4）

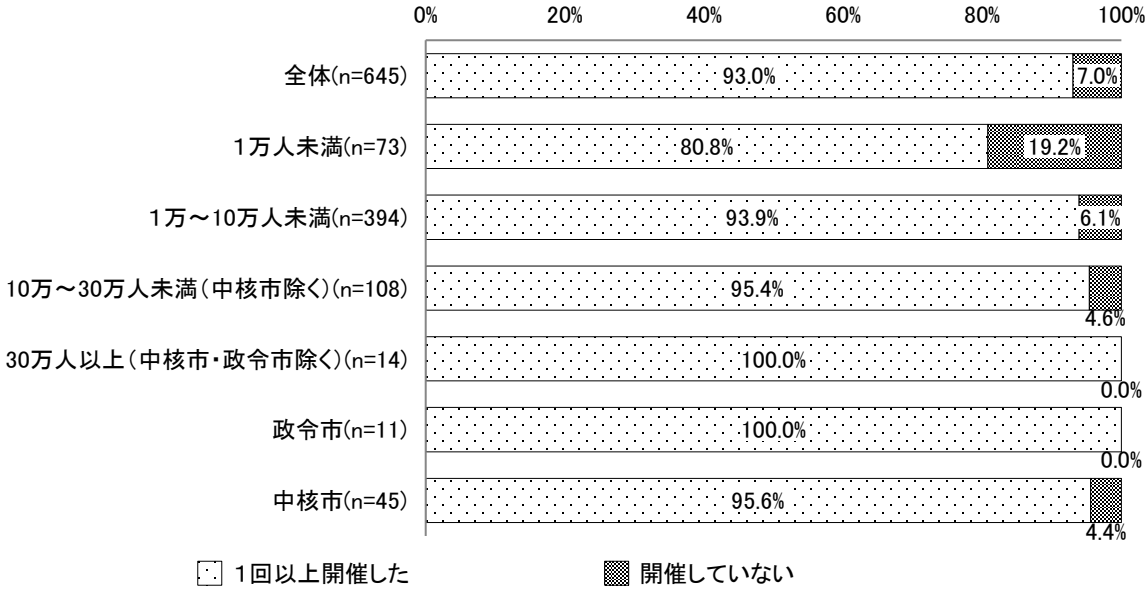

② 合同ケース会議の協議対象となるケースの主担当

以下、Q5～Q9 は、Q4 にて「１回以上開催した」と回答した市区町村を対象としている。

i.児童福祉機能が主担当であったケースの割合

合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、初回の協議対象となった時点（定期的な開催・随時開催のいずれも含む）の主担当が児童福祉機能であったケースが占める割合をみると、「０%以上 20%未満」が 25.8%でもっとも割合が高く、次いで「40%以上 60%未満」が 24.2%、「20%以上 40%未満」が 20.0%となっている。

図表 11　合同ケース会議の協議対象のうち、児童福祉機能が主担当であったケースの割合
：数値回答（Q5_1）

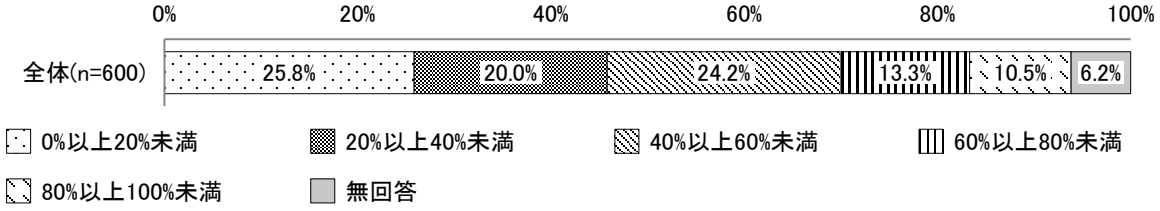

ii.母子保健機能が主担当であったケースの割合

合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、初回の協議対象となった時点（定期的な開催・随時開催のいずれも含む）の主担当が母子保健機能であったケースが占める割合をみると、「40%以上 60%未満」が 24.7%でもっとも割合が高く、次いで「０%以上 20%未満」が 20.5%、「20%以上 40%未満」が 16.7%となっている。

図表 12　合同ケース会議の協議対象のうち、母子保健機能が主担当であったケースの割合
：数値回答（Q5_2）

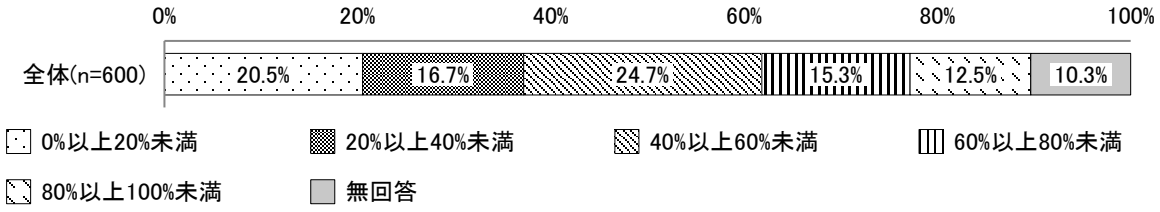

iii.主担当が決まっていないケースの割合

合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、初回の協議対象となった時点（定期的な開催・随時開催のいずれも含む）の主担当がどちらの機能か決まっていないケースが占める割合をみると、「０%以上 20%未満」が 90.7%でもっとも割合が高く、次いで「20%以上 40%未満」が 5.2%、「40%以上 60%未満」が 1.3%となっている。

図表 13　合同ケース会議の協議対象のうち、主担当か決まっていないケースの割合：数値回答（Q5_3）

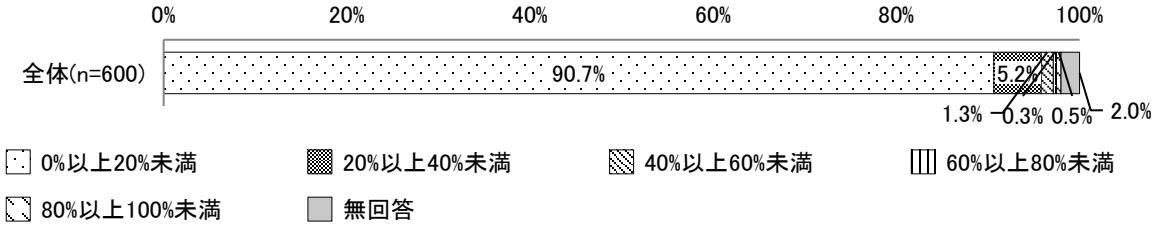

iv.主担当がその他のケースの割合

合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、初回の協議対象となった時点（定期的な開催・随時開催のいずれも含む）の主担当がその他のケースが占める割合をみると、「０%以上 20%未満」が 95.3%でもっとも割合が高く、次いで「20%以上 40%未満」が 2.2%、「40%以上 60%未満」が 1.0%となっている。

図表 14　合同ケース会議の協議対象のうち、主担当がその他のケースの割合：数値回答（Q5_4）

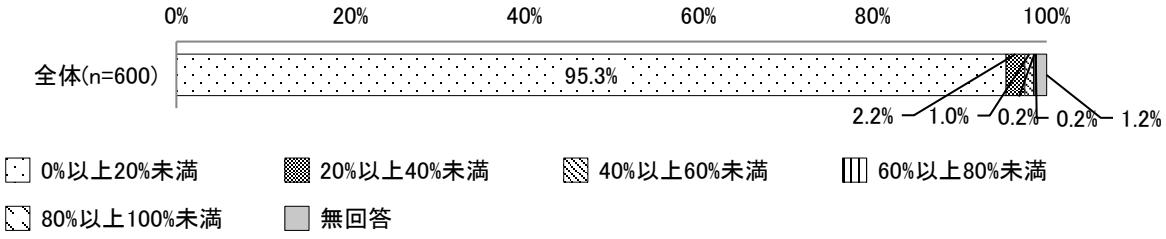

③ 合同ケース会議の協議対象となるケースの属性

i.妊婦のケースの割合

合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、妊婦のケースが占める割合をみると、「０%以上 20%未満」が 48.0%でもっとも割合が高く、次いで「20%以上 40%未満」が 25.5%、「40%以上 60%未満」が 12.7%となっている。

図表 15　合同ケース会議の協議対象のうち、妊婦のケースの割合：数値回答（Q6_1）

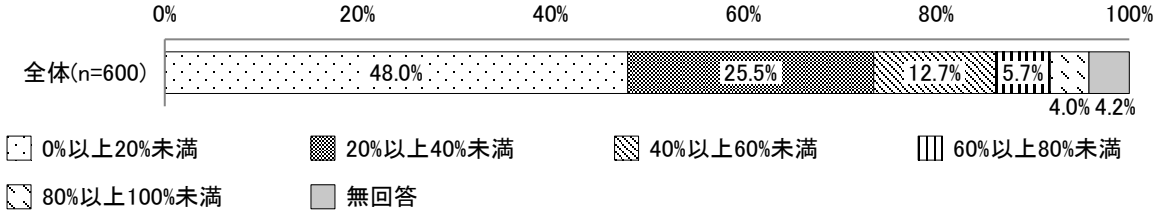

ii.３歳未満のこどものケースの割合

合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、３歳未満のこどものケースが占める割合をみると、「20%以上 40%未満」が 37.3%でもっとも割合が高く、次いで「０%以上 20%未満」が 32.0%、「40%以上 60%未満」が 20.5%となっている。

図表 16　合同ケース会議の協議対象のうち、３歳未満のこどものケースの割合：数値回答（Q6_2）

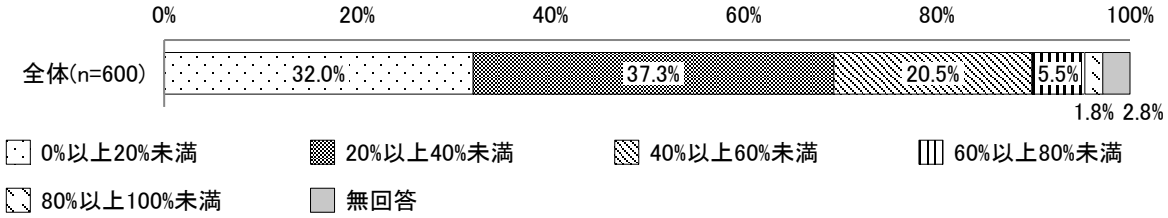

iii.３歳～就学前のこどものケースの割合

合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、３歳～就学前のこどものケースが占める割合をみると、「０%以上 20%未満」が 49.8%でもっとも割合が高く、次いで「20%以上 40%未満」が 40.0%、「40%以上 60%未満」が 8.0%となっている。

図表 17　合同ケース会議の協議対象のうち、３歳～就学前のこどものケースの割合
：数値回答（Q6_3）

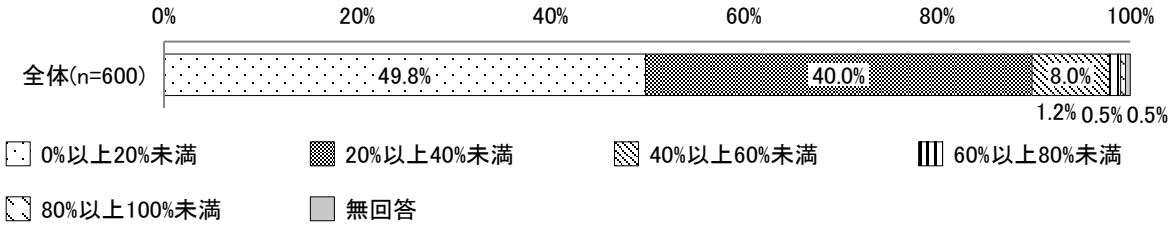

iv.小学生以上のこどものケースの割合

合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、小学生以上のこどものケースが占める割合をみると、「０%以上 20%未満」が 50.8%でもっとも割合が高く、次いで「20%以上 40%未満」が 23.8%、「40%以上 60%未満」が 16.2%となっている。

図表 18　合同ケース会議の協議対象のうち、小学生以上のこどものケースの割合
：数値回答（Q6_4）

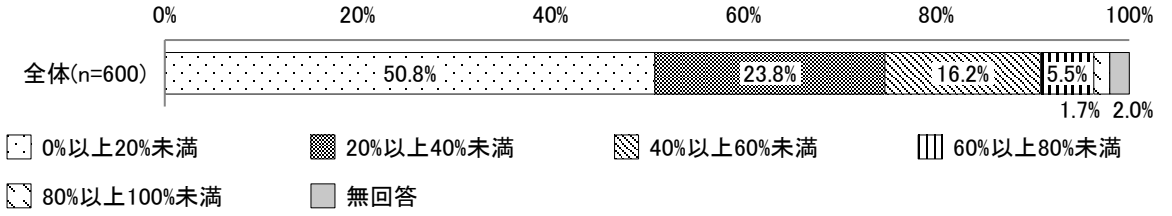

④ 合同ケース会議を開催したことで、開催する以前と比べて対象者の支援に役立ったケース

合同ケース会議を開催したことで、開催する以前と比べて対象者の支援に役立ったケースを自由回答で把握した。以下、①はこどもや家庭の状況、②は役立ったと思う協議内容、③は協議を充実させるための工夫を示している。

図表 19　合同ケース会議を開催したことで、開催する以前と比べて対象者の支援に役立ったケース：自由回答（Q7）

■情報共有や多角的な視点でのアセスメントができたことで、支援が前進したケース	
1	①ステップファミリーでこどもは４歳。ネグレクトの可能性があったが、保護者の受入れが良くなく詳細は不明だった家庭。 ②様々な情報が集まり全体像が見えることで、より精度の高いアセスメントができたり、その

	家庭の見方が共有でき、支援策が明確になった。 ③守秘義務の徹底。会議内の役割及び在宅アセスメントシートに必要な情報を持ち寄ってもらえるように事前に説明し協力を得る。信頼関係構築のため、日頃より顔の見える関係性づくりを心掛けている。
2	①小４と中１、両親の４人世帯。父：借金がある、母：アルコール依存症と思われる（受診意向なく未診断）、児相との面談の約束を破る。 ②優先すべき課題とその具体策についての検討のなかで、これまではあえて母子保健は母のアルコールの支援、児童福祉は虐待対応と分けて支援（対応）してきた（勿論情報共有はしていた）が、母のアルコールに関する父への初回アプローチは一緒に行うとよいことが共有でき方向性の明確化ができた。 ③互いに押し付けることなく各々ができることを考える。見える化、またケース記録作成の効率化を図るためにホワイトボードなどに記録する。
3	①第２子生後１か月、出産後母と連絡がとれないケース。妊娠届時に訪問をやめてほしいと拒否しており、今回出産後安否確認ができていない。帝王切開後、母の体調が悪くなり、母子の状況を出産医療機関へ問い合わせても伝えてくれない状況であるため、今後の支援について母子保健部門からケース会議にかけられた。 ②母子保健部門の情報、児童福祉部門の情報を共有し、ケース全体のアセスメントを行うことができた。母の体調の確認やこどもの安否確認の必要性を話しあい、要対協に登録して支援していく方向性を確認できた。 ③協議の前に話し合いたいケースを参加者に伝え、担当者がケースの概要について目で見て分かるようケースの概要を作り、協議が円滑に進むようにしている。
4	①16 歳を筆頭に１歳まで５人のこどもがいる世帯で、上の子の虐待通告が学校から入ったケース。外国籍で支援者不在であり転入ケースで情報も少なかった。 ②母子保健部門から児童福祉につないでもらい家庭介入がスムーズにできた。母子保健の情報を得てリスク確認を行うことができた。母子保健がポピュレーションで持っている情報が多いため、合同ケース会議にあげることでカルテも一緒に確認できアセスメントに役立った。 ③資料を簡素化し、ホワイトボードを活用してジェノグラムや課題、方針を可視化。ホワイトボードが電子黒板であるため、会議終了後にプリントアウトして両機能で同じ物を共有し振り返りもできるよう工夫している。
5	①対象児童は２歳。母は当市出身。婚姻して他市に転出していたが離婚により当市母方実家に転入。母方祖父から母及び児童に対して暴力があり、母子と母の弟で市内転居。母方祖父が居宅に押しかけるなどすることに対して母が適切な避難行動をとらないことをもって、ネグレクトで受理。その後母が児童を叩いていることが分かり、身体的虐待で対応開始した。 ②当初は児童相談所のみが受理対応して当市母子保健部門と連携していたが、母子保健部門で母方祖父が居宅に押し掛けたことを把握。当市児童福祉部門での母の養育力やリスクのアセスメント及び対応方針を速やかに検討するに当たり、母子保健部門が転入元から受けていた情報提供内容、家庭訪問等により把握していた母の支援ニーズや養育環境等の情報が役立った。

	③母子保健部門と児童福祉部門ですでに持っている情報からそれぞれ対応方針を考え、それを持ち寄ってすり合わせることで、効率的で多角的な支援方針を共有できるようにしている。合同ケース会議には、担当者を含む各部門複数名で出席する。その協議結果は児童福祉部門の受理・支援方針会議等で報告・協議し、センター全体で対応方針の適切さを再確認するようにしている。
6	①未婚、予期しない妊娠、パートナー(外国人)との入籍予定がない35歳の母親、妊娠27週で母子手帳交付。こどもは0歳。母は母方祖父と兄と同居。母は食事も作れず(これまでも目玉焼きのみ作れる程度)対人コミュニケーションも難しい性格。 ②保護者の収入面の確認ができたり、今までの虐待通告の有無や過去の関わりについて把握することができた。母子保健部門と協議し適切な時期に必要な支援を情報共有し、役割分担を決めて支援にあたれたこと。行政だけでなく、病院や民生委員(地域)、児童相談所とケースの情報を医学的側面(アセスメントの実施)や保護の視点、地域におけるサポートの視点と多角的に捉え皆で課題を共有し支援できたこと。 ③会議対象者を事前に共有し、母子保健と児童福祉の担当者が会議前に双方の支援策をすり合わせている。
7	①若年妊婦で連絡が取れなくなったケース。同地区内に実母がいることはわかっていたが、住所の把握はなく、連絡できない状況。 ②合同ケース会議で協議対象としたことにより、出席していた家庭児童相談員が以前妊婦の実家との関わりがあり、実母の状況について情報が得られ、それを踏まえて、支援を検討することができた。 ③母子保健のみの情報、児童福祉のみの情報を共有すること。
8	①特定妊婦のケース（若年妊娠、精神疾患や経済的不安があり、住民票の住所と現住所が違うケース)。 ②母子保健と児童福祉が一緒に協議することで、それぞれが持つ情報から新たな課題の確認や強みの確認ができた。 ③資料の事前配布・自由に発言ができる雰囲気づくり。
9	①過去に児童虐待の経験を持つ未婚女性の妊娠届出～出産に至ったケース。母親は実家で虐待の加害者だった両親を含む家族と同居しており、妊娠していること等を家族に話せず悩んでいた。 ②最初の対応（妊娠届出）は母子保健部門で行ったが、支援が必要なケースとして早急にセンター内で情報共有及び支援方針の検討を行った。それにより、直接過去の状況を知らない母子保健部門の担当者が、過去の経緯を踏まえた慎重な対応や関係機関との連携を行うことができた。 ③妊娠届出があったケースについて、週１回リスクアセスメント会議を行って評価し、支援が必要なケースについては支援方針の協議や関係者間の支援調整を行う会議を随時実施している。
10	①保護者に精神障害がある上に、経済面をはじめとする生活上の問題、夫婦間のモラハラなど複数の課題がある家庭に、こどもが出生。妊娠中から特定妊婦として関わってきたが、こどもへの愛着、養育意志も弱い状況にあり、養育が心配されていたケースにて虐待が疑われる

	事案が発生。 ②現状の共有と支援方法の協議は、医療、DV、虐待、育児等多角的な視点で行い、役割分担を細やかにするとともに、各担当の強みを生かして外部機関との連携を図れた。結果、訪問看護の利用、訪問支援事業の導入にこぎつけることができ、在宅での支援が継続できている。 ③乳児ではあったが、家族の構成員がそれぞれに抱える課題を多角的に把握し、アプローチの幅を広げるために、保健師、児童福祉、女性相談の担当、各総括も含め、統括支援員、所長席の周囲に集まり、密に情報を共有し協議を重ねた。そこに随時外部機関とも協議した。訪問等も同行。
11	①３歳と実父母の３人世帯で、こどもに明らかに発達の遅れがあるが保護者に危機感が無く、主たる養育者である実母も療育手帳があり困りごとの発信が難しい。保育園の登園も安定せず、家のフォローがしにくい状況だった。 ②家の中での実父母による関わりに課題があるため、担当者はその点を解決する必要があると考えていたが、実母にも障害があるという点を考えると、実母なりに一生懸命養育していると評価する声が会議参加者からあった。そのため、まずは今できていることを応援しつつ、“困ったことがあれば家庭相談員に聞く”といった簡単なことから取り組めるようサポートプランを作成、手交したところ、実母が少しのことでも家庭相談員に相談するようになり、福祉サービス（保育所等訪問支援）の利用につながった。 ③合同ケース会議に諮る対象のケースが多くあり、現時点では、特段、工夫できている点はあまりないが、今後、会議の開催頻度や会議資料の内容などを整理していきたい。
■役割分担ができたことで支援が前進したり、特定の支援者に負荷が偏らなくなった	
12	①７歳、５歳、４歳、２歳のこども、実母、実父の６人世帯。過去に健診未受診で飛び込み出産歴あり。実母が５人目を妊娠したが、実父は「妊娠にはお金がかかる」と嫌味を言い、実父に妊娠を伝えられず、妊娠葛藤・養子縁組団体へ実母から相談があり、保健センターへつながるが、保健センターと実母で連絡が取りづらく、病院受診ができていない状況だった。 ②母子保健と児童福祉の実母へのアプローチの仕方をお互いの役割の中で協議できたことで、実母の病院受診につながり、無事出産となった。 ③協議前に事前に資料を共有し、必要な情報を事前に調査している
13	①父（会社員）、母（無職：統合失調症）、本児（無所属：２歳）の３人世帯。母が「日本は危険だ」と母子で海外渡航を計画。父は母に振り回され、うつ傾向に陥ってしまった。母はこども家庭センター（母子保健担当保健師）の介入を拒否している。 ②ケースについての情報共有を行い、児童福祉担当が母のニーズにあわせた福祉サービスの紹介をしながら状況把握、母子保健担当は父から情報収集と支援、という役割分担ができた。リスクや今後の支援目標を一致させることで、母の主治医への連絡、児童相談所への連絡相談、精神保健担当部署への連絡等も協力して行うことができ、親子の支援につなげることができた。 ③タイムリーな情報共有と方針の検討・決定。
14	①こどもにとって居所や、両親の夫婦関係が非常に不安定な状況の世帯。母は離婚請求がある中、幻覚が見える精神疾患があり、こどもを一人で養育をしていた。そのため、こどもを夫や祖母に見てもらうなど居所が安定しなかった。

	②母子保健が主に対応していたケースだったが、母子保健と児童福祉の担当で役割分担を行った。母子保健担当は子のフォローを、児童福祉担当は父母ならびに祖母へのアプローチをし、夫婦としての形をどうするのか支援を行った。役割分担を図ることによりケースが進展した。 ③関係者全員が顔を合わせるとともに、ホワイトボードを利用して状況を視覚化、議事録を作成し、全員で内容を把握するようにしている。
15	①母子保健のみでずっとフォローしていたケース（精神疾患やパーソナリティ障害の親） ②母子保健のみでフォローしてきた状況をまず、児童福祉と情報共有でき、家族全体の評価が必要となった。また、これは、官民含めた関係機関でのケース検討会議が必要なのではとの協議ができた。 ③フォローの状況を支援度に沿って、きちんとアセスメントできておくことが大事。それによって、協議する判断となる。
16	①発達課題のある児童６歳がいるひとり親家庭で、養育者である実母が養育や仕事のストレスから気持ちの余裕がなくなり児童に暴言を行ったケース ②母子保健から保育園へ連絡し、総合療育医療機関への同行受診及び園での様子についての情報提供依頼を行い、児童福祉からは福祉部門との連携（療育開始の受給者証発行）、計画相談先への契約依頼等の役割分担を行い、療育につながった。 ③こどもが生活しやすい環境を得られるため、養育者が育てやすくするためにはどのような支援が必要なのかを重点的に協議し、具体的な支援方針を決定していく。
17	①父方祖母と同居中の「父・母・乳児」。父母が就労で得た金銭の大半を生活費として要求（念書有）され乳児のミルク購入費にも苦慮し、ミルクを薄めたり費用の安価なイオン飲料で代用している。母の体重減少、乳児の体重増加が緩慢になってきた。 ②父母の希望である親子３人での安定した生活ができるよう、金銭面の解決（福祉面）と乳児の成長と母の心身の健康を保持（保健面）できるよう児童福祉と母子保健の役割を明らかにし、また、情報共有できるよう協議した。 ③環境や母子の心身状況の変化を確認したスタッフは、短時間であっても情報共有する機会を設けた。また、センタースタッフのみでなく社会資源の活用を検討した。

⑤ 合同ケース会議での協議内容

合同ケース会議での協議内容をみると、「要保護児童／要支援児童／特定妊婦に該当する家庭への支援方針の検討」が 87.0%でもっとも割合が高く、次いで「支援対象家庭に関する両機能合同でのアセスメント」が 83.8%、「要保護児童／要支援児童／特定妊婦に該当しない家庭への支援方針の検討」が 65.0%となっている。

図表 20　合同ケース会議での協議内容：複数回答（Q8）

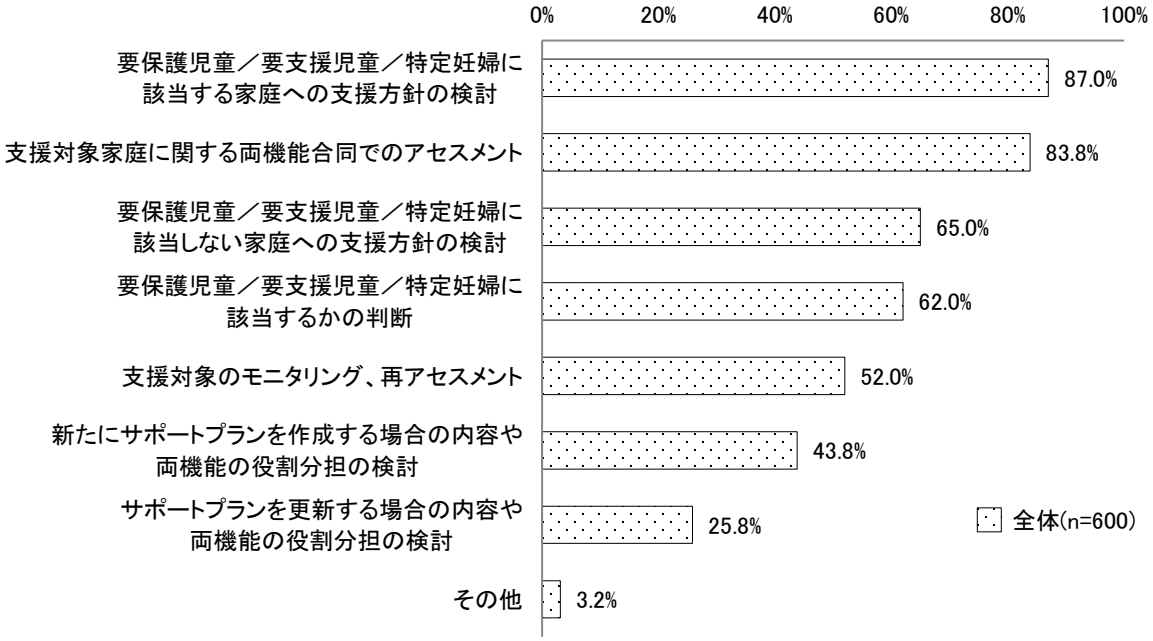

「その他」の主な回答としては、「地域の課題の把握」「合同ケース会議で扱うケースの基準・合同ケース会議の在り方」「通告の判断」「今後相談が入ってくる可能性がある家庭についての情報共有と支援方針の検討」「特定妊婦に該当するかの判断（要保護、要支援の判定は児童福祉部門の会議で決定）」等があった。

⑥ 合同ケース会議の開催によるメリット

合同ケース会議の開催によるメリットをみると、「当てはまる」と「やや当てはまる」を合わせた割合は、いずれも９割を超えている。特に、「当てはまる」の割合をみると、「一体的支援が必要なケースについて、情報共有が速やかにできるようになった」では 67.2%でもっとも割合が高い。一方で、「両機能それぞれの実施事業や関係機関について理解が深まった」では 45.0%でもっとも割合が低い。

図表 21　合同ケース会議の開催によるメリット：単数回答（Q9）

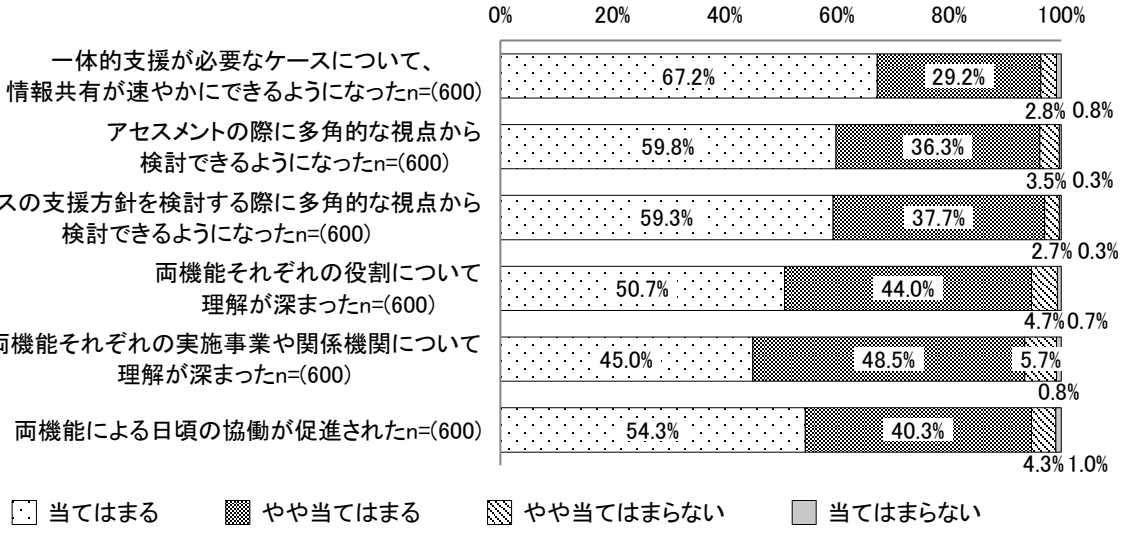

なお、両機能の職員に対して合同ケース会議等への出席を推奨している市区町村では、「両機能それぞれの役割について理解が深まった」、「両機能それぞれの実施事業や関係機関について理解が深まった」、「両機能による日頃の協働が促進された」について「当てはまる」と回答している割合が高くなっている。（図表 22～図表 24）

図表 22　両機能の職員（必須出席者以外も含む）の合同ケース会議等への出席推奨（Q13_5）別 合同ケース会議の開催によるメリット／両機能それぞれの役割について理解が深まった：単数回答（Q9_4）

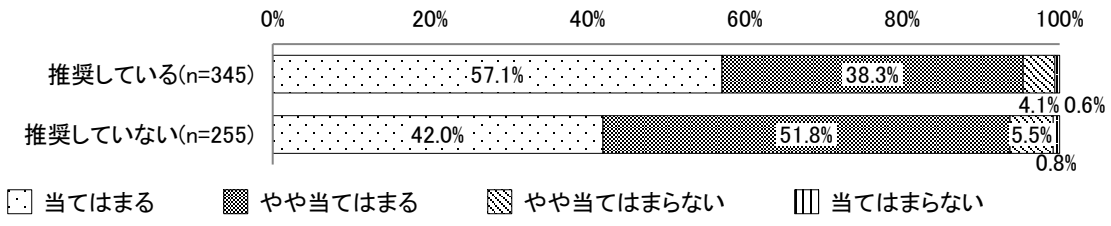

図表 23　両機能の職員（必須出席者以外も含む）の合同ケース会議等への出席推奨（Q13_5）別 合同ケース会議の開催によるメリット／両機能それぞれの実施事業や関係機関について理解が深まった：単数回答（Q9_5）

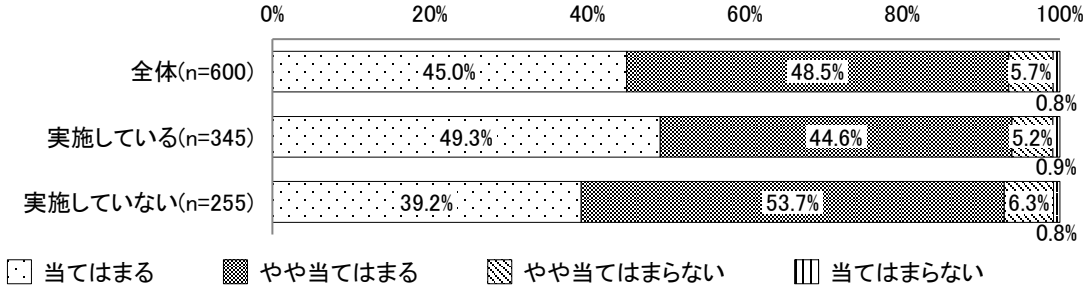

図表 24　両機能の職員（必須出席者以外も含む）の合同ケース会議等への出席推奨（Q13_5）別 合同ケース会議の開催によるメリット／両機能による日頃の協働が促進された：単数回答（Q9_6）

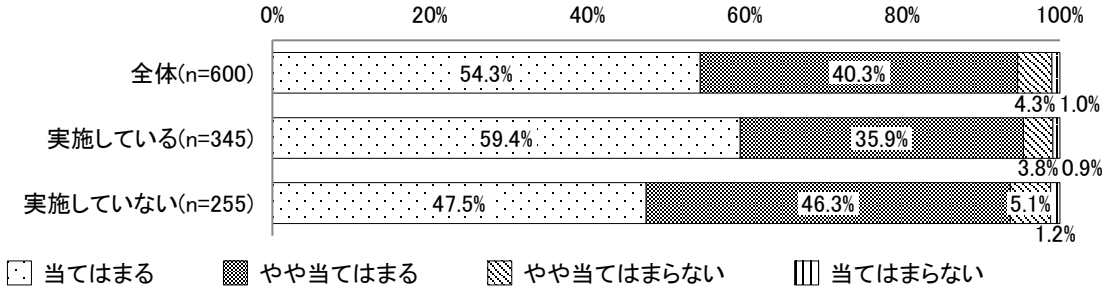

⑦ 合同ケース会議について感じている課題

合同ケース会議について感じている課題を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 25　合同ケース会議について感じている課題：自由回答（Q10）

＜会議の必要性をあまり感じていない、既存の会議との重複感がある＞

- 児童福祉機能と母子保健機能は、席が隣同士で、日頃から話し合いやケース訪問を一緒に行っている。合同ケース会議を開催するとその分支援者の時間や手間がとられ、支援者の負担が増加してしまうことから、合同ケース会議は極力開催しないようにしている。
- 課題ではないが、常に同係内で両機能合同でケース対応しているため、改めて「合同ケース会議」を行う必要性がない。
- 日頃から協働できており、ケースについてもすぐ情報共有し、方針、役割分担ができているので、「合同ケース会議」でわざわざ開くことは少ない。
- 国のガイドラインに基づく合同ケース会議では、今まで担当者間で個別に連携できていたものも全て合同ケース会議にあげて協議する仕組みとなっている。それは非効率的でありスピーディーな対応も阻害し無意味であると感じている。「こども家庭センター」として大切にするところは予防的支援であり、今までできていなかった部分を検証し、虐待の未然防止に努めることが必要であると考えているが、国が示す内容とのギャップが課題と感じている。
- 既存の特定妊婦の受理会議など、合同ケース会議と似たような内容の会議もあり、それを合同

ケース会議としてよいのか、よくわからない。合同ケース会議として、最低限やらなくてはいけない内容が、よくわからない。　／等

＜日程調整が難しい＞

- センター長、統括支援員をはじめて担当するこども家庭センター構成員のほとんどが兼務であることから、全員参加の会議開催の調整が困難。
- それぞれの部署でケース対応や事業があるため、日程調整が難しい場合がある。
- 担当者レベルでは迅速な会議開催が可能であるが、複数の関係機関が関わるケースになればなるほど、日程調整が難しく、迅速な対応ができないことが多い。
- 母子保健機能と児童福祉機能が別場所に立地しているため、臨時の会議を行う場合、参加者や日程の調整が必要となること。　／等

＜支援方針検討やサポートプラン作成まで至れない＞

- 会議内容は情報共有がメインで、ケースの支援方針の検討等ができていない。職員の経験・スキル不足もある。
- 当ケースの担当ではない職員から、あまり積極的な意見が出ない。報告会のように形式的になってしまいがちである。
- サポートプランの作成までの会議に至らない。会議に長時間割くよりも、短時間でいかに情報共有し、支援方針を協議できるか、この点が課題。
- 母子保健、児童福祉、両方で関わった方がよいケースについての情報共有が主となっており、サポートプランを活用し、検討するまで至っていない。
- ①協議時間の多くを情報共有が占めており、支援の方向性や役割分担の検討、モニタリング等が十分にできていない。②参加メンバー全員の発言や意見交換が十分にできていない。（新人保健師等の意見が十分聞き取れていない）
- 情報共有のみとなる場合がある。　／等

＜ケースの選定、進め方の標準化に課題がある＞

- 会議の運営方法や対象となるケースの選定などが適切であるか。また今後、合同ケース会議でサポートプランについて協議していく場合の実施方法をどうするか。
- 合同ケース会議から母子保健と児童福祉部門の一体的な支援のプロセス・フローを固め、具体的に示す必要があると考えている。
- 事前会議の方法（誰が、何を、どのくらい時間をかけて検討するか）を会議参加者にどこまで事前情報の共有をするか（ケース担当者からの会議資料提出が遅くなると資料を読み込む時間が取りにくい。）現在、会議の内容と進行方法を試行錯誤している。
- 保健が学区別の地区担当制をとっているので、母子保健ケースの中で福祉と共有した方がいいものが埋もれている可能性がある。保健のポピュレーションの中からどのように早期対象者の選定をするか、保健師個人の力量に頼らないシステム作りが必要。　／等

＜両機能間の相互理解や認識合わせに課題がある＞

・　母子保健側と児童福祉側の一体的といった関係性に対して両機能の認識の違いがあるように感じる。支援の仕方、社会資源の把握の違いなど、まだ両機能の業務理解が進んでいないのが現状であり、会議内でも意見の食い違う場面がたびたびみられる。
・　母子保健と別施設のため、児童福祉分野に母子保健分野の統括支援員等が出向いて来る形で開催しているが、母子保健の動きや考え方をワーカーが学ぶことができているものの、母子保健の保健師が、児童福祉の考えを直接見聞きする機会が少ない。どちらも標準的にお互いを知る方法を工夫していきたい。
・　母子保健側のハイリスクの判断と児童福祉部門の判断のすり合わせが難しい。十分な人材が確保できず、川下対策に手を取られているため、川上対策が十分でない。「こと」が起こらないように動く母子保健側と「こと」が起こってからの児童福祉部門の方針をすり合わせて、連携していくことが課題だと感じる。国が推奨している「予防から」の取組が十分でないと感じている。　／等

＜統括支援員や専門職の資質向上が必要＞

・　統括支援員のマネジメント能力が問われる。多職種の意見や役割などの方向性について、判断していくには、支援員の向上が必要であると感じている。
・　人口の少ない当町は、保健師が母子保健、児童福祉の実践を担っている。各機能のアセスメント情報の整理や、サポートプラン提示するための勉強会が必要。統括支援員のファシリテーターの技量向上が求められること。
・　リスクの抽出は各シート等を用い出来てはいるが、アセスメントやプランニングにおいては個々の質の差があり、質の向上の必要性を感じている。　／等

＜会議の準備が負担＞

・　国がガイドラインに示す合同ケース会議の開催を実践しているが、支援の質の向上と人材育成も兼ねて開催前後に記録物を求めており、その準備で両機能のスタッフへの業務負担が増している。合同ケース会議で協議するアセスメントや支援方針の視点などが両機能スタッフとも根付いてくれば、もっと簡易なケース会議の実施運用を検討していきたい。
・　リスクアセスメントシートを用いて、ケースの選定を試みようとしているところ。合同ケース会議に当たっては、ケースをアセスメントするためのケースシートが必要だが、担当保健師の作成に係る負担が大きい。
・　現時点では、こども家庭センターの合同会議用の資料として、複数の資料から必要事項を抜粋して作成しているため、資料作成が業務上の負担となっている。そのため、令和８年度には、こども家庭センターの業務に必要な相談システムを導入する予定であり、新システムでは国の情報共有システムと同一のセキュリティの高い LGWAN 環境にシステムを構築することで、セキュリティの確保と複数の庁舎の連携で機関設置しているこども家庭センターの全職員が業務分担に応じて相談記録等の会議を共有することができるようになる予定である。また、全ての職員を集めて会議することが困難なため、セキュアな LGWAN 環境で利用できる庁内 WEB 会議により複数の庁舎の職員が参加できる現地と WEB のハイブリットで合同会議を開催している。　／等

＜定期開催ができないまたは負担である＞

・　定期開催にしているが、多忙だと間隔が空く。
・　会議の開催が必要なケースについては随時開催できているが、定期開催には至っていない。定期開催の際、どこまでのケースをどの程度管理していくかが定まっていないことが課題である。
・　定期開催に予定を合わせることができず随時開催となり、時間を取られてしまう。／等

＜その他＞

・　母子保健分野の妊産婦の進行管理的な内容に偏っている傾向がある。切れ目のない支援の検討ができるといいと思う。
・　アセスメントやモニタリングに当たり、児童福祉の視点よりも母子保健の視点の方が強くなりがちである。
・　合同ケース会議の内容をサポートプランに落とし込んで、対象者と共有していく方法。手交方法。
・　母子保健分野を終了したケースがほとんどで、教育分野が全く関わってこないことが課題。教育分野と共同で動く必要のあるケースが大半を占めるので、どのように巻き込んでいくか検討が必要。　／等

⑧ 統括支援員の業務の達成状況

統括支援員の業務の達成状況をみると、「できている」と「ややできている」を合わせた割合は、4割程度から9割程度まで幅がある。約半数の市区町村が「両機能がそれぞれ単独で開催する会議への参加」が「できている」と回答している一方で、「必要な地域資源の開拓のための働きかけ又は指導・助言」が「できている」と回答した市区町村は 15.2%、「地域の社会資源の把握」が「できている」と回答した市区町村は 21.4%にとどまっており、地域資源の開拓に関する統括支援員の業務について課題感があることがうかがえる。

図表 26　統括支援員の業務の達成状況：単数回答（Q11）

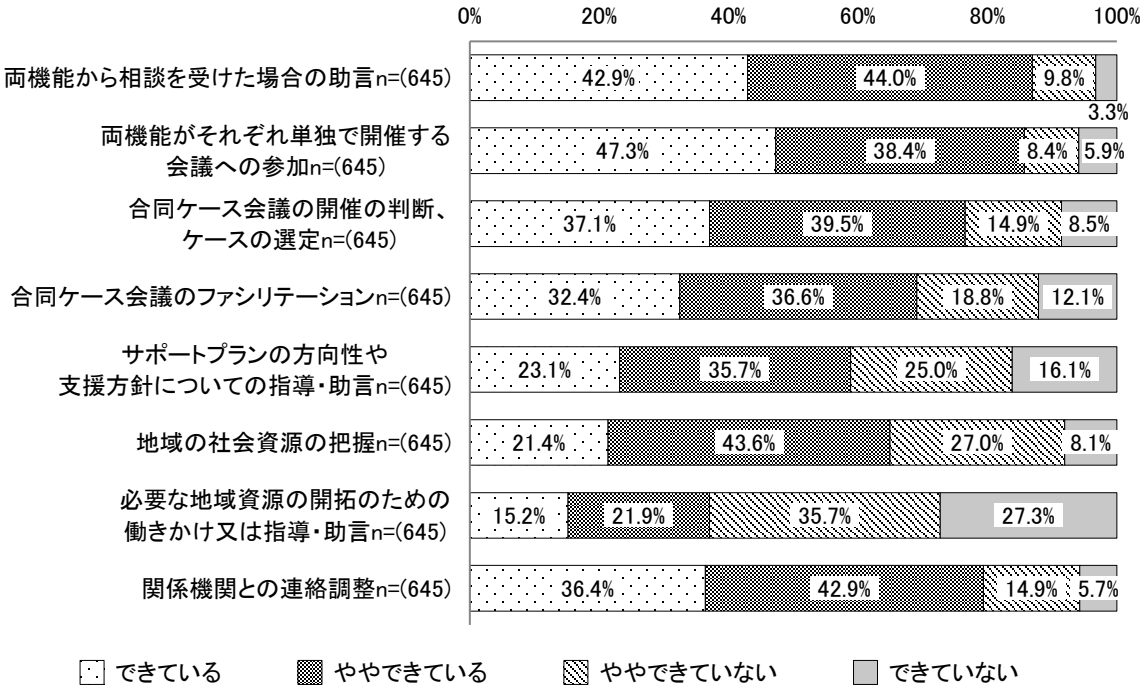

さらに、統括支援員がその他に実施している業務を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 27　統括支援員がその他に実施している業務：自由回答（Q11SQ）

＜母子保健機能または児童福祉機能の業務＞

- 母子保健業務、統括保健師業務
- 母子保健係の統括、検診、予防接種等
- 妊婦訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診（準備調整・実施・事後管理）、母子保健、児童福祉ケース対応（相談）、児童虐待対応、要対協実務、就学時指導関係、その他母子保健事業（ペアトレ、パパママカフェ、思春期保健等）
- 要対協のケースワークと組織マネジメント
- 虐待ケース等への介入及びケース管理
- 児童福祉機能での虐待対応等の緊急対応　／等

＜その他業務の兼任＞

- 出産・子育て応援給付金関連事務・困難女性の支援に係る事務・青少年健全育成事業（青少年団体への補助金、二十歳のつどい開催）・若者支援関連事業（若者支援地域協議会等、若者支援センター業務）・男女共同参画推進事業・男女共同参画センター管理業務・青少年会館管理業務・その他庶務事務全般（予算・決算、議会対応等）。
- ひとり親政策、女性相談支援、予算事務。
- 自死対策や健康業務など、他の業務も兼務している。　／等

＜会議運営＞

- 要対協に係る受理・アセスメント会議開催、要対協ケース台帳管理。
- 子育て施策に関連する各種の会議に出席し、ポピュレーションアプローチ各分野や段階における地域課題の把握に努めている。
- 個別ケース検討会議の進行。
- 主に学齢期以降の児童福祉を担当する他課との合同ケース会議の調整等。
- 乳幼児発達相談業務、特定妊婦にかかる連絡会議。　／等

＜人材育成＞

- 双方の配置を意識した人材育成、人事配置助言。
- 専門職の指導育成。
- センター職員について、相談支援の技術が向上のため、各分野（精神、発達、不登校、生活困窮など）の研修への参加を 0JT として実施。　／等

＜他課・他機関との調整＞

- 関係機関へのコンサルテーション。
- 管理職間の調整。　／等

回答者全体で「できている」の回答割合が低かった２つの項目について、人口規模別にみると、「１万人未満」の市区町村では「できている」の回答割合が高い一方で、「中核市」ではいずれの項目も「できている」の回答割合がもっとも低く、統括支援員の地域資源の把握や開拓に関する業務の課題感が大きいことがうかがえる。

図表 28　人口規模別　統括支援員の業務の達成状況／地域の社会資源の把握：単数回答（Q11_6）

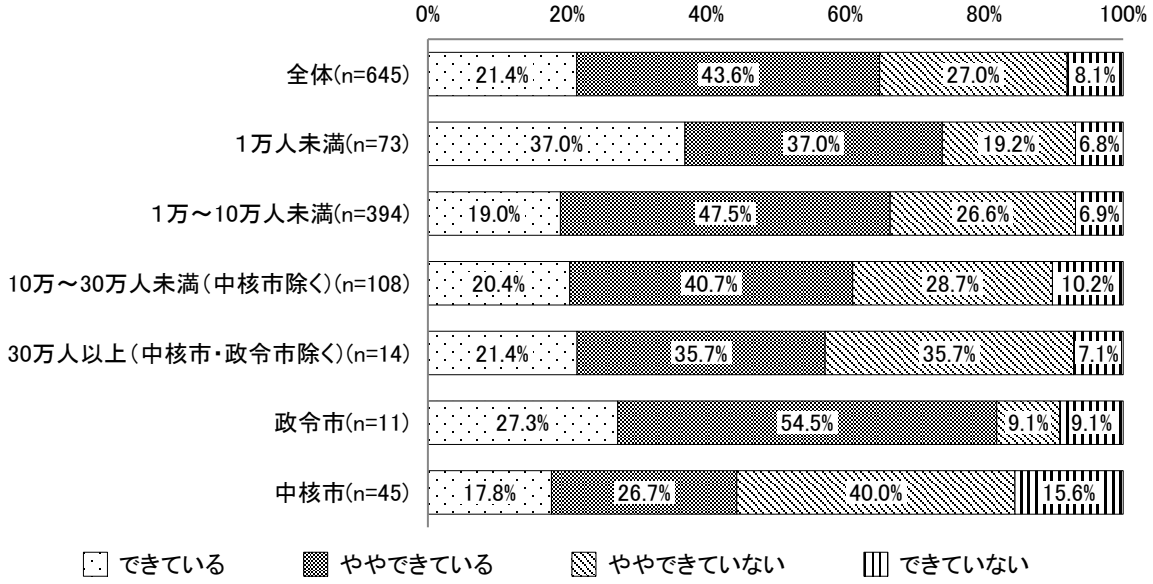

図表 29　人口規模別　統括支援員の業務の達成状況／必要な地域資源の開拓のための働きかけ又は指導・助言：単数回答（Q11_7）

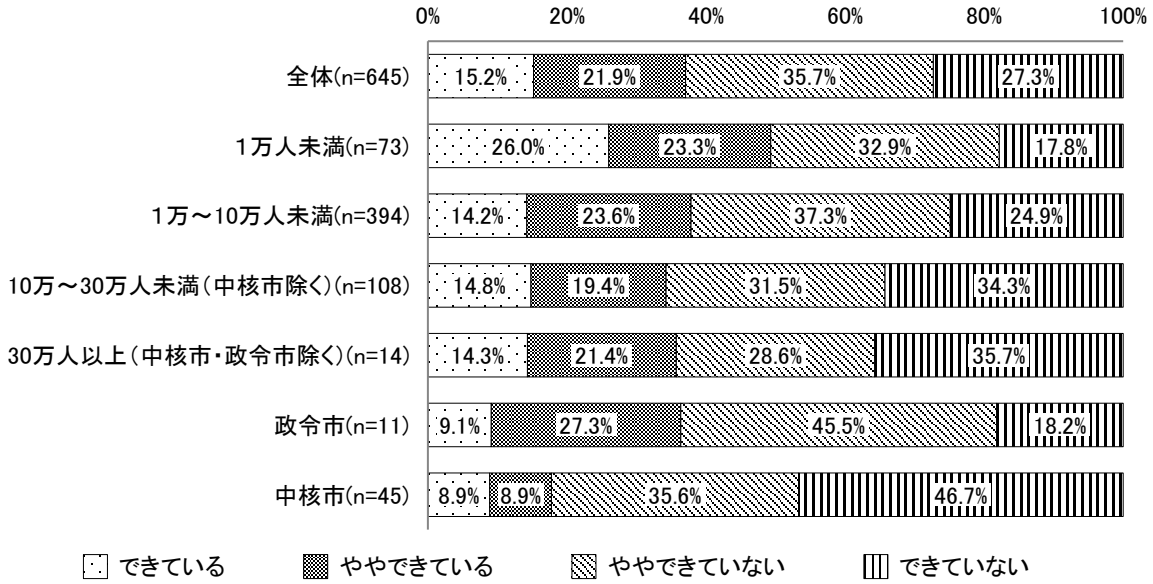

⑨ 統括支援員に関する課題

統括支援員に関する課題をみると、「サポートプランの作成や手交に関する指導・助言のノウハウが十分でない」が 66.7%でもっとも割合が高く、次いで「他自治体の統括支援員との情報交換の機会（実務者研修含む）が十分でない」が 55.5%、「統括支援員となり得る人材の確保・配置が難しい」が 51.0%となっている。

図表 30　統括支援員に関する課題：複数回答（Q12）

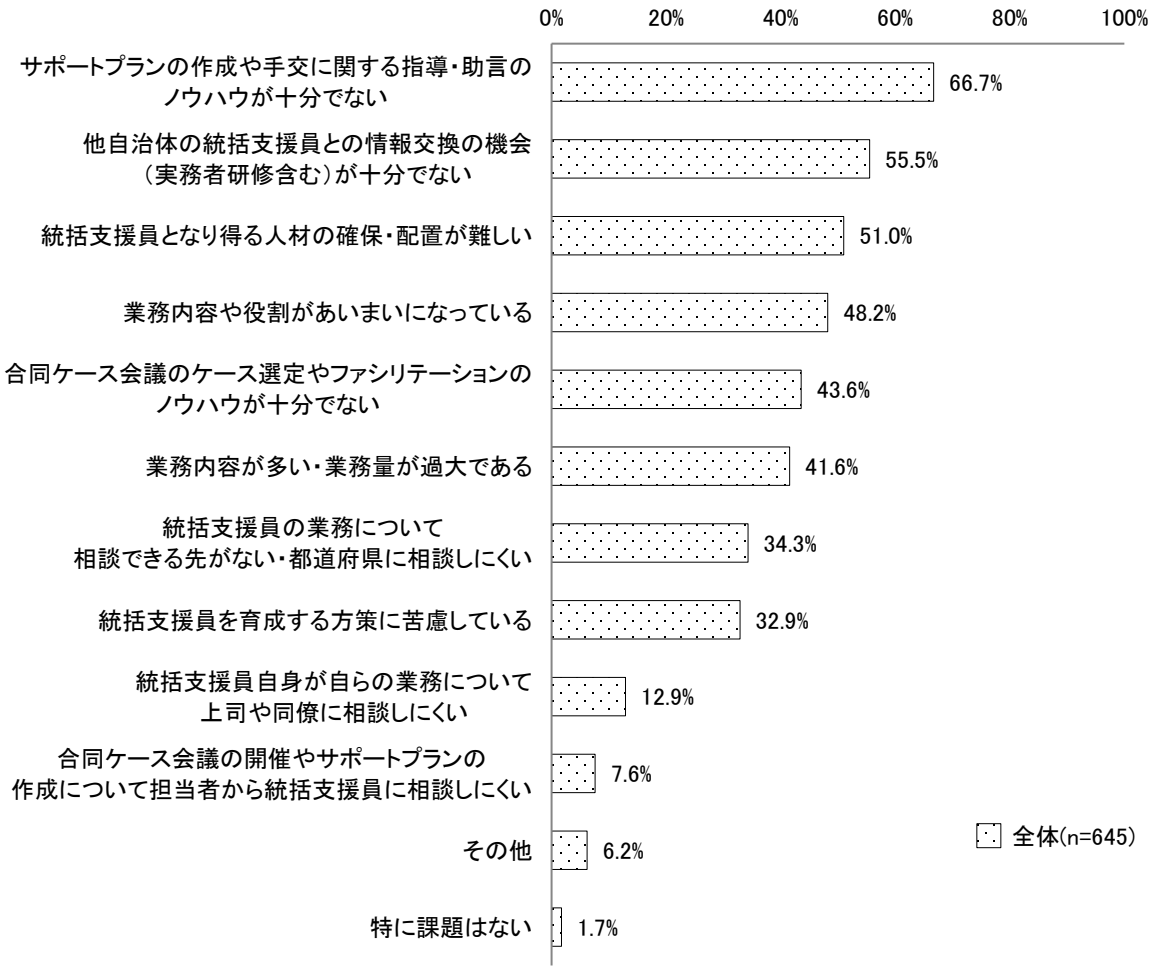

統括支援員に関する課題のうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 31　統括支援員に関する課題／その他：自由回答（Q12）

＜他の業務が多く統括支援員の業務に十分対応できない＞

- 統括支援員以外の他業務量が多く、統括の業務が十分できていない。
- 母子保健業務と兼務のため、統括支援員業務の時間の方がとれない。
- 小さい市では、設置されている職員も少ないため、統括支援員も相談業務をしている。センター以外の業務もあり、目の前にある業務で手一杯である。
- 保健センター全体の業務を担っているため負担が大きい。
- 統括は担当業務に追加された兼務のため後回しで手が回らない。　／等

＜その他＞

- 過疎地域の小規模自治体は専門職確保が困難（募集しても来ない)。
- 母子保健を専門としていた者が初めて児童福祉部門に異動し、ノウハウがないままでの１人配置のため、組織的に業務を構築する方策が限られている。
- 統括支援員の所属が児童福祉機能側にないので、児童虐待の対応に生かしきれていない。
- 統括支援員が集まる会議が少ない。統括支援員の合同会議を希望する。
- 統括支援員は全体を俯瞰してみるために児童福祉・母子保健のいずれにも置かず、別組織を作り配置している。別組織であることから緊急会議などの情報把握が難しく、充分な連携が課題となっており今後見直す予定である。　／等

⑩ 両機能の一体的支援に向けた取組

両機能の一体的支援に向けた取組をみると、「会議以外の場（打合せ等）を活用した日常的に話し合う機会の確保」が 78.0%でもっとも割合が高く、次いで「両機能の職員によるお互いの業務への同行・同席」が 67.6%、「両機能の職員（必須出席者以外も含む）の合同ケース会議等への出席推奨」が 54.6%となっている。

図表 32　両機能の一体的支援に向けた取組：複数回答（Q13）

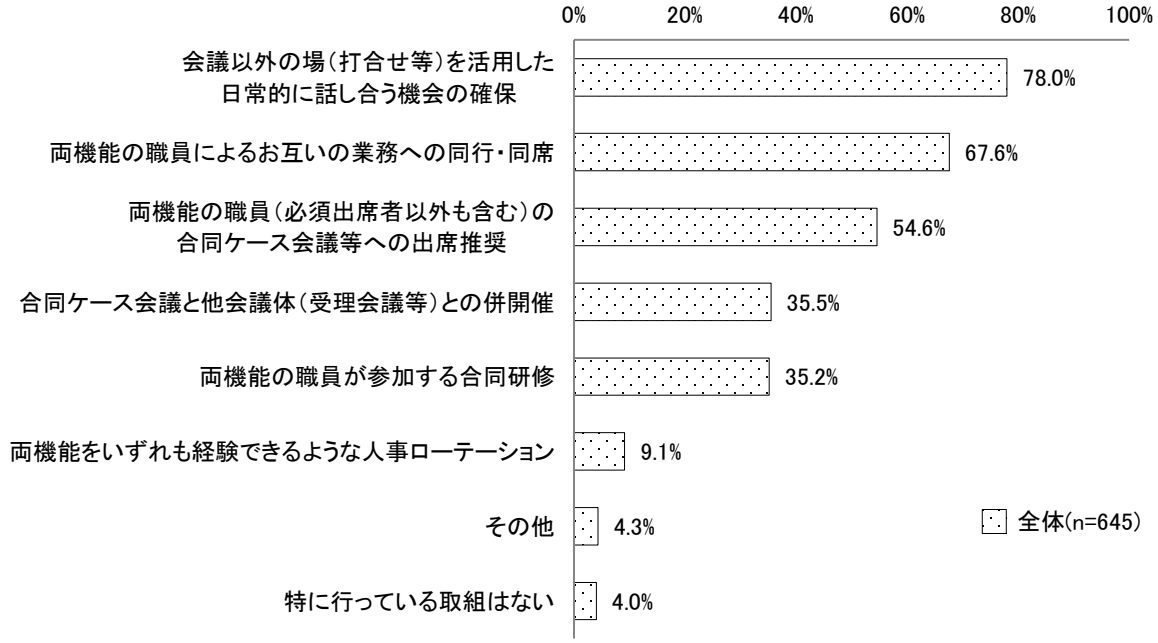

両機能の一体的支援に向けた取組のうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 33　両機能の一体的支援に向けた取組／その他：自由回答（Q13）

＜情報連携＞

- 両ケースの情報を共有できるシステムの導入。
- 必要に応じ記録の共有、調整内容の共有。
- 妊娠届出全ケースの情報共有（書面）。　／等

＜合同ケース会議以外の会議体に両機能が出席＞

- 両機能職員が参加する事例検討会。
- 支援方針会議､特定妊婦等アセスメント会議でも合同で行っている。　／等

＜その他＞

- 副統括支援員として、社会福祉士を兼任で設置。
- 母子保健課職員向けに児童福祉専門職員の業務について資料を作成した。　／等

さらに、両機能の一体的支援に向けて行っていると選択した取組の具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 34　両機能の一体的支援に向けて行っていると選択した取組の具体的内容：自由回答（Q13）

＜１．両機能の職員が参加する合同研修＞

- 保健師等が年に数回実施している会議に児童福祉側も参加し、統括支援員基礎研修の動画を一緒に視聴。その後、こども家庭センターの職員の立場として事例検討を実施。
- 合同ケース会議時間内に「センターの役割」「プラン作成について」「脳の仕組みと虐待の関係」等両機能共通する内容について研修を行った。
- ヤングケアラー支援研修及び両機能の事業を理解するための協議の場の開催。児童虐待予防のためのアセスメントシート研修開催予定。
- 要保護児童対策地域協議会が主催する児童虐待防止関連の研修に母子保健担当者が出席している。母子保健と児童福祉の両面から支援が必要と思われるケースには両機能が一緒に家庭訪問を実施し、協働で支援やアセスメントを実施している。両機能が連携しているケースに関しては、随時、担当者同士が直接電話や面談で支援策を協議し、必要に応じ個別ケース検討会議等を実施している。
- 合同研修にて､事例検討（サポートプラン作成）を実施。　／等

＜２．両機能をいずれも経験できるような人事ローテーション＞

- 児童福祉職員が参加したサポートプランの研修に、母子保健も一緒に参加。母子保健の経験者をなるべく児童福祉へジョブローテーションするようにしている。
- 総務課職員係（人事担当）へ保健師のジョブローテーションについて説明を行ったことがあり、毎年説明し続ける必要があると考えている。　／等

＜３．両機能の職員によるお互いの業務への同行・同席＞

- 家庭訪問などは、同行訪問し個別ケース会議に両機能の職員が参加している。
- 母子健康手帳交付時や訪問、乳幼児健診時等の母子保健事業において、ケースによっては児童福祉職員も同席し面談を実施している。
- 児童福祉相談ケースの同行訪問に、保健師と社会福祉士で出向く。
- 保健師と相談員の同行訪問の実施やケース処遇に関する打ち合わせの実施など。
- ６歳及び３歳児健診で虐待項目に該当と回答した保護者等への全件面談のため、児童福祉部門ケースワーカーが健診会場に出向いている。
- 特定妊婦の産前産後の家庭訪問や、その後のフォロー、要対協ケースに対し、両機能の職員が同行、同席。家庭訪問前後の打合せや報告に、統括支援員やその他職員が入って協議をする。
- 母子保健機能が担当しているケースでも、虐待リスクが高い場合は、児童福祉機能の職員も家庭訪問に同行している。
- 事例を通して合同研修・特定妊婦や通告対応時など必要と判断した場合、同行同席をしている。
- 合同ケース会議等で家庭訪問が必要なケースなどは、必要に応じて児童福祉部門と母子保健部門の職員が同行訪問で対応している。
- 乳幼児健診や発達相談の対象児童が児童福祉担当ケースの場合、面接等に同席している。　／等

＜４．合同ケース会議と他会議体（受理会議等）との併開催＞

- 合同会議と虐待予防検討会（要対協専門部会）を併開催している。
- 主に妊娠届出時から出産までに支援が必要な家庭に関する情報共有と支援方針の検討を行う定例会議と同時開催。
- 合同会議以外に、要対協会議、５歳児健診等の連携会議を行っている。
- 合同ケース会議の他に、月に１回「こども家庭センター連携会議」を行っている。要保護、要支援に至らない程度の家庭でも、気になる家庭やこども、妊産婦についての情報共有の場となっている。
- 事例を検討する合同ケース会議の他に、事業等を振り返る会議を年に４回開催している。事業から子育て世帯の課題を検討し、子育て施策の拡充について検討できる。　／等

＜５．両機能の職員（必須出席者以外も含む）の合同ケース会議等への出席推奨＞

- 児童福祉の個別支援会議への参加。統括支援員が各検診後のカンファレンスに参加。母子保健と児童福祉の職員による月１回の定例会。
- 児童福祉の相談受理会議に母子保健の職員が出席。
- 従来、子育て世代包括支援センターで行っていた連絡調整会議は、児童福祉については課長補佐が代表しての出席であったが、こども家庭センターになったことにより、子ども家庭支援員を含む児童福祉担当職員の参加を推奨することで、リスクのある妊産婦の情報を児童福祉機能と共有することができるようになった。
- 月２回母子保健のカンファレンスに児童福祉も参加し、ケース会議には母子の地区担当も参

加したり、常に隣同士の係で情報共有を行っている。 ／等

＜６．会議以外の場（打合せ等）を活用した日常的に話し合う機会の確保＞

- 母子保健機能、児童福祉機能が同じ課にあるため、訪問記録等をお互いに回覧し、情報を共有している。
- 場所が離れているため、職場のグループチャットを利用し、頻繁に情報交換や協議等を行っている。
- 妊娠届出情報を共有し、両側面からアセスメントを行っている。その結果、母子保健で把握できない過去の要保護児童としての登録履歴等を把握し、特定妊婦の登録等、支援につなげることができている。
- 母子保健と児童福祉を一体的に当センターで担っているので経年的な支援ができる。ここに教育機能を含めて協議できるように、指導主事や子ども家庭相談専門員など教員 OB の協力を得ている。センターの専門職がそれぞれの立場で考えを提案し、事例を多角的に見るようにしている。
- 都のモデル事業を活用した両機能の職員の会議や打ち合わせ。合同ケース会議ではないが、児童福祉からの助言を実施。 ／等

＜７．その他＞

- システムを使用し、母子保健機能としては、健康福祉センターとケース支援の目標や役割分担の確認、サポートプランの作成の情報連携を行っている。また、児童福祉機能としては、学校、保育園等の対象ケースの出欠状況等の情報を把握している。

／等

両機能の一体的支援に向けた取組について、人口規模別にみると、「両機能の職員が参加する合同研修」等の一部の項目について、人口規模が大きい市区町村ほど取組が進んでいる傾向がみられた。特に、「政令市」では、「両機能の職員が参加する合同研修」（90.9%）、「合同ケース会議と他会議体（受理会議等）との併開催」（63.6%）において、その他の人口規模よりも回答割合が高い。

一方で、「会議以外の場（打合せ等）を活用した日常的に話し合う機会の確保」については、「30 万人以上（中核市・政令市除く）」「政令市」「中核市」という人口規模が大きい市区町村において回答割合がやや低くなっていることが分かる。

図表 35　人口規模別　両機能の一体的支援に向けた取組：複数回答（Q13）

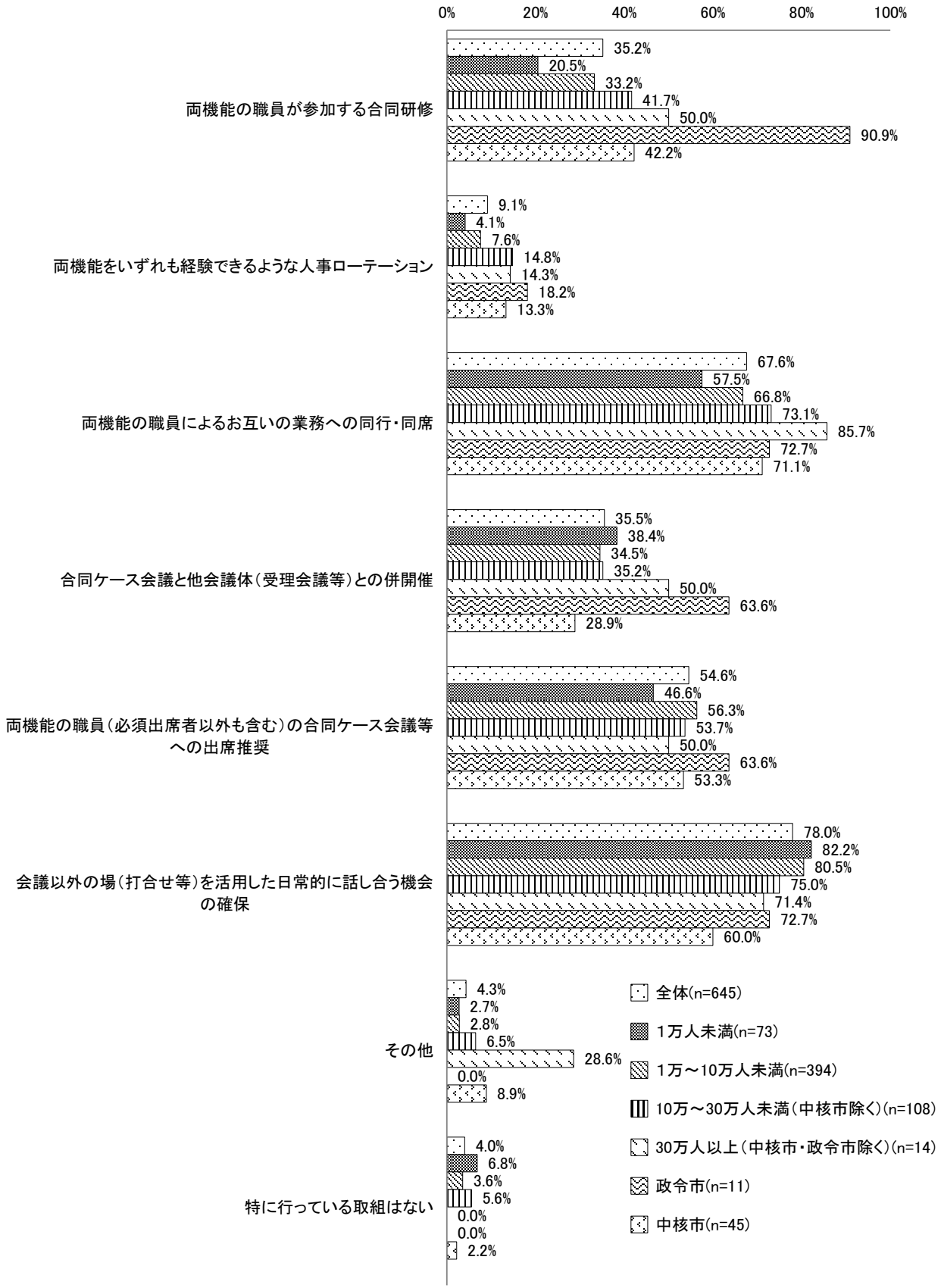

(3) サポートプランの活用、こども家庭センターで行う相談面接について

① 令和６年４月１日以降のサポートプランの作成実績

令和６年４月１日以降のサポートプランの作成実績をみると、「サポートプランの作成実績がある」が 63.4%となっている。

図表 36　令和６年４月１日以降のサポートプランの作成実績：単数回答（Q14_1）

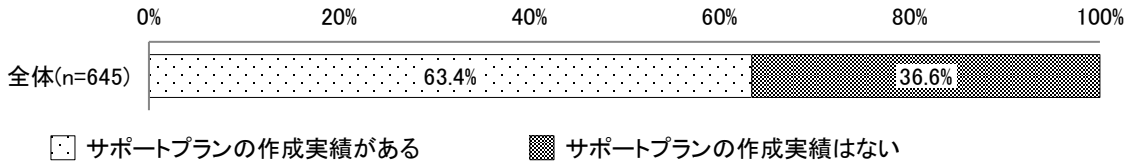

人口規模別にみると、人口規模が大きな市区町村ほど「サポートプランの作成実績がある」という割合が高くなる傾向がみられ、「政令市」や「中核市」では９割を超えている。一方、「１万人未満」では、「サポートプランの作成実績はない」が 65.8%となっている。

図表 37　人口規模別　令和６年４月１日以降のサポートプランの作成実績：単数回答（Q14_1）

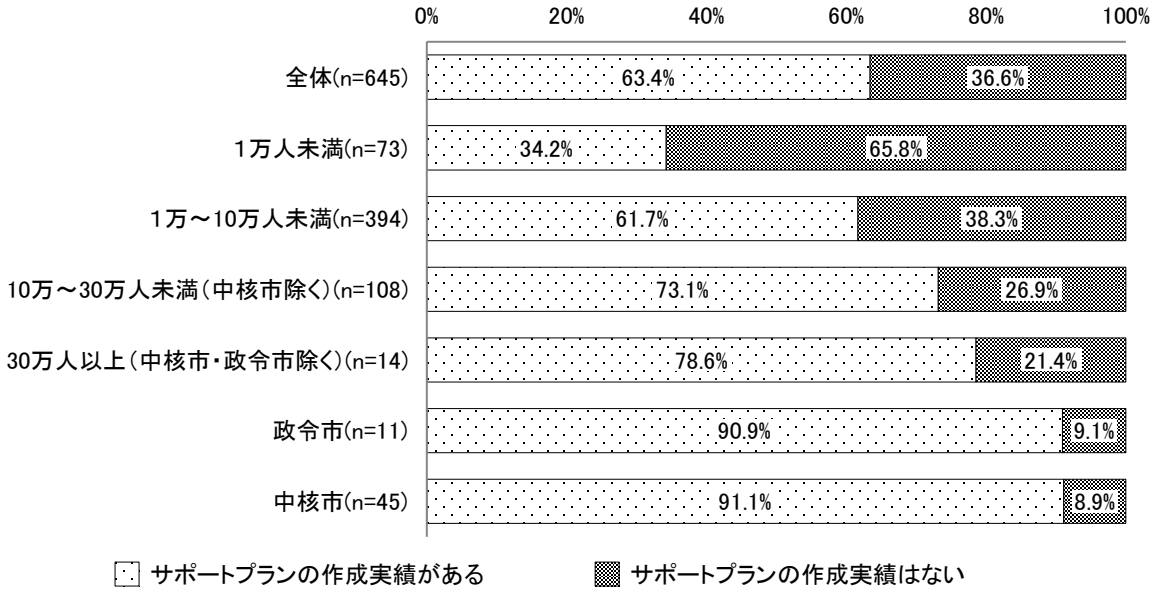

② サポートプランの作成に向けて現在検討していること

前問にて「サポートプランの作成実績はない」と回答した市区町村において、サポートプランの作成に向けて現在検討していることをみると、「サポートプランの様式」が 68.2%でもっとも割合が高く、次いで「サポートプランの作成に関するフローの整理」が 56.8%となっている。

図表 38　サポートプランの作成に向けて現在検討していること：複数回答（Q14_2）

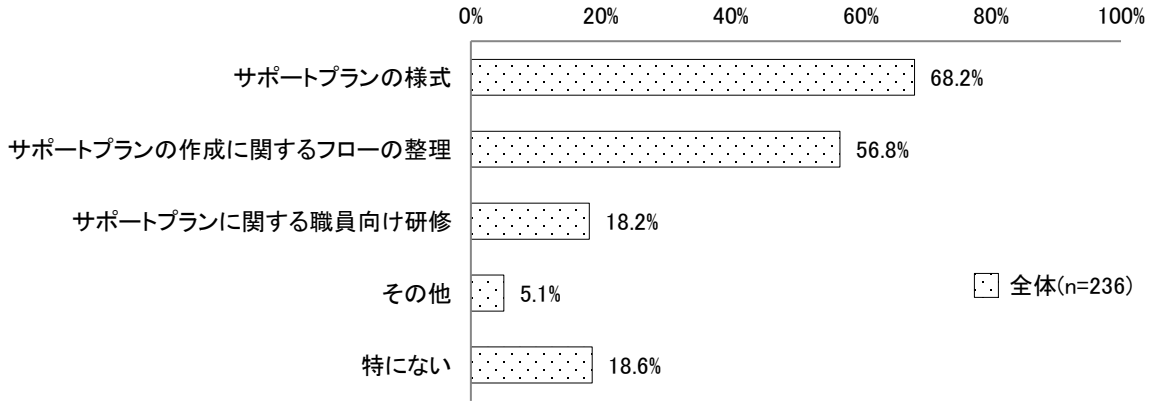

「その他」の主な回答としては、「近隣市町との情報共有の実施」「児童福祉におけるサポートプラン様式作成」「支援を受ける者の同意を得る方法の検討」「本格的な施行に向けて仮作成をして意見交換をしている」等があった。

③ サポートプランの作成実績がない理由

「サポートプランの作成実績はない」と回答した市区町村において、その理由をみると、「他の業務が繁忙であり、作成に向けた準備や検討の時間を十分に確保できていないため」が 62.3%でもっとも割合が高く、次いで「従来の支援計画で代替できるため」が 30.1%、「サポートプランの作成方法が分からないため」が 18.2%となっている。

図表 39　サポートプランの作成実績がない理由：複数回答（Q15）

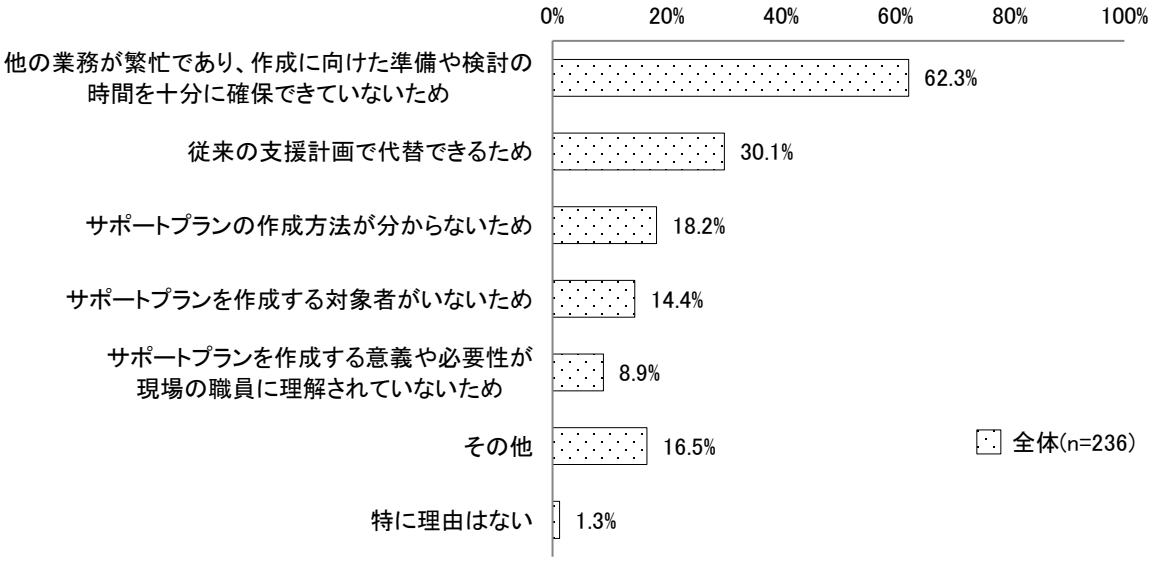

サポートプランの作成実績がない理由のうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 40　サポートプランの作成実績がない理由／その他：自由回答（Q15）

＜本人同意・手交が難しいため＞

- 支援を受ける者の同意を得ることに困難を感じているため。
- サポートプランの手交が対象者との関係性を悪化させる可能性があるため。
- 保護者等と面談をして作成済みだが、プラン同意が得られておらず、稼働していない。／等

＜様式を決められないため＞

- 市の独自様式を検討しているが、両機能の意見をすり合わせる時間の確保が難しい、国以外の様式の参考情報がない。
- 協議を重ねているが、全員が納得する形での様式の決定に至っていないため。／等

＜その他＞

- 各ケースの今後提供可能な支援サービスの洗い出しをしているため。
- 現在のセルフプランとの整理や作成の手順の整理が必要なため。／等

④ 対象者の意向や状況の確認に関する取組

以下、Q16～Q23 は、Q14-1 にて「サポートプランの作成実績がある」と回答した市区町村を対象としている。

まず、対象者の意向や状況の確認に関する取組をみると、「している」と「おおむねしている」を合わせた割合は、７割程度から９割程度となっている。「直接コミュニケーションを取りながら対象者のニーズや意向を把握し、サポートプランに反映」では「している」の回答割合が半数となっている一方で、「支援の実施状況や対象者の状況変化について、対象者に随時の確認・把握」では「している」の回答割合が 25.4%にとどまっており、項目によってばらつきがみられた。

図表 41　対象者の意向や状況の確認に関する取組：単数回答（Q16）

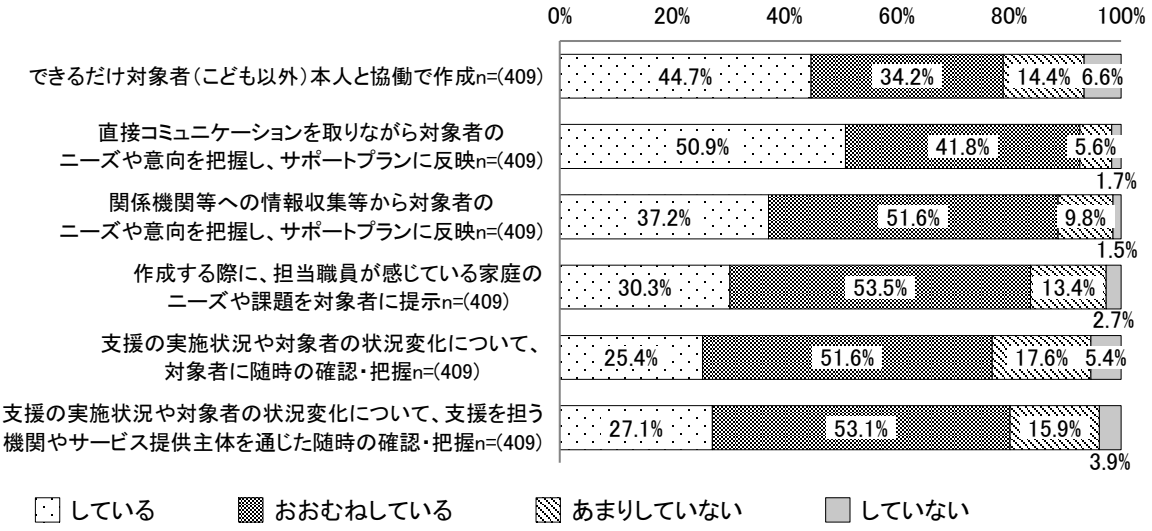

さらに、対象者の意向や状況の確認について、行っている取組や工夫の具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 42　対象者の意向や状況の確認について、行っている取組や工夫の具体的内容：自由回答（Q16SQ）

＜様式や作成手順を工夫している＞

- 利用可能なサービスを紙面で紹介することで、ケースとの面接が効率よく進む。こどもの負担にならない範囲での面接を定期的に行うことで話しをしやすい関係性の構築を目指す。
- あらかじめ支援サービスを記入し、チェック形式にした簡易な様式を使用。
- フリースペースにしているが、作成が進まないことが多いので、具体的な例を提案している。
- 情報把握、アセスメントに基づき、スタッフ側が雛形を作成し、その後対象者からの追加の意見や訂正を加えて作成している。
- 対象者や保護者の思いや心配ごとなど自由記載欄は記入例を作成し、イメージしやすいようにしている。保健師が記入する箇所はチェックで済ませられるよう、なるべく交付する側の負担も大きくならないようにしている。
- 保護者やこどもとの協働により作成し、継続的に取り組めることが重要と考えていることから、ほぼ自由記載としている。
- サポートプランの様式を試用しながら使いやすいものに改変している。

＜作成しやすいケースから取り組んでいる＞

- サポートプランについては療育を利用しているケースから作成することとし、比較的作成及び手交しやすいところから対応した。要対協登録ケースにおいては、信頼関係の構築ができている家庭から徐々に作成に向けている。
- サービス利用時は、本人からも同意を得やすいので、子育て世帯訪問支援事業を利用するときは必ず作成するように努めている。
- 子育て世帯訪問支援事業と子育て短期支援事業の利用者を中心に作成している。　／等

＜意向の反映のための工夫＞

- 「気になっていること」や「希望すること」については、なるべく対象者のことばを使い、載せるようにしている。
- 要支援家庭の保護者やこどもの意見が反映されるように、面談しながら本人に記入してもらっている。
- 母子保健や子ども家庭支援員訪問事業におけるプランは訪問や面談で対象者の意向を聞き、プランに反映するようにしている。　／等

＜関係機関との情報共有に役立てている＞

- 関係機関に情報共有できるよう、住所、生年月日、かかりつけ医、服薬内容連絡先を追加した。
- 保育園に通っている児のサポートプランについては、保護者の同意を得てから保育園にも共有し、家庭と保育園で一貫した対応が行われるようにしている。

・　サポートプランは複写式を用い、セルフプランが掲載されているノートに貼付している。そのノートとサポートプランは関係機関が確認できるようになっており、この仕組みについて関係機関に周知している。（各機関でサポートプランを確認いただき、さらなる支援を依頼している）
・　対象者が学齢期以降のこどもの場合、サポートプランを学校と共有し本人の困りごとやニーズを共有している。対象者が言葉で表しにくい時は、代弁したり、意向を確認しながら、支援者が言葉にしている。　／等

＜サポートプランの位置づけについて＞

・　合同ケース会議において管理しているケースについては、担当職員がサポートプランをツールとして訪問等支援を実施、あくまでパートナーシップ、信頼関係を構築するツールとして活用することとしている。
・　ケースワーカーと家族全員でサポートプランの内容を確認し、全員に署名をもらい、ケースワーカーも知っている家族の“約束”としている。壁に貼り出しているようなケースもある。／等

＜作成のタイミングの工夫＞

・　経過観察健診時や妊娠届け出時、家庭訪問など対面でゆっくり話ができる時間を活用して、対象者の声を聞きながらプラン作成するようにしている。
・　母子健康手帳交付時や産後ケア利用申請時等、妊産婦の困りごとを解消できるタイミングでの面談を行いサポートプランを作成している。　／等

＜対象者の工夫＞

・　妊娠届提出時の面接は専門職で実施し､妊婦全員のサポートプランを作成している（特定妊婦に限定した作成としていない)。
・　対象者の家族に対してもサポートプランを作成し、児童と家族の両方の側面から関わっている。
・　サポートプランを支援対象児童にも手交したケースあり。　／等

＜その他＞

・　合同ケース会議で設定されたサポートプランの評価日を統括支援員が管理し、適切に評価できるようにしている。
・　今年度は、継続的に支援する必要がある家庭に対し作成している。ヤングケアラーのいる家庭等は、支援員と心理職の２人で訪問して、支援員は保護者から、心理職はこどもの意向を確認し、サポートプランを立てることによって、それぞれの役割や意向を共有できるようになった。関係機関も出席する個別ケース会議で、目的や役割が分かりやすいとの感想があった。／等

なお、対象者の意向や状況の確認に関する取組を人口規模別にみると、「できるだけ対象者（こども以外）本人と協働で作成するようにしている」については、人口規模の大きな市区町村ほど「している」と「おおむねしている」を合わせた割合が高いという傾向がみられた。

図表 43　人口規模別　対象者の意向や状況の確認に関する取組／できるだけ対象者（こども以外）本人と協働で作成するようにしている：単数回答（Q16）

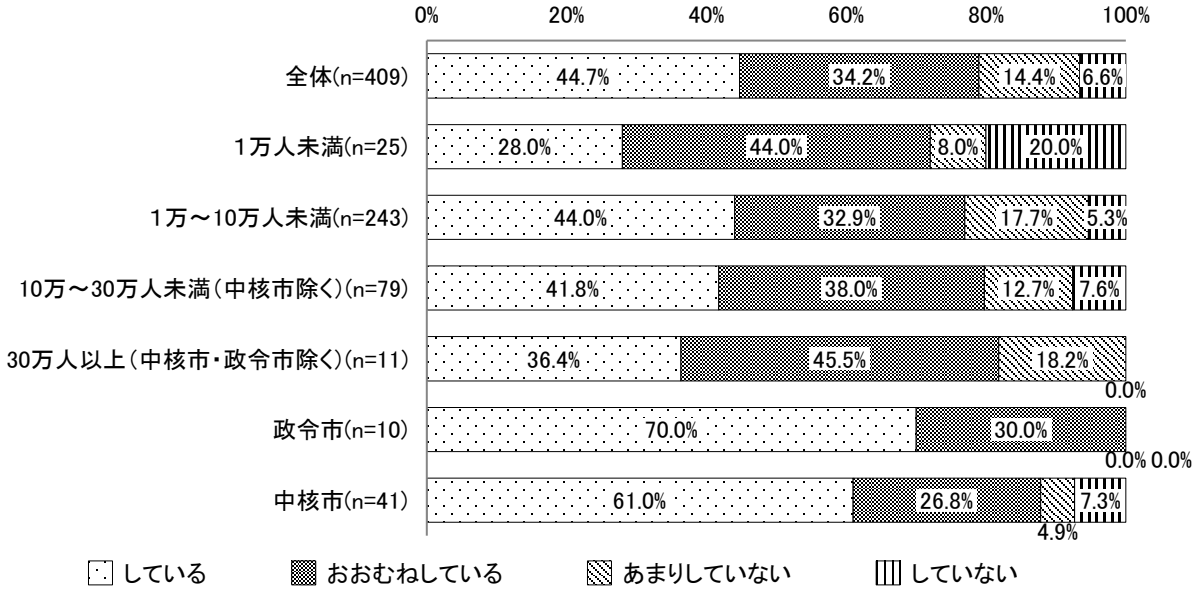

⑤ こどものニーズや意向の把握に関する取組

こどものニーズや意向の把握に関する取組をみると、「している」と「おおむねしている」を合わせた割合は、３割程度から６割程度となっている。特に、「している」の割合をみると、「学齢期以降のこどもについて、関係機関を通じて情報収集を行い、本人のニーズや意向を踏まえてサポートプランを作成している」では 22.0%でもっとも割合が高く、「乳幼児について、できるだけ本人から話を聞き、本人のニーズや意向を踏まえてサポートプランを作成している」では 7.6%にとどまっている。

図表 44　こどものニーズや意向の把握に関する取組：単数回答（Q17）

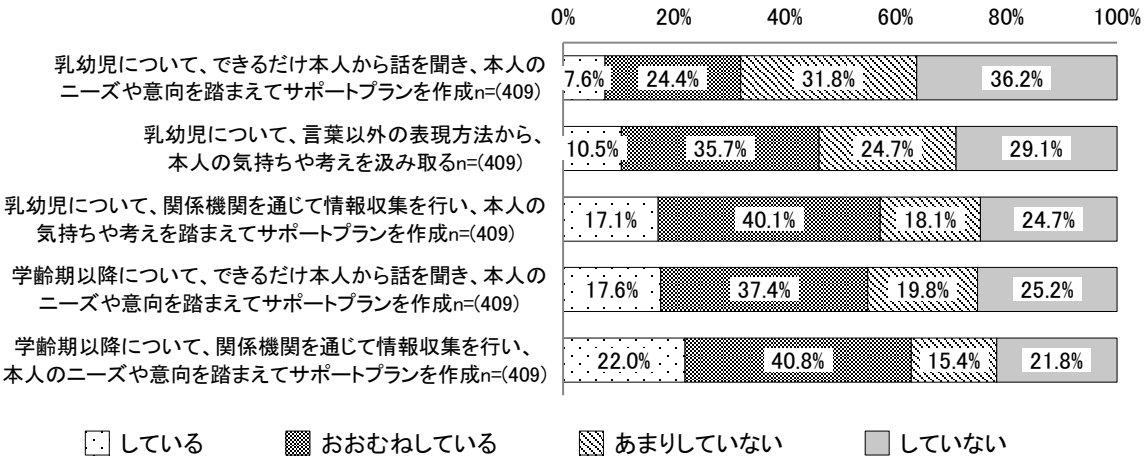

さらに、こどものニーズや意向の把握について、行っている取組や工夫の具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 45　こどものニーズや意向の把握について、行っている取組や工夫の具体的内容：自由回答（Q17SQ）

＜本人から直接聞き取る＞

■こどもが話しやすい環境をつくる

- こどもと面談等行う際は職員２人で対応するようにしており、話の意図するところを多視点で検討できるようにしている。
- 複数の職員での訪問や、必要時に心理職への対応を依頼している。
- 場合によるが、保護者不在の状況でこどもの意向確認を実施している。
- こどもたちともコミュニケーションを取り、リラックスした雰囲気の中で気持ちを聞くようにしている。　／等

■訪問時間・場所・聞取り方法を工夫する

- こどもの帰宅時間に配慮して夕方の世帯訪問を行い、こどもの意見を聞いた。
- 必要時は、学校や保育園等に出向いて、こどもと面接を行っている。また、学校や保育園等と情報共有し、こどもの把握に努めている。
- 家庭訪問で直接こどもと話してその内容からニーズを把握しこどもに電話で気持ちを聞いたりしている。
- サポートプラン上でこどもの気持ちを絵（６つの表情（怒り・悲しみ・驚き・安心・喜び・拒絶）で示し、確認しやすいようにしている。（予定）　／等

■本人から直接聞き取る（その他）

- 学校、幼稚園等から通告があった際は、必ずこども本人から話を聞く場を設け、年齢に応じて意向を確認している。
- 可能な範囲で面談を実施し希望を聞いている。また１回だけでは関係性が構築できず話してくれないことも多いので、継続的に関わることができるようにしている。　／等

＜所属から聞き取る＞

- 直接、こどもに関われない場合は、所属から聞き取るようにしている。
- 意思表示が難しい乳幼児、児童の場合は、園や学校など所属機関からの情報を得てプランに反映する。
- 定期的に中学校、小学校、幼稚園、保育園に訪問し関係機関からこどものニーズ等について聞き取りを行っている。
- 学齢期以降の児童について、障害があり、本人への聞き取りが難しいケースがあった。要対協の関係機関との連携や、母からの聞き取りを踏まえ、作成を行った。　／等

＜その他＞

- スケーリングも用いて、現状に対するこどもや保護者の認識を確認することで、サポートプランへの抵抗感が緩むだけでなく、言語化されていない、心情等が反映され、状況の把握やアプローチに役立つことがある。まずはスケーリングから入って、課題やニーズを具体化して行くこともある。
- ４か月児健診～３歳児健診後のサポートプラン作成では、医師の所見や助産師の助言内容を保護者と共有し、児の発達課題に応じた内容を作成している。
- 子どもの権利相談窓口で子どもの権利擁護委員（弁護士）による相談を行っており、場合によってはこども家庭センターとの連携ができる体制としている。　／等

また、こどものニーズや意向の把握に関する取組について、要保護・要支援児童への支援計画の策定状況・サポートプランの作成状況別にみると、要保護・要支援児童に対して支援計画も策定している市区町村の方が、「乳幼児について、できるだけ本人から話を聞き、本人のニーズや意向を踏まえてサポートプランを作成」「乳幼児について、言葉以外の表現方法から、本人の気持ちや考えを汲み取る」「学齢期以降について、できるだけ本人から話を聞き、本人のニーズや意向を踏まえてサポートプランを作成」について、実施できている割合が高いという傾向がみられる。

図表 46　要保護・要支援児童への支援計画の策定状況・サポートプランの作成状況別
乳幼児について、できるだけ本人から話を聞き、本人のニーズや意向を踏まえてサポートプランを作成：単数回答（Q17_1）

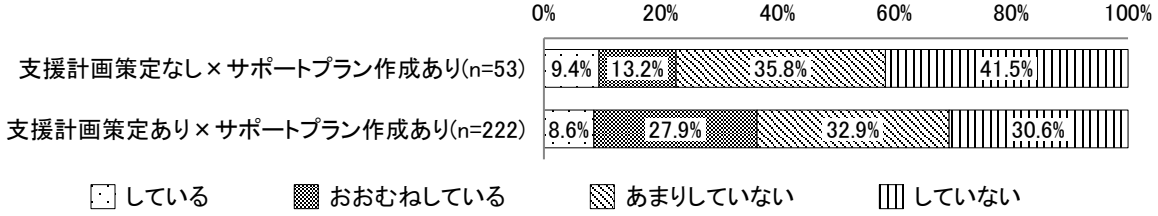

注）要保護・要支援児童への支援計画の策定状況・サポートプランの作成状況別の分析を行うに当たり、「市区町村（こども家庭センター等）状況調査」及び本調査（こども家庭センターの業務に関するアンケート調査）の回答データを紐づけ、分析軸を作成している。なお、両調査においてサポートプランの作成実績に関する回答が一致しない場合は集計対象外としている（以下、同様）。

図表 47　要保護・要支援児童への支援計画の策定状況・サポートプランの作成状況別
乳幼児について、言葉以外の表現方法から、本人の気持ちや考えを汲み取る：単数回答（Q17_2）

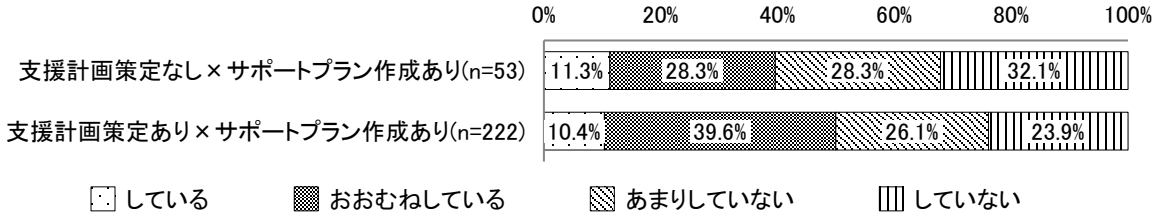

図表 48　要保護・要支援児童への支援計画の策定状況・サポートプランの作成状況別
学齢期以降について、できるだけ本人から話を聞き、本人のニーズや意向を踏まえてサポートプランを作成：単数回答（Q17_4）

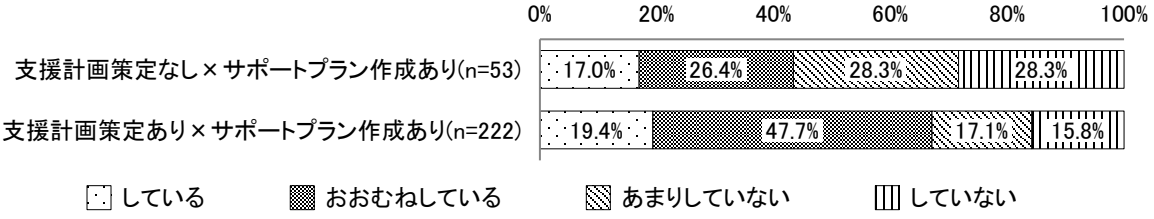

⑥ サポートプランの様式に関する工夫

サポートプランの様式に関する工夫をみると、「対象者のニーズや意向を自由に記入できる記述欄の掲載」「支援内容や利用する事業・社会資源を自由に記入できる記述欄の掲載」が 56.0%でもっとも割合が高く、次いで「両機能それぞれが実施している事業を予め記載」が 51.6%、「ガイドラインの様式例とは異なるレイアウトや見た目の独自の様式の作成・運用」が 50.9%となっている。

図表 49　サポートプランの様式に関する工夫：複数回答（Q18）

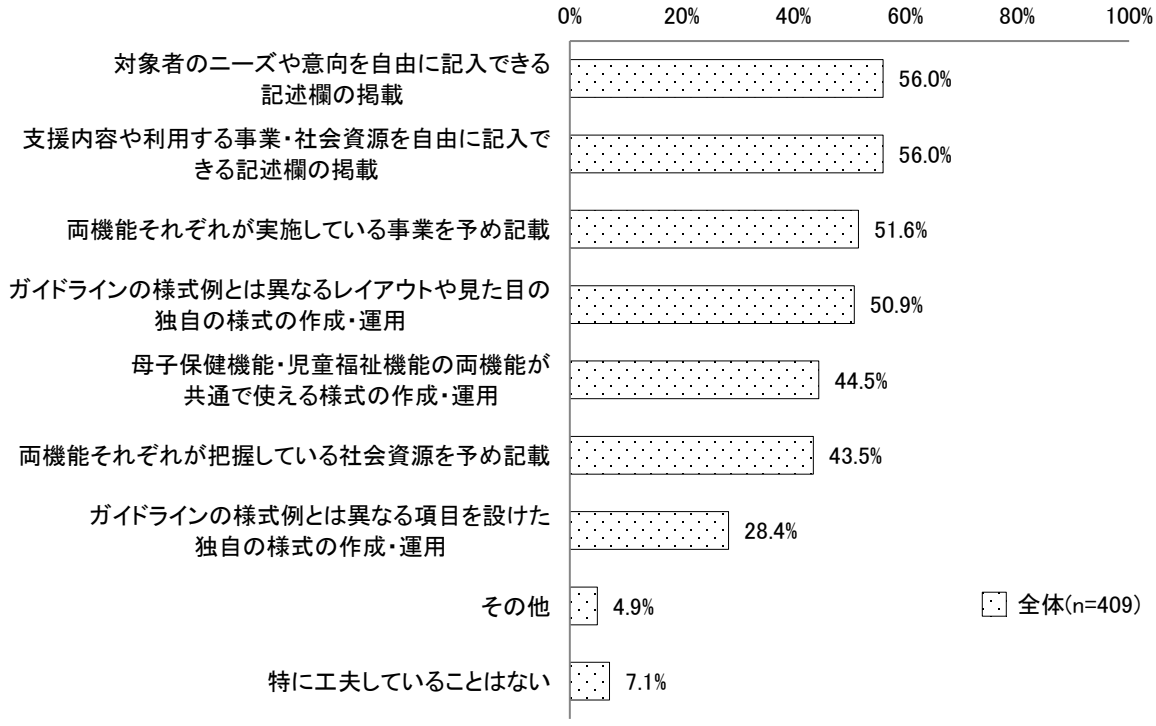

サポートプランの様式に関する工夫のうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 50　サポートプランの様式に関する工夫／その他：自由回答（Q18）

＜資源を一覧化している＞

- 子育てガイドブックの二次元コードを掲載し、社会資源を検索できるようにしている。
- 母子保健機能のみ事業・社会資源を予め書き込んでいる。

・　両機能それぞれが実施している事業、把握している地域資源、サービスの一覧を添付している。
・　別表で母子保健や児童福祉のみにかかわらず、こどもや家庭が利用できるあらゆるジャンルの社会資源をリスト化している。　／等

＜親しみやすい様式にしている＞

・　妊婦はセルフプランを兼ね、イラストなどを活用し受け入れやすい様式にしている。
・　質問項目について、書き手が理解しやすい言葉に置き換えている。　／等

＜その他＞

・　母子健康手帳交付時に、保健師・助産師と面談し、アンケートをタブレットで行いチェックした内容で、各々にあわせたプランを自動で作成するシステムを導入しており、内容を担当者と確認しながら手交している。　／等

⑦ サポートプランの作成に対する本人の同意取得・参画や手交が難しいケース

サポートプランの作成に対する本人の同意取得・参画や手交が難しいケースをみると、「よくある」と「ときどきある」を合わせた割合は、４割程度から９割程度となっている。特に、「よくある」の割合をみると、「プランを立てて支援される対象であると対象者にあえて伝えていない」では 44.7%でもっとも割合が高く、「対象者のニーズや意向を聞き取るなど参画を促す職員の技能が不足している」をみると、「あまりない」では 7.8%でもっとも割合が低い。

図表 51　サポートプランの作成に対する本人の同意取得・参画や手交が難しいケース：単数回答（Q20）

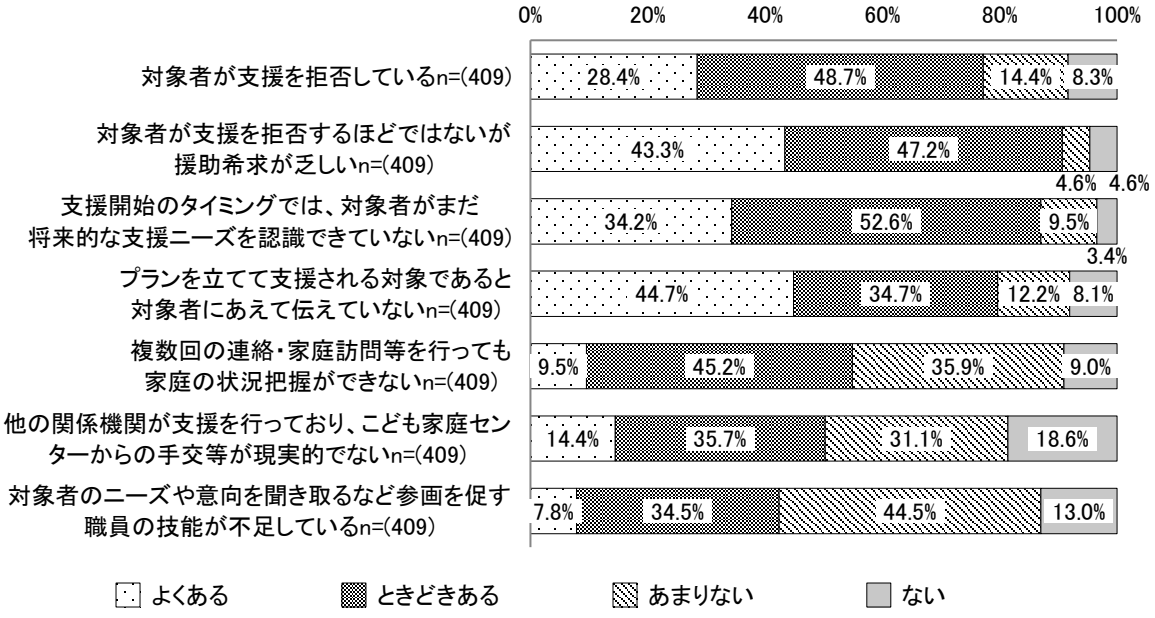

さらに、サポートプランの作成に対する本人の同意取得・参画や手交に関する課題の解決に向けて、工夫していることや行っている取組の具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通り。

図表 52　サポートプランの作成に対する本人の同意取得・参画や手交に関する課題の解決に向けて、工夫していることや行っている取組の具体的内容：自由回答（Q20SQ）

＜まずは信頼関係の構築に努める＞

- 対象者やその家族が置かれている状況や困りごとを理解した上で、家庭訪問や電話連絡を行い、支援を受け入れやすい関係性が築けるようにコミュニケーションを図っている。
- 妊娠期全数家庭訪問を実施し、母親の困り感を共有することで早期に信頼関係を築けるようにしている。
- こどもの安全・安心を確認しながら、対象者の困り感にできるだけ寄り添い、信頼関係の構築に努めている。
- サポートプランの作成を支援対象者と支援者（職員）が一緒に取り組めるよう、支援対象者との関係作りを行っている。　／等

＜無理には手交しない＞

- 自己肯定感が低い家庭が多く、困っていると言えず支援を求めることもできない家庭等は、サポートプラン(支援)そのものを提示することがマイナスになることもあると考えられるため、手渡ししていない。
- 手交が難しいケースは無理をしない。対象者との信頼関係、ケースワーク優先とする。
- サポートプランの手交にこだわると労力が増し、支援のタイミングも逃してしまうため、プランの作成を支援の必須事項にはしていない。あくまで、視覚的な支援が役に立つ対象者に、支援の手段のひとつとして役に立つ場合に限って手交している。　／等

＜職員のスキルアップを図っている＞

- サポートプランを立てる研修に参加している。
- 地区毎に月１回進捗会議を実施しており、職員の振り返りや支援方針の確認ができる場を設け、人材育成に努めています。
- サポートプランの立案が数例だが、課題解決のため、プラン作成後にうまくできたこと、うまくできなかったことを共有している。
- 担当者でサポートプラン手交のロールプレイ研修を実施し、面談技術向上やサポートプランの内容の再検討を予定。
- 困り感や援助希望がある方から、とにかく１例でも多くサポートプラン作成・手交に着手し、実践を通した支援者のスキルアップを目指している。　／等

＜サービス利用時に作成している＞

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）など子育て支援サービスを利用するタイミングでサポートプランを共有し、その後の支援がスムーズにいくように工夫している。
- 母子保健ケースや子ども家庭支援員訪問事業を利用しているケース等、ニーズが明確で関係性

がとりやすいケースから手交をできるようプランを作成している。　／等

＜対象者のニーズ把握の工夫をしている＞

- 通常の面接場面から対象者のニーズを聞き出し、支援者側で共有しサポートプランに反映させている。
- サポートプランは自由記載としているため、サポートプラン作成前のアンケートを作成した。（聞き取りに慣れていない職員や支援ニーズを言語化することができない対象者のため）　／等

＜ベテラン職員が対応している＞

- 生活状況やこども、保護者のニーズの聞き取りが難しい相談員もいるため、ベテラン相談員が同行する。
- 統括支援員が担当者への助言や、家庭訪問への同行を行い、情報収集や関係づくりの支援をしている。　／等

＜その他＞

- サポートプランが何なのかを対象者に説明する用紙を作成中。
- 作成、手交を目的とすると、対象者の思いとの相違が生じるので、面談時の記録、整理として自然な流れで作成している。
- サポートプランについては「子育て世帯みんなが活用するものだよ」と、世間に浸透していくように当事者だけでなく関係機関にも機会があるごとに伝えていく。(偏見にならないように)
- 継続支援をしている要対協ケースについては、児相終結、要対協終結のタイミング、母の困り感が聞かれた際の作成としている。　／等

⑧ サポートプランの管理に関する課題

サポートプランの管理に関する課題をみると、「進行管理や見直しを行うタイミングや頻度が明確でない」が 61.6%でもっとも割合が高く、次いで「進行管理や見直しについて作成担当者と統括支援員との役割分担が明確でない」が 32.0%、「特に課題はない」が 27.9%となっている。

図表 53　サポートプランの管理に関する課題：複数回答（Q21）

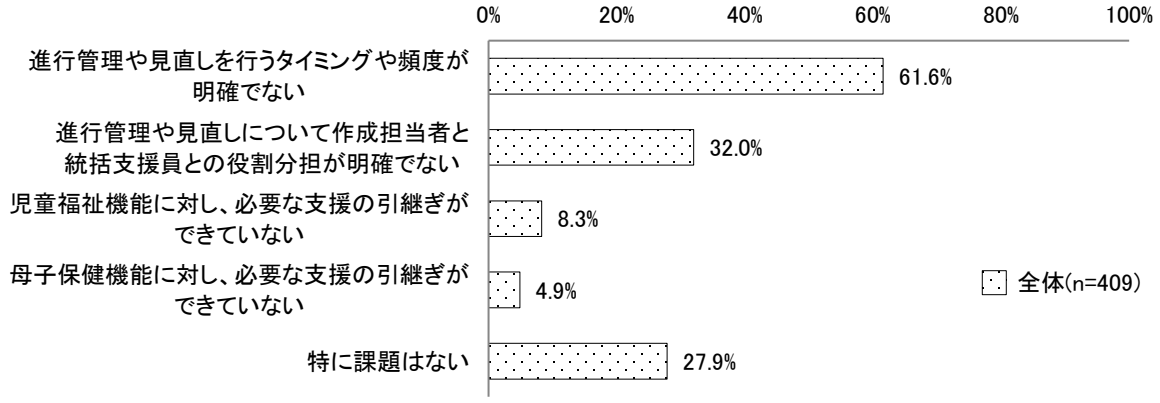

さらに、サポートプランの管理に関する課題の解決に向けて、工夫していることや行っている取組の具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 54　サポートプランの管理に関する課題の解決に向けて、工夫していることや行っている取組の具体的内容：自由回答（Q21SQ）

＜システムで管理している（する予定）＞

- センター職員のみが閲覧・活用できるフォルダを作成した。フォルダ内にサポートプランだけでなく、台帳も載せることで、全担当者が評価日を随時確認できるようになっている。全センター職員を、システム上のネットワークでグループ化し、合同ケース会議のスケジュール管理するようにしている。
- 母子保健機能と児童福祉分野で情報共有できるようにシステムを導入している。
- 児童福祉分野については、児童家庭相談システムで管理している。
- 母子保健と児童福祉の記録の共有化、サポートプランの共有化についてシステムの改修や購入で管理できるか検討中。
- サポートプランをデータ管理しており、統括支援員が月 1 回進捗を管理している。／等

＜台帳で管理している（システム以外）＞

- サポートプランの台帳管理。サポートプラン原本をケース記録に綴り、随時、記録も統括支援員と共有している。ケースごとの見直しのタイミングについては、担当だけでなく係長にも管理させている。サポートプラン記録用紙に見直し時期を明記。
- 要対協の進行管理台帳で目標や作成日を管理している。
- サポートプラン管理者が更新時期を示した一覧表を作成し、更新月には各々ケース作成担当者に声をかけ調整している。　／等

＜会議の場で確認している＞

- 合同ケース会議の際にサポートプランを作成した事例について報告してもらい、共通認識を図るようにしている。
- ケースの主担当が変更となるとき、双方の部門で支援が必要と考えられたとき、もう一方の部門のみで対応しているケースでもう一方の部門の過去対応状況等の情報が必要になったときなど、合同ケース会議を開催して認識共有を図るようにしている。
- 合同ケース会議内で、サポートプランの見直しの時期等を共有して決定している。
- 母子保健担当と児童福祉担当で協議しながら、進行管理や役割分担等を決定していくようにする。　／等

＜その他＞

- SV が入って助言をもらえている。
- 児童福祉ケースは、ケースに応じて見直し時期を設定している。母子保健ケースは、リスクに応じて見直しの時期を設定し見直しを行っている。
- 進行管理や見直しも含め、サポートプラン作成から手交、アセスメント時期の設定について、

母子保健と児童福祉で協議し、フロー図を作成した。児童福祉が主となり、母子保健と児童福祉のサポートプラン管理担当をつくり、進捗管理を行っている。アセスメント時期を見逃さないよう、エクセル管理している。

・ こども家庭センター設置前から児童福祉部門と母子保健部門の連携はできていた。より情報共有を行えるよう共通ファイル作成の実施にむけて進めている。 ／等

⑨ サポートプランの見直し時期として、最も多くのケースに当てはまる見直しのタイミング

サポートプランの見直し時期として、最も多くのケースに当てはまる見直しのタイミングをみると、「児童福祉機能が主担当のサポートプランのうち、要対協登録ケースのサポートプラン」では、「３か月以内に１回」が 40.3%でもっとも割合が高く、次いで「４か月目以降～６か月以内に１回」が 29.3%、「定期的な見直しを行っていない」が 25.4%となっている。「児童福祉機能が主担当のサポートプランのうち、要対協に登録していないケースのサポートプラン」では、「定期的な見直しを行っていない」が 48.7%でもっとも割合が高く、次いで「４か月目以降～６か月以内に１回」が 26.7%、「３か月以内に１回」が 19.8%となっている。「母子保健機能が主担当のサポートプラン」では、「４か月目以降～６か月以内に１回」が 31.3%でもっとも割合が高く、次いで「定期的な見直しを行っていない」が 30.8%、「３か月以内に１回」が 29.8%となっている。

図表 55 サポートプランの見直し時期として、最も多くのケースに当てはまる見直しのタイミング：単数回答（Q22）

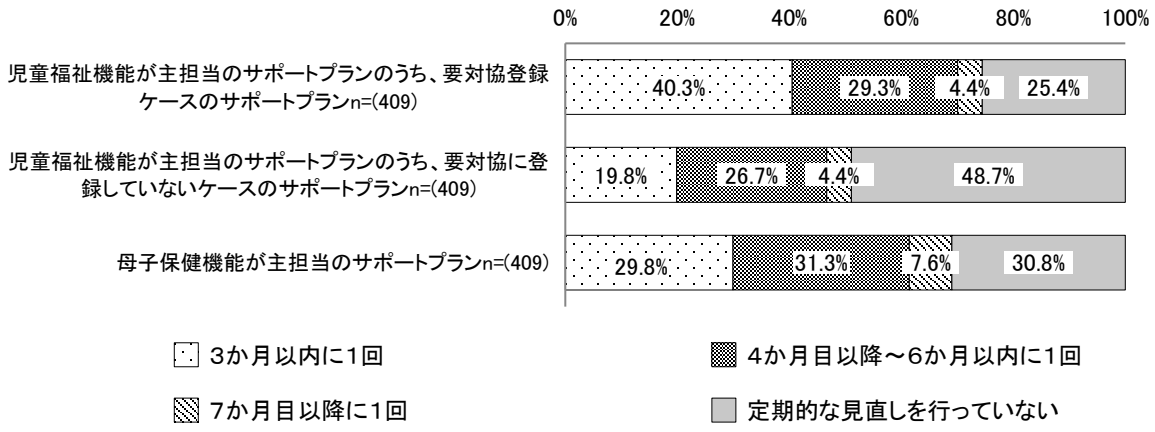

「児童福祉機能が主担当のサポートプランのうち、要対協登録ケースのサポートプラン」について、要保護・要支援児童への支援計画の策定状況・サポートプランの作成状況別にみると、支援計画を策定している市区町村では、サポートプランの見直し時期として、最も多くのケースに当てはまる見直しのタイミングは「３か月以内に１回」が 46.4%、「４か月目以降～６か月以内に１回」が 30.6%となっており、支援計画を策定していない市区町村よりもサポートプランを定期的に見直しているという傾向がみられる。

図表 56　要保護・要支援児童への支援計画の策定状況・サポートプランの作成状況別
サポートプランの見直し時期として、最も多くのケースに当てはまる見直しのタイミング／
児童福祉機能が主担当のサポートプランのうち、要対協登録ケースのサポートプラン：単数回答
（Q22_1）

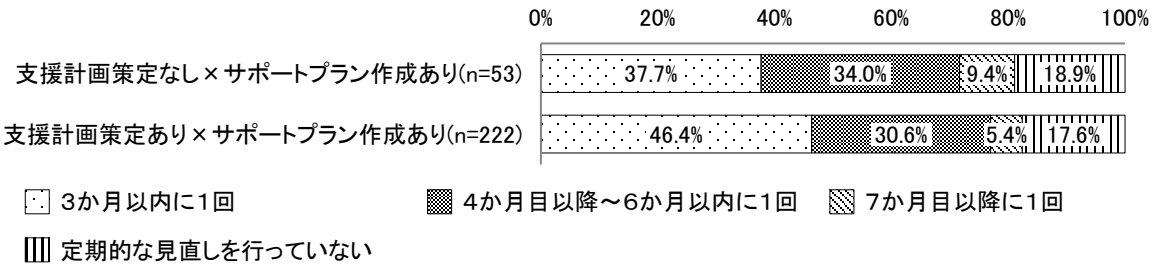

⑩ サポートプランの活用によるメリット

サポートプランの活用によるメリットをみると、「当てはまる」と「やや当てはまる」を合わせた割合は、５割程度から９割程度となっている。特に、「当てはまる」の割合をみると、「職員が対象者に対し、支援の目的・内容等を伝えやすくなった」では 30.3%でもっとも割合が高く、「対象者が、支援を受けることに前向きになった」では 5.1%でもっとも割合が低い。

図表 57　サポートプランの活用によるメリット：単数回答（Q23）

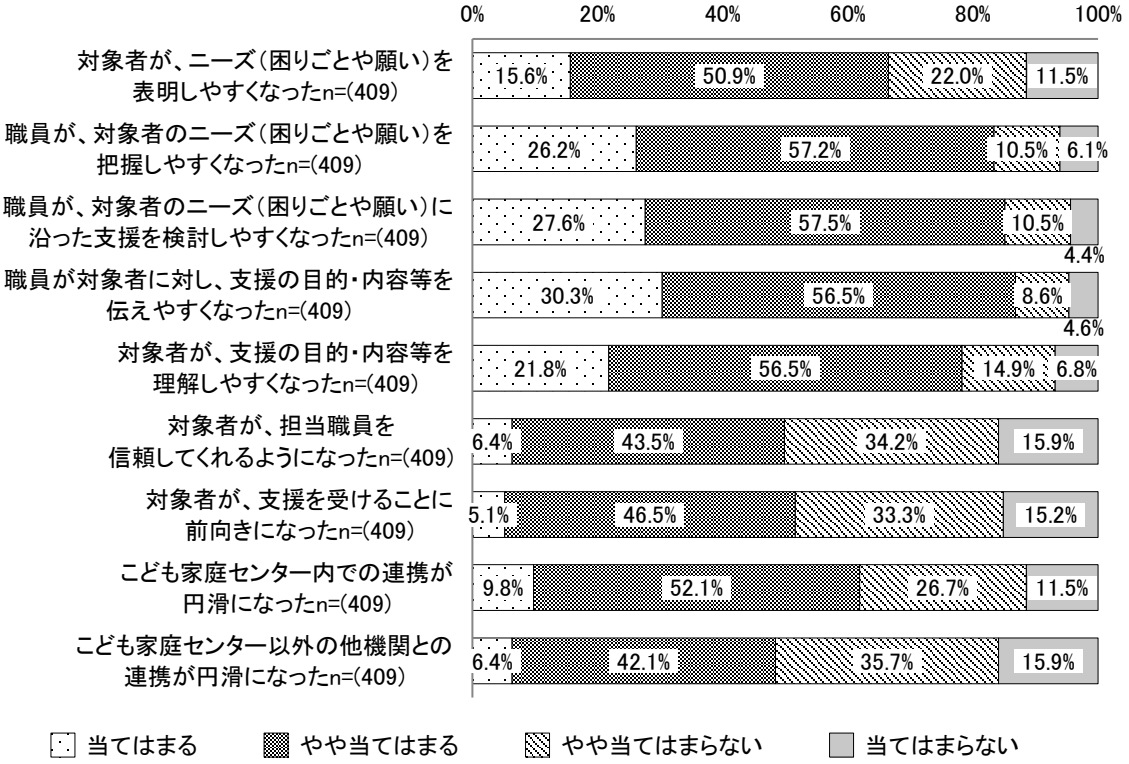

なお、対象者のニーズや意向を自由に記入できる記述欄を設けている市区町村では、「対象者が、ニーズ（困りごとや願い）を表明しやすくなった」について「当てはまる」と「やや当てはまる」を合わせた割合が高くなっていた。

図表 58　対象者のニーズや意向を自由に記入できる記述欄の有無（Q18_4）別、サポートプランの活用によるメリット／対象者が、ニーズ（困りごとや願い）を表明しやすくなった：単数回答（Q23_1）

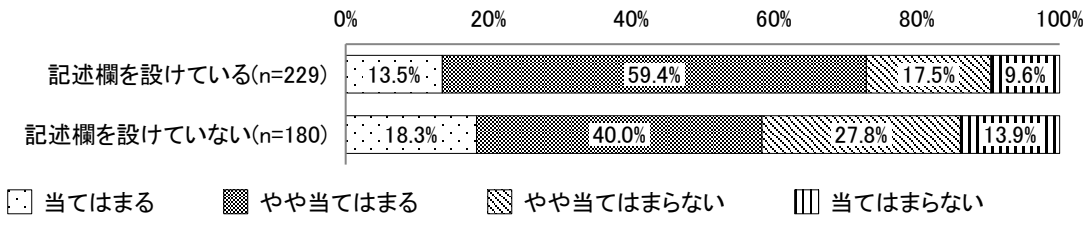

(4) 多様なサービスや地域資源の活用について

① 家庭支援事業の実施状況

家庭支援事業の実施状況をみると、「児童育成支援拠点事業」と「親子関係形成支援事業」では「事業を実施していない」の割合がそれぞれ 88.8%、78.1%と高い傾向がみられた。「事業を実施しているが、供給量は十分とはいえない」をみると、「子育て短期支援事業」が 36.3%でもっとも割合が高く、ニーズに対する供給量が追い付いていない状況がうかがえる。

図表 59　家庭支援事業の実施状況：単数回答（Q24）

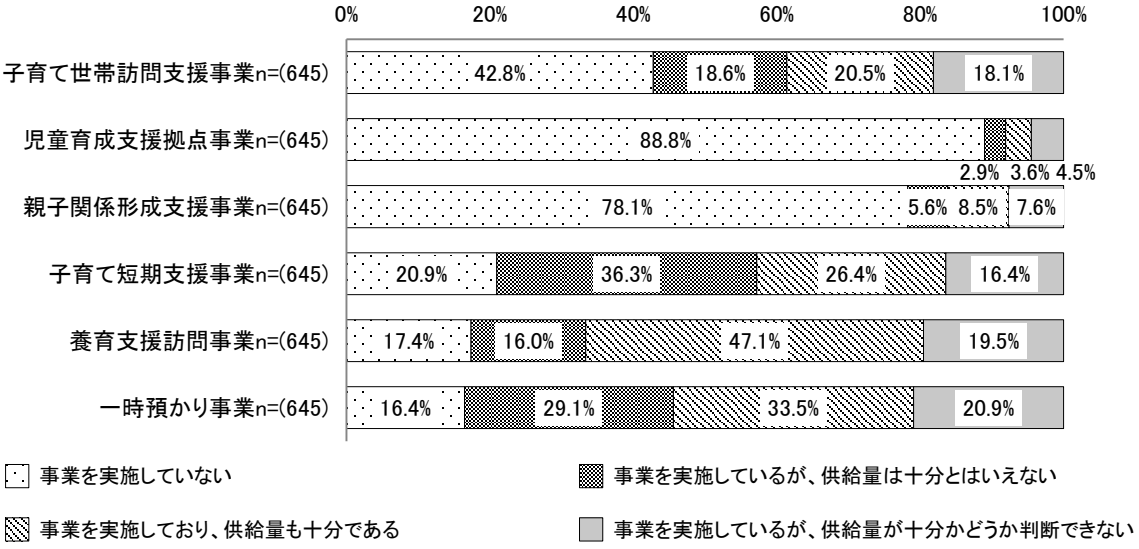

② 家庭支援事業の構築や供給量充足のために実施していること・必要なこと

家庭支援事業の構築や供給量充足のために実施していること・必要なことをみると、「家庭支援事業の新たな担い手の開拓」が 79.4%でもっとも割合が高く、次いで「他自治体の事業構築事例の情報」が 52.6%、「国庫補助事業の活用方法の情報（解説やＱ＆Ａ）」が 45.1%となっている。

図表 60　家庭支援事業の構築や供給量充足のために実施していること・必要なこと：複数回答（Q25）

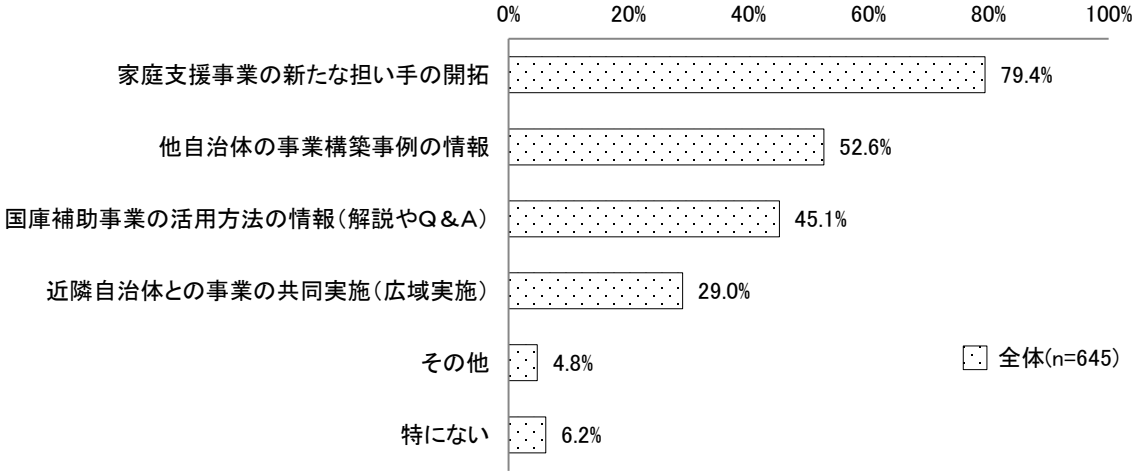

家庭支援事業の構築や供給量充足のために実施していること・必要なことのうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 61　家庭支援事業の構築や供給量充足のために実施していること・必要なこと／その他：自由回答（Q25）

＜財源確保＞

- 財政的な国の支援。
- 国庫補助単価の充実。
- 補助基準額、補助率の増加を希望。　／等

＜委託先事業者について＞

- 民間事業者は、どこも人員や運営状況が厳しく、委託等を受けられる余裕がない。
- 実施可能な事業者の情報。
- 民間サービスの差別化。　／等

＜ニーズの把握＞

- 支援が必要となるケースの把握。
- 対象者の整理。　／等

＜人材確保＞

- 福祉施策を作り上げるための行政職員の不足解消。
- 実施のための人材確保。　／等

＜広域的な資源の利用＞

- 他市町施設の利用。
- 広域的な県の取組。
- 県による市町村支援／広域的な調整。　／等

＜その他＞

- 事業実施後の必要量分析や、評価等の振り返り、実施に活かすこと。
- 子ども家庭支援員による家事支援。
- 居場所に関して担い手もだが施設などの場所が必要。
- 過疎地域の情報が知りたい。

③ 家庭支援事業の利用勧奨・措置を行った対象ケースと具体的内容

家庭支援事業の利用勧奨・措置を行った対象ケースと具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 62　家庭支援事業の利用勧奨・措置を行った対象ケースと具体的内容／
①利用勧奨：自由回答（Q26）

	対象ケースの概要	勧奨した内容
1	片親。シングルマザーで頼れるところがない。家事サポート、保育園の送迎を支援してもらいたい。母、うつ病で仕事ができず、取り掛かれない。	子育て世帯訪問支援事業。
2	父（会社員）、母（無職：第２子妊娠中）、第１子（２歳）３か月後に第２子出産予定だが、実家の支援が得られない妊婦。父も仕事が忙しく、産後の家庭でのこども２人の養育に不安を感じている。	子育て世帯訪問支援事業を利用勧奨。（ヘルパーに訪問してもらい、産後の家事・育児支援を実施）
3	ヤングケアラー世帯の母が妊娠したことで、世帯の状況の悪化を防ぐために利用勧奨を行った。	子育て世帯訪問支援事業。
4	父母、子２人の４人世帯。父はうつ病、母は医師より「うつ状態」と言われたことがある。長男が弟や飼い犬などに手をあげることに対し、母が暴力で止めようとすることから母が疲弊し育児に支障が出ている。	育児に支障を来していることから子育て短期支援事業を利用する。
5	本市に転入した祖母と本児は孤立した２人暮らしで、思春期の本児との口論が頻繁に発生し、暴言や喧嘩がエスカレートして近隣住民からの通報により警察が出動する事態が起こった。これを受けて、祖母と面談した結果、祖母が子育てや仕事、人間関係による高いストレスを抱えていることが明らかになった。	祖母に対するレスパイトを目的とした、本児の子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用。
6	小学２年生の対象児童から母による身体的虐待の訴えがあって受理した、ひとり親世帯のケース。本児は児童精神科を受診しており、診断名はうつ。不登校。家で暴れるなどあり、母も対応に苦慮している。母子のみでの生活では互いに行き詰まり、本児も家にいたくない、帰りたくないと訴えるが、不安が高く、母と一緒でなければできないことも多い。	母子以外の大人と生活する機会を増やすこと、母のリフレッシュ機会を持つため、子育て短期支援（ショートステイ）の利用を勧奨した。
7	養育者である実母が不在のため、祖父母が養育しているケース。祖父母は高齢で基礎疾患あり。	祖父母が入院となった場合のショートステイ利用を提案。
8	母子世帯。母は２人のこどもを育てており、家事育児負担感が強い。	養育訪問支援事業。

9	知的障害の疑いのある夫と知的障害を有する妻の第一子への不安定な育児行動に対する支援。	養育支援訪問事業。
10	父子家庭で家事を担う父が病気になったことで、家事等の身の回りのことを本児が担っていた。	父の介護や福祉のサービスが整うまでの間、重点的に家事支援を入れ、家庭内の片づけを行う。
11	父子家庭で児童が不登校ぎみの世帯・児童の食事に不安がある。	家事支援。
12	保育園欠席が多い母子家庭。母のメンタル不調により、朝起きられず、登園準備が困難。	登園準備・送迎支援。
13	施設退所した児童、ヤングケアラー。	サポーター派遣、放課後児童クラブ。
14	虐待やその疑いがあるケース、ひとり親家庭や生活困窮家庭、児に発達特性があるなど虐待リスクの高いケース。	子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業を保護者及び対象児に利用勧奨した。

図表 63　家庭支援事業の利用勧奨・措置を行った対象ケースと具体的内容／②利用措置：自由回答（Q26）

	対象ケースの概要	措置した内容
1	父（会社員休職中）、母（無職）、本児（０歳８か月）父母ともに精神疾患があり、現在は週２回デイケア利用中。父母ともに本児の養育不安、育児負担感が増強しており、不眠とイライラを強く訴える。	養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業を利用措置。（養育支援訪問員に育児指導・父母の思いの傾聴を依頼。ヘルパーに家事・育児支援を依頼）
2	母（第３子妊娠中）、父、本児（第１子）、第２子の４人家族。母が本児に対して身体的虐待があり、関わったケース。	子育て世帯訪問支援事業（家事支援、育児支援）①部屋の片づけ、掃除、洗濯物をたたむ等②子の世話。（だっこしたり、ミルクを与えたり、見守り等）
3	幼少期から両親の面前 DV を見て育った母。モデリングにならない家庭で育ち、支援者不在状態で子育てイメージが乏しい。	養育支援訪問事業
4	発達特性を持つこどものいる多子家庭で、常に経済的に厳しい。母は、精神疾患により家の中の整理整頓が行き届かず、こどもは、家庭内の整理された環境を望んでいる。	家事支援ヘルパー派遣事業。（養育支援事業）
5	若年の特定妊婦のケース。メンタル治療歴や支援者不足など課題が多く、一時保護も検討する中、在宅支援の方針とする上で、サービスの提供の必要性が認められるため、利用勧奨を行った。ただ、対人緊張性が高いことや、経済困窮などのやむを得ない事由により、措置を行った。	産後の支援として、２時間/週の家事・育児支援サービスを措置。

④ 多様な資源の活用や連携に向けた取組

多様な資源の活用や連携に向けた取組をみると、「こども・子育て支援に関する地域全体のニーズと既存の地域資源の把握・整理」が 61.6%でもっとも割合が高く、次いで「こども家庭センター以外の他部署（障害福祉、高齢、生活困窮等）で実施する事業の把握・整理」が 53.0%、「他分野（障害福祉、高齢者福祉、生活困窮等）に関する既存の地域資源の把握・整理」が 43.6%となっている。

図表 64　多様な資源の活用や連携に向けた取組：複数回答（Q27）

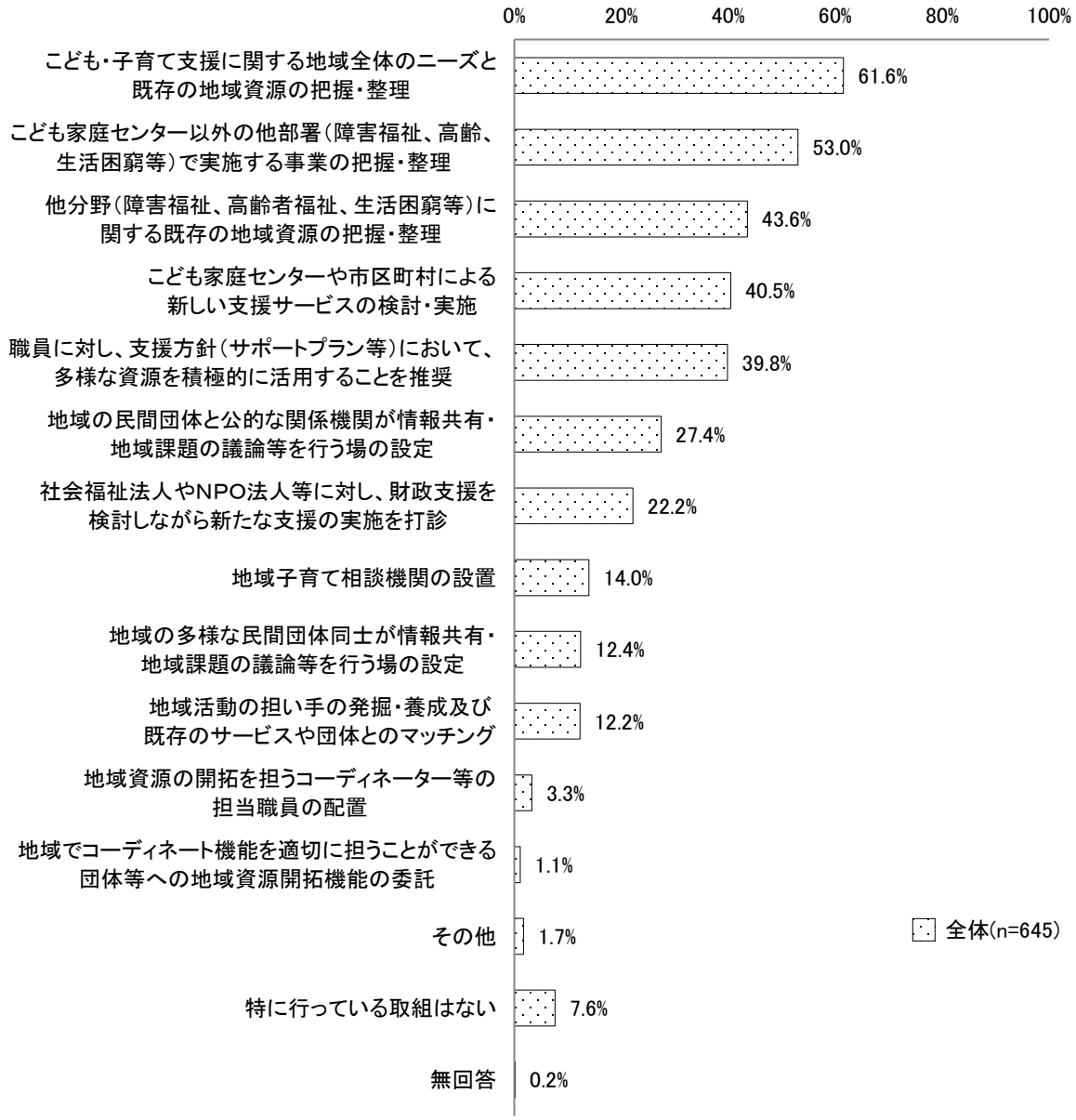

統括支援員による「必要な地域資源の開拓のための働きかけ又は指導・助言」の実施状況別にみると、統括支援員が働きかけや指導・助言を「できている」と回答した市区町村ほど、多様な資源の活用や連携に向けた取組が進んでいるという傾向がみられる。

図表 65　統括支援員の「必要な地域資源の開拓のための働きかけ又は指導・助言」の実施状況（Q11_7）別　多様な資源の活用や連携に向けた取組：複数回答（Q27）

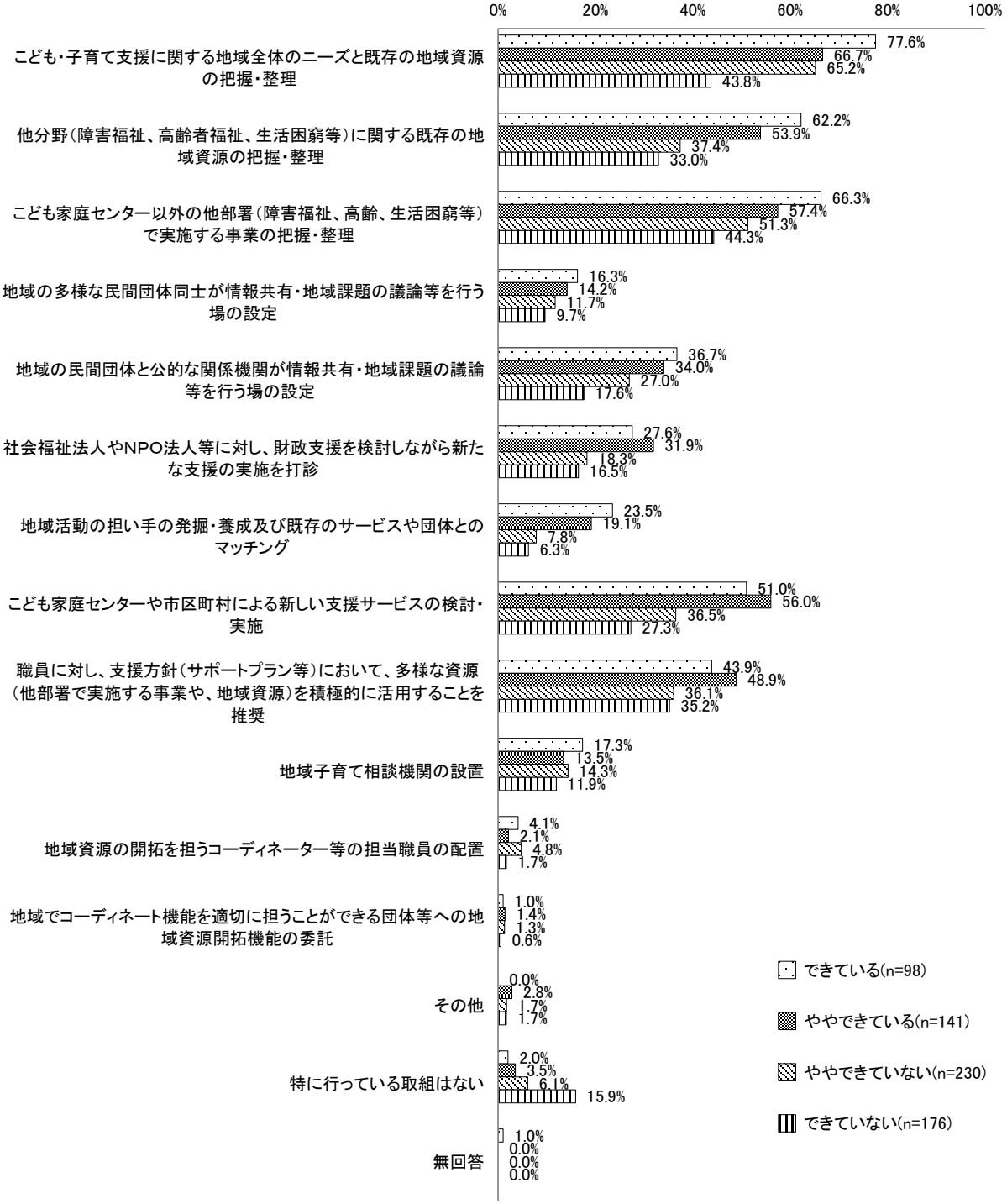

多様な資源の活用や連携に向けた取組のうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 66　多様な資源の活用や連携に向けた取組／その他：自由回答（Q27）

- 地域の子育てボランティア、こども食堂開催ボランティアとの会議を持つ。
- 研修会や連絡会を通じて関係機関と現状や地域課題の共有、取組の検討を行っている。
- 療育機関・保育所施設、相談支援専門員とケースについて情報共有会等を開いて支援に努めている。
- 子育てに関する情報を「子育てガイドブック」にまとめ、市民や関係機関へ配布。
- 手交したサポートプランは関連する支援者（機関）へも写しを渡し、対応について共有。／等

多様な資源の活用や連携に向けた取組のうち、「特に行っている取組はない」理由の主な回答は以下の通りであった。

図表 67　多様な資源の活用や連携に向けた取組／特に行っている取組はない理由：自由回答（Q27）

＜他の業務が多忙なため＞

- 職員は兼務で配置され、相談支援業務やその他の業務が多く、多様な資源の活用や把握にまで取り組めていない。
- 職員数が少ないので、日常的な相談・支援業務のみしか行えない状況にあるため。
- こども家庭センター設置したばかりで、体制的に資源開発などは現状では難しい
- 虐待や相談業務、女性保護対応で手が回らない。マンパワー不足。　／等

＜その他＞

- サービス委託を行う事業者、資源に困っている。
- 何からどのように着手したらよいか整理できていない
- 地域資源の把握等が担当に任されている部分もあり、全体的な把握を行う時間的余裕がない。／等

さらに、多様な資源の活用や連携に向けて行っていると選択した取組の具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 68　多様な資源の活用や連携に向けて行っていると選択した取組の具体的内容：自由回答（Q27SQ）

多様な資源の把握（選択肢１～３）

＜１．こども・子育て支援に関する地域全体のニーズと既存の地域資源の把握・整理＞

- こども計画の策定により、子育て世帯等を対象としたニーズ調査を実施した。どのようなニーズがあるか把握でき、その事に伴い、今後の子育て支援の検討ができた。
- 相談の中で、当事者のニーズの高いサービスを把握している。他職種の研修会や会議へ参加

し、当事者のニーズが高いが不足している資源についての情報発信を行っている。
- こども食堂の主催者や社協、その他寺子屋をされている寺院などを訪問し、活動内容、課題などを共有している。今後、こども・子育て家庭への周知（二次元コード使用等）を行っていく。
- 就学前児童の保護者を対象に、子育てや子育て支援等に関する状況や意向の把握を行うため、ニーズ調査を行った。／等

＜２．他分野（障害福祉、高齢者福祉、生活困窮等）に関する既存の地域資源の把握・整理／３．こども家庭センター以外の他部署（障害福祉、高齢、生活困窮等）で実施する事業の把握・整理＞

- 重層的支援体制整備事業の会議に参画し、他機関の役割や機能等の共有を図っている。
- 生活困窮や障がい福祉に関する制度について情報を整理し把握に努めている。
- 他部署の打合せに同席し、事業の把握を行っている。
- 同課内に障害福祉、子育て、高齢、生活困窮の係が所属しており、日常的に事業の把握や連携が取れている。
- 市役所内の関係部署を参集し「こども家庭センター連絡会」を開催し、実施する事業・関係する事業や制度の把握を行い、支援者用として一覧を作成した。
- 子育て支援員研修の実施。要保護児童対策地域協議会に他部署（障害・生活困窮）や一部民間団体も所属しており、随時情報共有している。
- 子ども子育て会議、地域自立支援協議会、健康づくり推進協議会、要対協代表者会議、地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議等で課題の共有、検討。　／等

地域の関係機関のネットワーク化（選択肢４～５）

- 支援者連絡会（NPO、ボランティア、社会福祉法人、行政等参加）を開催している。
- 民生委員・児童委員定例会にて情報共有を実施。
- こども食堂やフードバンクとの連携を進め、ネットワークを構築　等。
- 地域のこども食堂のスタッフと利用者の情報共有や必要な家庭の依頼など。
- 近隣の児童発達支援事業所、訪問看護、一時預かり等を把握、整理している。子育てサロンの代表者同士が情報共有できる場を設定している。
- 地域のこども食堂、学習支援、ヤングケアラー支援、外国人支援などを行っている団体に参加を呼びかけ、活動内容や課題等の共有を行う連絡会を開催している。
- 母子保健分野で､母子保健に関する公的機関､民間機関､NPO との情報共有のための会議を年 1 回行っている。
- 学習支援､就労支援をしている NPO 団体等と情報共有を行い､当市が抱えている課題に対する確認等を行った。　／等

ニーズに対して不足している地域資源の開拓（選択肢６～８）

＜６．社会福祉法人や NPO 法人等に対し財政支援を検討しながら新たな支援の実施を打診＞

- 地域支援を行っている NPO 法人等の事業を視察し、協議をした上で財政支援等を検討している。地域のニーズを把握し、自治体で実施できる新規事業を検討している。
- こども食堂実施団体への補助金の支給や実施を検討している団体への助言など。
- 子育て短期支援事業の拡充に向け、財政支援を検討しながら社会福祉法人に実施を打診した。
- NPO 法人に補助金を出し、要対協を中心とした家庭への弁当配布を行い、家庭の状況把握等を

依頼している。
・ 児童育成支援拠点事業の類似事業を行なっている NPO 法人に対して事業実施を打診し制度設計を検討中 ／等

＜７．地域活動の担い手の発掘・養成及び既存のサービスや団体とのマッチング＞
・ 地域活動の担い手となる団体が、できることや得意なこと、助けてほしいことを持ち寄り、互いに補い合うことで、活躍のフィールドやできることの可能性を広げるマッチング事業を実施している。
・ 市で掲げる共通メッセージに賛同する地域の子育て支援団体（133 団体）や民間企業（70 団体）等が行う地域支援と公的支援を市職員である子育てコンシェルジュが中心となり連携や協働に努めている。 ／等

＜８．こども家庭センターや市区町村による新しい支援サービスの検討・実施＞
・ 宅食を通じて世帯の状況を確認するこども見守り強化事業の実施、フードバンクと連携して食材をもらえる相談会を運営するこども相談サロン・フードパントリー運営事業の実施
・ 病児保育、児童育成支援拠点について、来年度以降の事業実施を検討している。
・ 貧困等様々な課題を抱えるこどもとその保護者を多く受け入れ、食事、体験等を通じて、こどもの将来の希望や夢を持つきっかけとなる「こどもの居場所」の開設、機能強化及び運営に係る経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金の交付を行う。開設準備補助金として新規開設１か所当たり 200,000 円を補助。事業運営補助金として事業運営１か所当たり 100,000 円を補助。 ／等

その他

＜９．職員に対し、支援方針（サポートプラン等）において、多様な資源（他部署で実施する事業や、地域資源）を積極的に活用することを推奨＞
・ サポートプランは複数人で確認し、支援方針や利用するサービスについて検討している。 ／等

＜１０．地域子育て相談機関の設置＞
・ 市立保育所、市立幼稚園、地域子育て支援センター計 19 施設を地域子育て相談機関として、年度当初は連携の協力依頼、こども家庭センター主催の研修への参加勧奨を行った。今後、連携会議を実施予定。
・ 地域子育て相談機関として令和４年度に効率の子育て支援センターを設置し、職員が電話相談・面談・家庭訪問を行っている。
・ 市内に既存の地域子育て支援センターや児童館、子育てひろば 31 か所を、令和６年４月から地域子育て相談機関として整備した。 ／等

＜１１．地域資源の開拓を担うコーディネーター等の担当職員の配置＞
・ 「子育てコーディネーター」を配置し、地域の子育て支援について、課題把握や個別支援などを行っている。

・　類似事業であるこどもの居場所づくり支援コーディネーターを配置し、地域資源開拓・運営支援と居場所づくりに関する地域資源の情報収集、運営支援を実施しているが、情報の整理・周知や支援実施者の協議の場の開催などは未実施のため、今後実施に向け調整予定。
・　こども家庭センターに調整員を設置することにより、児童福祉と母子保健の連携強化や地域資源の活用や開拓、支援事業の円滑な導入を促進している。
・　ヤングケアラー支援コーディネーターの配置
・　こどもや子育て家庭をサポートするコーディネーターを配置（委託）し、地域のこども・子育て家庭とこどもの居場所のつなぎを行ったり、居場所を実施する団体の後方支援を行っている。　／等

＜１２．地域でコーディネート機能を適切に担うことができる団体等への地域資源開拓機能の委託＞

・　こども食堂の運営ノウハウをもった団体に、コーディネーター業務を委託し、こども食堂の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行う事業を実施している。
・　地域資源へのアウトリーチや関係者からのヒアリングにより、地域資源を把握し、こども家庭センター全体で情報共有できるよう、こども家庭センター職員が利用できるデータベース（ホームページ）の作成を進めている。来年度以降は、分野ごとのネットワーク同士がつながる区単位の面的なネットワークの形成を図る予定。

なお、両機能の職員が参加する合同研修を実施している市区町村では、多様な資源の活用や連携に向けた様々な取組を行っている割合が高い傾向がみられた。特に、「職員に対し、支援方針（サポートプラン等）において、多様な資源（他部署で実施する事業や、地域資源）を積極的に活用することを推奨」「こども・子育て支援に関する地域全体のニーズと既存の地域資源の把握・整理」については差が大きい。この傾向は、「両機能をいずれも経験できるような人事ローテーション」を実施している市区町村でも同様の結果が見られた。

図表 69　両機能の職員が参加する合同研修（Q13_1）別　多様な資源の活用や連携に向けた取組：複数回答（Q27）

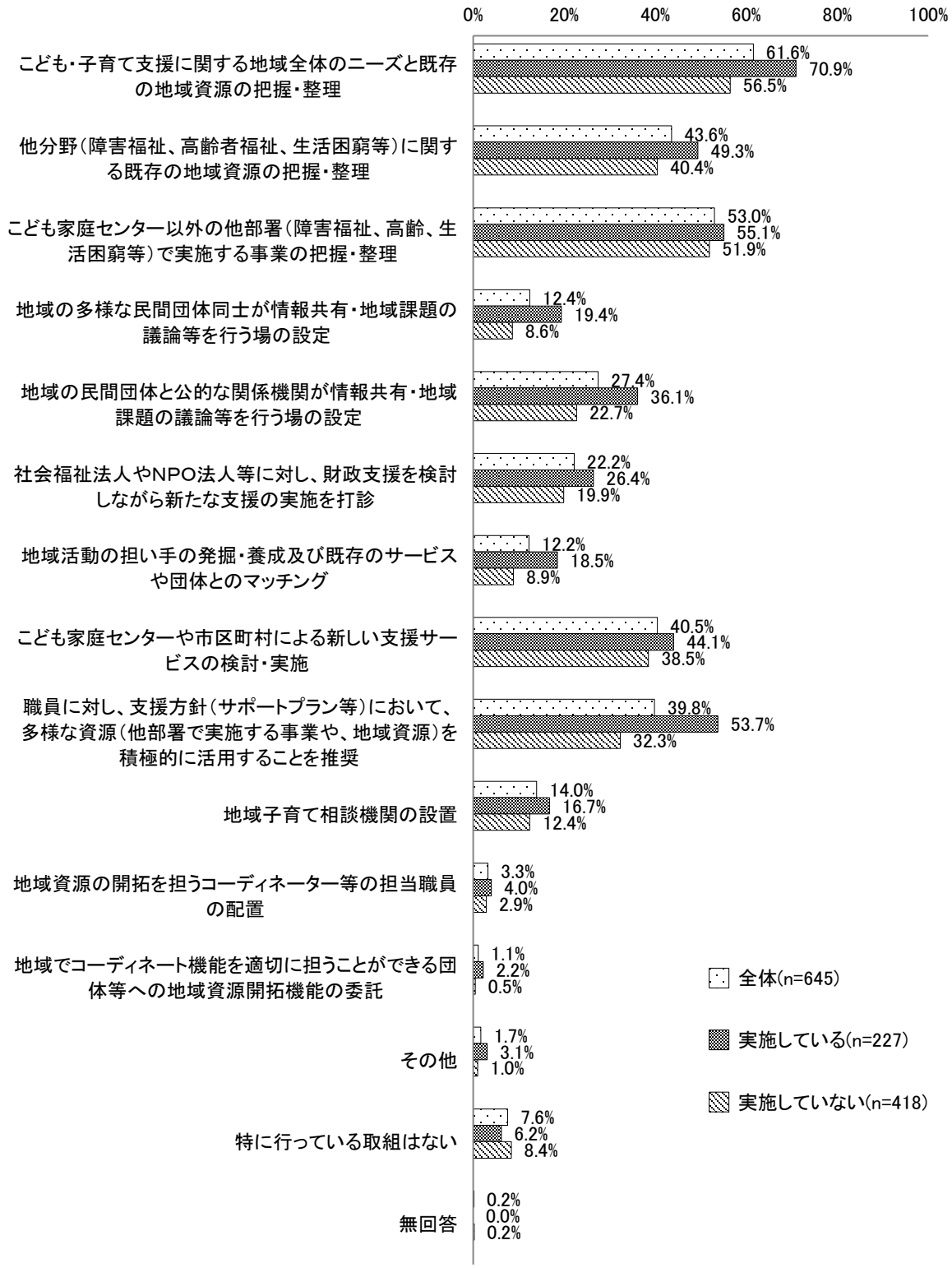

(5) 関係機関との連携について

① 多様な資源の活用に関する課題感

多様な資源の活用に関する課題感をみると、「当てはまる」と「やや当てはまる」を合わせた割合は、４割程度から９割程度となっている。特に、「ニーズに対して不足している地域資源の開拓が十分にはできていない」については、「当てはまる」と回答した市区町村が３割強と高くなっている。

図表 70　多様な資源の活用に関する課題感：単数回答（Q28）

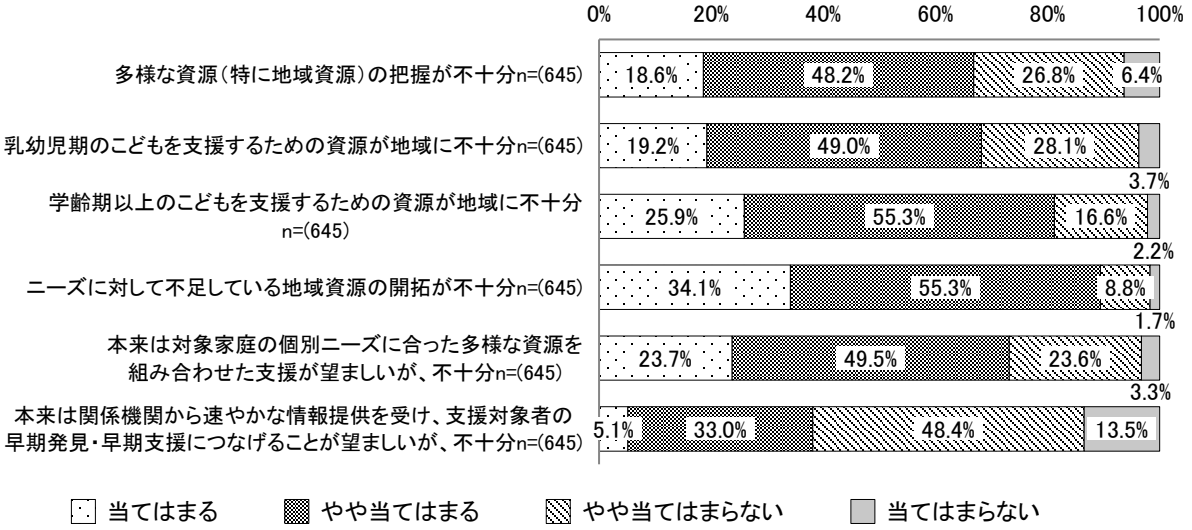

なお、統括支援員による「必要な地域資源の開拓のための働きかけ又は指導・助言」の実施状況別に多様な資源の活用に関する課題感をみると、統括支援員が地域資源の開拓に向けた働きかけや指導・助言を「できている」「ややできている」と回答した市区町村では、多様な資源の把握が不十分という課題感が少ないという傾向がみられる。

図表 71　統括支援員の「必要な地域資源の開拓のための働きかけ又は指導・助言」の実施状況（Q11_7）別　「多様な資源（特に地域資源）の把握が不十分」に当てはまる割合：単数回答（Q28_1）

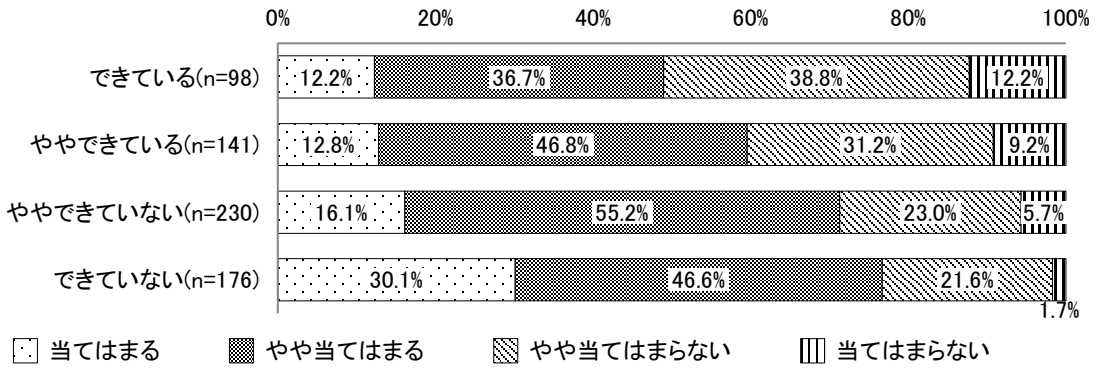

② こどもや家庭を支援するために充実させている支援事業やサービス、地域資源

こどもや家庭を支援するために充実させている支援事業やサービス、地域資源を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 72　こどもや家庭を支援するために充実させている支援事業やサービス、地域資源：自由回答（Q29）

＜家庭支援事業等の実施＞

- 利用者支援事業・子育て短期支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・産後ケア事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業。
- 養育支援訪問事業を直営で実施し、専従の保育士、保健師、心理判定員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職（正職員）を配置している。
- 子育て世帯訪問支援事業を実施。要保護、要支援世帯及びその恐れのある世帯としての対象を以前より広げて送迎、家事支援、同行支援等を実施。
- 低価格で利用できる 1 歳未満のこどものいる世帯を対象とした家事支援事業の実施・ハイリスク家庭を対象とした家事支援事業の実施・妊産婦健進等でのタクシー料金の助成。
- ひとり親家庭向けの支援事業・多胎児向けの家庭支援事業・子育て短期支援事業・児童育成支援拠点事業・こどもの学習支援に関する事業・見守り活動事業・こどもの居場所支援事業・親子関係形成支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・産後ケア事業・一時預かり事業・巡回支援専門員整備事業。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）において、実施施設を児童養護施設だけでなく、自立援助ホームやファミリーホームも指定しており、ショートステイの利用児童数が増えている。児童家庭支援センターを１か所設置しているが、土日祝も開所しており、行政が対応できない日であっても支援できる体制を整えている。また、児童家庭支援センターにおいて、支援対象児童等見守り強化事業を実施しており、家庭訪問を通じて、支援対象児童の定期的な把握を行っている。
- 乳幼児期からの子育てに課題がある家庭のこどもと保護者が安心して過ごし、相談できる場所であり、かつこどもの養育を支援する事業。（児童育成支援拠点事業の対象年齢を乳幼児期まで拡大している）
- ネグレクト等で一時保護に至らない養育困難ケースを地域で支える取組として児童育成支援拠点事業を実施。　／等

＜食事や物資を届けることを通じた見守り＞

- 0 歳児を養育している家庭を定期的に訪問し、子育て用品（紙おむつ等）を支給し子育て相談にも応じている。
- 支援対象児童等見守り強化事業（児童虐待防止対策事業費補助金）を活用し、NPO 団体等が食品を届けながら訪問し、悩みを聞いて必要な資源につなげる事業を委託で実施している。
- 出生の日の翌月から 1 歳の誕生月まで毎月 1 回、すくすく支援員が訪問し、オムツを配布し、乳児家庭の見守りを実施。
- 子どもの見守り強化事業としてお弁当の配布や食材の配布を通して子の安全確認等を実施。

・　特定の支援は必要な家庭に対するサービスだけでなく、子育て世帯の多くが利用できるサービス（配食サービスやヘルパー等）を充実させ、地域全体の子育ての底上げをはかる。制度を設計する、産前産後配食サービス対象の８割以上が日常的に利用している。　／等

＜ペアレント・トレーニング、ピアサポート＞

・　交流スペースでのリユース事業や触れ合いを通して養育者間のピアサポートを行っている。
・　親子関係形成支援事業。（ペアレント・トレーニングを集団・個別を対象に３種類実施。関係者にも周知のための講話を実施。市事業）
・　行政開催のペアレント・トレーニング。（幼児期・学齢期）
・　保護者自身が児の発達特性に関する理解を深め、関わり方を学ぶ「ペアレント・トレーニング」と併せ、児の療育体験や託児を行い、親子関係改善を図るクラスを実施している。

＜無料券・費用助成＞

・　子育て世帯訪問支援事業の利用促進のために、地域子育て支援拠点への登録により無料券を配布。
・　保育園等に入園させず、自宅でこどもを監護している家庭への金銭的補助（町単独事業）給食費の無償化、保育園等の無償化。
・　妊婦健康診査交通費給付、出産祝金支給、産後ケア事業（自己負担なし）、保育料の無料化、オムツのサブスク、学校給食費の無償化、小中学校入学祝金給付、高等学校通学費補助、民間学習塾代助成、進学奨励金交付、奨学資金返還支援、人材育成（大学院修学、資格取得費用助成）等。
・　妊娠、出生届出時に家事援助や一時預かりなどを利用できるチケットを配布。／子育て支援センター等において、随時専門職が育児相談対応実施。／第２子以降の０歳から２歳児を家庭で保育する世帯に対し、手当金を支給（市独自施策として所得制限を撤廃）／母乳外来費用の助成。／20 歳までのこども医療費の無償化（ただし 19-20 歳については市内から県内大学等に通学する者に限る）／低所得世帯等の習い事にかかる費用助成。
・　母子家庭等就業支援事業補助金の増額、遺児に対して激励金や就職支度金を支給、子育て短期支援事業単価の増額、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの自己負担助成。　／等

＜居場所づくり＞

・　児童育成拠点事業でない、すべてのこどもたちが来れるこどもの居場所事業の実施（市内を６エリアに分け、整備している。）また、居場所まで来られないこどもたちのために、支援対象児童等見守り強化事業を活用しての当センターとこども食堂との合同訪問による居場所への参加呼びかけ、及び認定 NPO 法人とのコラボによるゲームを活用し、リアルな居場所につなげるメタバース居場所事業の実施など。
・　今年度から不登校児童の居場所をオープン。長期休み中は開催日時を増やして不登校に限らず児童の受け入れを行った。若年妊婦やこどもの居場所事業を行っている。　／等

＜ヤングケアラー向け支援＞

- 子育て世帯訪問支援事業として、子育て世帯だけでなくヤングケアラー等への訪問支援事業を令和４年度からモデル的に実施。（令和６年度から本格実施）
- 相談支援のきっかけとレスパイトケアにつなげるために、ヤングケアラー向けの配食支援　／等

＜相談するきっかけづくり＞

- 妊娠や子育てをしている家庭が身近な場所で気軽に相談でき、行政や地域の支援につながることで虐待予防や育児負担軽減を図ることを目的に各保健センターでのこども相談サロン、フードパントリー運営を実施。
- 母子保健と子育て支援を融合した子育て支援事業例（１歳の誕生日に身近な児童館でプレゼントを渡し、成長をお祝い（育児相談も実施）する。また、その後の児童館利用にもつなげる）／等

＜その他＞

- 「こども家庭センター」「子育て支援センター」を完全無料の屋内大型遊具施設内に設置することで、利用者は「遊びに来た」という感覚のまま、自然と支援につながるようになっています。
- 産婦人科、小児科オンライン医療相談と電子母子手帳アプリを連携させた子育て支援。
- こども・若者に関する相談支援部署を統合し「こども若者相談センター」を設置し、相談支援体制を充実させている。「子育てコーディネーター」を配置し、子育ての困りごとなどに関する個別の相談支援を実施している。「こどものオンブズパーソン」事業を実施するほか、条例制定に取り組むなど、こどもの権利擁護や参加に向けた取り組みを進めている。
- 教育委員会とこども家庭センターが連携し、教育支援チームを設置。不登校など学校適応に困難を抱えるこどもや家庭への支援を行っている。
- こどもの成長を応援する団体や個人のプラットフォームを構築しており、学習や衣類のサポートや様々な体験機会を提供し、健やかにたくましく成長できる場を創出している。
- 外国人通訳者の確保／小中学生などに相談先を記載したカードを配布。
- 独自事業として、こども家庭センター職員が就学前の子がいる相談者の自宅に訪問し、子育てに関する相談を受け、情報の提供を行う子育て訪問相談を行っている。
- 幼保～中学校に通う家庭の専門的な総合相談の開設・運営。
- ひとり親家庭向けの学習支援事業を市単独で実施、学習支援員として地域のボランティアを活用している。　／等

③「要支援児童」「要保護児童」に関する定義や例示の有無

児童福祉法第６条の３第８項上の定義に加えて、「要支援児童」「要保護児童」に関する定義や例示があるかを確認したところ、「いずれも定めていない」が 74.4%でもっとも割合が高く、次いで「「要保護児童」について定義・例示している」が 25.0%、「「要支援児童」について定義・例示している」が 23.9%となっている。

図表 73　「要支援児童」「要保護児童」に関する定義や例示の有無：複数回答（Q30）

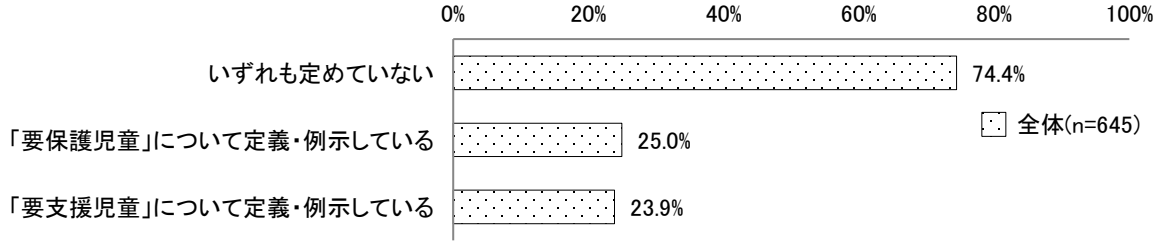

「要支援児童」「要保護児童」に関する具体的な定義・例示の内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 74　「要支援児童」「要保護児童」に関する具体的な定義・例示の内容：自由回答（Q30）

カテゴリ		要支援児童	要保護児童
虐待の有無や程度を中心とするもの	1	児童虐待の課題は顕在化していないが、養育に支援を要する家庭として多機関による情報共有を通して見守りを行う必要がある児童。	児童虐待の課題が顕在化している児童。
	2	要保護児童の緊急性は高くないが、地域の関係機関と連携を図り見守る必要があるケース。	児童虐待（身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待）、非行、その他養護ケース。
	3	不適切な養育状況である児童等。	虐待を受けている児童、特定妊婦が出産した児童等。
	4	児童虐待以外のケース、特定妊婦などのケース。児童虐待ケースの内、長期間虐待が確認されていないが見守りの継続が必要であると判断されるケース。	児童虐待ケース。
	5	虐待重症度が軽度のもの及び虐待の発生が危惧されるもの。	虐待重症度が中等度以上のもの。
	6	主訴が養育困難。	主訴が虐待。
	7	虐待の事実はないが保護者の訴えに虐待の恐れがあるケースなど。	虐待ケースはすべて要保護児童として登録し、虐待ケース以外も、関係機関が３者以上であれば要保護児童又は要支援児童として登録している。

	8	下記以外のもの。	主訴が虐待であるもの及びこども総合相談センターに要保護児童送致を行ったもの。(送致に向けてこども総合相談センターと協議しているケースを含む)
	9	子ども虐待対応の手引き（こども家庭庁）に基づき、虐待の事実はないが虐待ハイリスクにあたる児童等。特定妊婦が産んだ子や過去に虐待の事実があったが状況が改善され直近で虐待の事実が確認されていない児童など。	子ども虐待対応の手引き（こども家庭庁）に基づき、虐待の重症度が軽度以上の場合は要保護児童としている。
	10	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童 【例】食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等虐待の恐れやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる保護者及びその児童。	保護者に監護させることが不適当であると認められる児童【例】被虐待児童、非行児童、保護者が虐待している児童。
	11	虐待等により保護者に監護される事が不適当であると認められる児童、または、保護者のいない児童。	虐待もしくは虐待発生の恐れがあり、保護者の養育や支援が特に必要と認められる児童。
	12	―	児童虐待がある又は疑われる世帯。保護者の養育能力等総合的に判断して、多方面からの見守りが必要な世帯等。
虐待以外の要因を列挙又は例示しているもの	13	・出産後間もない時期に育児ストレス等により、子育てに強い不安などを抱える保護者の下で監護されている児童 ・食事、衣類、生活環境について、不適切な養育状態の家庭、虐待の恐れやリスクを抱える児童　など。	・保護者が虐待している児童。 ・保護者が無関心のため放任されている児童。 ・保護者の労働又は疾病などのため必要な看護を受けることができない児童など。
	14	保護者が育児不安を抱えていたり、知識が不十分で不適切な養育環境に置かれている等、保護者の支援をしなければ将来的に要保護児童になると思われる児童。	保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある児童や被虐待児童、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する児童。
	15	育児不安（育児に関する自信のなさ、過度の負担感など）を有する親の元で監護されているこどもや養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境置	保護者に虐待されている児童、保護者の著しい無理解または無関心のために放任されている児童、不良行為をなし、またはその恐れのある児童、保護者が

		かれていこども等。	長期拘禁中の児童､家出した児童、等。
	16	不登校、問題行動、いじめ。	マニュアル、第１報アセスメントチェックシート。
	17	実務者会議で虐待終結した児童 施設から退所した児童等で要保護児童に当たらない児童。	虐待通告があった児童。
	18	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童　※満 20 歳に満たない延長者（入所措置中）及び保護延長者（一時保護中）を含む。
	19	基本的には児童福祉法第６条の３第８項の定義と同じだが、障がい児も対象に加えている。	基本的には児童福祉法第６条の３第８項の定義と同じだが、障がい児も対象に加えている。
	20	―	ヤングケアラー・児童虐待やその恐れの高い児童が対象。
アセスメントで判断	21	市で作成した「児童虐待リスクアセスメント・チェックシート」を活用し、判断している。	市で作成した「児童虐待リスクアセスメント・チェックシート」を活用し、判断している。
	22	要対教実務マニュアルの緊急度アセスメントを利用。	要対教実務マニュアルの緊急度アセスメントを利用。
	23	在宅アセスメントシートによる虐待レベル危惧。	在宅アセスメントシートによる虐待レベル軽度以上。
緊急度等のランク付け	24	生命の危険をＳランクと定め､Ａ１（重度)、Ａ２（中度)、Ａ３（軽度）を要保護児童として基準設定している。	Ｂ（虐待危惧)、Ｃ（関係機関見守り）を要支援児童として基準設定している。
	25	受理会議にてＡ１・２、Ｂ１、Ｃ１・２と判定した者。	受理会議にてＡ３、Ｂ２・３、Ｃ３と判定した者。
	26	ランクを４つに定め、上位から４番目を要支援と定義し、管理の頻度を定めている。	４つのランクの中から上位３つを要保護と定義し管理の頻度を定めている。
文書で定義等を定めている（詳細は不明）	27	市要保護児童等支援ネットワーク設置要綱。	市要保護児童等支援ネットワーク設置要綱。
	28	独自の対応マニュアルを策定し、重症度別に例示している。	同左。
児童相談所受理ケ	29	児童相談所受理後終結したケースで支援が必要なケース。リスクアセスメン	児童相談所受理ケース。

ースか否か		トシートを活用し実務者会議で決定している。	
	30	市で管理する児童。	児相で管理する児童。
その他	31	保護者との分離が必要となる可能性は低く、関係機関の支援があることで養育が可能であると考えられる児童。	一時保護など保護者との分離が必要となる可能性が考えられる児童。
	32	ケース検討会議で、１ないし数回の助言指導等適切な方法により問題が解決すると考えられるケース。	ケース検討会議で、緊急性、重症度などから継続的な支援が必要なケース、各関係機関が関わり支援が必要なケース。
	33	・要保護児童のケース以外で関係機関の継続した見守りが必要なケース ・保護者の養育を支援することが特に必要なケース。	・虐待として受理。 ・リスクアセスメントにより虐待が疑われる。 ・保護者に監護させることが不適切と判断できる。 ・児相の専門的知識、技術等を要し児相と連携を要する、保護者の疾病等により家庭での監護が困難　など。
	34	要対協の実践事例集に記載されている内容。	要対協の実践事例集に記載されている内容。

④ 要対協の運営等における取組

要対協の運営等における取組をみると、「実務者会議で全ての登録ケースの進行管理を行っている」が 74.4%でもっとも割合が高く、次いで「要対協や市区町村の役割、活動内容、担当者等を知ってもらうため、関係機関への説明の機会を設けている」が 60.8%、「上記の選択肢以外の専門職等を要対協の調整役割として配置している」が 58.0%となっている。

図表 75　要対協の運営等における取組：複数回答（Q31）

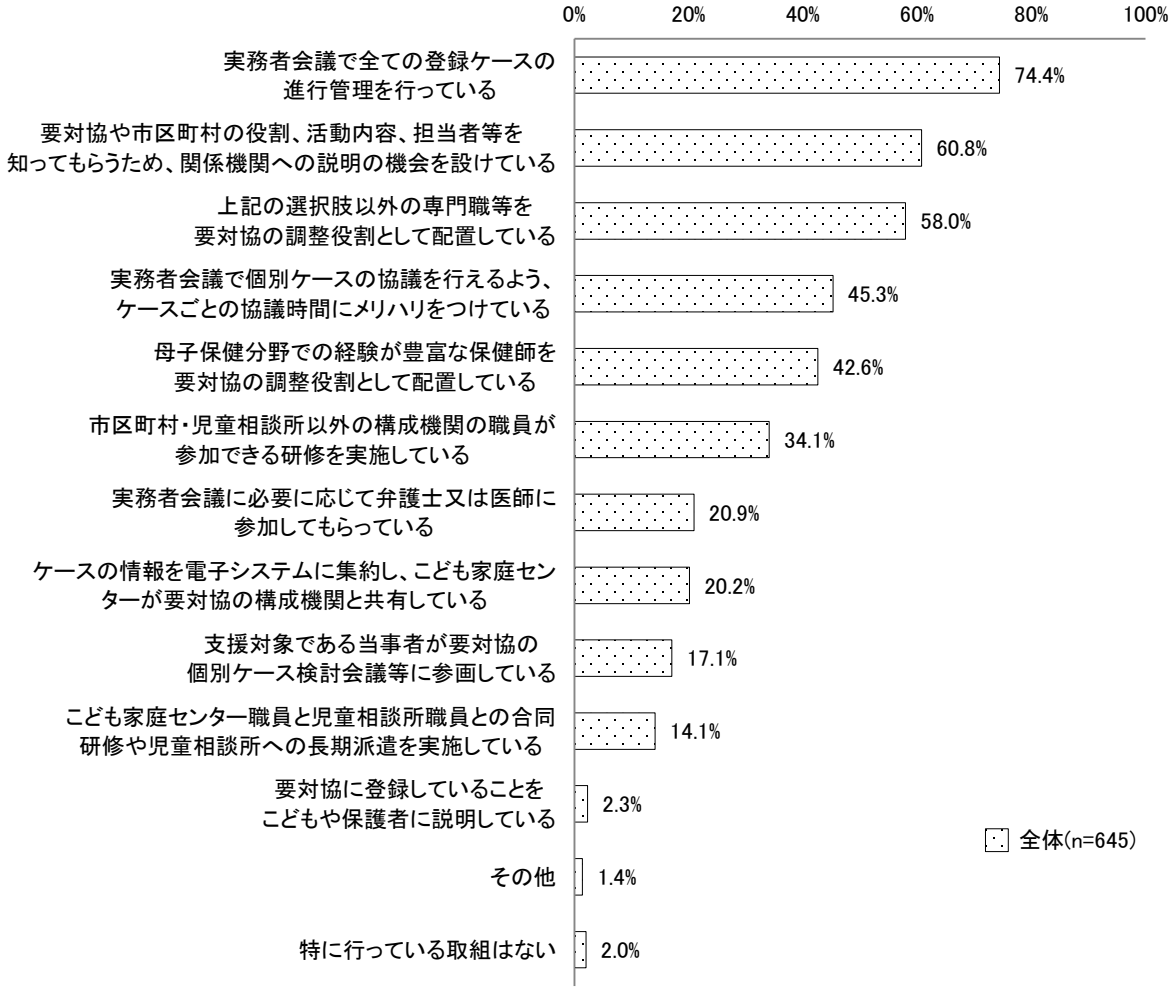

要対協の運営等における取組のうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 76　要対協の運営等における取組／その他：自由回答（Q31）

・　市民等に向けた啓発事業を行っている。
・　２か月に１回児童相談所と情報交換会の実施。
・　要対協ケースのスーパービジョンを実施している。
・　構成機関向けスキルアップ研修。
・　実務者会議の前に運営部会を設け、全ケースの進行管理を行い、実務者会議では概要を報告している。
・　関係機関より事前に情報共有・見立てシートを徴取し、それに基づき事務局にて支援方針シ

ートを作成している。

さらに、要対協の運営等に関する具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 77　要対協の運営等において行っていると選択した取組の具体的内容：自由回答（Q31）

＜１．要対協に登録していることをこどもや保護者に説明している／２．支援対象である当事者が要対協の個別ケース検討会議等に参画している＞

- 保護者との面接で要対協について伝え、ネットワークで見守り体制が構築されている旨を説明。
- 個別ケース検討会議に必要に応じて保護者や児童が参加することがある。　／等

＜３．母子保健分野での経験が豊富な保健師を要対協の調整役割として配置している／４．上記の選択肢以外の専門職等（保育士、心理職、社会福祉主事、指導主事等）を要対協の調整役割として配置している＞

- 要対協には、保健師以外にも心理士、指導主事など専門職を配置している。
- 今年度から統括支援員が要対協の調整役割として配置。実務者会議では新規ケースや状況に変化があったケースを中心に協議している。
- 要対協に関する業務を精神保健福祉士が担当しており、会議運営、登録ケースの管理を行っている。
- 保健師、保育士、心理職、社会福祉士を配置　／等

＜５．実務者会議で全ての登録ケースの進行管理を行っている＞

- 実務者会議では、すべてのケースの経過を確認した上で、そのケースのモニタリングランクを定めている。
- 実務者会議において、進行管理ケースが多いため、書面のみで委員から意見を聞く場合と、困難ケース等については、委員に意見を求めるために、事例検討としての時間を設ける場合がある。　／等

＜６．実務者会議で個別ケースの協議を行えるよう、ケースごとの協議時間にメリハリをつけている＞

- 事前に資料を配布しておき、意見があれば、本会議時に提供を求める。会議進行時は、数件をまとめてブロック化して進行する。資料記載の通りの時は、報告を行わない。
- 動きのあるケースや他機関と情報共有、支援検討を行いたいケースについては、要対協前に係内で検討し、協議するケースを絞りメリハリをつけている。　／等

＜７．実務者会議に必要に応じて弁護士又は医師（市区町村又は児童相談所の職員を含む）に参加してもらっている＞

- 月１回実務者会議を実施し、児相、警察、保健所、福祉事務所に加えて小児科・周産期科の医

師やＭＳＷに出席してもらっている。
・　医師に質問したいケースをリストアップし、事前に医師へ資料を渡し、当日に共有及び支援の検討を行っている。　／等

＜８．こども家庭センター職員と児童相談所職員との合同研修や児童相談所への長期派遣を実施している＞

・　児童相談所へ１年間の派遣を行っている。
・　２年間を１クールとして児童相談所と人事交流を実施（現在３クール目）
・　児童相談所職員とこども家庭センター職員の連携強化や相互理解に向けた合同研修を実施している。
・　こども家庭センター職員と児相相談所職員の合同研修をオンラインで行っている。また外部講師によるオンライン研修も実施。
・　県で開催される要保護児童対策調整機関の調整担当者研修に参加している。
・　児童相談所と年間６回程度合同研修を行っており、面談対応の基本、市内関係機関の役割についての学習、心理検査などテーマを設けて研修を行っている。
・　児童相談所が管内の市町村と合同研修を企画しており、参加している。また、個別支援会議や同行訪問を通して、お互いの役割を理解することができている。　／等

＜９．市区町村・児童相談所以外の構成機関の職員が参加できる研修を実施している＞

・　実務者会議の際に関係するメンバーに、ケースをもとにグループワークなどを実施し、実際の動きを体験してもらっている。
・　要保護児童対策地域協議会の構成員やその他関係する機関を対象にした支援者向け研修会を実施している。　／等

＜１０．ケースの情報を電子システムに集約し、こども家庭センターが要対協の構成機関と共有している＞

・　健康管理システムと一体化した児童福祉システムを導入している。
・　ケースの状況を電子システム管理し母子保健と児童福祉が情報共有し支援に生かしている。
／等

＜１１．要対協や市区町村の役割、活動内容、担当者等を知ってもらうため、関係機関（学校、保育所、児童委員など、児童相談所を除くいずれか１つ以上の機関）への説明の機会を設けている＞

・　５月に保育園や学校を訪問。通告対応について関係機関の認識が異なる事例があったため、確認と共有のために訪問。学校の校長が集まる会でも通告対応について共有し、管理者だけでなく現場の教諭にも「虐待とは何か」を再度確認してもらうよう依頼した。
・　年に１回、保育所、小中学校に要対協登録児童の状況確認とともに、要対協の説明に訪問している
・　学校、認定こども園には、定期・不定期に関わらず、訪問している。年３回、主任児童委員との会議の場を設けている。

- 校長会や民生委員・児童委員協議会へ市の体制等を説明。年度初めには学校や警察署等に挨拶訪問を実施している。
- 市内保育所・こども園・小学校・中学校・高校・児童発達支援センター・教育サポートセンターを対象に子ども家庭支援員が巡回講話を実施して、市の役割や活動内容を伝えて連携に務めている。
- ケース児童の所属先に前期後期と出向き、児童の様子、家庭の状況、児童への保護者の関わり等を確認し、アセスメントの見直し、ケース支援をしている。
- 要対協について幼稚園・保育園・学校等に知ってもらうために年度始めや依頼があった時、随時説明している。
- 高齢介護や障害福祉に関わる関係者、小・中学校の養護教諭の集まりで説明をする機会がある。ケース検討や対応時、現場で要対協の役割について説明をする機会を設けている。
- 民生委員主任児童委員研修会や、幼稚園保育所等へ出前講座を行っている。
- 要保護児童対策地域協議会主催講演会の実施（関係機関及び市民等が参加可能）、民生・児童委員向けの研修会、こども食堂運営者向けの研修会。
- 市内の全小中学校に巡回し要対協の活動内容・虐待に関する啓発を行っている
- 毎年５月から７月に市内の学校、保育園等、児童デイを訪問し要対協の説明。校長会、教頭会、保育施設長会での説明。
- 令和５年度からヤングケアラーに関する知識の普及、啓発のため、こども食堂や民生委員等の地域の関係機関を対象に研修を実施。民生委員児童委員の研修会、校長会や教頭会などで、児童虐待に関する情報発信を行っている。（各機関から依頼を受け実施）
- 障害者計画相談事業者で児童相談所、保健センター、福祉事務所で説明会を実施した。
- 市で毎年 11 月実施している「子どもの虐待防止推進月間」において、市民の方なども広く参加できる講演会も兼ねた研修を実施している。
- 進学などで要支援児童が所属する機関に個別にケース連携会議を実施している。　／等

人口規模別にみると、人口規模が大きな市区町村ほど要対協の運営等における様々な取組を実施している割合が高い傾向がみられる。特に、「実務者会議に必要に応じて弁護士又は医師に参加してもらっている」「こども家庭センター職員と児童相談所職員との合同研修や児童相談所への長期派遣を実施している」「市区町村・児童相談所以外の構成機関の職員が参加できる研修を実施している」「要対協や市区町村の役割、活動内容、担当者等を知ってもらうため、関係機関への説明の機会を設けている」について、「30 万人以上（中核市・政令市除く）」「政令市」「中核市」において実施している割合が高い。

図表 78　人口規模別　要対協の運営等における取組：複数回答（Q31）

	合計	Q31 要対協の運営等における取組							
		要対協に登録していることをこどもや保護者に説明している	支援対象である当事者が要対協の個別ケース検討会議等に参画している	母子保健分野での経験が豊富な保健師を要対協の調整役割として配置している	上記の選択肢以外の専門職等を要対協の調整役割として配置している	実務者会議で全てのケースの進行管理を行っている	実務者会議で個別ケースの協議を行えるよう、ケースごとの協議時間にメリハリをつけている	実務者会議に必要に応じて弁護士又は医師に参加してもらっている	こども家庭センター職員と児童相談所職員との合同研修や児童相談所への長期派遣を実施している
全体	645	2.3	17.1	42.6	58.0	74.4	45.3	20.9	14.1
１万人未満	73	8.2	13.7	46.6	39.7	71.2	37.0	12.3	12.3
１万～10万人未満	394	1.5	15.2	43.1	60.2	79.9	48.7	17.8	8.9
10万～30万人未満（中核市除く）	108	2.8	23.1	38.0	57.4	64.8	42.6	26.9	17.6
30万人以上（中核市・政令市除く）	14	0.0	14.3	50.0	64.3	50.0	28.6	35.7	50.0
政令市	11	0.0	27.3	63.6	72.7	72.7	54.5	45.5	45.5
中核市	45	0.0	22.2	35.6	64.4	62.2	37.8	37.8	35.6

	合計	Q31 要対協の運営等における取組						
		市区町村・児童相談所以外の構成機関の職員が参加できる研修を実施している	ケースの情報を電子システムに集約し、こども家庭センターが要対協の構成機関と共有している	要対協や市区町村の役割、活動内容、担当者等を知ってもらうため、関係機関への説明の機会を設けている	その他	特に行っている取組はない	無回答	累計
全体	645	34.1	20.2	60.8	1.4	2.0	0.0	393.2
１万人未満	73	11.0	13.7	34.2	0.0	11.0	0.0	311.0
１万～10万人未満	394	28.9	18.3	58.4	0.8	1.0	0.0	382.7
10万～30万人未満（中核市除く）	108	50.9	28.7	77.8	0.9	0.9	0.0	432.4
30万人以上（中核市・政令市除く）	14	71.4	28.6	85.7	0.0	0.0	0.0	478.6
政令市	11	54.5	18.2	81.8	0.0	0.0	0.0	536.4
中核市	45	60.0	24.4	71.1	11.1	0.0	0.0	462.2

⑤ 庁内の他部署との連携強化に向けた取組

庁内の他部署との連携強化に向けた取組をみると、「気になるこども・家庭があった場合の連絡先として、こども家庭センターの連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確に示している」が 78.4%でもっとも割合が高く、次いで「庁内の他部署を要対協の構成員として位置付け、要対協の場で情報共有や議論を行っている」が 77.2%、「他部署で気になるこども・家庭があった場合、児童福祉機能において調査を実施し、支援の必要性を判断している」が 74.9%となっている。

図表 79　庁内の他部署との連携強化に向けた取組：複数回答（Q32）

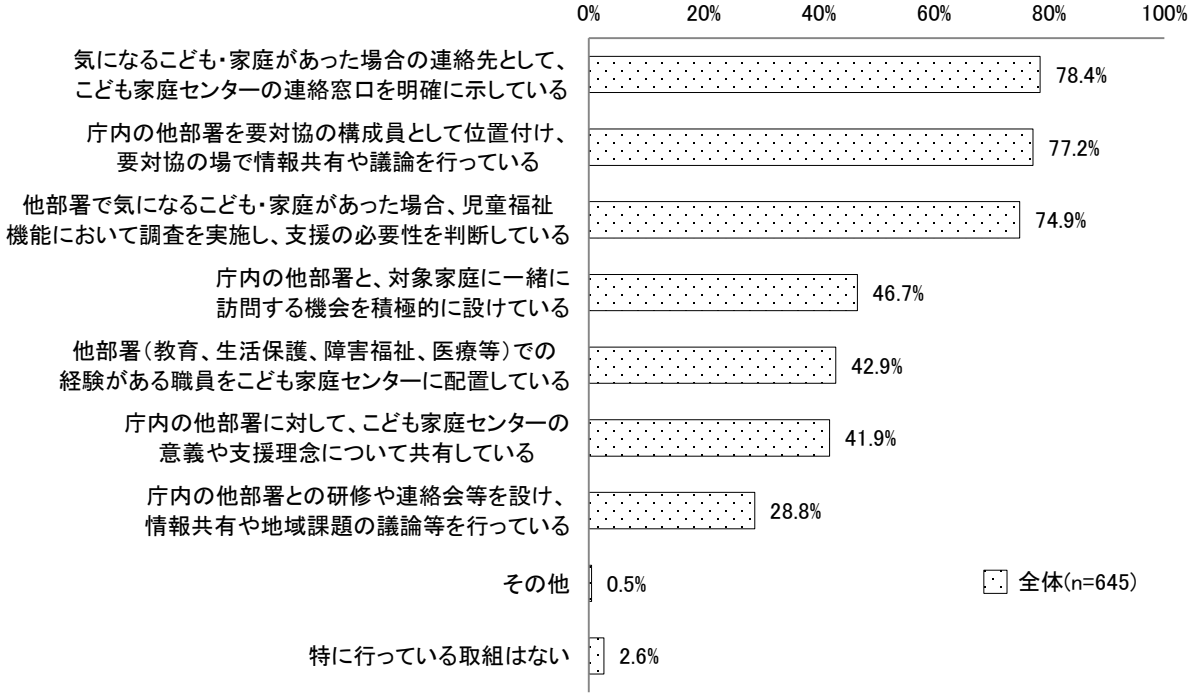

「その他」の主な回答としては、「個別ケース検討会には関係する課（保健・福祉以外の課）も参加」「母子保健所管課と職員を兼務している」等があった。

さらに、庁内の他部署との連携強化に向けて行っていると選択した取組の具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 80　庁内の他部署との連携強化に向けて行っていると選択した取組の具体的内容：自由回答（Q32）

＜１．庁内の他部署に対して、こども家庭センターの意義や支援理念について共有している＞

- こども家庭センターの設置やその目的、役割等について、関係部署（教育、社会福祉、高齢者福祉、障害福祉等）へ説明を行っている。
- 係長会議で庁内に支援理念を伝える。
- こども家庭センターの役割や設置について、関係部署に随時説明を行っている。
- こども家庭センター設置時、所属長が参集する会議でこども家庭センターの設置の目的、機構等を説明、全職員への周知依頼を実施。

・　こども家庭センターの意義や支援理念については、今年度７月に研修会を開催し、意義や支援理念について共有した。
・　庁内の他部署で行われる研修会にてこども家庭センターの意義や活動状況を報告する。
・　要対協各会議等において、こども家庭センターについて説明実施。
・　学校等こどもが所属する機関には、こども相談の案内チラシを配布している。／等

＜２．庁内の他部署との研修や連絡会等を設け、情報共有や地域課題の議論等を行っている＞

・　週１回、教育課、福祉課、SSW、こども家庭センターで連携会議をしている。
・　要保護児童にかかる町の担当者だけの会議を開催している。
・　母子保健主管課や学校教育主管課との定期的な情報共有の場を設けている（月１回)。
・　庁内関係各課の職員を集め、要対協の取組を充実させるための協議を実施している。
・　小中学校、こども園等で気になるケースについては、お互いに情報提供、共有を図り、連携して関わっている。
・　DV 担当課と協同でケースの面接や対応をしていること。
・　地域包括支援センター、健康推進係との打ち合わせ会で定期的な情報共有
・　障害福祉担当とシステムを活用し、情報共有を行っている。
・　こども家庭センター連絡会（月１回）教育センター連携会議（月２回)。
・　隔週で教育委員会と情報共有会議を開催。　／等

＜３．庁内の他部署と、対象家庭に一緒に訪問する機会を積極的に設けている＞

・　庁内においてこども家庭センターが、困難な課題を持つこどもの調整機関として認識されており、関係機関と協働しながら訪問や支援活動を実施している。
・　他部署の開催する会議等へ出席し、情報共有している。また、他部署と連携しながら必要に応じて一緒に訪問し、支援の必要性の検討をしている。
・　生活保護や高齢者福祉、教育などの他部署と密に連絡を取り合い、必要に応じて同行訪問や会議等を実施している。
・　複合的に課題を抱えている家庭も多く、他部署の職員と一緒に訪問等を行うことがある。
・　既に支援機関の一つとして関与している機関や今後つながる可能性のある機関とともに同行訪問やケース会議への参加を促す。
・　生活保護受給家庭に対して、担当ケースワーカーと共に家庭訪問し生活状況の把握に努めている。
・　気になるこども・家庭がある場合、社会福祉担当課や教育委員会等と情報共有を行い、同行訪問やケース会議を実施している。
・　対象ケースの状況により、地区担当保健師や栄養士、地域包括支援センター職員と訪問等を実施している。
・　スクールソーシャルワーカーと連携し対象家庭に一緒に訪問した。教育相談室及び障害福祉課と連携し同時に対象家庭の保護者と面接を行うことで、その場で様々なことを決定することができ、効果的な面接が実施できた。
・　ケースに応じて、保健師、生活保護の CW や相談支援事業所、社会福祉協議会 CSW などと一緒

に家庭訪問を行い、ニーズに合わせた支援につなげている。　／等

＜４．庁内の他部署を要対協の構成員として位置付け、要対協の場で情報共有や議論を行っている＞

- 要対協の構成員として教育委員会、人権男女共同参画室、生活保護、障害者福祉担当職員を位置付けている。
- 要対協の構成員として、障害福祉、生活保護、保育、教育、男女共同参画担当を位置付けている。
- 世帯に関わっている他部署を要対協の構成員として必要に応じて招集している。
- 福祉課、学校教育課、健康づくり保険課を構成員とし、教育長を議長としている。　／等

＜５．気になるこども・家庭があった場合の連絡先として、こども家庭センターの連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確に示している＞

- 要対協の構成員となっている庁内各課において、心配なケースが来庁された時は、こども家庭センターの連絡窓口に連絡してもらうこととしている。
- お知らせを発行し、各部署へ周知をしている市のホームページに相談内容や担当者、電話番号等連絡窓口を明示している。
- 庁内の他部署に対し、こども家庭センターのチラシを配付して、センターの役割や連絡窓口等を周知している。　／等

＜６．他部署で気になるこども・家庭があった場合、児童福祉機能において調査を実施し、支援の必要性を判断している＞

- 気になるこども・家庭があった場合は、こども家庭センターで調査を行い、ケース会議を開催し支援の必要性を判断している。場合によっては他機関の専門職と一緒に家庭訪問や会議等へ参加等の連携を図っている。
- 気になるケースがあった場合は母子保健の担当保健師や児童福祉機能の担当者に連絡が入り統括支援員を含め双方連携のもと支援の必用性を判断している。
- 庁内文書システムによる通知・情報提供として連絡があった際、インテークＧにおいて調査し、複数名におけるインテーク会議・受理会議にて継続支援の可否について検討する。
- 母子保健や児童相談所と連携や情報提供し、支援の必要性の判断をしている。　／等

＜７．他部署（教育、生活保護、障害福祉、医療等）での経験がある職員をこども家庭センターに配置している＞

- 統括支援員には、庁内の多様な福祉部門を経験した職員を配置している。
- 生活保護と障害福祉経験のある職員を統括支援員として配置している。
- 障害福祉の経験のある職員を配置している。
- 教育・保育・障害福祉・介護等の部署経験職員を配置し、各種相談に対応できる体制となっている。
- 母子保健経験の保健師、生活保護経験の職員、教育経験者、指導主事等の配置がある。

- 生活保護ケースワーカー経験者を児童福祉担当部署に配置している
- 教員経験者、保育士児童養護施設経験者をこども家庭センター会計年度任用職員に配置している。
- 校長 OB、生活保護のケースワーカーの経験者を配置している。　／等

人口規模別にみると、人口規模が大きな市区町村ほど庁内の他部署との連携強化に向けた様々な取組を実施している割合が高い傾向がみられる。特に、「他部署（教育、生活保護、障害福祉、医療等）での経験がある職員をこども家庭センターに配置している」「庁内の他部署と、対象家庭に一緒に訪問する機会を積極的に設けている」「庁内の他部署に対して、こども家庭センターの意義や支援理念について共有している」について、「10 万～30 万人未満（中核市除く）」「30 万人以上（中核市・政令市除く）」「政令市」において実施している割合が高い。

図表 81　人口規模別　庁内の他部署との連携強化に向けた取組：複数回答（Q32）

	合計	Q32 庁内の他部署との連携強化に向けた取組										
		庁内の他部署に対して、こども家庭センターの意義や支援理念について共有している	庁内の他部署との研修や連絡会等を設け、情報共有や地域課題の議論等を行っている	庁内の他部署と、対象家庭に一緒に訪問する機会を積極的に設けている	庁内の他部署を要対協の構成員として位置付け、要対協の場で情報共有や議論を行っている	気になるこども・家庭があった場合の連絡先として、こども家庭センターの連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確に示している	他部署で気になるこども・家庭があった場合、児童福祉機能において調査を実施し、支援の必要性を判断している	他部署（教育、生活保護、障害福祉、医療等）での経験がある職員をこども家庭センターに配置している	その他	特に行っている取組はない	無回答	累計
全体	645	41.9	28.8	46.7	77.2	78.4	74.9	42.9	0.5	2.6	0.0	394.0
１万人未満	73	26.0	21.9	19.2	54.8	67.1	54.8	21.9	1.4	12.3	0.0	279.5
１万～10万人未満	394	40.6	25.1	47.5	75.4	77.7	74.6	38.3	0.3	1.8	0.0	381.2
10万～30万人未満	108	50.9	40.7	58.3	94.4	86.1	87.0	60.2	0.9	0.0	0.0	478.7
30万人以上（中核市	14	57.1	28.6	57.1	78.6	71.4	78.6	78.6	0.0	0.0	0.0	450.0
政令市	11	81.8	63.6	81.8	81.8	90.9	63.6	54.5	0.0	0.0	0.0	518.2
中核市	45	42.2	35.6	44.4	86.7	84.4	82.2	62.2	0.0	2.2	0.0	440.0

⑥ 庁外の関係機関との連携強化に向けた取組

庁外の関係機関との連携強化に向けた取組をみると、「気になるこども・家庭があった場合の連絡先として、関係機関相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしている」が 74.1%でもっとも割合が高く、次いで「関係機関に対して、こども家庭センターの意義や支援理念について共有している」が 54.9%、「関係機関との研修や連絡会等を設け、情報共有や地域課題の議論等を行っている」が 37.8%となっている。

図表 82　庁外の関係機関との連携強化に向けた取組：複数回答（Q33）

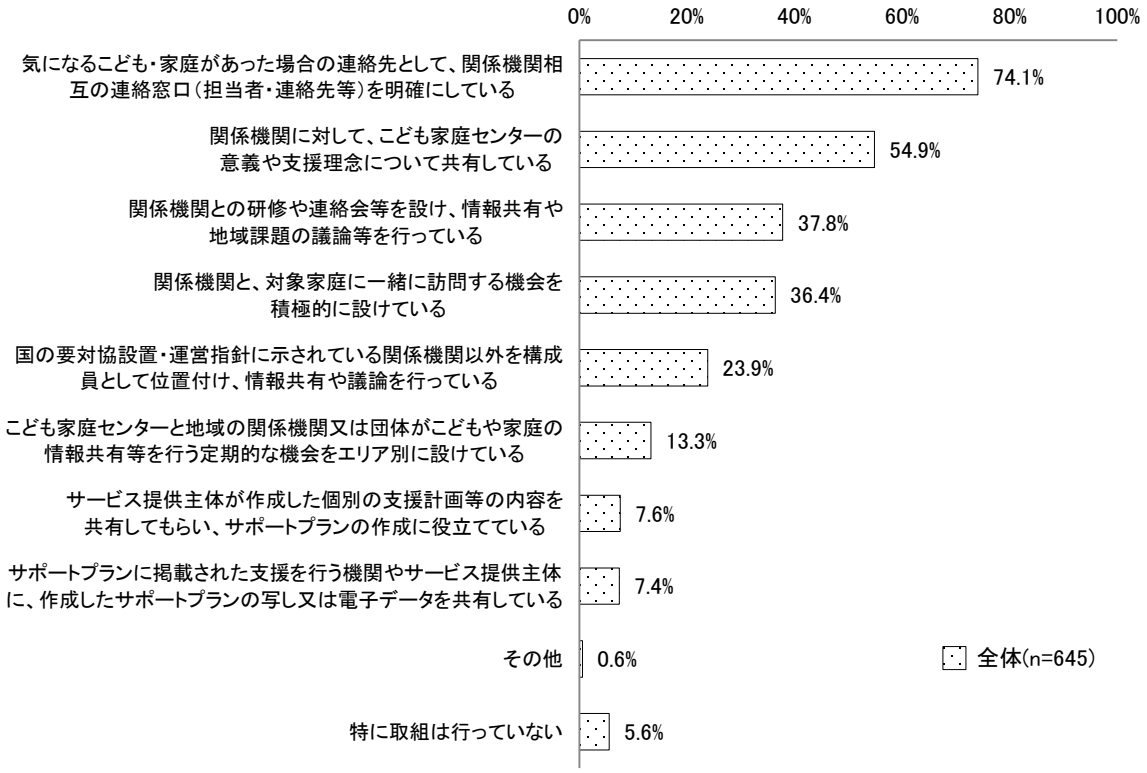

庁外の関係機関との連携強化に向けた取組のうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 83　庁外の関係機関との連携強化に向けた取組／その他：自由回答（Q33）

- 保護者同意のもとグループチャットにて情報をタイムリーに共有している。
- 医療機関に出向き、ケース情報の共有や報告依頼をしている。
- 指導主事の配置、他機関と地区担当の名簿の共有など。　／等

さらに、庁外の関係機関との連携強化に向けて行っていると選択した取組の具体的内容を自由回答で把握した。主な回答は以下の通りであった。

図表 84　庁外の関係機関との連携強化に向けて行っていると選択した取組の具体的内容：自由回答（Q33）

＜１．関係機関に対して、こども家庭センターの意義や支援理念について共有している＞

- 毎年、学校職員、保育所・幼稚園職員を対象に研修会を実施。民生委員児童委員協議会の会長会において、こども家庭センターの意義をはじめ、児童虐待について説明を行っている。
- 民生委員、児童委員の研修会において、こども家庭センターの周知と一般的な支援のあり方について協議を行った。
- 民生委員児童委員総会、青少年育成会議研修会にてこども家庭センター設置について報告、連絡窓口等について周知、協力依頼等を行った。
- 地域の主任児童委員連絡会や、子育て支援センター等にこども家庭センターの意義や支援理念、活動状況について報告し情報共有を行っている。
- 学校や園に訪問したり、校長会や園長会に参加するなどして、センターの意義や連絡先などを伝えている。
- 関係機関へは相談機能としての周知を徹底している
- チラシを作成し配布及び掲示を依頼。
- 重層的支援に関する会議を通して周知等している。
- 要保護児童対策地域協議会等でこども家庭センターの説明や資料配布を実施。　／等

＜２．関係機関との研修や連絡会等を設け、情報共有や地域課題の議論等を行っている＞

- 要対協の代表者、実務者会議において、情報共有や研修を実施している。
- 学校関係者と顔の見える関係を築き、常に情報共有、方向性の検討を行っている。
- ２か月に１回の頻度で「こども支援会議」を開催、保育園・小学校・中学校・こども家庭センターの関係者で情報共有を行っている。
- 市内小中学校については、定期的に学校訪問し、支援対象児童の情報共有を行っている。民生委員・児童委員や児童福祉関係の事業者が同席する場合もある。
- 子育て支援センターとの連携の場として、年に２回、情報共有の場を設け、気になる家庭について連絡先として周知している。
- 障害者計画相談事業者へ児童相談所、保健センター、福祉事務所で説明会を実施。　／等

＜３．関係機関と、対象家庭に一緒に訪問する機会を積極的に設けている＞

- 主任児童民生委員との連絡会を実施し、必要性がある場合は同行訪問や民生委員紹介等を行っている。訪問看護が導入されている場合は同行訪問等も行っている。
- 生活困窮者自立支援事業担当者等と一緒に訪問等を行っている。
- 個別ケース会議等で役割分担し、一緒に訪問した方が良いケースに対し実施。　／等

＜４．国の要対協設置・運営指針（具体的な関係機関等の例）に示されている関係機関以外の機関

又は団体を要対協の構成員として位置付け要対協の場で情報共有や議論を行っている＞

- 要対協の構成員に、基幹相談支援センター、自立相談支援センター、行政区長会長等も含めている。
- 地区の代表者。（自治会連合会、ＰＴＡ連絡協議会、健やかに育てる会）
- 要対協代表者会議には学校、保育所、児童委員の代表が委員として参加している。
- 国の要対協設置･運営指針に示されている関係機関以外の機関又は団体については、サポートチーム会議（個別ケース会議）等への情報共有が必要な場合、要対協に構成員として登録してもらい情報共有している。　／等

＜５．こども家庭センターと地域の関係機関又は団体がこどもや家庭の情報共有等を行う定期的な機会をエリア（小学校区又は中学校区の圏域など）別に設けている（一部のエリアのみで実施している場合を含む）＞

- 地区ごとに主任児童委員との情報交換を行っている。
- ケースの進行管理を目的とした進行管理会議を、管轄エリアを担当している警察、児童相談所などの関係機関と年９回開催している。

＜６．気になるこども・家庭があった場合の連絡先として、関係機関相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしている＞

- こども家庭センター設置について、関係機関（学校、幼稚園・こども園・保育園、民生委員児童委員）に周知を兼ねて説明を行い、気になるこども・家庭があった際連絡してもらうよう名刺サイズのカードを配布した。
- 気になるこども・家庭があった場合の連絡先として部会で関係機関の担当者リストを配布している。
- 主任児童委員がこんにちは赤ちゃん訪問を実施しており、気になる家庭があった時は気軽に相談できる体制がある。
- 町内の小中学校、保育園とはおおよそ連携が取れており、何か気になることがあれば連絡が入る体制となっている。　／等

＜７．サービス提供主体が作成した個別の支援計画等の内容を共有してもらい、サポートプランの作成に役立てている／８．サポートプランに掲載された支援を行う機関やサービス提供主体に、作成したサポートプランの写し又は電子データを共有している＞

- 子育て世帯訪問支援事業は委託先のサービス提供事業者の個別支援計画とサポートプランに齟齬がないよう共有している。
- 障害福祉の支援計画等を提供してもらい、役割分担を行いながら支援をしている。
- サポートプランは「記録内容についての関係機関との共有」について同意が得られた場合に、ノートに貼付しているため、貼付されたサポートプランについては関係機関において積極的に確認し、一緒に支援していただきたい旨を依頼している。

人口規模別にみると、「政令市」において、庁外の関係機関との連携との連携強化に向けた様々な取組を実施している割合が高い傾向がみられる。特に、「関係機関との研修や連絡会等を設け、情報共有や地域課題の議論等を行っている」「こども家庭センターと地域の関係機関又は団体がこどもや家庭の情報共有等を行う定期的な機会をエリア別に設けている」について、全体平均との差が大きい。

一方で、「中核市」においては「特に取組は行っていない」以外の９項目中、６項目が全体平均よりも回答割合が低く、庁外との連携強化に向けた取組はあまり進められていない。

図表 85　人口規模別　庁外の関係機関との連携強化に向けた取組：複数回答（Q33）

	合計	Q33 庁外の関係機関との連携との連携強化に向けた取組											
		関係機関に対して、こども家庭センターの意義や支援理念について共有している	関係機関との研修や連絡会等を設け、情報共有や地域課題の議論等を行っている	関係機関と、対象家庭に一緒に訪問する機会を積極的に設けている	国の要対協設置・運営指針に示されている関係機関以外を構成員として位置付け、情報共有や議論を行っている	こども家庭センターと地域の関係機関又は団体がこどもや家庭の情報共有等を行う定期的な機会をエリア別に設けている	気になるこども・家庭があった場合の連絡先として、関係機関相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしている	サービス提供主体が作成した個別の支援計画等の内容を共有してもらい、サポートプランの作成に役立てている	サポートプランに掲載された支援を行う機関やサービス提供主体に、作成したサポートプランの写し又は電子データを共有している	その他	特に取組は行っていない	無回答	累計
全体	645	54.9	37.8	36.4	23.9	13.3	74.1	7.6	7.4	0.6	5.6	0.0	261.7
１万人未満	73	43.8	21.9	24.7	20.5	8.2	61.6	8.2	4.1	2.7	15.1	0.0	211.0
１万～10万人未満	394	56.3	36.8	36.3	23.6	11.9	74.6	8.6	7.9	0.3	5.3	0.0	261.7
10万～30万人未満	108	55.6	49.1	43.5	26.9	15.7	77.8	5.6	6.5	0.0	0.9	0.0	281.5
30万人以上（中核市	14	42.9	50.0	35.7	28.6	35.7	78.6	0.0	7.1	0.0	7.1	0.0	285.7
政令市	11	90.9	63.6	54.5	36.4	54.5	81.8	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0	400.0
中核市	45	53.3	35.6	35.6	20.0	11.1	77.8	6.7	8.9	2.2	4.4	0.0	255.6

(6) その他

① こども家庭センターが実施している取組

こども家庭センターが実施している取組をみると、「こども家庭センターにて、定期的な通所相談に対応できるようにしている」が 50.4%でもっとも割合が高く、次いで「こども家庭センター設置以前よりも児童相談所と連携や役割分担ができている」が 49.8%、「ヤングケアラーの存在を把握し、支援を検討するようにしている」が 45.3%となっている。

図表 86　こども家庭センターが実施している取組：複数回答（Q34）

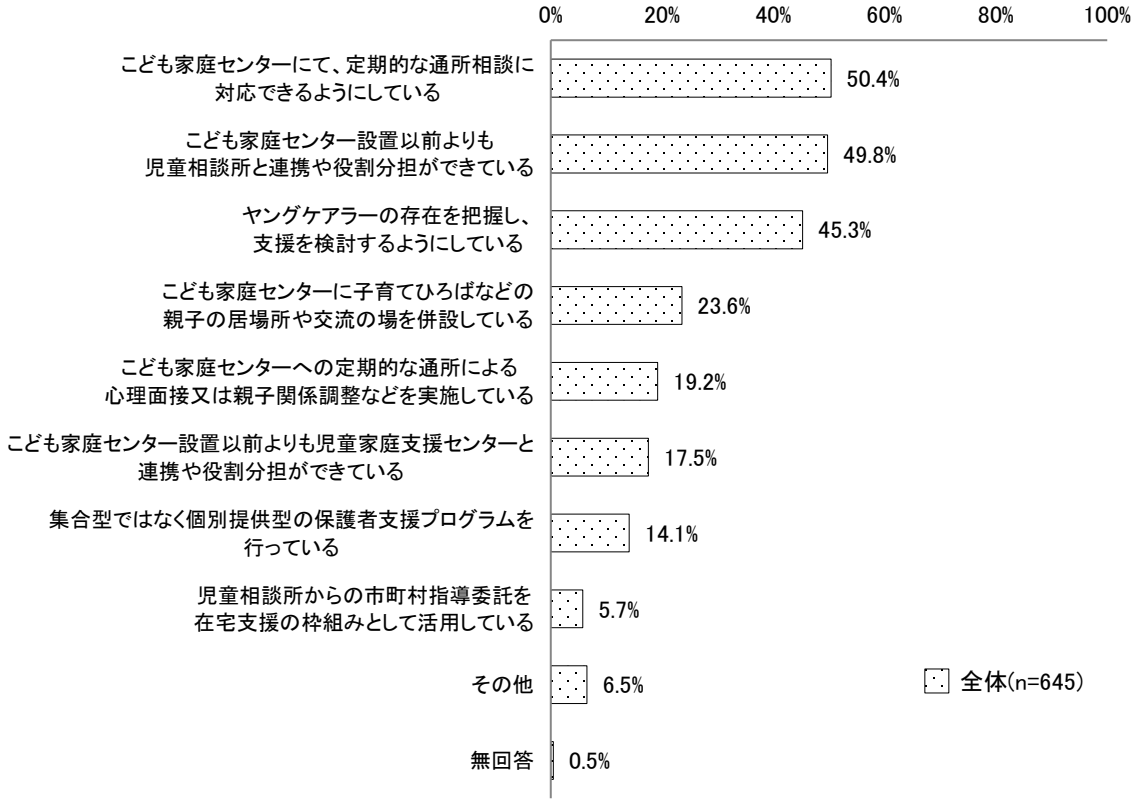

こども家庭センターが実施している取組のうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 87　こども家庭センターが実施している取組／その他：自由回答（Q34）

- 安心して育児ができる環境を構築するため、ICT を活用し、充実した相談窓口を設けている（専用メールやラインによる相談体制、オンライン医療相談等）。また、電子母子手帳アプリによる情報発信を定期的に行い、幅広いサポートにつなげている。
- こども家庭センターに親子の居場所や交流の場（地域子育て支援事業）を併設する予定。
- ①不登校支援のためのこども教室を開設し、学校以外の居場所として学習支援や自立活動等の相談支援を行っている。②発達に関する相談やグレーゾーンを対象に、ソーシャルスキルトレーニングを行うための発達相談室を開設している。
- こども家庭センター、教育委員会、障害福祉部門の 3 課によるヤングケアラー支援の庁内連携会議を開催している。
- ソーシャルワーカーを配置し、専門的知見をもって相談業務を実施している。定期的な相談は、

センター（役場内に設置）に来所してもらわず、こちらから家庭訪問や学校訪問をするようにしている。

・　こども家庭センターの前身の頃より、女性相談を設置している。相談内容によっては、相談者の了解のもと家庭児童相談につないでいる。　／等

人口規模別にみると、人口規模が大きな市区町村ほど様々な取組を実施している割合が高い傾向がみられる。特に、「集合型ではなく個別提供型の保護者支援プログラムを行っている」「ヤングケアラーの存在を把握し、支援を検討するようにしている」について、「30 万人以上（中核市・政令市除く）」「政令市」「中核市」において実施している割合が高い。

図表 88　人口規模別　こども家庭センターが実施している取組：複数回答（Q34）

	合計	Q34 こども家庭センターが実施している取組										
		こども家庭センターにて、定期的な通所相談に対応できるようにしている	こども家庭センターへの定期的な通所による心理面接又は親子関係調整などを実施している	集合型ではなく個別提供型の保護者支援プログラムを行っている	こども家庭センターに子育てひろばなどの親子の居場所や交流の場を併設している	児童相談所からの市町村指導委託を在宅支援の枠組みとして活用している	こども家庭センター設置以前よりも児童相談所と連携や役割分担ができている	こども家庭センター設置以前よりも児童家庭支援センターと連携や役割分担ができている	ヤングケアラーの存在を把握し、支援を検討するようにしている	その他	無回答	累計
全体	645	50.4	19.2	14.1	23.6	5.7	49.8	17.5	45.3	6.5	0.5	232.6
１万人未満	73	39.7	13.7	9.6	26.0	5.5	57.5	20.5	27.4	9.6	0.0	209.6
１万～10万人未満	394	51.8	19.0	12.4	22.6	6.3	50.3	17.0	39.6	6.3	0.5	225.9
10万～30万人未満	108	56.5	19.4	15.7	25.0	4.6	44.4	17.6	63.0	3.7	0.0	250.0
30万人以上（中核市	14	50.0	42.9	28.6	42.9	7.1	42.9	7.1	50.0	21.4	0.0	292.9
政令市	11	27.3	9.1	27.3	27.3	0.0	54.5	36.4	54.5	18.2	0.0	254.5
中核市	45	46.7	24.4	24.4	17.8	4.4	46.7	15.6	77.8	2.2	2.2	262.2

② こども家庭センターのねらいの達成に向けての課題感

こども家庭センターのねらいの達成に向けての課題感について、「当てはまる」と「やや当てはまる」を合わせた割合をみると、「対象家庭の個別ニーズに合ったきめ細かな支援を提供できないことがある」では 62.8%でもっとも割合が高く、「支援に当たる職員が、分野の垣根を超えて協力できないために、対象家庭にとって最適な支援を実施できないことがある」では 15.8%でもっとも割合が低い。

図表 89　こども家庭センターのねらいの達成に向けての課題感：単数回答（Q35）

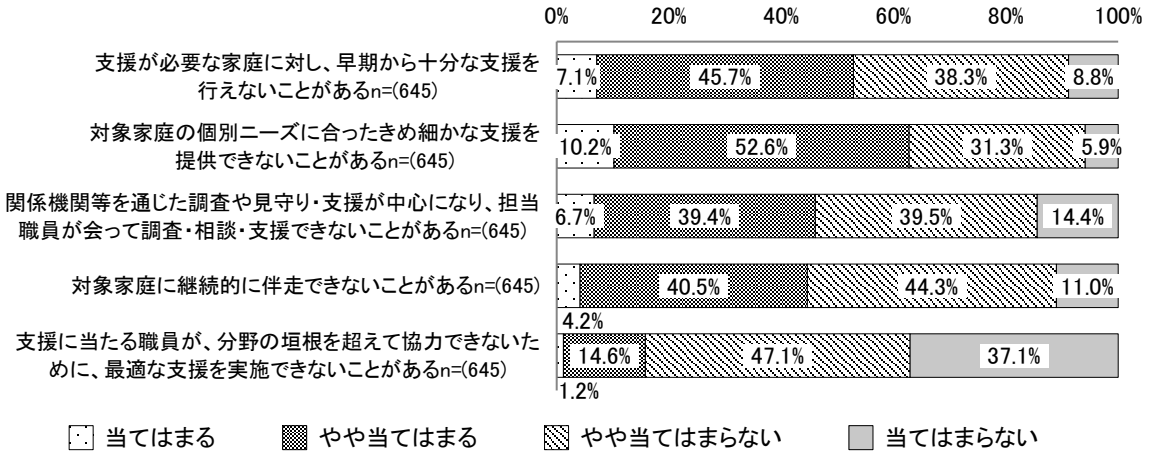

③ こども家庭センターの運営や機能強化に向けて都道府県や国から提供してほしい情報や支援

こども家庭センターの運営や機能強化に向けて都道府県や国から提供してほしい情報や支援をみると、「サポートプランや支援計画等の記録作成を効率化するための工夫や取組事例」が 71.5%でもっとも割合が高く、次いで「こども家庭センターの体制・業務・事業の構築や運営などに関する他自治体の取組事例の提供」が 58.8%、「学齢期のこどもからの相談に対応するための研修や参考資料等の提供」が 58.1%となっている。

図表 90　こども家庭センターの運営や機能強化に向けて都道府県や国から提供してほしい情報や支援：複数回答（Q36）

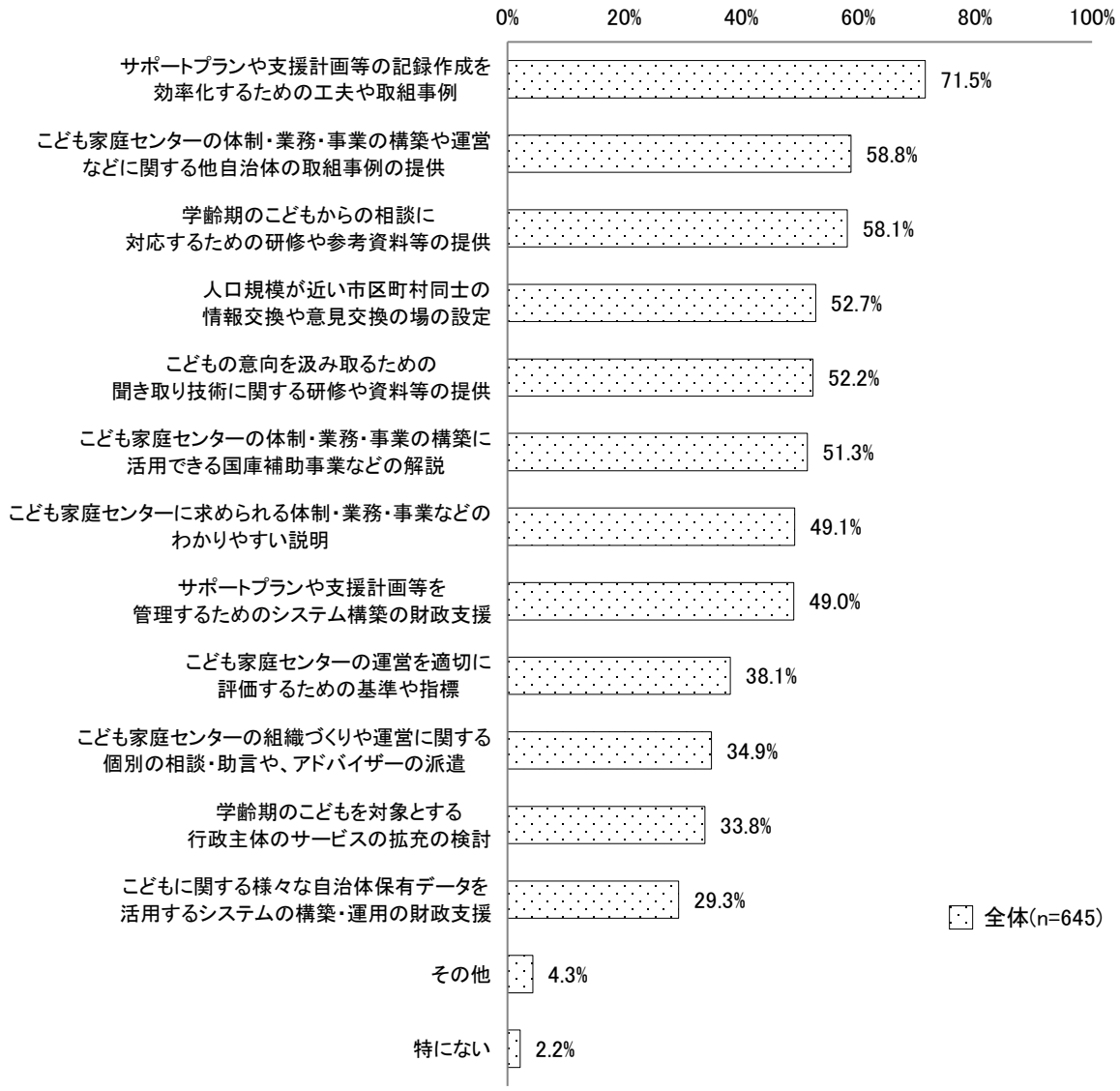

こども家庭センターの運営や機能強化に向けて都道府県や国から提供してほしい情報や支援のうち、「その他」の主な回答は以下の通りであった。

図表 91　こども家庭センターの運営や機能強化に向けて都道府県や国から提供してほしい情報や支援／その他：自由回答（Q36）

＜財源・人材確保の支援＞

- 心理師、ＳＷ、弁護士など地方でも人材を確保できる仕組みづくり
- 専門職の正規職員の人件費の補助がない。専門職の確保が課題。
- 人員に対する充分な財政的支援、特に児童福祉担当職員の人件費を正職員が配置できるようにしてほしい。
- 人員配置基準を手厚くするための財政支援。
- 国庫補助金の拡充　（例）利用者支援事業のこども家庭センター型の児童福祉機能において最低配置人員を満たすための上乗せ配置が会計年度任用職員のみしか計上できないため、正職員でも計上できるようにしてほしい。
- 家庭支援事業を実施するための財政支援。　／等

＜事例の共有＞

- ヤングケアラー支援の取組や運営に関して具体的な事例。
- サポートプランの対象者、手交方法、取組事例等他市の状況を知りたい。
- ケースが少ない小規模自治体での、統括支援員の流動的な運用についての情報提供。
- 地域資源開発の具体事例の提供と開発方法。
- 専門性の確保、役割分担の方法などケースをもとにした具体的な事例集。

＜研修の実施＞

- リストカットやＯＤ、家出などに対応する研修。
- 統括支援研修や、こども家庭センター専門職の連携や理解を深めるための研修を毎年継続開催してもらいたい。　／等

＜その他＞

- ガイドラインについて、至急整備、改訂していただきたい。現在配布されているガイドラインにおいては、各章の温度感や認識等に相違があり、解釈が困難な状態である。
- 学校教育部門に対しての情報提供、意識付け、学齢期のこどもからの相談（不登校、いじめ、ヤングケアラー等）に対応するための研修や参考資料等の提供。
- 各自治体の人事担当へ、こども家庭センターの組織（人員・職種）について理解を求める通知があると良い。
- 都道府県補助金が事業ごとに違い事務が煩雑なため、担当窓口の整理を希望する。
- 訪問や相談支援に同伴し助言ができるアドバイザーの派遣。
- 広域的なサービスの実施。小規模市町村では対象者が限定される。サービスの実施は限定がある。
- 民間団体の育成、支援等。　／等

第 III 章 こども家庭センター設置市区町村向けヒアリング調査

1. 調査概要

(1) 目的

アンケート調査のみでは把握しきれない、こども家庭センター運営にかかる体制の構築や業務プロセスについて、先行して設置・運営を進めている事例の詳細を把握し、今後、他の市区町村が実践する上で参考となる情報を収集することを目的とした。

ヒアリングで聴取した取組は、本事業の成果物であるポイント集の内容検討の際に参考にするとともに、好事例として取りまとめ、掲載している。

(2) 調査の構成

本調査では、①前半ヒアリング（10 月頃実施）と②後半ヒアリング（12～１月頃実施）の２段階で実施した。

①では、ポイント集の構成の検討やアンケート調査票、本ヒアリングでの聴取項目の検討に資するよう、効果的な取組だけではなく、こども家庭センターの運営に当たり困難や課題に感じていることについても把握した。②では、アンケートの回答内容から、こども家庭センターの主要業務について効果的な取組を実施している市区町村を抽出し、特にこども家庭センター設置後の体制の変化や主要業務の主な取組内容、工夫点等について詳細を把握した。特に実践ポイント集の作成も念頭に置き、必要な情報の収集を行った。

(3) 調査対象

こども家庭センター設置済み市区町村のうち、先行的に設置・運営を行っている、あるいは各業務内容が充実している 12 団体を対象とした。

①前半ヒアリングでは、既存調査研究や公表情報、及び検討委員会委員からの推薦により、対象とする市区町村を選定した。②後半ヒアリングでは、アンケート回答結果をもとに、充実した取組を行っている市区町村を選定した。

前半、後半いずれにおいても、調査対象抽出は、市区町村の人口規模や地域ブロック、地域特性等のバランスを考慮して行った。

また、ヒアリングは、統括支援員やセンター長など、こども家庭センターの業務全体を把握している方を対象として実施した。

具体的な調査対象は下記の通りである。

No.	ヒアリング先	人口	実施日時	実施方法
1	長野県阿智村	5,931 人	＜後半＞1/15（水）	現地
2	福井県高浜町	9,637 人	＜前半＞10/25（金）	現地
3	宮城県涌谷町	14,480 人	＜前半＞10/30（水）	現地
4	秋田県仙北市	23,230 人	＜後半＞1/22（水）	オンライン
5	福島県喜多方市	42,046 人	＜後半＞1/17（金）	オンライン
6	千葉県袖ヶ浦市	66,041 人	＜後半＞1/16（木）	オンライン
7	茨城県守谷市	70,627 人	＜後半＞12/18（水）	オンライン
8	大分県別府市	112,010 人	＜前半＞10/9（水）	オンライン
9	三重県伊勢市	119,706 人	＜前半＞10/4（金）	オンライン
10	静岡県藤枝市	140,365 人	＜前半＞10/1（火）	オンライン
11	横浜市泉区	151,226 人	＜前半＞10/4（金）	現地
12	東京都府中市	261,080 人	＜前半＞10/8（火）	現地

※並び順は人口による。人口は令和６年４月１日時点（※横浜市泉区の人口は令和６年３月 31 日時点、府中市の人口は令和６年 10 月１日時点。）

(4) 調査方法

訪問または Web 会議システムにて実施した。なお、ヒアリング調査の際に、効果的な取組や課題をより詳しく聴取することができるよう、人員体制や配置状況の詳細等基本的な事項については、事前アンケートによって、あらかじめ把握した。

(5) 調査項目

１．基礎情報・体制

・こども家庭センターの組織図・フロアの配置・併設事業

・統括支援員の選定理由、人材育成に向けた取組、事務負担や連絡調整の負担軽減に向けた取組

２．主要業務の実施状況・課題・工夫

■合同ケース会議の開催・運営

・合同ケース会議の開催頻度、参加者、主な協議内容、円滑な進行に向けた工夫

・会議を開催する上での課題と改善に向けた方策、成果

■サポートプランの作成・活用

・両機能での作成・手交の状況、サポートプランの様式（検討過程、様式に関する工夫）

・サポートプランを作成・手交するための工夫、課題

■家庭支援事業等のサービス利用

・家庭支援事業等の実施状況（事業者、実際の利用状況、ニーズの高い事業）

・利用勧奨・措置の実施状況（どのようなケースに実施したか、あるいは課題）

・事業者とセンターとの連携・情報共有の工夫、家庭支援事業に関する課題や改善点

■地域資源の把握・開拓

・地域の民間団体等とのネットワーク構築の状況、地域資源の把握の方法

・新たに開拓した担い手・こども・子育て支援に関するサービス
・不足している地域資源・サービス
■要対協の運営
・各種会議の開催頻度や特徴
・進行管理や会議開催に向けた工夫（事前準備、システムの活用、関係機関との調整）
・要対協の運営にかかる課題や改善点
・その他の関係機関との連携状況や工夫

3．こども家庭センター設置・運営に関して必要な支援
・こども家庭センターの運営に当たり感じている困難、欲しい支援や情報
・国や都道府県との協働による市区町村支援や市区町村間ネットワークに関する意向

2. 調査結果のサマリー

(1) こども家庭センターの体制

○ ヒアリングを実施した市区町村の組織体制として、①センター設置以前から両機能が一体化している事例、②設置にともない機構改革等を行って両機能を担う部署を再編した事例、③一部機能を別部署としている事例がみられた。①では、既に体制が整っている中で改めて設置の目的や理念を内部で共有し、新規業務の実施に向けて前年度から準備を進めている様子等がみられた。②では、設置前年度までに人員体制の調整等を行っているが、特に小規模市区町村では、機構改革ではなく職員の異動によって円滑に体制を構築した事例があった。また②の場合、両機能が協働しやすいよう、合同での勉強会や互いの業務を整理する話し合いを設ける等の取組も行われていた。③では、例えば母子保健業務を担っていた保健師を数名児童福祉機能に異動させ、従来の母子保健業務の一部を別部署で担当しながら、両者の連携を強化する等の工夫がなされていた。

○ 複数のヒアリング先において、執務室が同一フロアや同一建物内に配置されていた一方で、庁舎の状況から、同一フロアに設置できない場合には、定期的な会議を対面で開催しつつ、随時の情報共有ではオンライン会議を活用するなどの情報共有・連携の工夫がみられた。内部での連携という観点では工夫が必要だが、複数の場所にセンター職員がいるため、市民にとっては利便性が高いという利点も指摘された。

○ また、同一フロア・建物内に地域子育て支援拠点や一時預かり等を併設したり、他の福祉部門と相談窓口を一体化したりする事例もあり、地域の子育て世帯が立ち寄りやすい工夫がなされていた。様々な取組を組み合わせることで、相談を受ける間口が広がるとともに、見守りの機会も増え、より一体的な支援が可能となっていると考えられる。

○ 今回のヒアリング先では、母子保健と児童福祉両方の経験を持つ保健師が統括支援員を担っている事例が多くみられた。具体的な役割としては、両機能の助言・指導、合同ケース会議のファシリテーション、地域資源の把握・開拓、関係機関の連絡調整等が挙げられた。こうした基本業務の他に、個別ケースを担当している事例もあった。なお、統括支援員の業務負担への対応として、統括支援員を補助する職員を別途配置している事例もみられた。具体的には、統括支援員の補佐が、関係機関の会議体に出席し、地域資源の開拓・ネットワーク化を一部担ったり、合同ケース会議の事務サポートを担うことで、統括支援員を支援し業務負担の軽減を図っていた。

(2) 合同ケース会議の開催

○ 会議の開催方法として、週１回、月１回等の定期開催と、必要に応じて随時開催する両パターンが見られた。特に、同一フロアに両機能がある場合には、フロアの一角に相談用のテーブルを置き必要に応じて話し合う等、その場で柔軟な連携が図られていた。

○ 合同ケース会議の協議対象は特定妊婦から小学生以上のケースまで様々であり、要対協登録を行うかの判断や、個別ケースに関する支援方針や役割分担等が協議されていた。また、作成したサポートプランへのフィードバックや作成時の気づきの共有等を行う事例もみられた。

○ 合同ケース会議の回数が多い事例では、関係各課が閲覧できる Excel シートや、共通のシステムを活用して記録を共有し、会議資料の作成負担を軽減する工夫もみられた。

○ 合同ケースの効果として、両機能の担当者が話し合う機会を持つことで気づきが増えたり、複合的な課題がある困難ケースに早期から連携して支援できるといった点が挙げられた。一方で、ケ

ースが多様化する中で、精神保健、障害福祉、生活困窮の担当部署等との連携の必要性や、就学後のこどもの支援が行いにくいといった課題も指摘され、母子保健と児童福祉を超えて、より幅広い部門と連携体制を構築する必要性が示唆された。

(3) サポートプランの作成や活用

○ 要対協登録全ケースに作成している市区町村から、まずは数件から着手している市区町村までサポートプランの作成状況は多様であったが、児童福祉機能で作成するサポートプランについては、対象者から意向を聞きやすいケースから手交を開始している市区町村が多くみられた。具体的には、長期間支援を継続しており関係構築ができている場合や、家庭支援事業等のサービス利用を希望している場合等が挙げられた。取組開始初年度ということもあり、今回のヒアリングでは、サポートプランの見直しに取り組んでいる市区町村は多くはなかったが、取組を進めている市区町村では、ケースに応じて３か月～半年等、定期に更新を行っているとの意見が聞かれた。

○ なお、母子保健機能でサポートプランを作成・手交している場合は、従来の支援プランと大きく変更せずに運用している市区町村が複数みられたが、中には児童福祉機能と母子保健機能で同一の様式を活用している事例もあった。

○ サポートプランを手交する際には、「困りごとを一緒に考えたい」といった言葉がけや、対象者となるこどもや保護者にとっても分かりやすく、親しみやすい様式とすることで、拒否感を和らげるといった工夫がなされていた。また、サポートプランは作成することが目的なのではなく、あくまでも対象者本人の意向を聞きとり、支援につなぐためのツールであるという指摘も多く見られ、手交を通して保護者やこどもの課題や強みを可視化し、より良い支援体制を構築することが意識されていた。

○ サポートプランを活用することによるメリットについては、対象者と支援者それぞれの観点から意見があった。まず対象者においては、サポートプランを手交することで本当に困ったときに支援を思い出すきっかけになるといった点が挙げられる。実際に、対象者から一緒に支援を考えたりプランに基づいて話を聞くことによって安心したという声をもらったという事例もみられた。支援者にとってのメリットとしては、関係機関との共通認識を持つことに役立ったり、普段言語化されない本人の気持ちを確認することで、支援者としての関わりを振り返ることができるという意見が聞かれた。

○ 一方で、こどもの意向を聞くことや、支援を拒否しているケースでの手交については、複数の市区町村から課題が指摘された。課題を抱えている家庭では、文書でのやり取りに抵抗を感じる傾向があるという指摘もあり、そうしたケースでは、ガイドライン記載の通り、可能な限り対象者のニーズの把握を行い、内部の支援計画等に反映させて支援を進めることが必要と言える。

(4) 家庭支援事業等のサービス利用

○ ヒアリングを実施した市区町村においては、子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業を実施している自治体が多い傾向にあった。事業を実施する中で、事業者との定期的な連絡会を設けたり、事業に関するマニュアルの作成や研修等を実施することで、支援の質を担保するといった工夫もみられた。

○ 家庭支援事業の実施に関しては、多くのヒアリング先から担い手や受け皿の確保に関する課題感

が挙げられた。これに対しては、大きく分けて、①行政職員による直営での実施、②他の福祉分野における事業者の活用、③里親家庭の活用（主に子育て短期支援事業）といった３つの対応策がとられている。

○　①について、特に小規模自治体にて委託先が見つからない場合、親子関係形成支援事業や子育て世帯訪問支援事業をこども家庭センター職員が講師や訪問員となって実施している事例が複数みられた。直営での実施は自由度が高いという利点も聞かれた一方で、職員の異動に伴う事業の継続性については課題が残ると考えられる。

○　②について、子育て世帯訪問支援事業の実施に当たり、障害者福祉分野等の訪問サービス事業者に声掛けを行った事例が複数みられた。なお、家庭への訪問を伴う事業では、支援対象者が拒否感を持つ場合があるという意見が複数の市区町村から聞かれたが、既存の訪問事業で対象者との関係性構築に関するノウハウを有する事業者に委託することで、支援を円滑に進められていると考えられる。

○　③について、主に子育て短期支援事業の実施に当たり、従来委託していた児童養護施設や母子生活支援施設等の空きがない、あるいは委託先が遠距離にあるため、移動や送迎に課題がある場合等に、管内の里親宅への委託を進めている事例が複数みられた。これによって受け皿を拡充し、実際にショートステイの利用が増加したという意見も聞かれた。こうした里親の確保においては、児童相談所や里親支援センターから紹介してもらう等の連携が重要である。実際の運営に当たっても、里親側の希望を踏まえた体制とするために、委託先となる里親と事業について協働して検討することで持続可能な体制を整えている事例もみられた。

○　なお、家庭支援事業の利用勧奨・措置についてはほとんどの自治体で進んでおらず、基本的にサポートプランに基づいた支援を行う中で、対象者に家庭支援事業利用の必要性を伝えることにより、利用を進めていくことを重視しているようであった。

(5) 地域資源の把握・開拓

○　地域のニーズや既存の地域資源の把握に関する取組として、地域子育て支援拠点や居場所に対するヒアリングや団体への訪問・視察等の取組を行っている市区町村が複数みられた。地域でどのような取組が行われているのかを具体的に把握することで現状の支援体制を俯瞰し、不足している資源や地域の課題の全体像を把握することにつながると言える。

○　把握した既存の地域資源を集約し、ガイドブックやリスト、マップとして一覧化している市区町村も複数みられた。地域で利用できる資源を集約し、それを関係機関やこども・保護者とも共有することで「地域資源の見える化」が図られている。

○　担い手の発掘・開拓に関する取組としては、他の福祉分野に関わる事業所へアプローチしたり、子育てをしている当事者に声をかけ、担い手になってもらう等の取組が挙げられた。特に小規模自治体においては、近隣施設に助産師等の専門資格を持つ人材がいる等の情報を日々の業務でキャッチし、直接アプローチするといった、顔の見える関係性を活かした資源開拓が行われていた。

○　また、ヒアリング先の多くではこうした地域資源を「点」ではなく「面」として構築するために、関係機関間のネットワーク化が積極的に行われていた。具体的には、地域の関係機関が集まるネットワーク会議を定期的に開催している取組がみられた。これらの中には、「特別支援」「学校教育」等のテーマ別に会議体を設けている事例や、地域子育て支援拠点と協働で開催している事例、

重層的支援会議等の他分野で行われているネットワーク会議にこども家庭センターが参加する事例等も含まれる。これらの会議体では、横のつながりを作り、互いの支援内容を理解し合うことだけが主眼に置かれているのではなく、会議の場で地域全体の課題や不足しているサービス等についても検討する等、ネットワーク会議自体が地域のニーズを把握・検討する場となっていることがうかがえる。

(6) 要対協の運営、他機関連携の取組

○ 一部のヒアリング先では、高齢、障害、DV 等、他分野の虐待防止に関する連絡協議会の１つに要対協を位置付けていたり、要対協を子ども・若者支援地域協議会と兼ねた取組としている事例がみられた。複合的な課題を抱えるこどもや世帯全体の支援に向けて、他分野との連携を重視した取組が進められている状況がうかがえる。また、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の３層構造を基本としつつ、実務者会議をテーマ別の部会制としたり、エリア別に開催するといった取組もみられ、より具体的な課題について議論ができるよう、要対協の体制を工夫している自治体もあることが分かった。

○ 多くのヒアリング先で実務者会議をケースの進行管理の場として位置づけていたが、一部の自治体では、実務者会議とは別に進行管理会議を開催している事例がみられた。進行管理の工夫としては、３か月に１回ずつこどもの所属機関からアセスメントシートを提出してもらい、状況を丁寧に把握したり、児童相談所と共同の管理台帳でケースを管理している取組等が挙げられた。関係機関が関わるケースについては、実務者会議や進行管理会議の場で各ケースの支援状況を管理していく必要があるが、保育所や学校等のこどもの所属機関からのアセスメント情報を事前に取りまとめ、議論しやすい体制としたり、児童相談所との切れ目のない支援に向けてそれぞれが管理するケースについて情報共有を綿密に進めることは重要と言える。

○ 会議進行に当たっての工夫としては、調整機関で事前に方針案を検討し、関係機関に事前送付することで、当日注力して議論すべきケースとそうではないケースの濃淡をつけている事例や、実務者会議の前に関係機関を訪問し、課題や支援方針をあらかじめ検討するといった事例がみられた。実際の会議の場においても、一方的な報告の場とならないように、配席をグループ形式としたり、事前に「この内容についてコメントを頂きたい」等と連絡を行い、当日も参加者からアドバイスを得るよう進行する等の工夫もみられた。

3. 個別ヒアリング結果

(1) 長野県阿智村

実施日時	1 月 15 日（水）14：00～16：00

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	あちっ子プラザ		**設置年**	令和６年度	
人口	5,931 人		**0～18 歳未満人口**	951 人	
要支援児童数	13 人	**要保護児童数**	53 人	**特定妊婦数**	３人
児童福祉機能の類型	小規模 A 型				

（※）令和６年４月１日時点。ただし「０～18 歳未満人口」のみ令和６年８月１日時点。

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	１人	人
	② 助産師	人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	１人	１人
	⑧ その他 保育士、栄養士、養護教諭、 こども家庭専門員	１人	３人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員	３人	２人
	⑩ 心理担当支援員	２人	人
	⑪ 虐待対応専門員	１人	１人
	⑫ 安全確認対応職員	人	２人
	⑬ 事務処理対応職員	１人	１人
	⑭ その他 保育士、教員（免許保有者）、 放課後児童支援員、社会福祉主事	１人	８人

（※）令和６年 10 月１日時点

【設置の経緯・工夫】

・ 阿智村では、教育委員会の下にこども家庭センターを設置している。こども家庭センターの業務には、児童福祉、母子保健の他に、放課後健全育成事業や学童保育事業等も含まれる。

図表 92　阿智村教育委員会の体制図

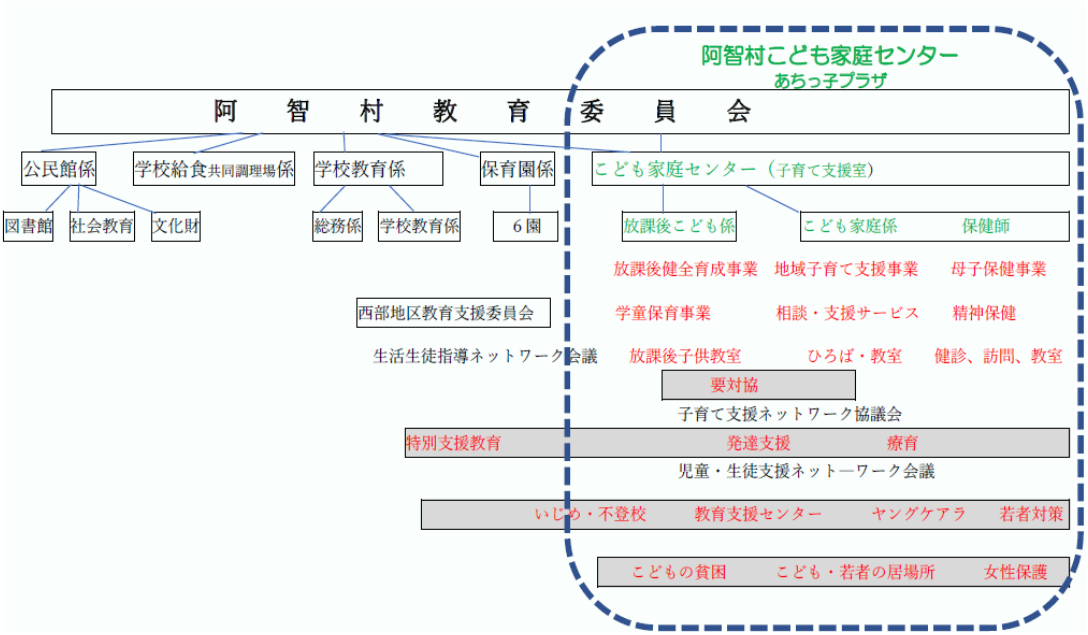

（出所）阿智村提供資料

- センター設置前は、民生課保健センター係の母子保健事業と、教育委員会子育て支援室の子育て支援事業が連携し、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を運営していた。その後センター設置に向けて、民生課保健センター係の保健師を１名センターに異動させて母子保健機能を確保した。
- センターの設置に当たり、研修会や県との協議の場に民生課長と一緒に参加した。そこで、こども家庭センターにおける母子保健の重要性を理解してもらえたことで、センター設置の調整をスムーズに進めることができた。
- また、令和５年度に２回庁内学習会を開催し、関係する職員にも参加してもらった。先行事例の自治体を招いて講義をしてもらうことで児童福祉、母子保健双方の理解を深めることができた。

【人員の確保】

- 子育て支援室では、相談の多様化・複雑化・件数の増加に対応するため、平成 28 年度頃から子育てに力を入れるという姿勢を庁内外に発信し、計画的に人員を増やしてきた。
- 正規雇用の職員を増やすのは難しいという事情もあり、会計年度任用職員として必要な専門職を確保してきた。令和５年度には公認心理師を採用している。
- その他の体制面の特徴として、学校とのネットワークを活かして、校長経験者の教員 OB と元養護教諭を会計年度任用職員として雇用している点がある。養護教諭は、保健に関わる相談や、中高生が妊娠したケースの支援、また、カウンセリングも可能であるため、相談業務にも対応してもらっている。
- 令和６年度のセンター設置時には募集は行わず、これまでの職員を継続採用・継続配置した。令和６年度は、保健師、事務職２名（事務職員はいずれも会計年度任用職員）のみ民生課から教育委員会への異動で対応した。なお、職名については、設置前年度（令和５年度）から「こども家

庭〇〇員」等とし、こども家庭センターへの移行時の混乱を減らすために工夫した。

- なお、令和５年度までに採用した職員の中には、実家が阿智村にあったり、教員時代に阿智村に赴任経験がある等、近隣市に住みながら、退職後は阿智村に勤めたいといった意向を持ち応募してきた者もいる。
- 令和６年度には、母子保健業務を担う保健師が異動したことで、児童手当等の事務的な業務もセンターに移行した。それに伴い、前述の２名の事務員を確保した。
- 他方で、現在こども家庭センターの職員 14 名のうち、正規職員が３名しかいないのは課題である。今後の持続可能性を考えると、体制の強化が必要であると考えている。

【統括支援員について】

- 統括支援員は、センター長が兼務しケース対応へのアドバイス、要対協の開催調整、他課や地域との連絡調整の役割を担っている。
- 特にサポートプランの作成については、職員がまだ不慣れであるため、統括支援員が面談に同席し、作成を支援している。後述の通り、サポートプランの作成は困難事例に限っているので、支援方針の検討を行う時にも、統括支援員がバックアップできるようにしている。

【他市町村との連携】

- 乳児健診等については、複数の近隣村と合同実施しており、そのうち１つの近隣村とはこども家庭センター設置以前から合同実施している。
- 管内の中学校に通う生徒の中には近隣村からの通学者もいるため、支援に当たっては自治体間の情報連携を進める必要がある。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

- 令和５年度から、週に１回程度合同ケース会議を実施している。支援対象１名につき、月に１回会議を行うケースもあるので、会議の開催回数が多くなっている。

図表 93　対応件数と合同ケース会議の開催件数（令和６年４月１日～12 月 31 日時点）

内容	件数	会議数
育児相談	8	3
保健相談	35	12
発達相談	76	101
家庭相談	64	16
教育相談	42	54
虐待相談（新規）	10	19
その他	3	4

（出所）阿智村提供資料

・　参加者は、ケースを担当している職員の他、専門性に応じて必要な職員が参加している。また、半分以上のケースで学校の関係者も参加しており、発達支援に関する会議（後述の「児童・生徒支援ネットワーク会議」）では、地域にある６つの中学校に担当者が出向いて、会議を行い、支援方針を話し合っている。
・　阿智村の学校関係者からは、こども家庭センターとの協働によって、教員の負担軽減やより適切な支援につながることを実感していると聞いており、学校関係者がこども家庭センターの意義をよく理解しているため、センターとの連携にも協力的である。

【取組内容・工夫点】
・　合同ケース会議は短期目標を確認するための場としている。来月までに達成すべき目標を確認し、その実現のために各セクターがどのような役割を担うか整理を行う。長期の目標を掲げることも重要ではあるが、目の前に課題があるときには、まずはその課題を最小限に抑え、リスクを回避できるよう支援を検討していく必要がある。
・　会議の準備として、開催通知を発信するほか、参加者名簿の作成を行っている。また、実施後には、担当者が会議実施日時と、内容、参加者を記録している。

ii.サポートプランの作成・活用
【作成、手交の状況】
・　主に要対協ケースや特別な支援が必要な家庭を対象としている。
・　サポートプランの作成件数は 30 件程度で、ケースによって時期を見ながら内容の更新・手交も行っている。例えば、状況が変わり月に１回の更新でも間に合わないケースもあれば、環境の変化があったタイミングや学期ごとに見直すケース等様々である。
・　特定妊婦や上のこどもに支援が必要なケースにも、サポートプランを手交している。
・　その他の妊婦の場合は支援プランを作成しているが、支援プランを管理している母子保健システムは閲覧できる職員が限られるので、サポートプランの方が共有しやすいという事情もある。

【様式】
・　国の様式をベースに作成した。利用や提案できるサービス等をあらかじめ記載している。
（円滑な面談、記述の簡素化、作成に係る時間削減を図る）

【取組内容・工夫点】
・　要対協ケースについては対象者に渡すサポートプランとは別途、内部の支援計画を作成している。サポートプランには、利用者の意向や使いたいサービス等を参考に支援方針を書き込み、内部の支援計画には、職員間で共有すべき情報（育児拒否の状況、精神状況の懸念等）を記録する。
・　サポートプランの作成に当たっては、なるべくこども本人と話す時間も確保している。心理士等が、サービス利用についてどのように思うか等、こどもの気持ちを聞いている。必要に応じて親と別の場所で話を聞くといった配慮も行っている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・　サービスを利用して時間が経つと、保護者側も、なぜサービスの導入に至ったのか背景や理由を忘れてしまうこともある。その際に、サポートプランを手交していると、目標等を保護者と一緒に振り返ることができる。また、サポートプランが手元に残っていることで、本当に困ったときに、支援やサービスを思い出すきっかけにもなると考えている。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

・　養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、一時預かり事業を実施している。

・　阿智村は５つの村が合併した経緯があり、各地区に小学校と学童クラブがある（浪合地区と清内路地区の学童保育は業務委託で運営）。

・　学童クラブはこども家庭センターが管轄しており、センター職員が放課後児童支援員資格も保有しているため、各クラブのリーダーを務めている。日々学童保育に出向いて、スタッフやこどもたちと顔が見える関係を築いているので、情報連携もしやすく、送迎時に保護者と話をすることもできる。

・　一時、事業縮小の意見が出たが、利用希望者は増えている。学童保育の利用は、児童の健全育成に加えて、保護者にとってはレスパイトの意義もあるので、必要な場合に使えるように事業を維持している。

【取組内容・工夫点】

・　児童育成支援拠点事業はセンターで直営だが、実際の支援は地域の一般社団法人と協働している。清内路地区で学童保育を委託している一般社団法人が協働先であり、清内路地区にある振興室（清中プラザ、学童クラブの活動場所にもなっている）や法人が管理している施設（キャンプ場）が主な活動場所となっている他、清内路地区は山間地域でもあるため、こどもの預かりの他、訪問支援を担ってもらうこともある。

・　養育支援訪問事業はセンター直営で、センター職員（保健師、こども家庭専門員等）が訪問している。子育て短期支援事業は乳児院と児童養護施設に委託している。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・　子育て短期支援事業を委託している児童養護施設の定員が少なく、また需要が高まっていることから、受入れが難しくなってきている。今後は、里親への委託も検討したい。

【利用勧奨について】

・　母子家庭で、母親が精神疾患を抱えているケースで子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用勧奨を行った。保育所が退所となり日中のこどもの居場所がなかったため、利用勧奨に至った。

iv.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

- 児童相談所に比べると、こども家庭センターから提供される支援は受け入れてもらえることが多いが、センターが支援に入りにくい場合には、児童家庭支援センターが対応している。その他、放課後等デイサービス事業者や社会福祉協議会とも連携し、必要に応じて協力している。
- 地域資源とつながる機会として、３つのネットワーク会議を実施している（各会議、年４回開催）。子育て支援ネットワーク協議会（児童虐待防止）、児童・生徒支援ネットワーク会議（特別支援）、生活・生徒指導ネットワーク会議（いじめ・不登校、学校教育）の３つであり、いずれもこども家庭センターで管理運営している。
- これらのネットワーク会議では各テーマに関連する関係機関が集まり、情報共有や勉強会を実施している。近年は参集メンバーも増えてきており、特に生活・生徒指導ネットワーク会議には、学校関係者の他、長野県の担当者、こどものインターネット利用に知見のある方や、必要に応じて県警の生活安全課の方にも参加してもらっている。
- 児童・生徒支援ネットワーク会議は、各学校の特別支援コーディネーター、養護学校、県の特別支援教育の担当者、保健師、発達支援センター等が参加している。

v.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

- 代表者会議は年に１回、実務者会議は年に３回、個別ケース検討会議は都度開催している。
  なお、ケースの受理については、調整担当機関：こども家庭センターにて協議会長（教育長）、調整担当責任者（センター長）、調整担当者、ケース担当者で受理会議を開催し、受理を決定している。
- 実務者会議には、学校教頭や児童養護施設の主任等が参加しているほか、児童相談所、保健所、警察、児童家庭センター等も参加している。

【取組内容・工夫点】

- 特に実務者会議は、きょうだい児がいるケース等では、各機関からの情報提供に時間がかかってしまうことが多い。そのため、各施設から事前に情報提供書を提出してもらい、資料化している。また、事前に事務局で会議を行い、どのケースに時間をかけたいか話し合ってから臨んでいる。
- 先述の通り、要対協とは別に３つのネットワーク会議を設けている。複数のネットワーク会議があることで、こどもを取り巻く環境や課題、支援体制を全般的に把握することができている。

vi.その他の取組

【相談室の設置】

- 利用者との面談等に利用できるように、こども家庭センター専用の相談室を設置している。入り口も正面エントランスとは別に設けており、他の来所者と会わずに済むように工夫している。

図表 94　専用相談室・入口の様子

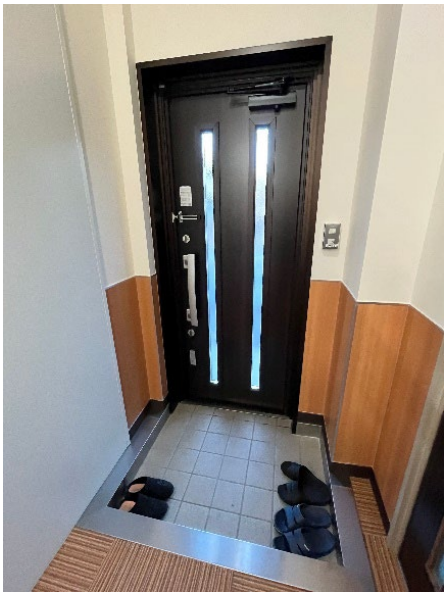

（出所）阿智村提供資料

図表 95　センター内のベビールームの様子

（出所）阿智村提供資料

(2) 福井県高浜町

実施日時	10 月 25 日（金）10:00～12:00

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	高浜町こども家庭センター		**設置年**	令和５年度	
人口	9,637 人		**0～18 歳未満人口**	1,389 人	
要支援児童数	13 人	**要保護児童数**	75 人	**特定妊婦数**	１人
児童福祉機能の類型	小規模 A 型				

（※）令和６年４月１日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	２人	１人 （統括支援員）
	② 助産師	３人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	２人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他 管理栄養士、事務職員	２人	人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員 （社会福祉士・養護教諭退職者）	人	人
	⑩ 心理担当支援員	人	人
	⑪ 虐待対応専門員	人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	人
	⑬ 事務処理対応職員	３人	３人
	⑭ その他 保健師、社会福祉士、栄養士	２人	１人 ※①と兼務

（※）令和６年 10 月１日時点

- 令和５年４月のこども家庭センターの設置とともに組織体制の再編を行い、保健福祉課内の保健G（母子保健、子育て支援、保育所・こども園、子育て世代包括支援センター機能、子ども家庭総合支援拠点機能）、福祉G（障害児福祉、ひとり親支援、児童扶養手当、特別児童扶養手当）、住民生活課（こども医療、児童手当等）の３つがこども未来課となった。教育委員会以外のこどもに関わる部門は全てこども未来課として一体化している。
- 児童福祉機能と母子保健機能は平成 19 年度から一体化しており、その後平成 30 年度に子育て世代包括支援センター機能、子ども家庭総合支援拠点機能を設置した。
- 平成 30 年度に子育て世代包括支援センターを設置した際、助産師を増員した。母子保健、児童

福祉それぞれの担当でこれまでの取組等を分析し、妊娠期、産後４か月までの支援の充実が必要だと話し合い、助産師の増員に至った。

【立地】

- こども家庭センター「kurumu（くるむ）」は保健福祉センター１階にあり、地域子育て支援拠点を併設している。同施設内には、成人保健、高齢者福祉、障害者福祉等に関する部門、地域包括支援センターが設置されている。
- こども未来課の執務室は kurumu 内にあり、物理的な一体化も達成されている。
- 平成 30 年度に子育て世代包括支援センターを開設する際に保健福祉センター１階のプレイルームを改築した。

図表 96　こども未来課　窓口

（出所）高浜町提供資料

図表 97　kurumu 内に設置されているプレイルームの構造

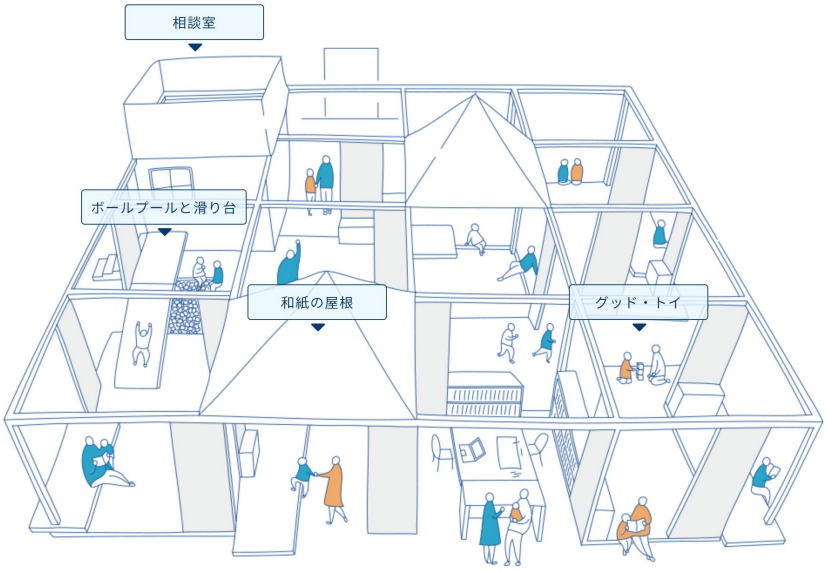

（出所）高浜町こども家庭センターkurumu　HP

図表 98　kurumu 内に設置されているプレイルーム

（出所）高浜町提供資料

【地域子育て支援拠点（併設事業）】

- 併設している地域子育て支援拠点の運営は NPO 法人に委託している。かつて発達に気がかりさのある保護者が集まって作った自主子育てサークルから誕生した NPO 法人で、現在は放課後等デイサービスの他、児童発達支援等の事業も行っている。
- 平成 28 年に子育て世代包括支援センターの設置準備を行っていた際、保育士確保難による事業の持続性が課題となったところ、当法人には、障害児に関する高い専門性、保育士資格のあるスタッフの参加があったことや発達が気がかりなこどもが増えていることを踏まえ、子育て世代包括支援センターの運営について相談した。令和元年から事業の一部を委託し、令和３年からは地域子育て支援拠点事業を委託している。
- 当法人は、後述する産後ケア事業をはじめとする母子保健事業も一緒に取り組んでいる。
- また、法人の事務所もこども家庭センター内のこども未来課の隣にあることから、気がかりなことがあれば、日常的に情報共有ができている。

【統括支援員について】

- 統括支援員は保健師で、以前より母子保健、児童福祉の両機能を担当してきた。
- 両機能への助言・指導（サポートプランの作成に関する内容を含む）、会議への参加、合同ケース会議のファシリテーション、地域資源の把握・開拓、関係機関との連絡調整等の役割を担って

いる。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

・ 合同ケース会議は、月１回実施しており、両機能の職員、統括支援員のほか、地域子育て支援拠点の運営を委託している NPO 職員（保育士）も参加して、支援方針を決めている。NPO 職員からは、kurumu に遊びに来たり、産後ケアデイサービス等に参加している母子について、健診等では話さない小さな困り感や最新の状況等について情報共有してもらっている。

【取組内容・工夫点】

・ 平成 28 年度の子育て世代包括支援センターの設置準備当時、児童福祉機能と母子保健機能の狭間に落ちて対応できていないケースや、逆に両者で対応が重複するケースが生じていた。

・ そこで、ワーキングを立ち上げて、こうしたことが起きないよう役割分担等について話し合った。その中で、両部門が一緒に検討を行う会議として「合同一体化会議」を位置づけ、要対協ケースの検討等について一体的に取り組んできた背景がある。

図表 99　母子保健、児童福祉が連携した取組の経緯

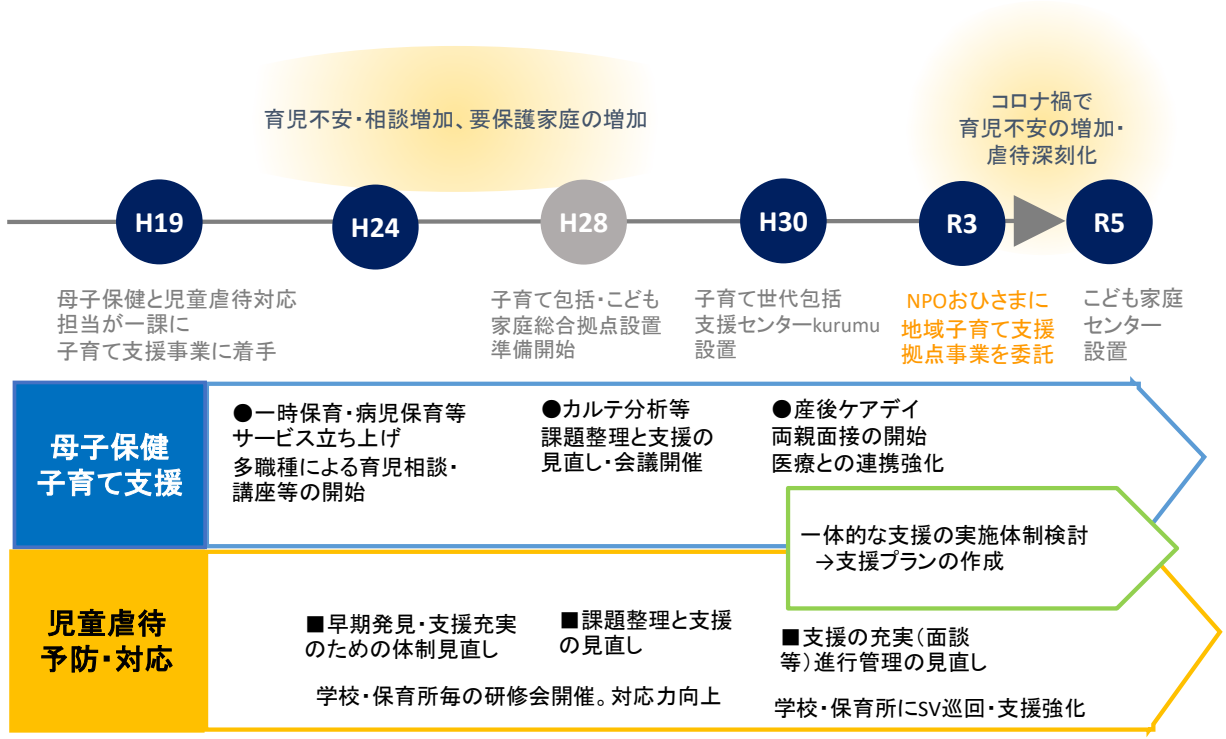

（出所）高浜町提供資料

・ 合同ケース会議の下に、母子保健担当で行う「kurumu カンファレンス」を設けている。母子保健機能の職員のほか、地域子育て支援拠点を運営している NPO 法人の職員も参加し、気がかりな親子がいた場合、kurumu でどのように支援していくか、プランを検討する。検討したプランは児童福祉機能職員にも伝える。一体的支援まで必要のないケースは、kurumu カンファレンスで支援方

法を決めていく。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- ケースの課題の多様化に対応するため、精神保健、障害福祉、生活困窮の担当部署の参加について、今後、検討する必要がある。
- 乳児の頃から kurumu と深く関わってきたことで、就学後のこどもの保護者からの相談等も増えてきている。就学後の支援に関わる取組は今後の対応課題である。現段階では、未就学のきょうだいがいれば kurumu が接点を持っているため、上のこどもの相談にも、あわせて応じることができる。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

- サポートプランは、母子保健機能、児童福祉機能それぞれで作成している。母子保健担当で作成するサポートプランは、母子保健担当内で行うカンファレンスの協議対象者に対して作成している（別途、全妊婦対象にセルフプランを手交）。児童福祉担当で作成しているサポートプランは、要対協の個別ケース検討会議の協議対象となった人を対象に作成している。
- サポートプランの手交は、母子保健、児童福祉機能、それぞれ５名程度の実績がある。
- 令和６年度からサポートプランの作成を開始しており、まずは家庭支援事業を利用する人に対して作成するところから始めている。どのような人を作成対象とするかは、作成・手交を進める中で検討したい。

【様式】

- 母子健康手帳交付時に「高浜町子育てガイド」を全妊婦に渡しており、裏面に子育てプラン（セルフプラン）を記入する欄を設けている。他方で、個々の特性に応じたプラン作成が難しく、同じような内容になってしまう等、使いにくさを感じていた。
- 母子保健機能で作成しているサポートプラン様式は、令和５年度に母子保健担当内で検討し、デザインも工夫した。
- 児童福祉機能にて作成しているサポートプランは、児童相談所にて作成していた支援計画の様式を参考にしており、長期的目標のほか、本人が「心配なこと」「短期的目標」「具体的な援助策・援助の期間・頻度、援助を行う機関等」「達成度」等を記載できるようになっている。また、裏面には保護者だけではなくこどもの署名欄も記載している。

【取組内容・工夫点】

- 保護者やこどもから話を聞いて、その内容をプランに記載して内容を確認する際、対象者本人のニーズや意向を踏まえてサービスを使っていくという認識を一緒に持つことができるような話ができるとよい。
- 母子保健担当でサポートプランを作成している人について振り返ると、口頭のみでは理解しづらく紙面で確認したい等、口頭よりも紙面に記載にした方が伝わりやすい人に対して行っている傾向にあると感じる。

・　今後、サポートプランの作成や手交において、地域子育て支援拠点を委託しているNPO法人の職員にも対応してもらうことを想定している。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・　妊娠期から産後にかけて丁寧に関わることで、サポートプラン作成の際に踏み込んだ話がしやすくなる一方、サポートプランを上手く活用できるかどうかは相手の状況による。
・　口頭で深い話をしてしまうと、サポートプランとしてわざわざ書面に書くことがしにくく、同意を取ることにもハードルを感じる。また、内容によっては、サポートプランに書きづらい場合がある（例：父親に暴力があり離婚を希望している等)。
・　これまで口頭で了承を得ていたため、紙面の手交が難しい側面がある。自分だけが支援対象となっていると思われてしまうことも懸念される。
・　保護者側できちんと保管してもらえるか等の課題もあるため、今後はデジタル化できるとよい。
・　学齢期の相談が最近増えており、こども自身が相談しやすい場所の確保が課題となっている（kurumu内にも相談室はあるが、窓がなく狭い)。サポートプランでもこどもの話を聞くことから同様の課題が生じる。
・　こどもの話を聞き、気持ちを話してもらうための十分な対応力が不足している。虐待通告を受けこどもの安全確認を行う際、こどもの話を聞く際にも対応が難しいと感じた。心理士の配置も必要である。
・　一方で、乳児の頃から関わっているこどもが小学生となったときに、kurumuが馴染みある場所として、こどもの相談場所となるとよい。

【内部の支援計画】

・　特定妊婦、気がかりな妊婦（様子を見る必要のある妊婦）に対して内部の支援計画として「妊娠期一体的支援プランニングシート」を作成している。
・　母子保健、児童福祉両機能で思いが異なったり、同じ部署で業務をしていても、お互いに知らないことがあったため、一緒に計画を作成することとし、平成30年度にこの様式を作成した。
・　助産師と保健師の間でも思いが異なり、すり合わせに苦労していたが、アセスメントの基準となるものがあると偏りなくこどもを見ることができたり、計画にもフォームがあることで、分からないことがあれば確認しやすくなった。
・　特定妊婦とするか迷うケースは、大阪市の特定妊婦のアセスメントシートを参考に作成した「アセスメントシート（妊娠期)」で確認している。母子健康手帳発行時のアセスメントシートも作成しており、スクリーニング項目として活用し、特定妊婦に該当するか、様子をみて今後の再アセスメントとするのであればいつ実施するか等を記載する。
・　児童福祉機能における内部の支援計画については、気がかりなこどもや家庭のうち、母子保健と児童福祉で一体的な支援が必要と判断された場合に「一体的支援アセスメント・プランニングシートを作成している。
・　母子保健、児童福祉機能それぞれが、「つよみ（ストレングス)」「支援が必要な課題・問題点」を記入する欄を設けている。厚生労働省のアセスメントツールを改定して作成したもので、母子保健、児童福祉の一体的支援に資するアセスメントを行っている。

・　プランを記入する部分にも、両機能それぞれが行うことを記載する欄を設けており、お互いに確認したいこと等も記入する。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

・　親子関係形成支援事業は令和６年 11 月より、要対協のスーパーバイザーも依頼している株式会社に委託して行う予定である。
・　子育て世帯訪問支援事業は、介護サービス事業所と NPO 法人に委託している。高齢者に対する支援の合間に対応しているが、ヘルパーが足りない点が課題となっている。５か所と契約しているが、現在、稼働しているのは３か所のみである。養育支援訪問事業の頃から介護サービス事業所に委託してきたが、コロナ禍で断られる中、NPO 法人へ声をかけたところ受けてもらうことができた。民生委員（元教員）、元保育士の２名が対応している。
・　一時預かり事業は保育所・認定こども園で実施している。
・　子育て短期支援事業（ショートステイ）のニーズは高く、利用も増えている。現在ショートステイを委託している児童養護施設は敦賀市にある。
・　ショートステイを利用することで、一時保護に至らずに済んでいる家庭もあるが、受け皿が不足している。舞鶴市にある施設とも利用に向けて調整を進めたが、都道府県が異なるということで利用ができない。

iv.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

・　担い手の開拓について、こども未来課に組織統合される以前、保健福祉課内に両機能があった頃に、健康づくりに関する事業を住民と協働で取り組んできたつながりがある。一方、コロナ禍以降、住民との結びつきも変化している。
・　また、子育てをしている当事者に声をかけ担い手となってもらうこともある。例えば、母子健康手帳の交付時の会話から、保育士としての勤務経験がある等、担い手となってもらえそうな保護者がいれば声をかけることもある。健診時に地域で活動を始めたということを聞くこともある。
・　町では、令和５、６年度と２年間こどもの成長を応援する活動やこどもを支援する活動の活性化を目的として、その経費の一部を補助する「こどもきらめき活動支援補助金」を実施している。補助金を活用した地域の取組が推進されている。
　母親（スマイル）クラブ活動補助金は、各保育所にある保護者会の活動に補助するものである。
・　地域資源へのアプローチ方法として、例えば、介護サービス事業所のトップに直接、事業への協力依頼を行う等している。仕事柄、顔見知りだったこともあり、快く引き受けてもらうことができた。
・　支援対象児童等見守り強化事業はこども食堂を実施している NPO 法人に委託している。当該団体より、子ども食堂は貧しい家庭が行くところというイメージがついてしまい、人が来ないとの相談を受けていた。コロナ禍にあり、町で配食サービスを考えていたため、補助金の紹介とともに相談したところ、対応してもらうことができた。
・　高浜町子ども・子育て支援会議を年に１回開催している。議論内容を踏まえた取組の実現や、子

ども・子育て支援事業計画の策定をきっかけに取組が進むとよい。

【産後ケアデイサービス】

- 産後５か月頃まで利用できる産後ケアデイサービスを進めている。
- 住民への周知が進んでおり、町内の産婦の約９割が利用している。雑誌等の媒体でも紹介され、多様な世代に対する周知も進んでいる。
- 町内の民宿を実施場所としており、１回当たりの定員は４名である。こども未来課の保健師、助産師、地域子育て支援拠点（NPO）の職員、地域の保育士資格保有者が援助者として参加する。保育士資格保持者は、以前、保育士だったが現在は働いていない地域住民等であり、母子保健や子育て支援事業のつながりの中で把握し、協力を依頼した。
- 産後ケアデイサービスの場所として利用している民宿には町からアプローチした。民宿は、くつろぐことのできる場所の提供に加え、食事提供、入浴等も可能である。

図表 100　産後ケアデイサービス

（出所）高浜町提供資料

【不足している地域資源】

- 放課後等デイサービスが不足している。また、放課後児童クラブと一緒に、こどもが誰でも参加できる事業を行ってくれるところも不足している。また、中学校卒業後の支援が無いことも課題である。
- 就学以降の不登校やひきこもり等へ対応する際に、教育委員会に専門職がいないため、連携しづらい状況にある。
- 自主グループは地域子育て支援拠点等で支援する役割があるが、公的に行う事業を充実させるほ

ど、課題が解消し自主グループが減少していくという課題がある。役員の負担が大きいという声もあり、自主グループが誕生しづらい状況は、今後の課題である。

v.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

- 実務者会議を６月と 11 月の年２回開催しており、実務者の役割、虐待対応の体制等について説明する。全ての関係機関が参加対象となり、35～36 人ほどの出席がある。
- これとは別途、３か月に１回、進行管理部会を開催している。令和６年 10 月現在、要保護児童等 85 人分の進行管理を担っており、個々のこどもについて話し合う場となっている。参加者は、こども未来課、教育委員会、児童相談所、スーパーバイザーが参加し、全ケースについて虐待防止進行管理アセスメントシートを活用して、確認する。
- 支援方針がすぐに出ないケースや状況が動かないケース等もあり、個別ケース検討会議の開催回数が増えている。進行管理部会を見直した方がよいのではないかとの意見があり、令和６年度に会議内容の見直しを行った。
- ヤングケアラー等、状況に応じて、要対協の実務者会議に保健福祉課、住民生活課、教育委員会等が参加しているため、他部署とどのように情報交換をしていくか等を検討している。

【取組内容・工夫点】

- 進行管理部会に合わせて、３か月に１回、関係機関（学校、保育所等）から虐待防止進行管理アセスメントシートを提出してもらっている。
- 虐待に関わる直接的な質問へのチェックと直近３か月に対応したことを記載するほか、セーフティスケールにより、安全な状態にあるかどうかに関わる情報も関係機関を通じて把握している。
- 各関係機関がチェックした虐待防止進行管理アセスメントシートは、事務局で１つのシートに集約する。記載があった関係機関には、直接聞き取りに行き、進行管理部会で状況を報告する。
- 以前は、エピソードありきの進行管理となっており、ケースが増えていく中でケースの課題が見えづらい状況にあった。ケースの状況の悪化により職員が疲弊してしまうこともあり、児童相談所から、現在活用しているアセスメントシートを教えてもらった。
- 進行管理部会には、地域子育て支援拠点の NPO 法人は参加していないが、年齢の小さいこどもが対象の際には、こども未来課の母子保健担当の保健師が参加し、その結果を必要に応じて NPO 法人の職員に共有している。
- 会議効率化のため、スーパーバイザーと相談し次の対応が決まっているケース等については事務局案として別紙で方針を記載して、教育委員会、児童相談所、アドバイザーに事前送付・確認してもらっている。
- これによって、会議では、事前に確認してもらっているケースについて大体 25 人分を 30 分程度で検討し、その後、検討が必要な残りの 25 人ほどを３時間かけて話し合うことができるようになった。深く話し合うケースとそうでないケースを分けることがポイントである。
- １回の進行管理部会で 85 人を２日間に分けて実施している。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 進行管理部会は、この形式となるまでに、見直しを重ねてきた。児童相談所には、アセスメント内容に対して判断や助言をしてもらいたい面がある。
- 児童相談所担当者と保護者の関係がよい場合などケースの状況に応じて児童相談所の担当者がサポートプランを作成・説明することとしている。

vi.その他の取組

【妊娠期～出産後の事業の充実】

- 支援の受け入れが良く、妊娠・出産前後の相談先として行政があげられている理由として、平成30 年に子育て世代包括支援センターkurumu を開設した際、妊娠・出産に幸せを感じていない人が多いことが課題となり、妊娠期～出産後の事業の立て直しを行った点があげられる。スマイル・マルシェ（月 1 回。妊娠期からの家族支援として、身体測定、育児相談、授乳相談、離乳食相談、ベビータッチケアやヨガ、バランスボール等を実施）、妊婦訪問、産後ケアデイサービス、新生児訪問等、取組の充実を図り、新生児訪問は妊婦訪問と同じ助産師が関わる等、信頼関係も構築されている。
- 妊娠出産前後の行政へ相談割合は 6 割と高く、何か心配事があれば行政に相談する、解決できる、ということが浸透してきている。
- 平成 30 年頃からの取組により、住民にサービスを利用することは特別なことではないという意識が浸透してきていると感じる。kurumu に遊びに来たついでに相談できる、構えて来館しなくてもよいという雰囲気にあり、気がかりに感じて職員が声をかけても、保護者の拒否感は少ない。
- 産後ケアデイサービスには、こども未来課の助産師、スマイル・マルシェには NPO 法人の保育士が参加する等、事業間でのつながりをもって支援できるよう、各専門職には複数の事業に関わってもらっている。
- 妊婦訪問は地域の助産師に委託しており、情報共有している。

図表 101　スマイル・マルシェ

（出所）高浜町提供資料

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

- 要対協のアセスメントシートを ICT 化したいが、まだ対応ができていない。
  母子健康手帳のデジタル化もあり、予防接種等の予約管理ができるようにしたいが、手探りの状態である。県の主導は無く、市町村任せとなっている。
- こども家庭センターで学齢期も支援対象としていることについて、十分に認知されていないが、現段階では、未就学児の対応で限界にある。学齢期のこども対応について、教育委員会との連携は今後の課題である。学齢期のこどもは、こども家庭センターと関わりがないまま、一時保護となっていることがある。今後、親子関係形成支援事業を活用しつつ、関わることも考えられる。
- 上のこどもが学齢期でも、下のこどもが未就学児であれば、学齢期のこどもであっても関わりやすい。児童相談所にもこちらから状況確認ができる。
- 施設等の措置解除について、相談なく地域に戻ってくる場合があるため、事前に学校等とも調整ができるようにしてほしい。

(3) 宮城県涌谷町

実施日時	10 月 30 日（水）9：30～11：30

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	わくやっ子センター		**設置年**	令和６年度	
人口	14,480 人		**0～18 歳未満人口**	1,590 人	
要支援児童数	26 人	**要保護児童数**	32 人	**特定妊婦数**	４人
児童福祉機能の類型	小規模 A 型				

（※）令和６年４月１日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	人	６人
	② 助産師	人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他 管理栄養士２名　課長・課長補佐 歯科衛生士２名（内１名班長）	人	６人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員 （社会福祉士・養護教諭退職者）	１人	１人
	⑩ 心理担当支援員	人	人
	⑪ 虐待対応専門員	人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	人
	⑬ 事務処理対応職員	人	３人
	⑭ その他 センター長（課長：事務職）１名 統括支援員（保健師）１名	人	２人

（※）令和６年４月１日時点

- 涌谷町の母子保健、児童福祉の関わる組織体制の変遷として、昭和 63 年に「涌谷町町民医療福祉センター」ができた時から、福祉と保健に関わる部署がセンターに集約されている（子育て支援課、福祉課、健康課のほか、町の病院、介護施設も併設）。
- ワンフロアに子育て支援課子育て支援班（児童福祉機能）、健康課健康づくり班（母子保健機能）、福祉課福祉班（生活困窮等の担当）、福祉課包括支援班（障害福祉・高齢者福祉等を担当、重層的支援体制整備事業を実施）が設置されている。
- 平成 29 年度に子ども家庭総合支援拠点、令和２年 10 月に子育て世代包括支援センターを設置

後、令和５年度からこども家庭センター設置の準備を行い、令和６年４月に開設に至った。

- 準備段階では、支援体制イメージの構築、設置運営スケジュールの作成、指揮命令系統と組織体制の確認、予算管理、システム改修及び記録の仕方・様式の見直し、サポートプランの検討等を行った。
- 涌谷町では、子ども家庭総合支援拠点設置時から、補助金の活用、課長・町長への認識を高めるために課長会議等で虐待関連事件や業務量等の数を報告し、専門職の確保につなげていた。
- 母子保健機能の保健師は、特定健診等の成人保健事業や高齢保健事業も担当する他、健康推進員協議会の取りまとめ等を担っている。
- センター長は子育て支援課長が担っている。

図表 102　こども家庭センターの組織体制

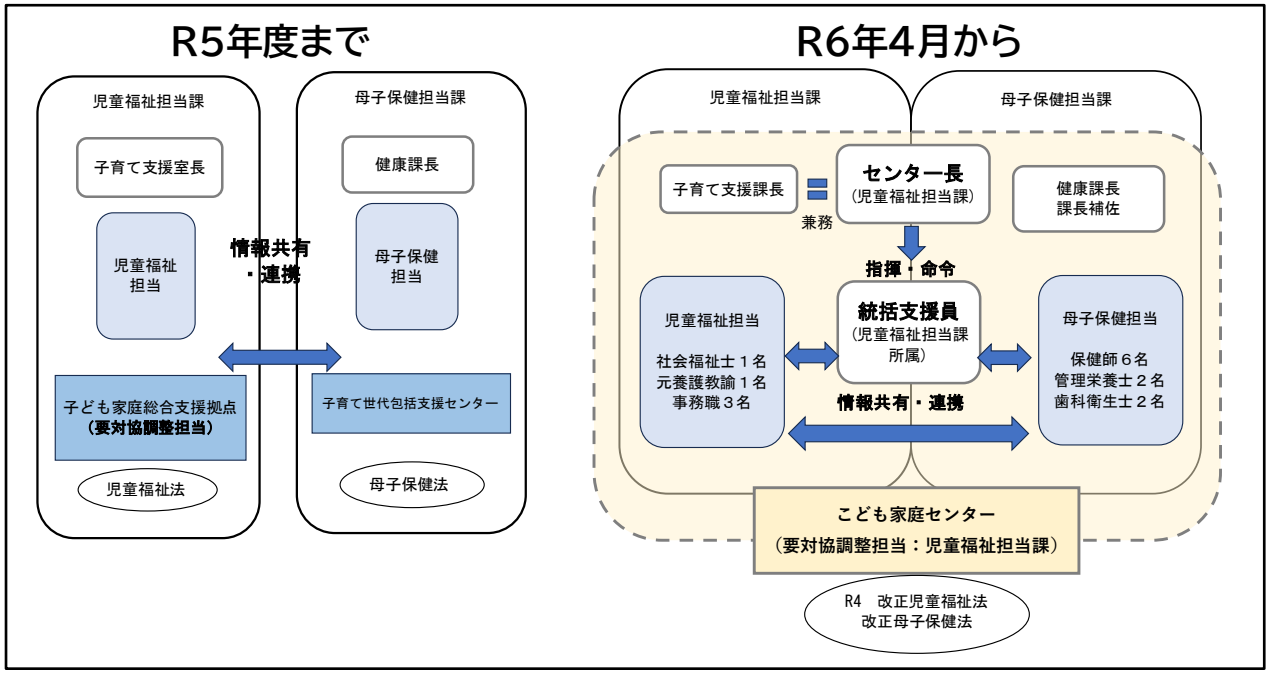

（出所）涌谷町提供資料

【統括支援員について】

- 統括支援員は、母子保健と児童福祉両機能の経験者であり、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの立ち上げを経験している職員（保健師・社会福祉士の両資格を保有）が担っている。
- 統括支援員は、統括しながら個別ケースを 30 世帯ほど担当している。

【取組内容・工夫点】

- 子育て世代包括支援センター設置時に、自治体アセスメントを実施し、１年間で 16 回の検討会（メンバーは課内職員６名＋課長）を行った。検討会では、理想と現状を比較して、目標や具体策を導き出す「As Is To Be 分析」を行う等、業務内容を整理するとともに、理想の共有やそれに向けた目標や具体策をとりまとめた。
- 子育て世代包括支援センターの開設から数年経ち、その中で重層的支援体制整備事業の協議体が

できる等、様々な取組が進んできたが、資源や協議体が整ってきたからこそ、そこでの役割分担の課題や具体的な困り感が出てきたところであった。

・　この自治体アセスメントを実施し業務内容の整理をしたことで、こども家庭センターへの移行もスムーズにできた。

図表 103　図表　こども家庭センター「わくやっ子センター」業務展開図

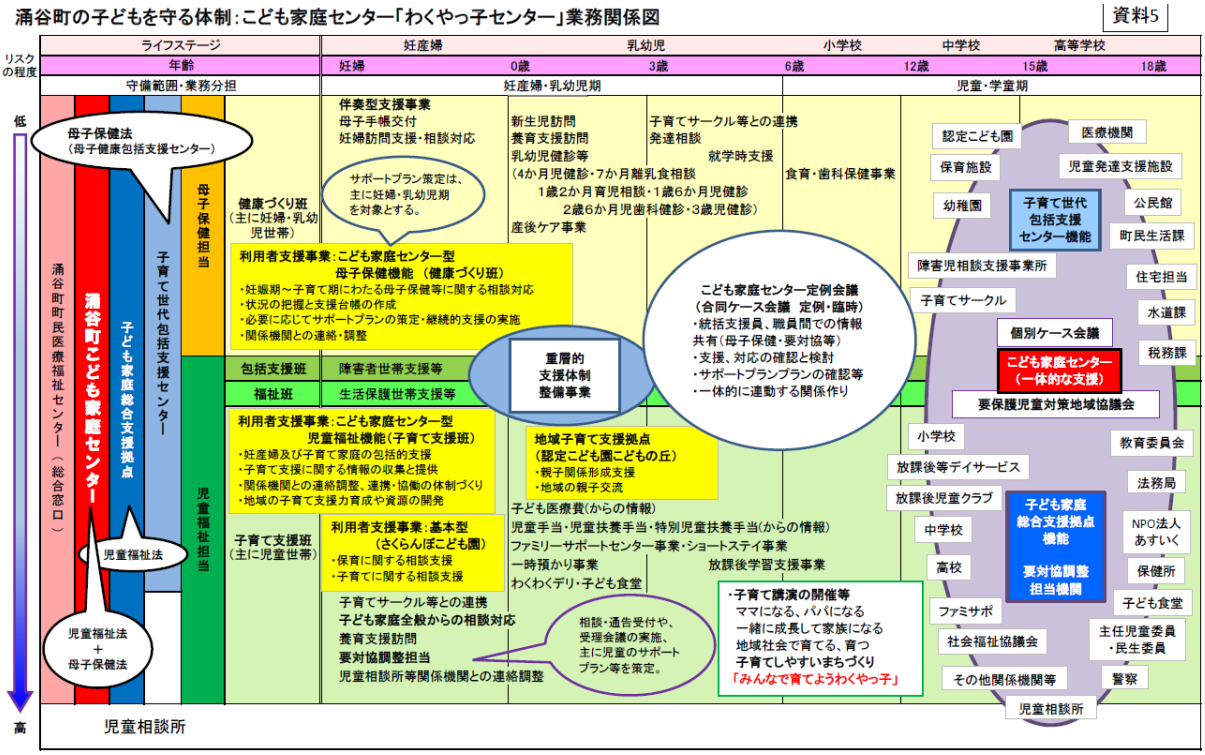

（出所）涌谷町提供資料

【理念、対象者とつながるための取組】

・　こども家庭センターの開設に当たり、「みんなで育てよう　わくやっ子」を合言葉としている。「地域全ての子育ち親育ちを我が事として捉え、家庭丸ごと支えあう子育てしやすい町づくり」を理念として掲げている。

・　こども家庭センターで大事になるのは「支援」の視点である。保健師はどうしても「指導」の色が強く、児童福祉側も「困りごとへの対応」という色が濃かったが、お互いが範疇を伸ばして、母子保健も三次予防まで、児童福祉も一次予防まで手を伸ばしていくといった両機能のパラダイムシフトが大切である。

・　そのため、子育て支援班（児童福祉機能）も乳幼児健診や子育て支援サークルの場に足を運ぶことを心掛けており、ポピュレーションへの参画も行っている。乳幼児健診の場が同じ医療福祉センター内にあることも大きい。

・　コロナ禍前は、子育て支援班が、乳幼児健診の会場に足を運び、「愛の鞭ゼロ作戦」のパンフレットを配布しながら保護者に話をしていた。コロナ禍後は会場に同席し、待ち時間に保護者から話を聞いたり、こどもの様子や親子関係をみること等を実施し、母子保健担当の保健師とアセスメントを深めている。

- また、乳幼児健診において、児童福祉側では、保育所利用の意向調査に加え、一時預かり事業やショートステイ事業、その他社会資源の要望を確認するアンケートを、直接その場で話を聞きながら実施した。母子保健側では、母子健康手帳の電子化や産前産後事業、産後ケア事業等の必要性についてアンケート調査を実施し、ニーズ把握につなげた。
- 子育て支援サークルでは、時期に応じて、児童虐待防止推進月間等の話や、個別相談を実施している。その場で発達の相談を担当部署へつなげたり、育児相談から虐待リスクのある親子とつながり、継続的なフォローが可能になった事例もある。
- また、アウトリーチだけではなく来所相談に来たときにしっかりつながるという視点を持ち続けることが重要だと考えている。メニューや資源につないで終わりではなく、その後もつながり続けるためには、民間の活用は非常に重要であり、押し付けるのではなくつながり続けることが大事。
- 個別支援を大事にしながら町全体でどのような傾向になっているかを俯瞰してみること、点支援から面支援、重層的な立体支援が重要である。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

- 「こども家庭センター定例会議（合同ケース会議)」を月１回実施している。
- 協議対象は母子健康手帳交付や新生児訪問で気になったケース~~や~~、その他に気になるこども・家庭で、迷ったら支援の土俵にあげることにしている。また、サポートプランの協議も行っている。
- こども家庭センターの保健師、こども家庭支援員は必須参加としているほか、４月と９月のこどもの所属が変わるタイミング、次年度の支援方針を話し合うタイミングでは障害福祉部門の保健師が参加している。また、県の保健所職員も時々参加し、広域的な情報の確認も行っている。
- 合同ケース会議で情報共有ができているため、自分のケースではなくても担当がいないときに対応できるというメリットは大きい。

【取組内容・工夫点】

- 定期開催だけではなく、ケース担当がその場で声をかけて集まり、協議をする機会（随時開催）が平均週１回程度あるほか、ケース会議にならなくても複数人で立ち話的に情報共有・検討することが１日１回程度はある。
- ワンフロアで両部門が近くにいることの重要性は大きい。電話だとニュアンスが伝わりにくいが、物理的に近い距離にあるためすぐに話すことができる。
- 支援対象者へコンタクトする機会があれば、それぞれが声を掛け合い共有することで、同席したり、個別に支援対象者に声をかけることがスムーズにできる。また、こどもと保護者が一緒に来庁した際には、事務職員がこどもを見てくれることで、保護者と落ち着いて話ができる。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

- 職員が多忙であることもあり、サポートプランの手交ができるか最初は不安もあったため、１人

１件から「まずはやってみる」ことを重視して作成・手交を開始した。

- 取組を進める中で、評価し改善点を検討するという進め方で PDCA サイクルを回しながら検討している。
- サポートプランを作成・手交した人からは、サービス一覧が分かってよい、一緒に考えてもらって安心するという声を聞いている。
- センターでサポートプランを手交する場合はコピーを取って現物を当事者に持って帰ってもらっているが、訪問の際は職員が写真を撮って管理している。モニタリングのときには前回渡したサポートプランとモニタリング用の様式を持っていき、目標の達成具合や困りごとの変化、サービス利用をしてみてどうだったか、その後のこどもとの関係性や保護者の変化、こどもの変化等を確認している。

【様式】

- 母子保健機能で作成するサポートプランは、妊娠期や新生児期のセルフプラン、支援プランから大きな変更をせず進めた。
- 児童福祉機能にて作成するサポートプランは、まずは国様式を参考に作成し、こども、保護者それぞれで「こんな暮らし、家族がいいな」「困っていること」「一緒に解決を目指していくこと」、目標に向けて「今すぐできること」「これから取り組むこと」等を記載できるようにした（図表 104 縦版）。
- 支援者の心配ごとを落とし込んでいく過程を経ることで、三者で共通した支援目標をつくることが重要であると考えている。
- 裏面には、妊娠期、産後・乳幼児期、児童期等それぞれで利用できるサービスを一覧にしている。
- PDCA サイクルを回す中で、様式で書きにくいところがあれば意見を出し合いながら見直しを進めている。その中で、縦長の様式（縦版）だけではなく、横長の様式（課題とその解決策、利用するサービスを順に横目に確認できる様式）を作成した（図表 104 横版）。
- 縦版では、サポートプランに落とし込む手前のアセスメントと評価を記入する欄が抜けていると考え、評価の欄を追加した。
- また、縦版はこどもと保護者の欄が分かれていたため混乱しやすいが、基本的にはこどもの意向が重要であると考えている。そのため、横版ではこどもと保護者の意向を１つの欄に記載する形に変更した。こどもから直接話を聞くことが難しい場合、保護者がこどもの意向を意識しながら考えることが重要である。保護者の一方的な思いをこどもに押し付けるのではなく、こどもの権利や利益を尊重した引き出し方が大切であると考えている。
- 対象者によって適切な様式が異なることもあると考え、１つのやり方に縛られず色々なものを試行している。最近は小学生向けに縦版を改良して使用している。
- また、国からはモニタリングの様式がなかったため、町独自にモニタリングの様式を作成した。
- サポートプランを使うことでよかったこととしては、母子保健側が児童福祉側のサービスを再認識できる等、網羅的にサービスを把握できていなかった職員が、裏面の一覧によって、利用できるサービスを再認識できるツールになったことがある。
- 縦版は、こどもと直接話をして、こどもの思いや考えをしっかり聞くことができる（おおよそ小学生以上）際に使用し、横版は、こどもと直接話をすることやこどもが未就学で自分の思いを言

語化することが難しい場合などに、保護者へ「○○ちゃんはどう思っていると思う？」等の聞き方をしながら使用している。

図表 104　左上：児童福祉機能のサポートプラン（縦版表面）、右上：モニタリング用サポートプラン、下：児童福祉機能のサポートプラン（横版表面）様式

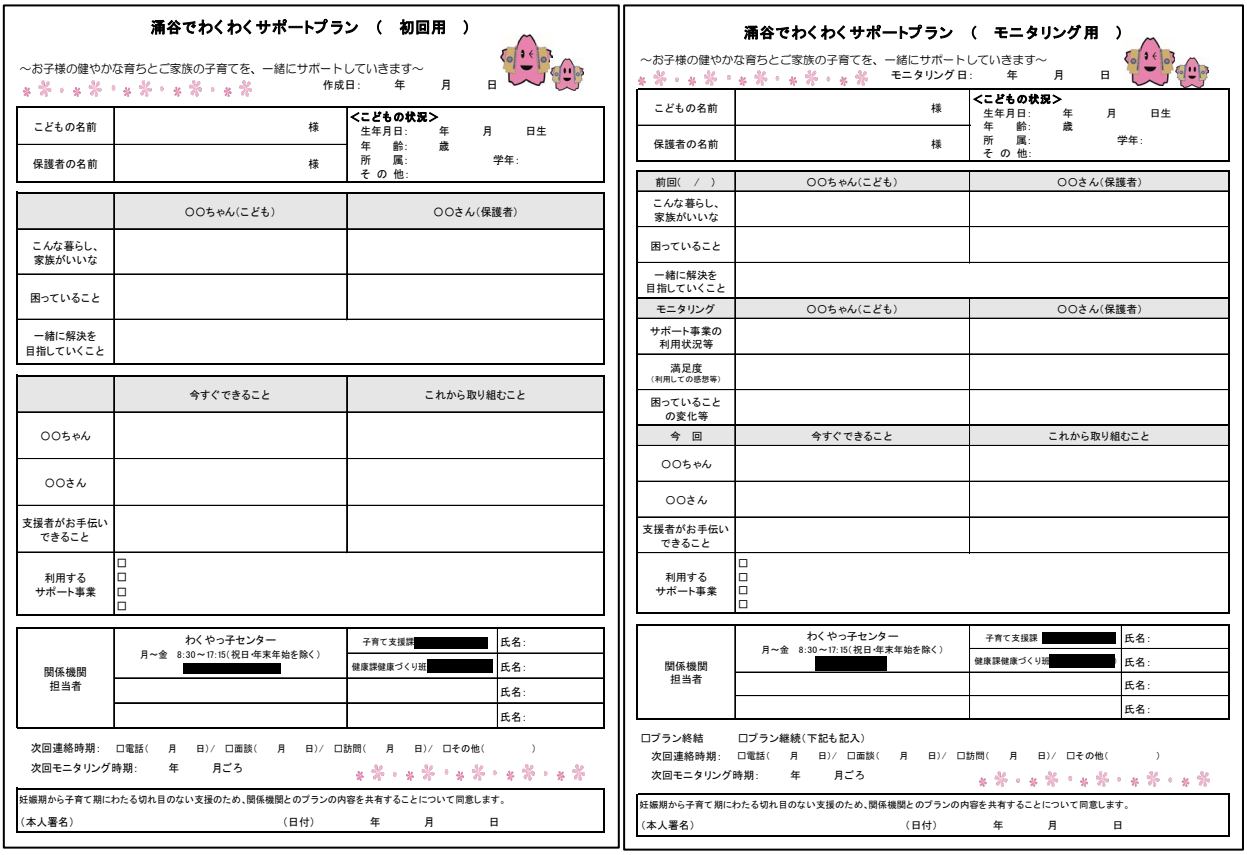

涌谷でわくわくサポートプラン　（　初回用　）

～お子様の健やかな育ちとご家族の子育てを、一緒にサポートしていきます～

作成日：　年　月　日

こどもの名前	様	<こどもの状況> 生年月日：　年　月　日生 年　齢：　歳 所　属：　学年： そ の 他：
保護者の名前	様	

	○○ちゃん(こども)	○○さん(保護者)
こんな暮らし、家族がいいな		
困っていること		
一緒に解決を目指していくこと		

	今すぐできること	これから取り組むこと
○○ちゃん		
○○さん		
支援者がお手伝いできること		
利用するサポート事業	□ □ □ □	

関係機関担当者	わくやっ子センター 月～金　8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) [redacted]	子育て支援課[redacted]	氏名：
		健康課健康づくり班[redacted]	氏名：
			氏名：
			氏名：

次回連絡時期：　□電話(　月　日)/　□面談(　月　日)/　□訪問(　月　日)/　□その他(　)

次回モニタリング時期：　年　月ごろ

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関とのプランの内容を共有することについて同意します。

(本人署名)　(日付)　年　月　日

涌谷でわくわくサポートプラン　（　モニタリング用　）

～お子様の健やかな育ちとご家族の子育てを、一緒にサポートしていきます～

モニタリング日：　年　月　日

こどもの名前	様	<こどもの状況> 生年月日：　年　月　日生 年　齢：　歳 所　属：　学年： そ の 他：
保護者の名前	様	

前回(　/　)	○○ちゃん(こども)	○○さん(保護者)
こんな暮らし、家族がいいな		
困っていること		
一緒に解決を目指していくこと		
モニタリング	**○○ちゃん(こども)**	**○○さん(保護者)**
サポート事業の利用状況等		
満足度（利用しての感想等）		
困っていることの変化等		
今　回	**今すぐできること**	**これから取り組むこと**
○○ちゃん		
○○さん		
支援者がお手伝いできること		
利用するサポート事業	□ □ □ □	

関係機関担当者	わくやっ子センター 月～金　8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) [redacted]	子育て支援課[redacted]	氏名：
		健康課健康づくり班[redacted]	氏名：
			氏名：
			氏名：

□プラン終結　□プラン継続(下記も記入)

次回連絡時期：　□電話(　月　日)/　□面談(　月　日)/　□訪問(　月　日)/　□その他(　)

次回モニタリング時期：　年　月ごろ

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関とのプランの内容を共有することについて同意します。

(本人署名)　(日付)　年　月　日

涌谷でわくわくサポートプラン

～お子様の健やかな育ちとご家族の子育てを、一緒にサポートしていきます～

作成日：

こどもの名前	様	<こどもの状況> 生年月日：　年　月　日生 年　齢：　歳 所　属：　学年： そ の 他：
保護者の名前	様	

こんな家族がいいな	今：	将来：

こども・保護者の思い	課　題	解決策	利用するサービスの種類	担当者	役　割	モニタリング時期	モニタリング	達成状況

関係機関担当者	わくやっ子センター[redacted](代表) 月～金　8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)	子育て支援課[redacted](直通)	氏名：
		健康課健康づくり班[redacted](直通)	氏名：
			氏名：
			氏名：

次回連絡時期　□電話(　月　日)/　□面談(　月　日)/　□訪問(　月　日)/　□その他(　)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関とのプランの内容を共有することについて同意します。

(本人署名)　(日付)　年　月　日

（出所）涌谷町提供資料

【取組内容・工夫点】

- 令和５年度から準備を進めた。支援につなぐためのツールでありサポートプランを作成することが目的でないこと、支援者側にとっても、両機能が互いのサービスや民間資源を把握するために活用できること、支援を見える化することで、関係者間の共通認識ができること等のメリットを確認した。
- 対象者との関係性構築に当たっては、サポートプランの作成にかかわらず母子保健手帳交付のタイミングが共感的な援助関係形成のはじまりになる。面談の際の基本情報シートに、協力できる人を３人書いてもらうことにしているが、それ以外に４人目として「保健師」と明記することで、いつでも頼ってもよい存在だと認識してもらう工夫をしている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- こどもの意向の確認は、年齢や支援者との関係性によって難しい。こどもの困りごとが保護者や支援者が感じていることと異なることもあり（こどもに話を聞くと、学校の友人関係やお小遣いの話等が出てくる）、アセスメントにおいて目線合わせ・共通認識を持つことが重要であると実感している。他方で、国の様式等では示されていないため、虐待のリスクアセスメントではなく、支援のためのアセスメントの見える化を検討したい。
- 対象者と一緒に作成するに当たっては、言葉の選択も配慮が必要である。一人親の父親と作成したが、関係性ができている対象者との方が、上辺だけではない思いを話し合えるので、意味のある効果的な内容を落とし込みやすい。そこでも、父親の困りごとは「こどもが言うことを聞かない、嘘をつく」等であった一方、こどもの困りごとは最初「お小遣いが少ない」「学校の友達関係」といったものであった。一人一人の話を聞くことは非常に大切で、本当の思いを話し合えるようになるまでには関係作りの時間が必要と感じる。
- 対象者からは「裏面にサービス一覧があると今後の使えるサービスがわかって安心できる」とか、「心配なことを一緒に考えてもらえていると見ることができてありがたい」等の感想を頂いている。大事なことはサポートプランを作ることが目的ではなく、ツールとして活用し、対象者と一緒に考えていくこと。このような取組がスムーズにできる家族は、支援者と表面上ではなくしっかり繋がっている家族であり、支援者との信頼関係がある程度形成されていると考えられる。そこまでの関係作りが重要と考える。
- 児童福祉側では、保護者やこどもの話をサポートプランに沿って体系的に聞き、確認しながら共通の認識として共有できることを実感している。これまで直接聞くことができなかった親子の思いを引き出し、双方に伝え合うことができることは、支援者との関係性構築だけでなく、親子関係の構築にも繋がっていると感じている。

ⅲ.家庭支援事業等のサービス利用

【実施状況】

- 児童福祉機能では、平成 30 年度からファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課担当：家事支援含む）、放課後まなびサポート事業、令和４年度からショートステイ（里親委託）、令和５年度から子ども食堂（民間主体）を実施している。
- 里親ショートステイは、みやぎ里親支援センターけやきに個別に依頼し、けやきセンターを通し

て仕組みづくりを行った。

- 母子保健機能では、令和３年度から産後ケア事業、令和４年度から伴走型相談支援・出産子育て応援給付金を開始している。
- 支援対象児童等見守り強化事業をNPOに委託しており、月１回定例会議を設けている。

ⅳ.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

- 毎年、年度初めに町内全ての保育所、幼稚園、小中学校へあいさつ回りを実施しており、チラシを持ってセンターの周知を行った。足を運ぶことで、関係機関の内部の雰囲気も把握できる。
- 地域資源の把握の一環として、３年に１回子育て支援ガイドブックを作成し、庁舎内の手当、インフォーマルな団体ともつながり、団体の情報を掲載している（民間企業と協働、広告を入れているため町の支出はない)。
- 乳幼児健診でアンケートを実施し保護者のニーズを拾い、社会資源の開拓等にもつなげている。

【関係機関との連携】

- 子育て支援関係者会議は令和６年度から合同ケース会議として運用しているが、令和５年度からは障害福祉、高齢者福祉部門も参加している。母子保健でフォローしているケースであっても、精神障害等複合的な課題を抱える場合も多く、家庭全体の検討もしやすくなった。
- 関係機関にはわくやっ子センターのパンフレットを配布している。裏面に、センター設置の変化や背景、理念も書き込んでおり、こども家庭センターの理解普及に取り組んでいる。
- 中学校とは平成 29 年度から月１回ケース会議を実施し、教育委員会やスクールソーシャルワーカー等の関係機関（例：不登校児童の居場所）も参加している。きょうだいの対応等のために小中で一緒にケース会議を実施することもある。令和５年度から、小学校との定例会議も開始した。
- 警察との連携として、要対協実務者会議に入ってもらっている。また、警察からは要対協連携の中で相談の１つの場所であるということを町民に理解してもらいたいということで、乳幼児健診で警察が相談の１つの場所であるということを周知している。
- 医療機関との連携として、産科や小児科が町にないため、要対協実務者会議に医師の参加はないが、ケース会議では情報交換をおこなっている。
- 児童相談所との連携に当たっては、上下関係ではなく両輪での連携が重要と考えており、児童相談所が主催する研修会にも町職員が参加したり、協働で研修会を企画、実施している。
- 子育て支援サークル等には、職員が出向き講話をしたり個別相談を受けている。
- 民生委員児童委員協議会とは、こんにちは赤ちゃん事業（絵本の配布）の協働、同行訪問等で連携している。
- 自立相談支援センターとは、困窮者支援のフードバンクの提供、家計相談の支援、就労支援で連携している。課税世帯でも困窮している世帯はたくさんいる。家計支援は非常に重要。
- 医療福祉センター内では、病院と廊下がつながっている。病院の地域医療連携室にも社会福祉士がいるほか、健診センターにも保健師がいる。管内に小児科や精神科があるとよりよい（精神科で発達相談の予約を取ろうとすると、３か月～半年待ちとなってしまい、現実的ではない)。

v.要保護児童対策地域協議会の運営

【開催状況】

- 要対協は「涌谷町虐待防止等対策連絡協議会」の中に位置付けられ、児童虐待だけではなく高齢、障害虐待、DV 等をまとめて代表者会議を年１回実施しており、世帯への支援を深めやすいという特徴がある。
- 実務者会議は年３回実施。30 以上の所属から 40 名以上の参加がある（高等学校、NPO、児童発達支援事業所、自立相談支援センター等)。
- 要対協にさまざまな部署（住宅課、水道課等）が入ることで、転入出や町営住宅申し込み、水道の停栓状況、国保税の滞納等があった場合にも、各窓口から情報共有を受け、会う機会を作れるようにしている。
- 隣の包括支援班では、重層的支援体制整備事業を担当し、その中でこども家庭センターの要対協家庭を取り上げて一緒に協議することもある。
- 年３回の実務者会議前に全ての幼稚園・保育園、小・中学校に訪問・ヒアリングを行い、どのようなことが問題か、どのように接していくか等の具体を話し合い、進行管理表に落とし込んでいる。その場では、簡易的なケース会議を実施し、例えば学校の担任にも参加してもらうことで、困ったことがあればいつでも相談できるという点を伝えている。要対協ケースだけでなく気になるこどもについても話し合っている。
- 関係機関への事前訪問、ヒアリング結果の落とし込み作業は、元々コロナ禍での会議時間の短縮のために始まった。１時間は協議、残りの１時間は実務研修を実施している。実務者会議参加者を対象に事例検討やロールプレイ等を行うことで、有意義な時間となっている。
- 要対協登録前のケースの進行管理は、母子保健の要対協に受理していないケースは母子が管理している。要対協登録となったケースは児童福祉が管理している。

図表 105　涌谷町虐待防止等対策連絡協議会　構成員

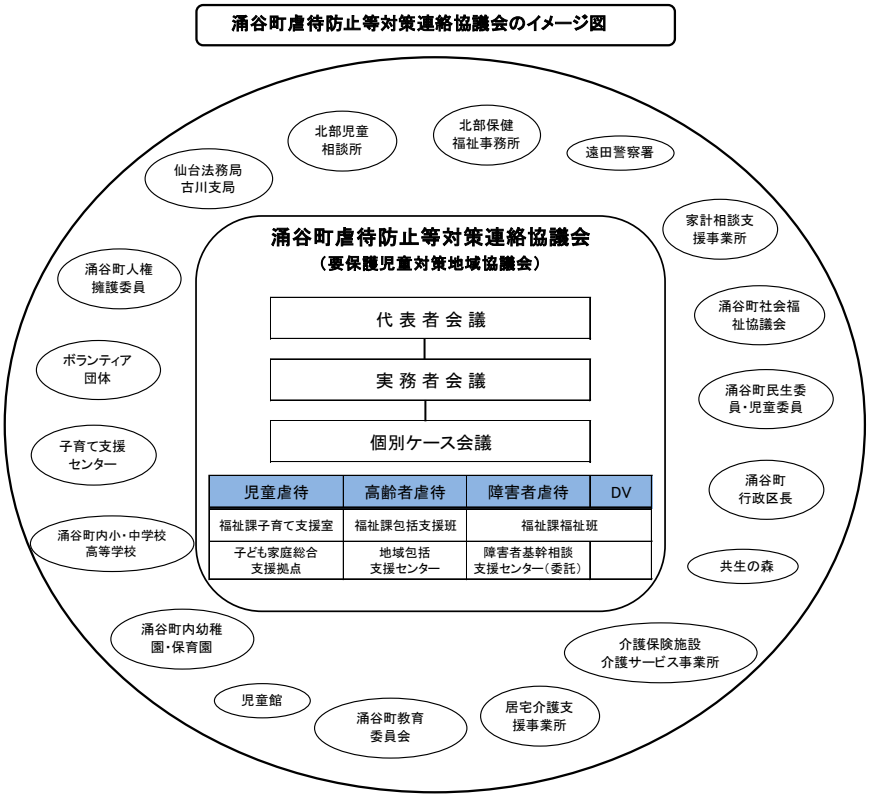

（出所）涌谷町提供資料

vi.その他の取組

・　ヤングケアラー対応の一環として、市内小学校１校にて６年生全員と個別にカウンセリングを実施した。カウンセリングを受けることが当事者のこどものスティグマにならないように、全員を対象に実施した。まずはこどもたちに相談することがどのようなことか、話を聞いてくれる大人がいることを体験してもらった。

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

・　財政支援、人材支援、人材育成支援、家庭支援事業等の広域実施支援、民間支援団体や医療機関の広域的再編が必要だと考えている。特に、財政支援は、継続的に支援をし続けてもらうことが重要である。

(4) 秋田県仙北市

実施日時	1月 22 日（水）10：00～12：00

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	仙北市こども家庭センター		**設置年**	令和６年度	
人口	23,230 人		**0～18 歳未満人口**	2,339 人	
要支援児童数	26 人	**要保護児童数**	18 人	**特定妊婦数**	０人
児童福祉機能の類型	小規模 A 型				

（※）令和６年４月１日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	人	９人
	② 助産師	人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	１人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他	人	６人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員	４人	人
	⑩ 心理担当支援員	人	人
	⑪ 虐待対応専門員	１人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	人
	⑬ 事務処理対応職員	人	人
	⑭ その他	人	人

（※）令和６年 10 月１日時点

- 令和５年度から、保健課の子育て世代包括支援センターと子育て推進課の子ども家庭総合支援拠点の間で話し合いを始めた。これまで児童相談業務は子育て推進課が主に担っていたが、新たに専門部署を立ち上げる必要があると考え機構改革を行うことにした。
- 令和６年度には、子育て推進課から児童相談業務の機能を分離し、保健課とともに、市役所の福祉事務所内にこども家庭センターを開設した。子育て推進課には、引き続き、保育園に関わる事務の他、放課後児童クラブの管理、ひとり親支援、児童手当、特別扶養手当等、こどもに関わる事務的な業務が集約されている。
- センターには、子育て推進課から、現統括支援員の保健師、教員資格を持った職員、虐待対応専門員の３名が異動し、新たに保健師１名、保育士２名を子ども家庭支援員として配置した。以上６名が専任で児童福祉側のセンター業務を担っている。母子保健側は全員兼務としており、保健課にも所属しながらセンター業務を行う。

・　センター長は、市民福祉部の次長が兼務している。

図表 106　仙北市　組織図（令和６年４月１日時点）

（出所）仙北市提供資料

【両機能の立地】

・　こども家庭センター、子育て推進課、保健課が市役所内の同一フロアに配置。相談窓口は各課共有で１つ設置されており、相談内容に応じて関係部署の担当者が対応している。
・　現庁舎ができた頃に、子ども家庭総合支援拠点を作ることを念頭に置いていたため、同じフロアに担当者が揃うよう、保健課と子育て推進課が隣り合うように配置した。そのため、センター設置以前から両機能が同じフロアで業務を行い、連携もスムーズに行える状況にあった。
・　障害担当の社会福祉課も隣接して設置されている。一方、教育部門は別の庁舎に入っており、連携時には電話等を活用している。なお、健診は庁舎の隣にある健康管理センターで行う。

【統括支援員について】

・　統括支援員は保健師資格を有しており、保健課の他、高齢者福祉部門、障害者福祉部門の職務経験がある。平成 29 年から子育て推進課に異動し、児童相談を担当していた。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

・　定例の合同ケース会議を月に１回開催している。統括支援員がファシリテーターを務め、児童福祉部門の職員全員と、母子保健部門の係長、保健師、利用者支援専門員が参加している。

【取組内容・工夫点】

- 子ども家庭総合支援拠点の頃から、話し合いたい妊婦やこどもについてリストを作成し、児童福祉と母子保健で会議を行っていたため、それを合同ケース会議に移行した。現在も、検討したいケースについてはリスト化し、要点をまとめているため、それをベースに情報共有を行う。
- 主には乳幼児健診の際に気になったこどもやハイリスク妊婦を対象とし、状況を確認しながら今後の支援方針について相談している（登録は、現在こどもが 30 名、妊婦が７～８名程度)。リストに登録するか否かは、職員の提案をもとに、統括支援員が判断している。なお、要支援・要保護児童については、乳幼児健診の対象となるこどもはリストに載せているが、年齢の高いこどもはほとんど児童福祉機能にて対応しているため、リストには含めていない。
- 終結の判断も合同ケース会議で話し合う。他の支援機関や保育園等に繋がっており、見守りの目がある場合や、状況が落ち着いており健診時の継続的な見守りでよいと判断されれば、リストから外している。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- １回の会議は２～３時間程度であるが、担当者が要点をまとめて報告をしたり、優先順位をつけたり工夫することで、効率的に話し合いができるようになってきている。回を重ねる中で、今、合同ケース会議での検討が必要な段階なのかどうかが判断できるようになってきた。
- 会議のための資料は作らずリストにケースの状況や協議結果（支援方針等）を記入することで、複数ケースの方針や状況を共有しやすく、担当者が簡便に統括支援員等と相談して助言をもらいやすい形となっている。
- また、別途相談した方がよい場合や緊急時には別日に臨時で合同ケース会議を行う。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

- 児童福祉のサポートプランは、市独自事業のペアレント・トレーニングや療育訓練事業の参加者を対象に、作成・手交を開始している。
- 児童福祉機能では令和６年度には 20 件作成・手交しており、内３～４件は要対協のケースであるが、いずれも後述する市独自の療育訓練事業の参加者である。担当者が作成したサポートプランはセンター長の決裁を得てから手交する。
- 母子保健機能は妊婦全員に支援プランを手交しており、令和６年度は 90 件作成・手交した。手交時の決済はとっていない。

【様式】

- 児童福祉のサポートプランは、子ども家庭総合支援拠点の頃に内部の支援計画として利用していた様式があったが、保護者に手交することを見据えて、こども家庭庁から新たに示された様式を参考に、見直しを行った。こども家庭庁が公表したものをベースに、市で実施している事業によって様式を工夫している。
- 要対協の場合は国様式のサポートプランをそのまま活用している。要対協のケースで、療育訓練事業等を利用する場合には、家庭の様子に合わせて、いずれのサポートプランを利用するか検討

している。

・　サポートプランでは目標や、それに向けて現在行うべきことを書き込めるようにしている。

・　**図表 107　仙北市サポートプラン　療育訓練事業用／ぺあとれ用**

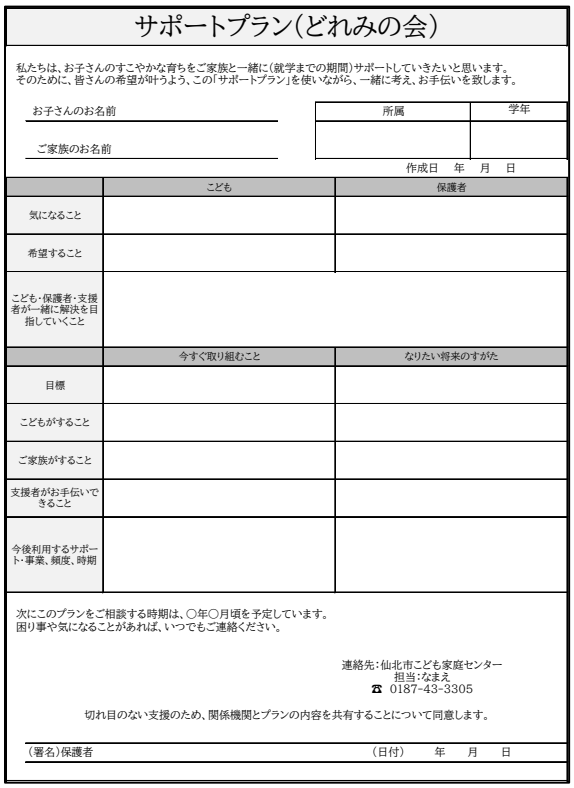

サポートプラン(どれみの会)

私たちは、お子さんのすこやかな育ちをご家族と一緒に(就学までの期間)サポートしていきたいと思います。
そのために、皆さんの希望が叶うよう、この「サポートプラン」を使いながら、一緒に考え、お手伝いを致します。

お子さんのお名前　　所属　　学年

ご家族のお名前

作成日　年　月　日

	こども	保護者
気になること		
希望すること		
こども・保護者・支援者が一緒に解決を目指していくこと		

	今すぐ取り組むこと	なりたい将来のすがた
目標		
こどもがすること		
ご家族がすること		
支援者がお手伝いできること		
今後利用するサポート・事業、頻度、時期		

次にこのプランをご相談する時期は、○年○月頃を予定しています。
困り事や気になることがあれば、いつでもご連絡ください。

連絡先：仙北市こども家庭センター
担当：なまえ
☎ 0187-43-3305

切れ目のない支援のため、関係機関とプランの内容を共有することについて同意します。

(署名)保護者　　(日付)　年　月　日

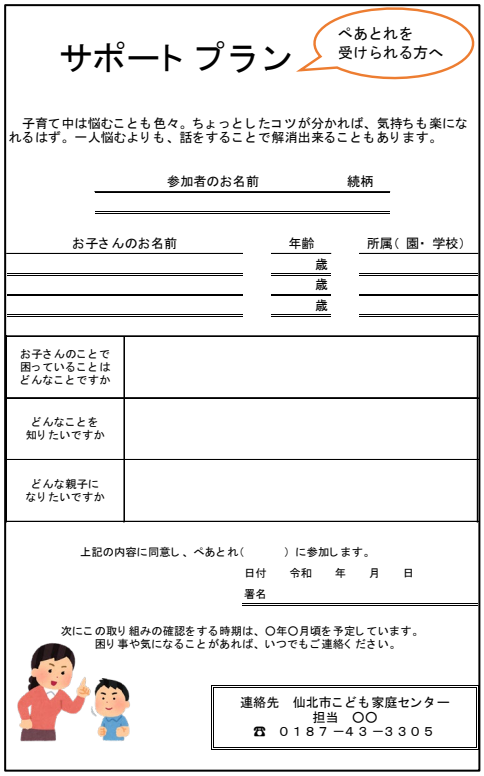

サポート プラン

ぺあとれを
受けられる方へ

子育て中は悩むことも色々。ちょっとしたコツが分かれば、気持ちも楽になれるはず。一人悩むよりも、話をすることで解消出来ることもあります。

参加者のお名前　　続柄

お子さんのお名前　　年齢　　所属（園・学校）

歳
歳
歳

お子さんのことで困っていることはどんなことですか	
どんなことを知りたいですか	
どんな親子になりたいですか	

上記の内容に同意し、ぺあとれ(　　)に参加します。
日付　令和　年　月　日
署名

次にこの取り組みの確認をする時期は、○年○月頃を予定しています。
困り事や気になることがあれば、いつでもご連絡ください。

連絡先　仙北市こども家庭センター
担当　○○
☎ 0187−43−3305

（出所）仙北市提供資料

・　母子保健機能のサポートプランは、以前から母子手帳交付や乳児訪問のタイミングで支援プランを作成していたため、同じ様式を継続して使っている。なお、特定妊婦等に特化したサポートプランは作成していない。

【取組内容・工夫点】

・　療育訓練事業の参加者は継続的に事業に参加するので、３か月おきにプランの見直しを行っている。ペアレント・トレーニングの参加者については、見直しはまだできていない。サポートプランの進捗管理等は児童福祉側の担当者で行っている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・　まずは、サポートプランを作成しやすい家庭を対象に手交している。

・　こどもの意向を把握することは難しく、対応できていない。こどもについては在籍園等に聞き取りを行いサポートプランに生かしている。

・　また、母子保健、児童福祉合同でのサポートプランの作成は悩んでおり、まだ取り組むことができていない。保護者が精神疾患で障害サービスを利用したり、福祉サービスを利用したりする場合には、合同でサポートプランが作成できるとよい。しかし、母子保健と児童福祉では、サポー

トプランの作り方が異なるので、どのように揃えていくか悩ましく思っている。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

- 家庭支援事業として、子育て世帯訪問支援事業（社会福祉協議会に委託、妊婦～産後１年が対象）、子育て短期支援事業（平成 23 年に１件のみ実績あり）、一時預かり事業を実施している他、市独自の事業として療育訓練事業とペアレント・トレーニング、産後ケア事業、こんにちは赤ちゃん事業、おやこで楽しむふれあい講座等を行っている。
- 特に、親が育児について知らないことも増えており、虐待を防ぐためにもトレーニングを通して、親とこどもがよい関係を築けるように支援する機会が必要であると考えている。また、単にトレーニングを受けるだけでなく、目標も意識してもらえるように、サポートプランを活用している。

【療育訓練事業について】

- 療育訓練事業では、発達に特性があるこどもや、親子関係の構築に支援が必要な就学前児童と保護者を対象とし、発育状況を継続的に確認するとともに、適切な助言や育児相談を行っている。
- 講師に療育訓練を得意とする保育士や音楽療法の先生を招いて、月に１～２回開催している。
- 参加前には、目標等を保護者と話し合い、サポートプランを手交している。参加後は、こどもや保護者の様子、こどもとの関わり方のポイントを職員間で連携するとともに、在籍園にも共有し、日々の保育等に生かしてもらっている。また保護者向けに、アドバイスを整理した資料を渡している。
- 療育訓練事業に参加するきっかけは様々だが、後述するペアレント・トレーニングの中で利用を勧めたり、巡回児童相談の際に心理士から紹介されて参加にいたるケースが多い。現在の登録者数は 20 名弱。参加者は毎回７～８名である。小さな集団の中でこどもの様子や親の関わり方をみて、特性を把握している。
- 本事業について、児童発達支援センターとの連携は特に図っていないが、参加者の中には、途中で専門機関を受診し、児童発達支援センターの利用に繋がる方もいる。

【ぺあとれについて】

- 市独自の事業として、少人数でのペアレント・トレーニング、「ぺあとれ」を行っている。親子関係形成支援事業は、原則 10 名程度のグループで実施することとされているが、本市の規模では参加者を募るが難しいため、市独自で行うこととしている。保護者への個別トレーニングの他、保育所等での保護者会で講演を行っている。
- 対象者は、小学生までの児童を持つ家庭である。講師は、市の児童福祉の職員が研修を受講して、務めている。
- 個別での「ぺあとれ」は、乳幼児健診時等で気になる家庭に声をかけ、相談の希望があれば、利用に繋げている。保護者の同意が得られれば、在籍園の保育士を招いて一緒に同席してもらうこともある。家庭と園がこどもに対して同じ支援を行えるよう、合同で実施している。
- 「ぺあとれ」実施前には、所定の様式を用いながら保護者と話し合い、サポートプランの作成・手交を行っている。

【課題と改善に向けた方策】

・　子育て短期支援事業については、乳児院１施設と児童養護施設２施設と契約しているが、いずれも仙北市から遠くアクセスに課題がある。市内の里親等への委託を進めたいが、里親登録が伸びず、課題となっている。また、ショートステイの利用実績がほとんどないために、市から利用料の補助をもらえないことも課題である。

ⅳ.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

・　子ども家庭総合支援拠点の頃から、保育園、認定こども園の副園長、教育委員会、市の児童福祉担当者で、就学前児童に関する支援機関連携会議を実施している。そこで、地域で利用できる資源を集約し、一覧表を作っている。会議を通して、地域資源を把握することに繋がるほか、関係機関で利用可能な支援やサービスの情報を共有していることで、こどもが就学しても適切な支援に繋げることができる。

・　また、統括支援員が高齢者福祉や障害者福祉の知識を有している他、教員資格をもった職員もいるため、それぞれの知見を出し合いながら、地域資源の一覧表を充実させている。作成した一覧表はファイルに綴じ、各機関に渡している。見直しも児童福祉の担当者を中心に行っており、毎年更新している。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・　昨今ヤングケアラーが問題になっているが、今のところ介護現場から情報の共有がないことを課題に感じている。要対協ケースであれば、教育委員会や、学校から情報提供書を提出してもらうので、ヤングケアラーの存在に気がつくこともあるが、より介護部門との連携を深め、支援する体制を構築したい。

ⅴ.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

・　代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を設置している。

・　代表者会議は年に１回開催しており、市内の保育所等の園長、校長会、警察、保健所、教育委員会、医療機関等が参加している。会議では、市内や児童からの虐待情報、フォスタリング機関からの報告等を情報共有する。

・　実務者会議は年に３回開催し、主に要対協ケースの進捗報告を行う。必要に応じて、児童相談所や関係機関から情報を補足してもらう他、DV に関して勉強する機会を設けたりしている。

・　個別ケース検討会議では、各ケースの関係者が集って支援方針を話し合う。虐待ケース等は通院している病院の医師に同席してもらっている。

【取組内容・工夫点】

・　年度始めに学校等に情報提供書を届ける際に、要対協について説明を行い、理解を求めるようにしている。

・　また、児童相談所主催の会議等を利用して、近隣の市町村と情報共有を行っている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・　要対協のケース管理のために、名簿をもとに月に１回情報共有会議を行っている。

vi.その他の取組

【保育所等との連携】

・　虐待ケースの報告が保育所等からあまり上がってこないこと、また就学後に様々な問題が顕在化してくる状況に課題を感じ、就学前のこどもの支援を強化することを目的に、保育所等との関係構築に力を入れてきた。市の規模も小さいので、実際に保育所等に足を運び、信頼関係を築くとともに、情報を連携しやすい体制を作ってきた。

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

・　他市の統括支援員との情報交換の場を設けて欲しい。現状、手探りでセンター運営を進めているので、他の地域で統括支援員がどのような役割を担っているのか、サポートプランをどのように作成しているのか等、具体的な話を聞きたい。

(5) 福島県喜多方市

実施日時	1月17日（金）10：00～12：10

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	子ども家庭総合支援班		**設置年**	令和６年４月	
人口	42,046人		**0～18歳未満人口**	6,126人	
要支援児童数	０人	**要保護児童数**	59人	**特定妊婦数**	２人
児童福祉機能の類型	小規模A型				

（※）令和６年４月１日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	１人	１人
	② 助産師	１人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他 子ども総合相談員１人（保育士） 事務職１人	２人	人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員	２人	人
	⑩ 心理担当支援員	人	人
	⑪ 虐待対応専門員	人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	人
	⑬ 事務処理対応職員	人	人
	⑭ その他 精神保健福祉士兼公認心理師１人 女性相談支援員１人 ※兼任は統括支援員（保健師）	２人	１人

（※）令和６年10月１日時点

【両機能の立地】

- 「子育て世代包括支援センター」（以下「包括」という）を立ち上げるに当たり、令和元年度に、関係部署で情報共有しながら話し合いの場として、子ども子育て庁内連携会議（関係各課が集まる）を月１回実施した。
- 令和２年に包括を保健課内に開設。その後、令和３年に「子ども家庭総合支援拠点」（以下「拠点」という）を設置するが、その際にワンストップ窓口を作るということで、社会福祉課内に地域包括ケア推進室を新設し、同室内に包括と拠点を一体的に整備した。令和６年４月、こども家庭センターに移行。
- こども家庭センターは母子健康手帳の交付や、伴走型相談支援による集中的支援等を行う。乳幼児健診が始まると保健課（母子保健事業を所管）の保健師も対象者に関わるようになるが、対象者には相談先が増えると捉えてもらっている。

図表 108　こども家庭センターの概要

（出所）喜多方市提供資料

【統括支援員について】

- 令和３年の地域包括ケア推進室子ども家庭総合支援班が新設された時に係長として保健師が配置され、包括と拠点の双方に関わってきたので、当時から母子保健と児童福祉の両機能に対応していたと言える。
- 現在は同保健師が統括支援員として母子保健機能と児童福祉機能の両方に対応。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

- 令和元年度から、包括の立ち上げに向けて、関係各課が集まる情報共有の場として、子ども子育て庁内連携会議を月１回実施していた。子ども子育て庁内連携会議は現在、合同ケース会議に移行している。合同ケース会議の構成員は、社会福祉課の子ども家庭総合支援班（こども家庭センター）、障がい福祉係、こども課（保育所、児童クラブ等を所管）、保健課（乳幼児健診等を所管）、教育委員会の実務者が集まり、その中で気になるこどもの情報共有を行っている。
- 以前はこども課が主催していたが、令和６年度からはこども家庭センターが主催となっている。
- 合同ケース会議は教育委員会等も参加しており、協議するケースの種類としては、児童福祉機能の主担当ケース、特に学齢期のケースが大半となっている。
- 合同ケース会議以外の会議体としては、乳幼児健診で気になったこどものケースについて、母子ケース検討会議を保健課と月１回開催している。この母子ケース検討会議では、会津保健福祉事務所にも参加してもらい、アドバイスをもらったりしている。

・　その他、個別のケースについては、都度関係機関が集まり話し合うようにしている。養育支援訪問の場合は訪問対象者の地区を担当する保健師にも参加してもらう。乳幼児健診後に気になるこどもや母子のことであれば、保健課と検討を行う。
・　乳幼児健診開始以降は保健課の地区担当保健師が主に保護者とコミュニケーションを取り、こども家庭センターは対応に困るケースについて一緒に訪問をしたり助言をしたりしながら保護者と支援者をつなぐ役割を担っている。保健師には、子育てアンケートやスクリーニング質問票等を活用して、情報共有している。

【取組内容・工夫点】
・　合同ケース会議では、関係各課が共同で閲覧できるExcelシート上で情報をまとめておき、会議で話し合う内容を事前に共有するようにしている。
・　所要時間としては、ケース数にもよるが、１回１時間前後で終了する形にしている。妊娠届出時に把握されたハイリスク妊婦や経済的困窮のケース等、全てのケースを共有するが、その中で特に共有したいケースにフォーカスして話し合うようにしている。1回当たりの検討ケース数は30件程度。

ii.サポートプランの作成・活用
【作成、手交の状況】
・　令和６年度からサポートプランを作成。本市では、要対協の全登録ケースにサポートプランを作成・手交している。署名を拒否されるケースも数件あるが、「有用なサービスも書いてあるから見てほしい」「あなたの家庭のために何ができるか考えて作成した」等とサポートプランの趣旨を丁寧に説明することで、手交はできている。
・　要対協の実務者会議（年４回）でサポートプランについても検討するため、実務者会議に間に合うタイミングでサポートプランを作成・手交している。
・　サポートプランの作成に当たって、年齢の高いこどもには直接意向を聞いている。例えば、不登校のこどもの場合、居場所のニーズ（週何回くらい、どういうところに行きたいか等）を確認し、サポートプランに反映できるようにしている。
・　特定妊婦はサポートプランに加えて、妊娠届出時に妊娠の経過に合わせてどんな支援があるかを示した支援プランを渡している。
・　サポートプランの決裁については、こども家庭センターのチーム内で原案を共有しておき、訪問時に家庭から同意を得て署名をもらい、それを資料として実務者会議で共有する。署名をもらった後、コピーを取って家庭にもう一度持っていく場合もあれば、最初から２枚持っていき２枚ともサインしてもらうこともある。手交を拒否する人はほとんどおらず、「こんなプランを作っているんだね」という感じで受け取ってもらっている。
・　要対協登録ケース以外では、子育て世帯訪問支援事業を利用してほしい場合等、サポートプランを作成した方が有効な場合は作成・手交している。

【様式】
・　国の様式をそのまま利用している。国の様式で使いにくい部分は特段なく、見直しの予定もない。

【取組内容・工夫点】

- 児童相談所や保健所が実施するサポートプランやアセスメントに関する研修に参加している。
- 作成に当たり、職員間でサポートプランは保護者やこどもの希望を叶えるためのツールであるとの共通認識を持つようにしている。専門職は保護者やこどもから話を聞きだすことに長けているので、具体的な作成方法を指示しなくても、スムーズに作成できている。
- 本市は支援メニューが豊富なので選択の幅が広いことが強みである。
- 保護者やこどもの意見を聞くことや、一緒に作成することについて、「困りごとを一緒に考えたい」といった相手に寄り添う姿勢を示すことで、保護者やこどもから拒否されることはほとんどない。また、保護者やこどもと一緒に検討・作成することで、保護者やこどもに「自分たちを支援する人がここにいる」と認識してもらえると感じている。
- サポートプランの進行管理として、児童記録票と一緒に管理をしている。こどもごとにエクセルファイルで保管しており、その中の１シートにサポートプランを入れている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- サポートプランの作成は地域の資源を見つめ直す良い機会になっている。例えば子育て世帯訪問支援事業は、家庭で育児・家事を支援するイメージが強いが、不登校傾向のこどもに対する登校支援や居場所への送迎等、色々な活用の仕方ができる。ケース対応の中で資源を有効活用する方法を考える良い機会だと捉えている。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

- 子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業を実施している。
- 児童育成支援拠点事業については、対象となり得る資源はあるが、市からの持ち出しがより少ない県の生活学習支援事業の補助金を活用している。
- 初年度は委託先がなかなか見つからなかったこともあり、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業は直営（子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業は後述の通り、直営＋訪問員と個人契約）で事業を整備したが、かえって自由度高く動けている。児童育成支援拠点事業は既存の施設団体（こどもの居場所「れんが」）を活用させてもらっている。
- 子育て世帯訪問支援事業については、利用者の自己負担なしで実施している。ファミリー・サポート・センターから紹介を受けた個人や SC 等と直接委託契約し、学校への登校支援や、居場所への送迎をしてもらうこともある。SC については、学校での業務の空き時間に特定妊婦への家庭訪問を行い、その中でカウンセリングを行う等の対応をしている。
- 子育て短期支援事業は令和４年度から母子生活支援施設と契約していたが、コロナ禍で施設の活用が難しくなったこともあり、令和５年度から市内の里親（１か所）も活用している。この里親については、児童相談所が養成した方を、同児童相談所から推薦してもらった。
- 母子生活支援施設では、利用者からの希望があり、母子の受け入れ等にも対応してもらっている。同施設は会津若松市にあり、物理的な距離もあるため、当初は緊急避難目的の利用を想定していたが、実際はレスパイト目的の利用が多い。

・　そのほか、一時預かりはファミリー・サポート・センターを紹介する等、既存の資源を活用している。
・　親子関係形成事業ではペアレント・トレーニングを直営で実施している（年間３クール実施）。参加者は 10 人前後（ファシリテーター養成のために参加している支援者含む）。医療機関等で一般に広く周知している他、サポートプラン作成時に勧めたりしているので、要対協登録家庭の参加もある。また、市外からの参加者も多数おられる（参加者を市民に限定していない）。
・　子育てについて切実な困り感を抱える人が多く、参加のモチベーションが高いため１クール最後まで受講してもらえている。終了までには、参加者の気持ちが変化していく様子も見られる。
・　養育支援訪問事業は５～６件程度実施している。多胎児、医療的ケア児のいる家庭や、産後うつの母親や、外国人籍の家庭等が利用している。特に、要支援家庭や育児不安が強い母親等、市側で必要と認めた家庭に提案をしている。対象者に対しては、介護のケアプランと同様にサポートプランを作ることになったという説明をすれば、手交を拒否されることはあまりない。

図表 109　ペアレント・トレーニングと市独自事業のレジリエンス教育の関係性

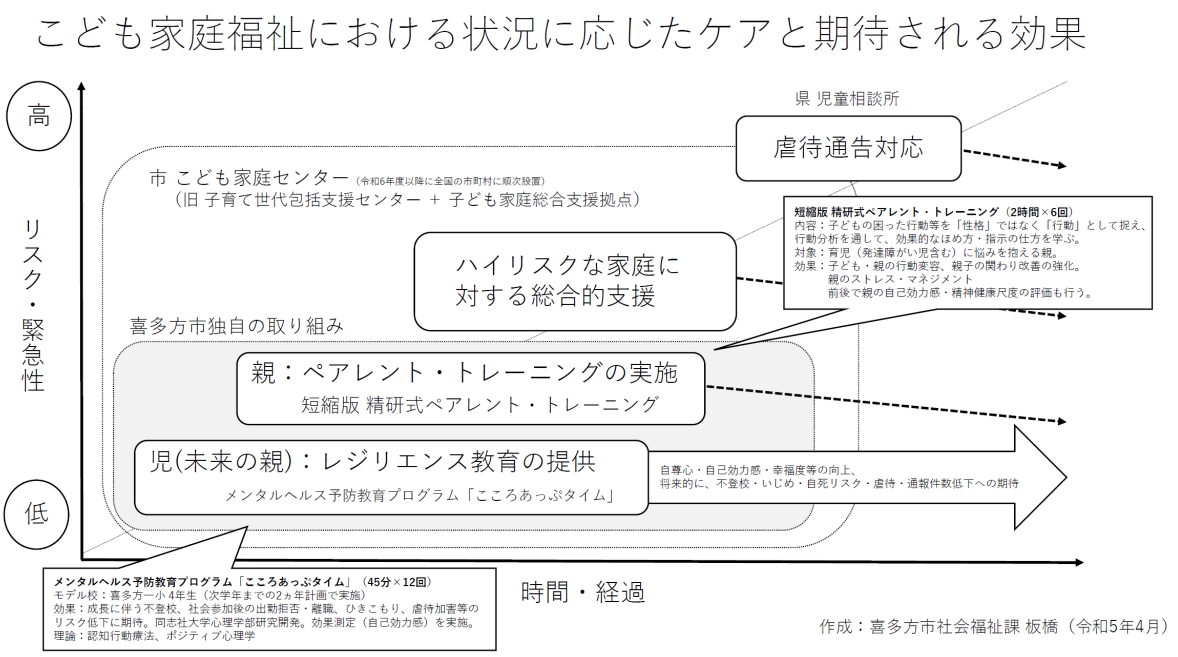

（出所）喜多方市提供資料

【取組内容・工夫点】

・　ペアレント・トレーニング参加希望者からの「市内は近すぎて行きづらい」という声、議会での要望を受け、周辺の市町村を含めた地域全体で進めていけるよう、他市町村での実施に向けた働きかけを行っている。
・　ペアレント・トレーニング ファシリテーター養成としての実施を兼ねており、将来的には、他市町村との間で乗合いを可能とし、お互いに曜日や時間をずらして資源共有できる体制整備を目指している。

iv.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

- 本市は地域資源が多いと認識している。
- サポートプランを作る中で、不足しているサービスも見えてくるため、必要に応じて支援者や団体に働きかけたり、担い手の情報等へのアンテナを広く張り、具体的なサービス提供につなげられるよう支援を行っている。例えば、ある保育施設に近々、助産師免許を持つ人材が復職する予定と聞いたので、その保育施設に産後ケアを実施してもらえないか相談をする予定である。
- 地域資源の団体が一堂に会して話し合う場はないが、支援団体の代表者とは話し合う機会を積極的に設けている。

【不足している地域資源】

- 送迎サービスがあるとよい。子育て世帯訪問事業の中でも一部実施しているが、こどもが居場所等に通う際に送迎にハードルがあり使えないことがある。
- 夜間帯だけ宿泊できるような居場所があるとよい。日中については、保護者が１人きりで小さなこどもの世話をしているような家庭について、みんなでこどもを見守れるようなサービスがあるとよい。
- 産後ケア事業については、現在は助産師会、医療機関に委託している。こどもと離れてゆっくりしたいというニーズは高いが、自己負担があり、申請にも時間がかかるため、もっと気軽に利用できるものがあるとよい。また、現在は産後１年間しか利用できないが、それ以降こどもが動くようになってからの方が大変な家庭もあるため、乳児以外の小さなこどものいる家庭でも利用できる資源があるとよい。こうした問題意識を踏まえ、上述の通り保育施設に対し、産後ケア等の実施について打診をする予定。

v.要保護児童対策地域協議会の運営

- 要対協では代表者会議（年１回）と実務者会議（年４回）を開催している。実務者会議で要対協登録児童の全件（59 ケース）の検討を行うこととしている。また、個別ケース会議は 30 数回開催している。
- 実務者会議では、サポートプランを児童記録票の資料として入れており、全件説明している。
- ケース終結も実務者会議で決めている。国の示す指標に沿って、状態の安定、転居等の判断基準に基づいて決めている。現場から「もう少し関わりたい」という意見が少しでもあれば、終結せず継続することとしている。
- 登録台帳は Excel で管理している。特定妊婦も同じ Excel で管理している他、母子保健機能ではこども１人ひとりの発育や健診時の情報を管理するシステムを持っており、要対協登録ケースには、このシステムにも「児童福祉対応」と入れている。児童福祉・母子保健の両機能に保健師がいるため、保健師間で情報共有ができている。
- サポートプランは児童記録票と一緒にケースファイルに保存している。

【取組内容・工夫点】

- 本人のいないところで本人のことを決めるべきでないという考えが前提にあり、個別ケース会議には本人、保護者、家族（祖父母、成人したきょうだい等）に参加を促している。全件ではないが、保護者や家族の参加が実現しているケースもある。対象者に声掛けを行う際は、「要対協」とは言わず、「懇談会」という形で参加を促し、会議の場で本人の意向を聞いた上で、関係者も含めどのようにしていくかを検討している。
- ある程度対象者と関係性ができている家庭であれば、「みんなに気持ちを聞いてもらおう」と声掛けをすると来てもらえることもある。実際に会議に参加することで、周りの人が勝手に作り上げた家庭のイメージで話すのではなく、実際にこういう人、ということが分かった上で支援方針について検討できるため好評であった。
- 実務者会議では、個人情報保護の観点から資料の事前配布はしていないが、重点的に確認するものと経過報告するもの等、メリハリをつけて効率的に実施している。

vi.その他の取組

■独自の取組（レジリエンス教育）

- 現在の親へのペアレント・トレーニングだけでは不十分と考えており、こども期の逆境体験（ACE）への対応とともに初期の虐待予防の取組として、未来に親となるこどもたちへのレジリエンス教育（メンタルヘルス予防教育プログラム）を市独自でモデル的に実施している。令和５年度までは大学との共同研究事業として実施し、プログラム実施の他アンケートを行った。令和６年度より市独自でのプログラム運営に移行し、こどもへのレジリエンス評価尺度の測定を目的にアンケートを実施している。
- 現在は、市が学校に出向いて授業を実施しているが、最終的な目標として、学級担任に自ら授業を実施していただけたらよいと考えている。就学前、小学校、中学校でそれぞれ１回ずつ実施することが必要だと考えている。
- 幼少期の体験は大人になっても影響する。親子関係形成事業による親へのアプローチだけではなく、こどもの認知が確立する前に、こどもに対してもアプローチしたほうがよいと思っている。国に対しては、こどもへの支援メニューへの補助も期待したい。

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

- こども家庭センターについて多方面から説明を求められることがあり、各所に出向いて情報発信している。説明時に先方から様々なアイディアをいただくこともある。
- ケース移管の時にデータのやりとりをしたいのだが、相手が情報共有システムを使っておらず、郵送になることが多い。使いやすいシステムになるとよい。

(6) 千葉県袖ケ浦市

実施日時	1月16日（木）10：00～11：40

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	袖ケ浦市こども家庭センター		**設置年**	R6年度	
人口	66,041人		**0～18歳未満人口**	10,782人	
要支援児童数	33人	**要保護児童数**	市所管41名 児相所管33人 計74名	**特定妊婦数**	7人
児童福祉機能の類型	小規模B型				

（※）令和６年４月１日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	1人	人
	② 助産師	1人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他 保育士	1人	人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員	3人	人
	⑩ 心理担当支援員	人	人
	⑪ 虐待対応専門員	4人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	人
	⑬ 事務処理対応職員	1人	人
	⑭ その他 母子父子自立支援員	1人	人

（※）令和６年10月１日時点

【市の特徴】

・ 人口動態について、袖ケ浦市はアクアライン付近に立地しており、都心へのアクセスがよいことや、袖ケ浦駅周辺が開発されていること等から、転入人口が多く、人口自体は増加傾向にある。令和４年度の出生率は1.56と全国平均・県平均より高く、児童人口の割合も多いが、18歳未満人口について、令和７年頃から減少傾向が見込まれている。

【両機能の立地】

・ 市民子育て部には子育て支援課、健康推進課、保育幼稚園課等があり、子育て支援課の中に、子育て環境推進班（子ども・子育て支援事業計画等を所管）、こども給付班（児童手当等を所管）、

こども家庭センターがある。

・　令和７年２月から新庁舎に移転するタイミングで、こども家庭センターも含め、市民子育て部の各課は、同じフロアに横並びで配置されることとなった。

【人員体制】

・　こども家庭センターの設置に向けて、令和５年度から組織体制について庁内で検討を行った。その結果、統括支援員が児童福祉機能の経験豊富な社会福祉士であることも踏まえ、子育て支援課内にセンターを設置することとした。

・　センター設置前は、健康推進課内のすこやか親子班にて母子健康手帳交付やその他の母子保健業務を所管していたが、最初に家庭と関わりを持つことができる重要な接点であることから、母子健康手帳の交付（及びその際のアセスメント）業務をこども家庭センターに移管した。

・　それにともない、健康推進課より保健師１名（要保護児童等担当）および助産師１名（母子健康手帳交付等担当）、保育士（伴走型相談支援事業等担当）を、子育て支援課に配属した（兼務ではなく異動）。人員の追加配置ではなく、整理・集約によって体制を整えた。

・　現在は、保健師、助産師、保育士の３名が母子保健事業の中心を担っている。保健師は担当の地区を持たず、健康推進課の地区担当保健師と連携し、ハイリスク妊婦や乳幼児をサポートする役割を担う。対象家庭のリスクが低くなり次第、健康推進課の保健師（地区担当保健師６名）にケースを移行し状況に応じて連携支援をしていく。助産師（会計年度任用職員）が中心となって、妊娠届出のアセスメント（国の様式をベースにしつつ、市で適宜改訂）を行っている。

・　その他、利用者支援事業（基本型）は利用者支援員１名および保育士１名が担当し、要対協調整機関は子ども家庭支援員１名、教員２名、保育士１名が担当している。

・　補助金関係の事務処理等もかなり多いため、事務担当の職員を配置し、事務は同職員に集約している。

【人材育成】

・　母子保健と児童福祉は専門とする領域が異なるため、両者が協働して一体的な支援を行うためには、まず相互理解が必要であることから、庁内の保健師等にアンケートを実施した。その結果、児童福祉機能との連携について、「取れていない」「分からない」という回答が半数以上あった。特に母子保健機能の保健師は、児童虐待ケースの主担当を経験する機会が少ない中、専門的な研修や話し合いの場がないことが課題として浮かび上がった。そこで、お互いに対話ができる場として、困りごとを気軽に話し合える「真面目な雑談の場」（任意参加）を月１回開催することにした。

・　ただの雑談にならないよう、統括支援員がファシリテーターを担い、虐待の臨床現場において公衆衛生モデルによる保健師のアプローチが重要であることや、保健師の関わりを虐待の予防にどうつなげるか、H. ケンプ理論による虐待の予防と支援について理解を深めている。

・　取組を始めてからモチベーションや心理的安全性も高まり、連携のハードルが低くなっていることを実感している。例えば、乳児がいる困窮家庭のケースについて話が出た際、すぐに児童家庭支援センターと連携し、おむつや食糧を提供できたことなど、実践的な支援につながっている。実践と学びが一体化した取組であり、職員のバーンアウトを防ぐための場にもなるのではないか

と期待している。

【こども家庭センター設置のメリット】

・ 児童福祉機能では基本的に通告を受けて対象者に介入的に支援することが多いのに対し、妊娠届を契機として支援につながる妊婦については、助産師と本人が心配や不安を共有し、サポーティブなパートナーシップによる信頼関係を築くことができるという虐待予防につながる支援が実践できていることを、一体的体制となったメリットとして実感じている。支援を要する状況であれば、その場で地区担当保健師を紹介したり、サポートプラン作成を見据え、後日訪問したいということを伝えることもしている。妊娠から出産、乳幼児の健診等といった母子保健支援のプロセスについて、福祉部署でもフォローできるようになったのは、虐待予防の観点からは非常に大きいことを実感している。

・ センター開設とともに教員職（会計年度任用職員）を配置した。不登校等児童に対する支援について、教育委員会と連携を協議し、指導主事、不登校等支援をしている教育支援センターの先生とともに、毎月、市内小中学校全校を訪問し、福祉的な問題によるケースの把握と支援調整、支援の実施、ヤングケアラーの早期把握・適切な支援につなげられる体制、仕組みができた。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

・ 子育て世代包括支援センター運営時から、支援を要する妊婦と生まれたこども（０～２歳の要支援児童）について、月１回両機能による「ケース会議」を行っていた。こども家庭センター設置後は、それを「合同ケース会議」として引き継いだ。基本的に統括支援員が会議進行を行い、こども家庭支援員、助産師、保健師、健康推進課の保健師２名の計６名が参加している。

・ 合同ケース会議は、要対協実務者会議の前の週に開催しており、その下部組織「特定妊婦・乳幼児部会」としての機能を有している。合同ケース会議は、リスクマネジメントの機能も有しており、ハイリスクケースについては、実務者会議において報告し多機関連携等により重篤化予防につなげており、リスクケースの支援停滞の防止と、支援が循環する仕組みとして位置付けている。

【取組内容・工夫点】

・ 産後０日児死亡のケースが多いこと等を踏まえると、妊娠届の時におけるリスクの把握と支援による軽減が重要と考えている。こども家庭センターで妊娠届を通じたアセスメントを担当するようになってから、状況がより早く、細かく把握することができるようになった。経験豊富な助産師が基準に基づきアセスメントを行い、特定妊婦に該当するケースや支援を要する妊婦について、合同ケースで協議し、ハイリスク・ミドルリスクは要対協管理とし、該当しないものの支援が必要なケースは地区担当保健師に情報提供・共有する。

・ 特定妊婦について、まずは安全に安心して出産できるよう、地区担当保健師を含め、心理的・社会的孤立を防ぐことに注力している。出産後の乳幼児については要支援児童として養育状況を地区担当が中心となって確認し、フォロー状況について合同ケース会議で確認している。リスクが低い状況が確認されれば合同ケース会議による進行管理をオフにし、健康推進課の地区担当にケ

ースの主管を移行させている。

・　会議では、担当者の責任を追及するのではなく、専門職としての視点から、現状の把握、今、何が必要でできることは何か、そういった課題の把握とそれに対する強みにフォーカスできる話ができる雰囲気づくりが重要である。問題がどこにあり、それに対するサポートプランをどうするか等を協議する。サポートプラン作成後の進捗管理の場にもなっている。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

・　作成件数は、特定妊婦７件・要支援妊婦７件、特定妊婦・要支援妊婦が出産したこども（０～２歳の要支援児童）のケースが 35 件（2024 年９月時点）。うち手交は、妊婦は全員、こどもは 32 件。手交できていない３件は、保護者が産後うつで精神的なコンディションがよくないという背景から、プランを確認しているがサインには至っていないケース等である。

【様式】

・　国様式の児童福祉様式をベースにした。サポートプランを作成することは虐待の予防に向けた手段であり目的とならないよう、書式はできる限りシンプルにしている（こどもと保護者の今と未来、課題と希望に対するマトリクス、サービス一覧をチェックする）。対話のきっかけになるようなものにしている。

・　なお、セルフプランは妊娠届時に全員に手交している。サービスのセットメニューが記載されており、助産師が説明をしている。それに加えて支援が必要な場合は、別途サポートプランを作成している。

【取組内容・工夫点】

・　職員に対しては、サポートプランは作ることが目的ではなく、サポートプランを作ることをきっかけに訪問をする等、信頼関係を築く手段としてのツールであると伝えている。インテークの状況に応じてプランニングしていくことになるため、作成のタイミングはケースによって違いがある。

・　サポートプランの説明については、妊娠、出産、子育てにおける、地図となり羅針盤として、一緒に計画・作戦を立てましょうという説明をしているが、プランの内容というよりも、そのプロセスを重視している。

・　作成・手交のプロセスについて、妊娠届出におけるアセスメントにおいて把握された特定妊婦・支援を要する妊婦を台帳登録し、合同ケース会議に諮る（ハイリスクケースについては会議を待たず随時対応）。サポートプランの作成はインテークにおいて支援対象者の不安や心配、課題などについて確認し、それを踏まえてサポートプランを作成し、統括支援員が随時確認の上、本人に手交する。署名をもらったサポートプランはとりまとめ、月ごとに起案し、こども家庭センター健康推進課にも合議を取っている。ケースごとに決裁を必要とする場合、現場で対象者に即交付できず、パートナーシップ構築による虐待予防という目的にそぐわないこと、所属長決裁をうけることが目的となり、結果として、サポートプランを作成することが目的化しやすいため、基本的に、個々の専門性に任せ、定期的に供覧、報告という形にしている。

・　作成されたサポートプランは、統括支援員が全件確認しており、こども家庭センターフォルダに格納されており、システムにおいても児童福祉、母子保健担当者は確認することができる。統括支援員としての確認事項としては、こども、保護者、家族の希望に対して、必要な支援やサービスの調整につながっているか、過剰・過少になっていないか、量と質のバランスについて必要に応じて助言等をしている。

【ケースの終結】

・　合同ケース会議では、どうすればケースをオフにできるのか、終結に向けた支援協議、進捗管理を実施している。特定妊婦ケースにおいては、基本的に出産まではオフにせず、産後の乳児については要支援ケースとして受理し進捗管理する。ケース終結の判断は、基本的に要保護児童の終結判断を援用しており、主訴における課題の解消とこどもの健康状態について毎月モニタリングを実施し、3か月問題がみられなければ終結について協議する。合同ケース会議において、特定妊婦および要支援妊婦の産後の乳児及び幼児について、3か月安全な養育状況が確認できれば終結を判断している。3か月は一つの指標であり、リスク要因に応じて、柔軟に対応することはいうまでもない。

【その他】

・　児童相談所ケースについて、保護者が児童相談所に対し、すでに市に相談していることを説明する際に、サポートプランを提示していたことがあった。保護者にとっては、児童相談所や学校、その他支援機関に現状等を説明することは、相当程度のストレスであり、それが多機関になれば、なおさらである。そうした時にサポートプランを作成していれば、それを関係機関等に見せることで、代弁機能を果たしやりとりがスムーズに進むと思われる。実際にそういったケースが複数ある。
・　サポートプランは対象者の年齢等を問わず、アセスメントとしても活用しやすい様式であり、支援の見える化にもなる有用なツールであるため、要対協ケースや児童福祉ケースにおいても活用され始めている。小学生以上への手交も始まったところである。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

・　子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業、親子関係形成支援事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等を実施している。
・　市では平成 30 年度から独自に「産前産後ヘルパー派遣事業」を実施している。介護保険事業や障がい者支援事業においても自宅に訪問する事業は人材不足やサービスの質の担保が課題となっている。委託事業者の開拓として、訪問看護事業所にも事業の趣旨等を丁寧に説明し、委託につなげることができた。
・　具体的には、統括支援員が、障害児ケア等の経験が豊富な訪問看護事業所に対して、特定妊婦や要支援家庭の中には精神疾患等の医療的な支援を必要としている家庭がいることなどを説明した。例えば、家庭を訪問して看護師の視点からアセスメントをして相談に応じたり、妊娠を機に服薬をやめた方などについて（医師の指示・判断の下で）助言してもらいたい、といった説明を

した。

- 子育て短期支援事業については、ショートステイ、トワイライトステイ、母子の緊急一時保護について、児童養護施設（市内１事業所、４名分の居室を確保）と契約している。
- DV 被害のケースが多いが、県のシェルター（１か所）は入所の調整まで時間がかかるという問題があったため、新たに母子生活支援施設（ショートステイ１部屋）と緊急一時保護の契約をした。
- 親子関係形成支援事業については、平成２４年度から市独自でペアレント・トレーニングを実施し、平成３０年度から「ラクイク」として実施している。国の子ども・子育て交付金事業創設に伴い、同事業に移行した。令和６年度は、１クール４回のセッションを年４回実施しており、育児に不安や心配を抱えている保護者、虐待通告があった保護者・虐待する恐れのある保護者への教育を目的としたプログラムを実施している。
- 講師については、トレーナー研修を受講したこども家庭センター職員が主体となって実施しているが、トレーナー資格を有する児童家庭支援センターの支援員にも講師として参加してもらえるよう調整しており、官民協働で実施している。

【取組内容・工夫点】

- 利用勧奨・措置のケースはない。基本的にはサポートプラン作成の過程で、対象者に利用の必要性を伝えることにより、利用を進めていくことを重視している。家庭支援事業を利用しなければこどもの健康を損なうといったケースは現状ではみられていない。

ⅳ.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

- 市の「子育て応援プラン」（子ども・子育て支援事業計画）を策定するにあたり、子育て推進班において、子ども・子育て支援会議を調整し、地域の社会資源の把握や必要量の算出・整理を行っており、が、統括支援員も会議に出席している。開発による転入世帯が増加しており、共働き家庭の増加に伴うニーズ、放課後児童クラブの量と質などに対するニーズ等があげられる。
- 地域子育て支援拠点事業として、子育て支援センターを６か所設置している（令和７年度から７か所を予定）。年に２回、「子育て支援ネットワーク会議」を開催し、支援センター担当者とともに相談者から寄せられたニーズや不足している支援等について情報交換、協議している。
- 他分野の資源について、生活困窮担当部署が所管している重層的支援会議に子育て支援員が参加し、複合的なケース検討や分野横断的な連携をする中で、他分野の資源について情報収集している。

【不足している地域資源】

- 学齢期の資源、特に居場所が不足しており、今後検討していく予定。

ⅴ.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

- 代表者会議は年２回（６月と 11 月）、実務者会議は毎月（最終木曜日の 14 時～17 時）、個別ケース検討会議は随時開催している。

【取組内容・工夫点】

- 代表者会議のうち 11 月に開催する会議では、地域における児童虐待防止に向けた意識の醸成のため、支援機関の代表者である委員に対し、県のアドバイザー派遣事業を活用し、時機に応じたテーマについて外部講師による講演を開催している。代表者の児童虐待に対する意識、連携の必要性について理解を深め、実務レベルに反映させていく工夫をしている。
- 実務者会議では、個人情報保護や事務負担軽減の観点から、紙資料を減らし画面投影を行っている。また、配席について、教室型にせずグループをいくつか作り、統括支援員がファシリテーター役を担い、参加者同士の議論が活性化するようにしている。
- 会議には事務担当が出席し、その場で協議内容を入力することで、会議報告を作成しており事務負担の軽減に努めている。

vi.その他の取組

- 要支援児童については、生活困窮等生活全体を支える環境調整を要するケースが多いため、できるだけ早期に福祉部署（家庭児童相談室、生活困窮部門のワーカーなど）とともに訪問し、他機関との顔合わせをしている。

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

- 人員の量と質の確保が課題になっている。児童福祉機能では、相談におけるソーシャルワークが必要とされるが、社会福祉士の中でもこども分野が得意なソーシャルワーカーが少ないのが現状。さらに、児童相談所や他市町村でも人材が不足しているため、人材を確保することは困難。
- 袖ケ浦市では、まだまだこどもに関する NPO 法人等が少なく、民間の力の醸成や活用などにむけ地域の現状把握や開拓などの地区活動を進めていきたいが、そこまで手が回っていないため、今後の課題となっている。

(7) 茨城県守谷市

実施日時	12 月 18 日（水）16:15～18:00

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	守谷市こども家庭センター		**設置年**	令和６年度	
人口	70,627 人		**0～18 歳未満人口**	12,456 人	
要支援児童数	50 人	**要保護児童数**	12 人	**特定妊婦数**	３人
児童福祉機能の類型	小規模 B 型				

（※）令和６年４月１日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	２人	人
	② 助産師	１人	人
	③ 看護師	１人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他	人	人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員	４人	人
	⑩ 心理担当支援員	２人	人
	⑪ 虐待対応専門員	人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	人
	⑬ 事務処理対応職員	人	人
	⑭ その他	２人	人

（※）令和６年 10 月１日時点

図表 110　守谷市こども家庭センター　体制図

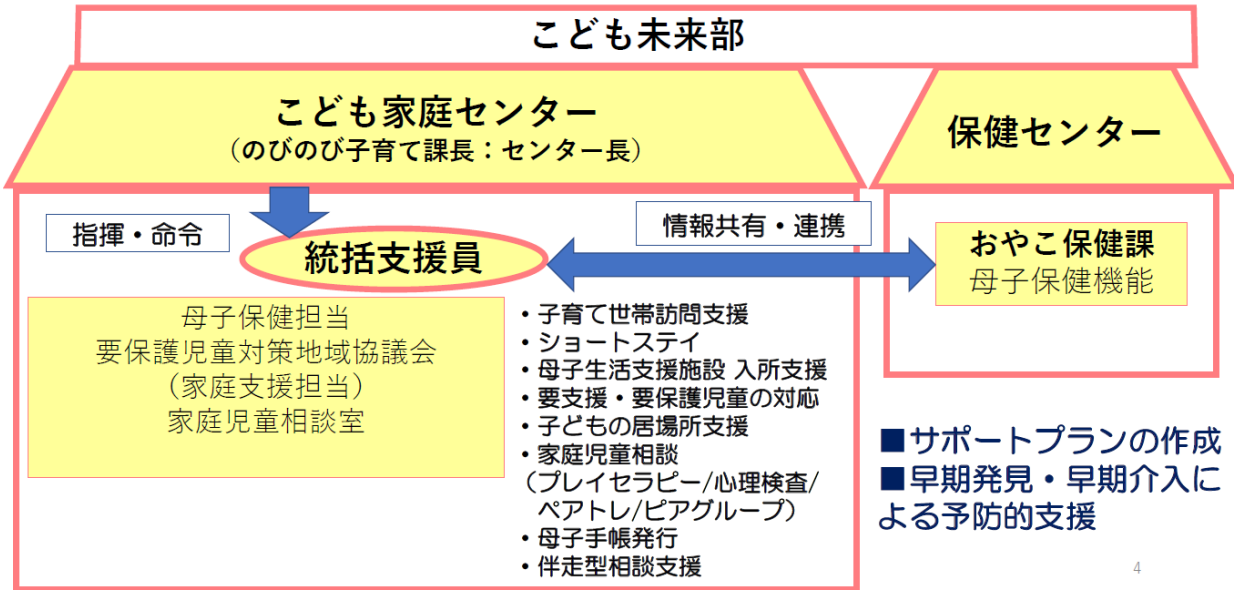

（出所）守谷市提供資料

- こども家庭センター内の母子保健担当は保健師２名、助産師１名（会計年度任用職員）、看護師１名（会計年度任用職員）、家庭福祉担当はこども家庭支援員４名、心理担当支援員２名、家庭相談員２名で、助産師・看護師以外は全て正規職員で、専任で配置している。
  別途、健診等の母子保健業務や地区担当制の保健活動の母子保健機能はおやこ保健課（保健センター）が担当している。
- こども家庭センターに関する職員研修について、保健センターの保健師との連携が重要と考え、お互いの事業に対する理解を深めるために、のびのび子育て課、おやこ保健課（保健センター）と合同で勉強会を開催している。お互いの事業についてどのような思いを持って、各職員が対応しているのか等を共有する機会としている。令和６年度は２回開催しており、初回はこども家庭センターの目的や組織体制、事業内容等の共有を行った。要対協を活用した地域連携を推進していきたいと考えており、その点も共有している。
- これまでも保健センターから気になる世帯等の情報提供はあり、一緒に支援方針を検討してきたが、合同勉強会を開催することで、改めて情報共有の場を設けることの重要性を実感した。
- こども家庭センターが設置される前から、合同ミーティング等を実施しており、スムーズに移行することができた。こども家庭センターの職員が保健センターに立ち寄った際に、各ケースについて「ちょっとした相談や確認をする」といった関係性も構築されている。
- 母子健康手帳はこども家庭センターで申請受付・発行を行っており、母子健康手帳の交付時に不安感の大きい保護者や、気になる世帯を見逃さないようにしている。

【両機能の立地】

- こども家庭センターが設置される前より、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの両者はのびのび子育て課内にあり、同じフロアに配置されていた。
- 保健センター（おやこ保健課）は離れた場所にある。令和６年度より、健幸福祉部保健センター

を健幸福祉部保健予防課とこども未来部おやこ保健課に分割し、のびのび子育て課と同じこども未来部となった。家庭児童相談室も庁舎外に設置している。

【統括支援員について】

・ 統括支援員は社会福祉士で、児童福祉機能の経験者が担っている。母子保健機能の保健師２名は、児童福祉機能の職員の隣におり、何かあればすぐに対応する実働部隊となっている。保健センターとのつなぎ等も主に担当し、統括支援員との連携をスムーズにしている。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

・ こども家庭センターとおやこ保健課との合同ケース会議は、月２回、定期開催をしている。子ども家庭センター内全体会議は月１回、定期開催しており、職員のほか、管理職も参加する。
・ 進行は統括支援員が行い、各担当者がケースについて進捗状況の説明を行い、今後の支援方針を検討する。

【取組内容・工夫点】

・ 別途、こども家庭センターとおやこ保健課の職員で、年３回、定例の事例検討会を開催している。お互いの困難ケースについて講師を招いてスーパーバイズを受けている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・ 妊娠期から不安感の大きい保護者や、気になる世帯を見逃さないようにするという共通認識のもと、母子保健、児童福祉、それぞれの視点から早期対応をすることで虐待予防に努めている。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

・ 令和６年 12 月現在の作成件数は６件で、手交まで行っている。全て児童福祉側からのケースである。
・ サポートプランは、保護者の負担にならないよう配慮しながら作成しており、全てに作成することは難しいと感じている。作成や手交に向けて、どのような工夫が必要かを試行錯誤しているところである。
・ サポートプランの作成手順について、最初のインテークから、数回程度面談を行い、保護者が何に困っているかを聞き取る。支援者側が在宅支援のためのアセスメント・プランニングを行い、保護者には、これまでの話の整理と目に見える形にするためのサポートプラン作成について提案をしている。
・ 保健センターで対応している母子保健のセルフプランは 100％作成している。

【様式】

・ 保護者、こどもとも、「気になることリスト」「希望すること」「一緒に解決を目指していくこと」

「短期目標（自身がすること、支援者ができること）」「中長期目標（自身がすること、支援者ができること）」、「現在の満足度のスケール」で構成している。また、保護者、こども、それぞれが利用できるサポートの一覧をつけ、チェックできるようにしている。

・ 「現在の満足度のスケール」は、０～100 で確認しており、満足度を少しでも上げられるようにとサポートプランを作成している。

・ 保護者について、気になることリストは「家事・育児」、「こども」「人間関係」「お金や手続き」「自分の調子」「その他」で構成しており、それぞれ具体的なチェック項目を作成している。家事であれば料理が大変、こどものことであれば成長や発達が心配、怒りすぎ、自分自身のことであれば、事務手続きが大変、金銭面の心配、自分の体調等を把握できるようにしている。希望することも項目化している。自身でチェックしてもらった後、まず取り組みたいことを確認しつつ、短期目標、中長期目標を作成していく。

・ こどもについて、自分の身体や心のこと、勉強や進路のこと、家族や学校のことに関するチェック項目のほか、今の気持ちを顔の表情から選んでもらう工夫をしている。職員が顔のイラストを検討し、13 個に絞り込んだ。こどもが取り組むこと、支援者が取り組むことを一緒に考えるようにしている。

図表 111　守谷市サポートプラン

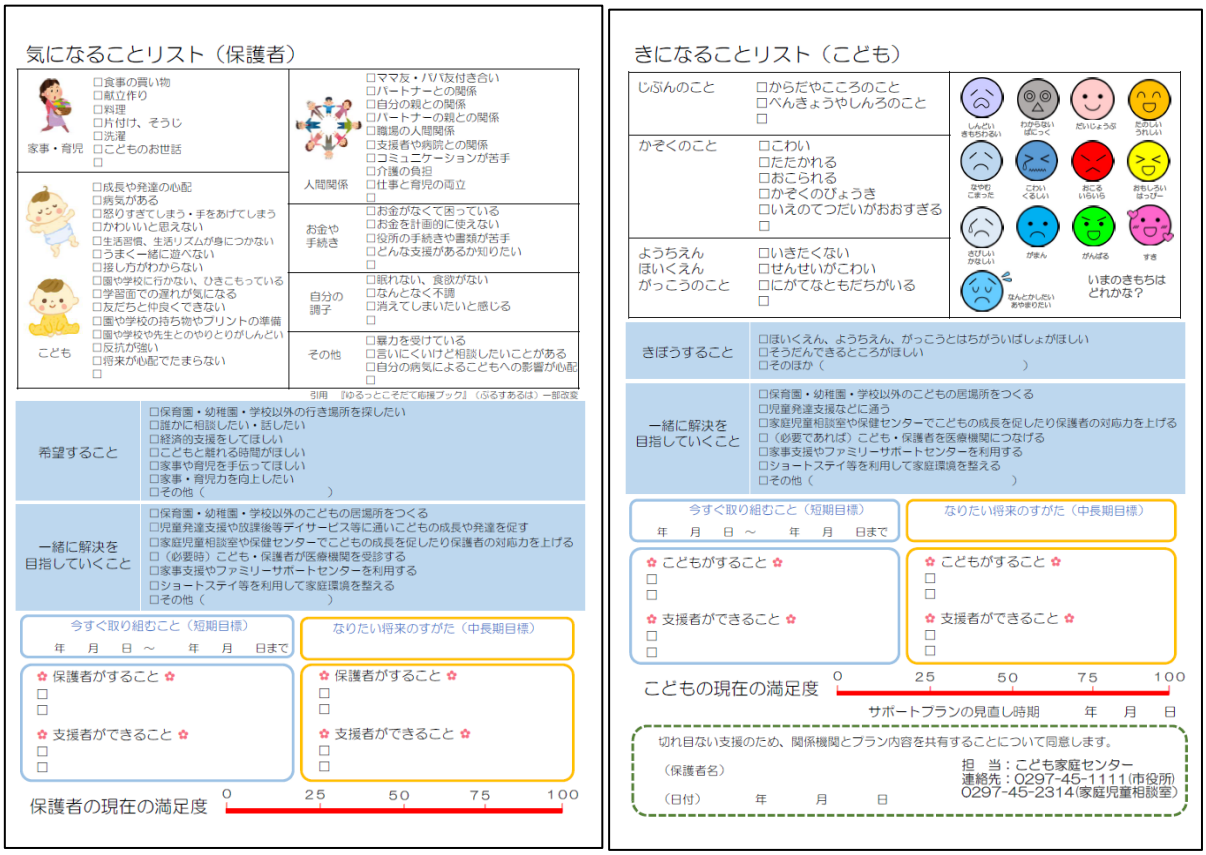

（出所）守谷市提供資料

【取組内容・工夫点】

・ 優先順位をつけ、保護者にとって困り感がある大変な部分から、どう取り組んでいくのがよいかを考える。一緒に解決していこうと伝えつつ、まずは２か月くらいでと、短期目標を作成する。

- 保護者が人間関係のことや金銭面等も含め本当に困っていることが把握できると、それを切り口にして、サポートプランを作成しやすくなる。
- 他機関の支援が必要な場合は、保護者の了承の上、必要な機関に情報を共有する。サポートプランの作成にあたり、関係機関の協力が必要な場合には、実務者会議の担当者に声を掛けると、進んで協力してもらうことができる。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 保護者から相談があった場合は、サポートプランの作成を進めやすいが、虐待の場合や支援者側から対応を進めなければならない場合は、作成を持ち掛けづらい。サポートプランを作成しづらいケースは、要対協等で、こどもの困り感を中心にサポートプランに落とし込んでいけるよう作成している。
- サポートプランは、行政から一方的に作成しても上手くいかない。保護者の困り感を受け止めつつ、保護者が前向きな気持ちになれるよう持っていくことが重要であり、職員のスキルアップが必要となる。
- こどもに対しては、発達に課題のあるこどもは思いを伝えることが難しい場合があるが、素直に話してもらうことができることもある。保護者が抱える課題について、こどもの意見を尊重しながら保護者にどのように伝えていくかが重要だと捉えている。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

- 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業の２事業は要綱を作成し、取り組んでいるが、子育て世帯訪問支援事業については利用実績がまだない。親子関係形成支援事業は保護者を対象としたペアレントトレーニングを行っている。児童育成支援拠点事業はまだ取り組めていない。
- 子育て短期支援事業は、令和５年度より里親への委託を開始したことにより、利用が増えており、令和５年度の実績は延べ 62 人日であった（全て里親での受け入れ。委託している里親数は、市内３世帯）。

【取組内容・工夫点】

- 子育て短期支援事業の利用者の約 95%が要対協ケースである。支援を行う中で制度を紹介し、必要な方に利用を勧めているが、中には市のホームページを見て申し込みをしてくる人もいる。子育てガイドブックを作成し、その中でも制度を紹介している。
- 子育て短期支援事業は、保護者の病気等で一時的に養育が困難になった場合や、保護者とこどもの間で距離をおいた方がよい場合に勧めるが、家から離れることに対して拒否があったり、保護者から１週間では足りないと一時保護を希望する場合がある。
- 子育て短期支援事業を里親へ委託するにあたり、市と里親とで一緒に考えながら事業を作りあげてきた。具体的には、特性のあるこどもや家庭が多いことから、市で対象の家庭に対して丁寧にヒアリングを行い、こどもの受け入れに際して里親の不安を解消できるよう対応している。また、「保護者への里親宅非公開」という里親の希望を踏まえ、保護者が突然、里親宅に来ることが無いよう、こどもの送迎は市が行っている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 里親による受け入れを行う前までは、乳児院や児童養護施設で実施しており、各施設とも定員が２名程度だった。契約している施設は、近隣の市町村とも契約しており、空きがないことが多く、利用しづらかった。一方、里親への委託を開始したことで、利用が増えた。
- 受け入れを行う里親の確保は、フォスタリング機関が対応しているほか、市主催で里親の交流会を開催している。子育て短期支援事業への協力を得やすい関係性を築いている。
- 養育支援訪問事業は、母子保健機能へ移行しているが、定例の訪問支援や要対協による連携支援を行うことでニーズを満たせていることが多く、実際の利用が少ない状況にある。

ⅳ.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

- 要対協の実務者会議には様々な関係機関が関わっており、相談するとすぐにレスポンスがある等、連携した取組が行われている。
- 例えば、こどもへのアプローチ方法に悩んでいたら、地域子育て支援拠点から対応を検討してもらう等、ケースによって役割分担しながら対応している。
- また、障害分野では、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の会合に、こども家庭センターの職員が定期的に参加している。顔の見える関係性を構築しており、気になる家庭があれば、相談がある。会議で心配なケースの検討が始まることもある。
- NPO 法人と連携した取組も行っており、不登校やひきこもりの児童に対して、オンラインでの相談や各種講座の実施を行っている。支援は 18 歳までだが、その後、どのような支援につなげていけばよいか、先を見据えた支援の在り方等を一緒に検討している。支援を行う中で、必要に応じて情報共有もある。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 市では様々な地域イベントや地域情報をキャッチできるようアンテナを張っている。こども食堂、学習支援等、様々な地域活動があるが、相談や情報提供等で、活動団体の職員も頻繁に市役所に来てくれる。直接、対面で話すことも重要だと感じている。
- 守谷市は転入者、核家族が多く、気軽に相談できる場所、お茶を飲みながら話ができる場への希望が多い。まずは職員が保護者につながることが重要だと考え、国の妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）事業を活用して、出産後の伴走型相談支援「ハローベビー（グループ交流面談）」として、地域子育て支援拠点へ招待している。保護者とつながることを重視し、予防的な観点で取り組んでいる。
- 具体的には、２～３か月のこどもを持つ保護者に対して、グループ交流面談（出産面談）の招待状を送付している。参加後、５万円の子育て応援ギフトの申請手続きを行うため、ほぼ全員が参加する。グループ交流面談とした理由としては、保護者間での友達づくりのほか、相談できる場を知ってもらうためである。同じ悩みを持つ保護者同士で交流したり、いざというときに、住いの近くの支援センターに相談にきてもらいたいと考えている。

v.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

・ 代表者会議は年１回、実務者会議は年２回、進行管理会議は年４回開催しているほか、随時個別ケース検討会議も開催している。
実務者会議には各学校や保育所、幼稚園等、61 か所の関係機関から１名の実務者を配置しており、総勢 72 名が参画している。各機関に実務者１名を配置することで、要対協事務局との窓口となり、連携しやすい体制を構築している。

【取組内容・工夫点】

・ 実務者会議には、要対協を設置した当初から、各機関１名ずつ実務者会議に参加してもらっている。設置後５～６年が経つと会議の重要さを理解していただき、管理職の配置が増え、権限があることから、支援方法等の検討がよりスムーズとなった。人事異動があった場合は、十分に引継ぎをしてもらい、支援が途切れないようにしている。
・ 会議運営では、事務局からの一方的な報告にならないよう配慮している。代表者会議でも、困難事例に対して参加者からアドバイスを得るようにする等している。また、実務者会議では、担当者のレベルアップを図るため、事例検討や勉強会等を行っている。例えば、不登校について、こども役、保護者役、支援者役に分かれてロールプレイ形式で研修を行った。
・ 進行管理会議は、要対協ケースの支援計画について検討する場であり、取り上げるケースについては、近況の情報を事前に参加者に共有し、最新の情報で検討できるようにしている。進行管理会議は、児童相談所、教育委員会も参加し、終結等も検討する重要な会議となっている。また、保育所入所に要対協枠があり、進行管理会議で保育所入所の必要性を諮り、決定している。
・ 進行管理会議は１回あたり 25 ケースほど、２時間半～３時間程の時間をかけて検討している。ケースの共有と検討の場として、生活状況が安定しているケースは共有に留め、生活状況が悪化したり、リスクの高いケースについて、支援方針等の意見をもらう。
・ 要対協ケースは、児童相談システムに入力しており、記録等のアップデートを行っている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・ 虐待の通告について、学校や保育所等が通告する際に課題が生じる場合がある。例えば、通告後に一時保護となり、学校と保護者の関係性が悪くなったケースが数件あった。そのため、通告の在り方を検討する必要性を感じており、学校や保育所での怪我の確認等により、深刻な状態になる前の予防的な対応を行ったり、保護者に対するアセスメントを丁寧に行い、保護者が嫌な気持ちにならないようにする等、対応方法について検討している。

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

・ 人事異動があっても、機能を維持するための対応について、他自治体の好事例を知りたい。支援力を維持・発展できるように取り組んでいきたい。

(8) 大分県別府市

実施日時	10 月 9 日（水）10：00～11：30

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	別府市こども家庭センター		**設置年**	令和５年度	
人口	112,010 人		**0～18 歳未満人口**	14,276 人	
要支援児童数	114 人	**要保護児童数**	135 人	**特定妊婦数**	19 人
児童福祉機能の類型	小規模 B 型				

（※）令和６年４月１日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	人	10 人
	② 助産師	２人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他 栄養士、外国語事務職員	１人	１人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員	１人	１人
	⑩ 心理担当支援員	人	１人
	⑪ 虐待対応専門員	１人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	３人
	⑬ 事務処理対応職員	人	３人
	⑭ その他 ヤングケアラーコーディネーター	人	１人

（※）令和６年 10 月１日時点

- 児童家庭支援センターを運営している社会福祉法人（以下「法人」とする。）にこども家庭センターの業務の一部を委託している。法人では、夜間・休日の緊急対応（24 時間体制）、弁護士による専門相談（毎月１回）のほか、泣き声通告時の対応等を市と分担している。
- 令和５年度までは、母子保健機能（母子保健係）がいきいき健幸部健康推進課にあり、児童福祉機能（こども支援係）があるこども部こども家庭課とは別組織となっていたが、令和６年度からは、母子保健係をこども家庭課に移管し組織を一体化している。
- 両機能は保健センター２階の同一フロアに配置されており、その１階では妊娠届出や母子健康手帳の交付、乳幼児健診等も実施している。
- 別府市は全人口に占める外国人の割合が高いという特徴がある。令和５年度までは、こどもや家庭の支援に当たり通訳が必要な場合は、国際交流に関する部署に通訳を依頼していたが、令和６

年７月からはこども家庭課で外国語事務職員を採用した。主な業務は、窓口での手続き時や乳幼児健診での通訳のほか、家庭訪問の際に保健師や相談員に同行してこどもや保護者の通訳をすることもある。

【統括支援員について】

・ 現在はこども家庭課長（組織が一体化する以前のこども支援係長、事務職）がセンター長と統括支援員を兼任している。
・ 統括支援員は、母子保健機能が開催するカンファレンス（気になるケースについて議論する会議）や児童福祉機能が開催する受理会議に参加し、スーパーバイズ等を行うほか、合同ケース会議の開催判断やファシリテーション、サポートプランや支援方針に関する指導・助言等を行っている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・ 保健センター内に設置したことで、母子保健機能と児童福祉機能が同一フロアで連携しやすくなった一方、今までは近くにあった保育や教育担当等との部門間連携が不便になった側面もある。
・ 要支援児童は保育所に入園することが支援において重要になるが、その手続き等のサポートで連携しづらくなったため、保育部門や教育委員会等も同じ場所になることが理想ではある。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

・ 合同ケース会議は、定期開催はしておらず、必要に応じてその都度協議している。
・ 別途、こども家庭センターミーティングを月１回開催している。統括支援員が進行役を務め、児童福祉機能からは係長と相談支援の担当職員、母子保健機能からは係長と保健師、ヤングケアラーコーディネーター、法人の職員が参加している。
・ 主な議題は、①翌月の行事や会議の予定の共有、②乳幼児健診未受診者への訪問の報告（児童家庭支援センター、主任児童委員が訪問）、③当該月に特定妊婦から生まれたこどもの数や経緯等の確認である。
・ その他、母子保健機能、児童福祉機能、法人が毎月持ち回りで事例を発表し、事例検討を行ったり、職員の資質向上のために研修を行ったりしている。

【取組内容・工夫点】

・ ファシリテーションは統括支援員の技量によるところも大きいが、要点を絞って話し合うことで時間内に完了するように意識している。
・ こども家庭センターミーティングの事例検討では、ホワイトボードにジェノグラム等を書いて意見交換を行っており、ケースの対応方法等について互いにアドバイスをしている。こども家庭庁のアウトリーチ（訪問支援）研修に職員が参加し、そこで学んだ内容を取り入れたものである。様々な視点からケースについて検討することができるため、児童福祉機能だけでは気づけない点や、母子保健機能だけでは気づけない点等の学びを得ることができる。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

- 児童福祉機能では、これまでに８件サポートプランを作成・手交した。要対協ケース以外も作成対象ではあるが、これまで作成したのはいずれも要対協ケースである。児童福祉機能においては、サービス利用につなげるためにサポートプランを作成する場合が多い。
- 母子保健機能ではこれまでセルフプランを全妊婦に手交していたが、サポートプランについては作成・手交の実績はまだない。
- 児童福祉機能で作成したケースにおいては、サポートプランの様式に従って対象者から話を聞き取っている。こどもの同席があった場合は、こどもの希望についても保護者と同じ欄に記載している。
- 支援に対して拒否感のある対象者には手交できないため、まずは話ができる関係を構築する必要がある。既に手交した８件はいずれも長い間関わりのある家庭である。
- サポートプランを作成できそうなタイミングについては合同ケース会議で全体として話し合っているわけではなく、各家庭について個別に協議・判断している。
- サポートプランの見直しの頻度は基準を設けていないが、３か月ごとに見直すケースが多い。随時開催の合同ケース会議において見直しを行っている。

【様式】

- 内部でサポートプラン作成チームを組成し、市独自の様式案について検討した。
- 最終的に母子保健と児童福祉の２種類の様式を作成したが、児童福祉機能におけるサポートプランは１枚紙・片面のみとし、国の様式裏面に掲載されているサービス一覧は別紙とした。母子保健機能におけるサポートプランについても国の様式をベースに一部簡略化する形としている。
- 別紙のサービス一覧は「公開」（一般向け事業を掲載）と「非公開」（要保護児童等がいる家庭向け事業を掲載）の２種類を作成している。家庭に対しては「公開」のサービス一覧のみを渡し、「非公開」の一覧に掲載されている事業については内部用として、対象となる家庭に対しては事業ごとにチラシ等を渡している。
- サービス一覧を別紙としたことにより、対象者の困りごとやありたい姿について話しながら別紙のサービスを見ることができるため、対象者とコミュニケーションを取りやすいという利点がある。

図表 112　児童福祉機能のサポートプラン様式

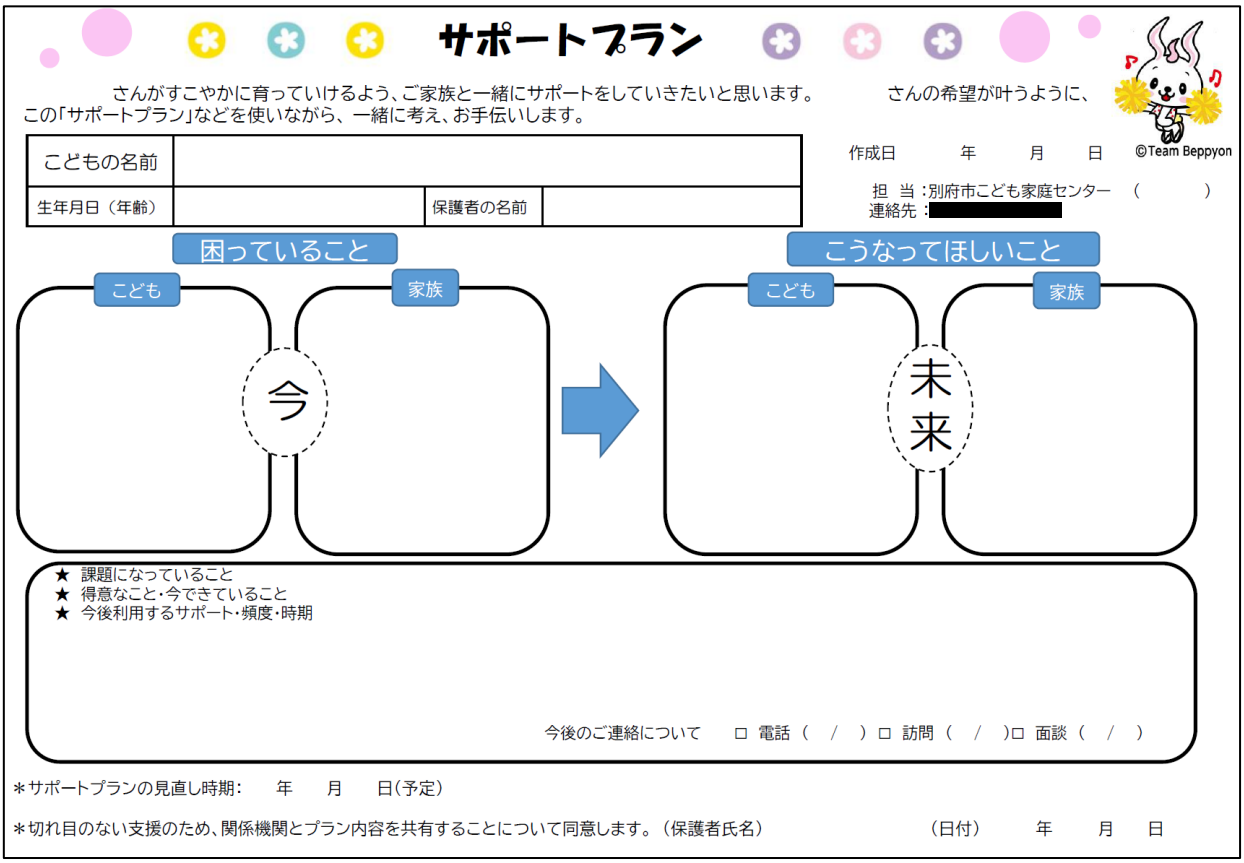

（出所）別府市提供資料

【工夫点】

- 月１回のこども家庭センターミーティングでは、実際に作成したサポートプランを見ながら、職員が対象者とのやりとりやそこで難しかった点について話し、他の職員からの意見やアドバイス等を聞いている。作成が難しいケースもあるため、職員同士が一緒に考える時間を作っている。
- サポートプランを作成する際には、相手の話をよく聞き、相手に分かりやすいように声掛けをすることを心がけている。また、対象者が自身の課題に気づけるように働きかけている。
- 様式内の「得意なこと・今できていること」という項目は、様々な問題を抱えている家庭であってもできていることにもきちんと目を向け、伸ばしていくことが大事だと感じて追加した。対象家庭の強みに目を向けることによって活用していけることもあるため、得意なことも聞き取るように意識している。
- こどもの意見を聞き取ることが難しいケースの場合、心理職が同席し、一緒にサポートプランを作成することがある。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

- 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を実施している。（親子関係形成支援事業は来年度実施を検討中）
- 支援対象児童等見守り強化事業は児童家庭支援センターへの補助事業として実施しており、児童

家庭支援センターと児童福祉機能で毎月ミーティングを実施している。手交したサポートプランを共有し、連携して支援しているケースもある。

- 市の事業として、こども家庭センター職員が支援の必要な家庭を訪問し、育児用品等の配布を通じて、養育環境の把握や支援を行う事業を実施している。ただし、支援対象児童等見守り強化事業が始まって以降は、本事業の実施件数はそれほど多くない。
- 地域子育て支援拠点は公立３か所、民間３か所設置されている。公立と民間の役割に違いはないが、民間ではアウトリーチを行っている場合もある。
- 地域子育て相談機関は未設置だが、地域子育て支援拠点を担い手として想定している。

【取組内容・工夫点】

- 利用勧奨・措置に当たっては、まず保護者の利用意向を確認している。けがや精神的な問題から保護者が動けない場合や経済面から利用につながらない場合には措置を行っている。（子育て世帯訪問支援事業について数件実施）
- 地域子育て支援拠点で毎月心理相談を実施しており（こども家庭センター所属の心理職を派遣）、気になるケースがあった場合は、こども家庭センターにつなげている。

iv.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

- 地域資源に関する情報収集のため、社会福祉法人、地域子育て支援拠点、児童館、その他子育て支援やこどもの居場所づくり等を行っている団体等に対するヒアリングを令和５年頃から実施している。
- 支援の担い手の開拓について、別府市は県内でも児童福祉分野の社会福祉法人が多いため、事業に協力してもらえる民間団体が多い。それぞれの意向を聞き取りながら、「このような事業であればこの事業者に依頼しよう」等と検討している。
- こうした地域資源へのヒアリングや団体への事業委託の提案等は、児童福祉機能の職員が担当することが多いが、母子保健機能の職員も業務の中で地域資源との関わりが多い。
- 大分県では以前からペリネイタルビジット専門部会など医療機関との会議を月１回実施しており、別府市も参加している。県内の産婦人科や小児科、精神科の医師と市町村の母子保健機能、児童福祉機能の担当者等が集まり、ケースについて話し合っている。

【支援上の課題】

- 未就園児について、平日日中のこどもの預け先が足りないという課題がある。一時預かり事業も定員の空きがないところが多い。
- 障害児への対応もまだ不十分である。例えば障害児のショートステイ等は主に障害福祉サービスでの利用となるため、使いにくさがある。また、受け入れ先も不足している。
- 学齢児については、不登校児童生徒をどのように支援していくかについて、教育分野との連携や棲み分けが難しい。

v.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

- 代表者会議（年１回)、実務者会議（月１回)、個別ケース検討会議（随時）を実施している。
- 大分県児童相談所では、県内全ての市町村と共同管理台帳を作成しており、児童相談所と市が受理した全ての虐待事案を登載し、共同で進行管理を行っている。別府市においても、月１回の実務者会議が台帳管理ケースについての進行管理を行う場となっている。
- 共同管理台帳には、新規ケースと継続ケースという分類があり、新規ケースについては実務者会議の場で具体的なケースの内容を１件ずつ説明するほか、継続ケースについても変更点等がある場合は会議の場で共有することとしている。
- 実務者会議の参加者は、こども家庭センター（法人職員含む)、中央児童相談所、警察、教育委員会、教育相談センター、保健所、生活保護担当課、児童家庭支援センターである。こども家庭センターのケースの担当者が全員参加するため、個別のケースについても具体的に話し合うことができる。
- 個別ケース検討会議は、複数の機関で情報共有し連携して支援することが必要な場合や他状況に変化があった場合等に開催している。一時保護や措置から家庭引き取りになり在宅支援が必要となるケースなどは、必ず児童相談所が主催して開催するよう取り決めている。

vi.その他の取組

【ヤングケアラー支援】

- ヤングケアラー支援の一環で、スクールソーシャルワーカーと児童福祉機能で定期連絡会を月１回実施している。学校が把握しているヤングケアラーとこども家庭センターが把握しているヤングケアラーとでは件数等に乖離があったため、支援の漏れがないよう、支援をしているこどもの情報共有と役割分担を行っている。
- また、令和５年度には市内の小学校４年生～高校２年生を対象とした学習会と記名式のアンケート調査を実施した。学習会はヤングケアラーとはどのようなものかを知ってもらうためのもので、市内の全小中学校に延べ 50 回以上の学習会を開催した。アンケート調査では、どのような手伝いをしているか、それらの手伝いをすることによって自分ができないことがあるか（例：勉強や友達と遊ぶための時間が無い等)、相談できる人が周りにいるか、安らげる場所があるか等について聴取した。
- アンケートの回答内容からヤングケアラーであると思われるこどもについては、本人同意のもと学校にも情報共有している。
- 学習会を通してヤングケアラーについてこどもに知ってもらえたことはかなり大きい。学校内で把握できていないヤングケアラーであると思われるこどもを新たに発見することにもつながった。

【児童相談所との連携】

- 児童相談所との役割分担に関しては、平成 29 年に大分県児童相談所が「虐待重症度判断基準表」を作成しており、別府市でもこの基準表に基づいて対応している。
- 実際に、措置解除後の家庭復帰後の支援につなげるため、児童相談所からの依頼でこども家庭セ

ンター職員が同行訪問を行うケースもある。

・　こども家庭センターでは、児童相談所の援助方針に沿ったサポートプランを作成し、作成したサポートプランを児童相談所と共有し、連携して家庭復帰を支援する場合もある。

図表 113　別府市と児童相談所の役割分担

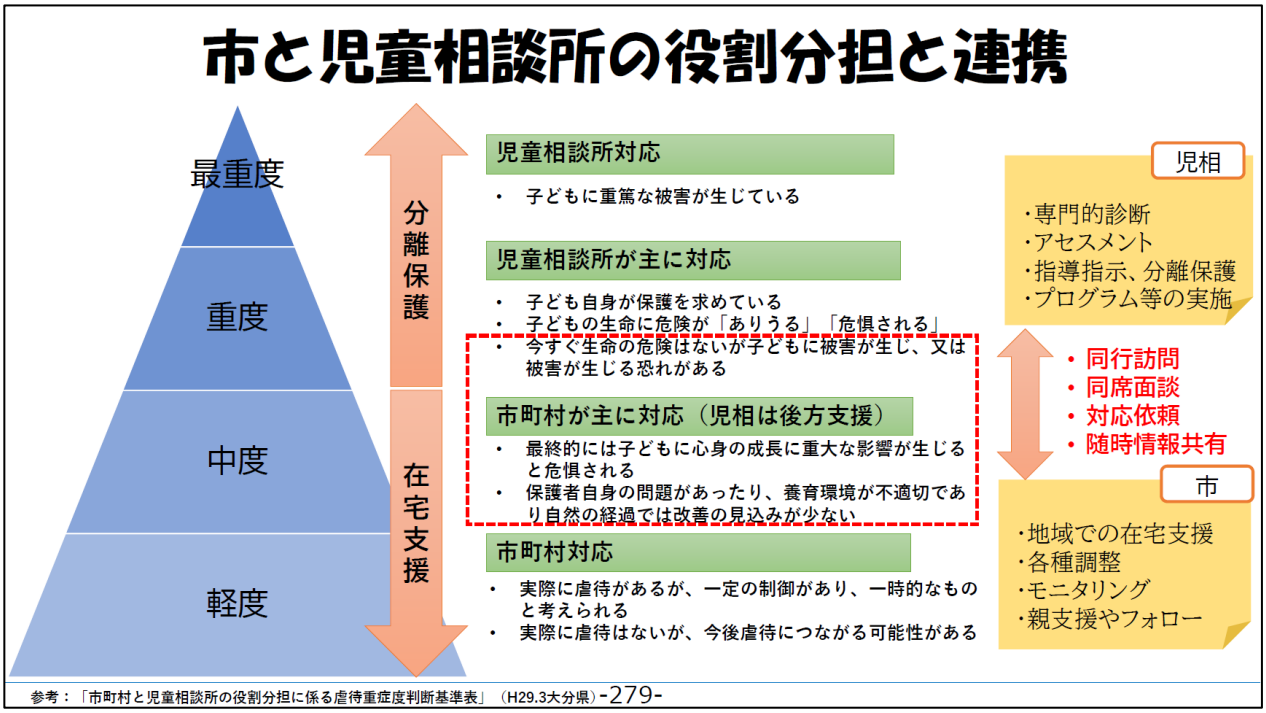

（出所）令和６年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議「２．取組事例」
https://www.cfa.go.jp/councils/jisou-kaigi/r06/

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

・　人材育成のための研修、人員体制の強化のための補助金創設等があるとよい。

(9) 三重県伊勢市

実施日時	10 月 4 日（金）13：00～15：00

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	伊勢市福祉総合支援センター		**設置年**	令和５年度	
人口	119,706 人		**0～18 歳未満人口**	16,401 人	
要支援児童数	404 人	**要保護児童数**	109 人	**特定妊婦数**	９人
児童福祉機能の類型	小規模Ｂ型				

（※）令和６年４月１日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	2 人	1 人
	② 助産師	人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他	人	人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員	2 人	人
	⑩ 心理担当支援員	人	人
	⑪ 虐待対応専門員	2 人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	人
	⑬ 事務処理対応職員	1 人	人
	⑭ その他	3 人	1 人

（※）令和６年４月１日時点

- 健康福祉部内の福祉総合支援センター（課室相当）内に児童福祉機能（こども家庭相談係）、同部健康課内に母子保健機能を配置している（後述の通り、立地は同建物内だが、担当課が異なる）。
- こども家庭相談係は、令和３年度の子ども家庭総合支援拠点設置時は本庁舎（健康福祉部子育て応援課）内にあったが、令和５年度に健康福祉ステーションを開設する際、機構改革にともない子育て応援課から福祉総合支援センター内に移管された。
- こども家庭センター長は福祉総合支援センターのセンター長が担っている。
- 母子保健機能の保健師１名が児童福祉機能と兼務している。
- 保健師の採用にも苦戦しており、人員増は難しい。こども領域に限らず、どの部門でも相談業務の人手が足りないのが現状である。
- 心理職として児童相談所の所長経験のある職員が非常勤で勤務しており、要対協の実務者会議や週１回の受理会議に参加してもらっている。

・　正規職員の事務担当（補助金、庶務等）のほか、システムの入力等を担う事務処理対応職員を１名配置している（会計年度任用職員）。

【両機能の立地】

・　令和５年５月に駅前の再開発ビルの５～７階に「伊勢市健康福祉ステーション」を開設し、保健機能と福祉の機能を備えている。
・　５階では、こども発達支援室（こどもの発達に関する相談窓口）と中央保健センター（健康診査、保健指導、予防接種等）を開設している。６階には母子保健機能として「ママ☆ほっとテラス」と「駅前子育て支援センター　キッズ☆もっとテラス」（利用者支援事業の基本型、子育てひろば併設）、一時保育室を設置し、ママ☆ほっとテラスでは母子健康手帳の交付や妊娠・育児等に関する相談の受け付け、情報提供等を行っている。児童福祉機能がある７階では、「福祉総合支援センターよりそい」として高齢者福祉や障害福祉、ひきこもり、孤独・孤立、ヤングケアラー等に関わる相談も合わせて受け付ける窓口を設けているほか、基幹相談支援センター、社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）も設置している。
・　６階の「ママ☆ほっとテラス」にて母子健康手帳の交付等を行うので、施設について知ってもらう機会となっている。また、６階で保育所に関する相談を受け付けているため、その際に一時保育や子育てひろばを紹介している。一時保育は土曜日も開所しており予約も多い。最初のお試し利用は無料にしているので、そこから繋がる方もいる。
・　７階の児童福祉機能（こども家庭相談係）で関わる世帯は、複合的な課題を抱え家庭丸ごと支援が必要なケースも多いため、福祉総合支援センターが一丸となって相談を引き受けている。
・　健康福祉ステーションの開設によりママ☆ほっとテラスへの来所者は 4 倍になり妊娠期からの相談も増えている。。また父親がこどもを連れてくることも増えている。育休を取得する父親が増えたことも一因となっている。
・　同施設の８階にハローワークが設置されているため、求職活動中の保護者にも健康福祉ステーションを知ってもらう機会になっている。

図表 114　左：ママ☆ほっとテラス　、右：福祉総合支援センターよりそい

（出所）伊勢市 HP

図表 115　左：キッズ☆もっとテラス内の子育てひろば、右：一次保育室

（出所）伊勢市 HP

【統括支援員について】

- こども家庭相談係に所属している、母子保健と児童福祉の両方の経験を豊富に持つ職員を統括支援員としている（統括支援員はもともといた職員を選定しており増員はしていない）。
-
- 統括支援員の主な役割は、合同ケース会議にて協議するケースの選定やサポートプランの方向性や支援方針についての指導・助言、地域資源の把握、関係機関との連絡調整等多岐に渡る。

【子育て支援センターについて】

- 市内７か所に設置しており、うち１か所は「キッズ☆もっとテラス」として健康福祉ステーションの６階に設置している。同一建物内にあるため、児童福祉機能との連携もスムーズである。
- 他６か所の登録者情報も健康福祉ステーション内の「キッズ☆もっとテラス」に集約されており、見守りが必要な状況等は共有している。「ママ☆ほっとテラス」（母子保健機能）も同フロア内の向かいにあるので、適宜情報共有し、必要に応じて同席対応して近況を把握するなど、連携している。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

- 週１回開催する児童福祉機能側の受理会議に、母子保健機能と児童福祉機能を兼務している保健師が参加している。同会議にて、母子保健側で受理したハイリスク妊婦を共有し、特定妊婦とするか、母子保健のみで見守るハイリスク妊婦とするかの振り分けや、特定妊婦の進捗管理をしている。
- 基本的には、要保護／要支援／特定妊婦等に該当する家庭への支援方針の検討が議論の主であるが、サポートプラン作成や更新時の役割分担や、再アセスメントも行う。
- 会議のファシリテーションは、児童福祉部門の家庭児童相談員が会議担当として進行している。
- 会議の中で、臨床心理士からアドバイスを受けることもある。

・　合同ケース会議で扱う妊婦の件数は多いときで２～３件である。また、母子保健・児童福祉兼務の保健師に児童福祉部門のシステムの閲覧を許可しているため、必要な時に情報を取得することができている。ケースの管理も同システムで行っている。

【取組内容・工夫点】

・　母子保健機能にてケース管理に活用しているシステムは市全体のシステムに一部紐づいている。
・　一方児童相談システムは個別システムで、必要な情報については担当部署に許可申請をし、権限を付与してもらうことになっている。現在は児童福祉の職員だけではなく、母子保健・児童福祉兼務の保健師が閲覧できる。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

・　母子保健機能では全員に手交している。
・　児童福祉機能では、子育て世帯訪問支援事業等のサービスに既に繋がっている方を中心に手交を始めている。特定妊婦からの繋がりで、母子保健を介して産後の計画を話し合い、サポートプランを手交できるようになってきた。

【様式】

・　児童福祉機能のサポートプランでは、国の様式を活用しており国様式の裏面にあるサービス一覧を別途冊子に作って紹介する等、手交しやすいようにアレンジしている。
・　母子保健機能のサポートプランについては、支援を一覧化しており、マタニティプランを自由記入欄に書き込めるようにしている。
・

【取組内容・工夫点】

・　児童福祉機能のサポートプランの手交は十分にはできていないが、児童相談所で一時保護されたケースでは、家庭復帰のタイミングで手交をするようにしている。家庭復帰する際に、養育環境を整える必要があるため、児童相談所から市のサービスを勧めてもらい、サービスの導入とサポートプランの手交をしながら家庭復帰につなげている。
・　ただし、一時保護解除の「条件」のようなかたちで子育て世帯訪問支援事業を導入すると、当日にキャンセルされてしまうことも多いが、サービスを拒否しているということ自体もアセスメントの材料になると捉えている。
・　関係性を構築する上では、金銭的な負担の免除や、補助等は受け入れられやすい。話ができるチャネルを探しながら少しずつ信頼関係を築いている。また、家庭復帰の際には児童相談所から伊勢市に顔つなぎをしてもらい、市が家庭訪問を行っている。まずはサービスの紹介をして、その後導入までの間に再度訪問をしつつ、保護者やこどもの気持ちを引き出していく。繰り返し、訪問、面談を行い、サービス導入の同意を得ていく。また気持ちを聞けたらサポートプランに反映させていく。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 児童福祉機能の手交には課題を感じている。家庭復帰のタイミングで手交するケースについては、時には家庭復帰のための条件としてサービスの導入を行い、その状況でサポートプランを手交しているので、十分に保護者の意向を汲み取ったり、意向に添えないこともある。保護者と一緒に作るというよりは、内部で作った支援計画を手交できるように作り直すというイメージの方が近い。
- そもそも、要対協で対象になる家庭は事務手続きに苦手感がある方が多い。「書類を作成すること」にこだわると拒否感が増してしまう可能性もある。手交することも大事だが、寄り添うことも重視したい。
- サポートプランの様式は検討したい。国の様式をそのまま使っているが、こどもにも保護者にも分かりやすいもの、もらって安心できるようなものに変えていきたい。

ⅲ.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

- 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、一時預かり事業を実施している。また児童育成支援拠点事業に関連する取組として、公的支援とは別に民間の助成を受けている法人がこどもの居場所（学習支援・生活支援）を実施している。（令和７年度～市補助事業）
- 親子関係形成支援事業については、国が取り決めている連続講座等の方法は実施しにくい。県がペアレント・トレーニングの講師養成をしているので、職員を派遣してトレーニングを受講し担当している。ただ、人事異動もあるので事業の継続に課題を抱えている。サービスの利用に当たり、利用者負担が発生することは拒否事由にもつながる。とは言え、措置とすることで利用負担が無くなるという運用をしてしまうと、サービス導入を拒否すれば無料でサービスが利用できるということになり、他利用者との公平性の観点から難しい。

【取組内容・工夫点】

- 子育て世帯訪問支援事業について、家庭への訪問を伴うサービスは拒否されることも多い。訪問に入ることで監視されているように感じるのかもしれない。
- そうした拒否感を抱かれやすい中で、こどもと仲良くなり、親も責められていると感じず、支援者として認識できるような介入が必要である。
- そこで、もともとファミリー・サポート・センター事業を委託しており、経験豊富なスタッフがいる事業者に本事業も委託している。関係性の構築が上手なので、次の支援につながりやすくなっている。
- 事業者は毎年サポーターに対して研修も行っている。事業者側も、本事業が３か月更新なのでファミサポのような単発の依頼よりもスケジュールが長期的に組めるため、サポーターの収入の安定化の観点からメリットがある。
- こどもの居場所に関しては、これまで放課後児童クラブや障害児支援をしていた団体がこどもの居場所の設置を進めている。元々民間の助成事業として始まったが、令和７年度からは市の予算事業として実施する。ネグレクト家庭への送迎も行う等、手厚い支援が提供されている。
- そのほか、令和４年度より０歳児訪問事業を開始した。０歳児は、４か月健診と 10 か月健診の

間で見守りが途切れてしまうため、６か月時点で全戸訪問（訪問できない場合は電話での聞き取り）を行っている。その際、よだれかけをプレゼントしている。

・ 令和５年度からは外出の機会にしてほしいと考え、訪問ではなくママ☆ほっとテラス（母子保健機能）に来所してもらうようにしている。児童福祉機能側ではがきによる周知を行い、実際にセンターに来所した際は母子保健機能の保健師が対応している。

・ 市独自の事業として、児童養護施設を退所するこどもに 20 万円の自立準備金を支給している。

ⅳ.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

・ 地域資源の把握に当たっては、福祉総合支援センター内に児童福祉機能が配置されているため、障がい者・高齢者福祉部門とつながりがある機関とも話す機会がある。定期的に会議を設けているわけではないが、機会を見つけて都度話すようにしている。

・ 世帯で複合的な課題を抱えていて重層的な支援が必要な家庭については、福祉総合支援センターで対応できることは、伊勢市の強みである。女性相談から重層的支援につながることもある。

ⅴ.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

・ 代表者会議は年２回で（５月、11 月）実施している。初回は、要対協の３層構造に関する説明、前年度実績や取組報告を行う。11 月は国内で起きた死亡事例の報告と、取組のポイントについて話し、要対協の連携強化について積極的な意識付けを図っている。

・ 実務者会議は月１回実施しケースの報告を行う。児童家庭支援センターや NPO 等も参加している。そのときに対応中のケースを報告している。

・ 個別ケース検討会は随時開催している。

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

・ 国や都道府県との協働による市町村支援や、市町村間ネットワークができるとよい。

・ 実践ポイント集では、サポートプランの様式について、見本とともに知りたい。また、新しく始まった事業について、どのように工夫されているかも知りたい。

(10) 静岡県藤枝市

実施日時	10 月 1 日（火）15：00～17：00

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	藤枝市こども家庭センター（えだっこサポ）		**設置年**	令和５年度	
人口	140,365 人		**0～18 歳未満人口**	20,806 人	
要支援児童数	159 人	**要保護児童数**	318 人	**特定妊婦数**	73 人
児童福祉機能の類型	小規模 C 型				

（※）令和６年４月１日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	13 人	人
	② 助産師	3 人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他	9 人	人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員	３人	人
	⑩ 心理担当支援員	人	人
	⑪ 虐待対応専門員	３人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	人
	⑬ 事務処理対応職員	人	人
	⑭ その他	５人	人

（※）令和６年９月１日時点

【設置の経緯・理念】

- 子育て施策全般を扱うこども未来応援局が中心となって部門間の調整も主体的に行ってきた。こども未来応援局は、こども・若者支援課、こども発達支援センター、こども課（地域子育て支援センター含む）から構成されている。
- また、母子保健係はもともと健やか推進局健康推進課の所属だが、こども家庭センター設置に伴い課長も含めてこども未来応援局の兼務とし、指揮命令系統を一本化した。ただし、母子保健係は保健センター（別施設）に配置されている。場所が分かれていることで、合同ケース会議の開催等に当たり移動の負担もあるが、市民からすれば相談場所が複数あった方が利便性が高いという意見もあった。
- 母子保健と児童福祉の両方に公認心理師を配置している。

図表 116　藤枝市こども家庭センター　組織図

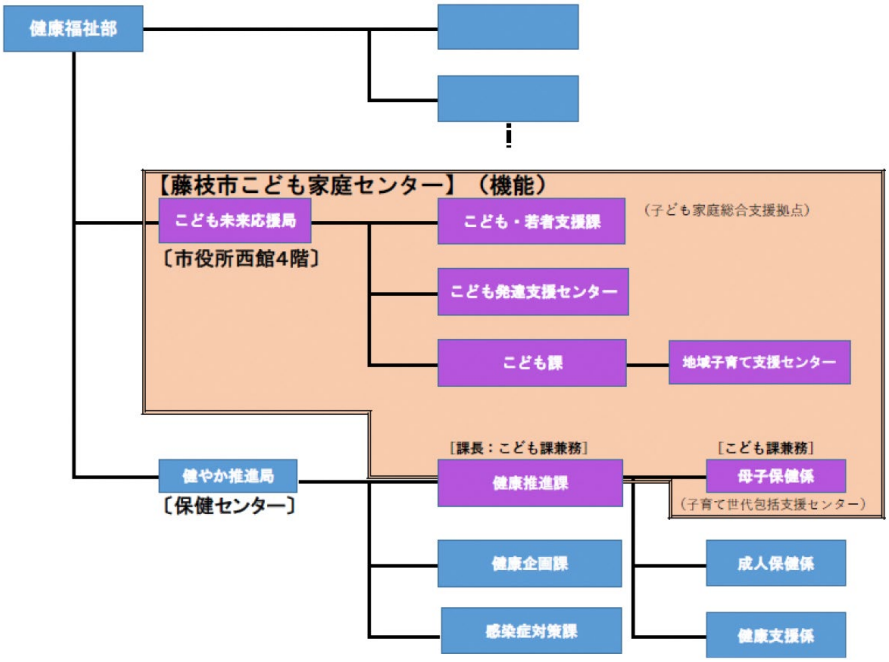

（出所）藤枝市提供資料

【教育部門との連携】

- 学校はこどもの課題を発見する上で非常に重要であり、教育委員会との連携は必須と考えている。こども未来応援局ができる令和３年度以前から、教育と児童福祉が行う施策を一体的に進めることがより効果的という市の考えのもと、教育部門と児童福祉機能を同じフロアに配置していた。こども家庭センター設置後も教育部門は引き続き同じフロアに配置している。
- 要対協でも、従来から教育と児童福祉が連携した体制を構築してきた。要対協には４つの部会があるが、その全てにこども・若者支援課とこども発達支援センター、教育委員会が入り、一体的に支援をしている。普段から顔を合わせる関係を作り、円滑にコミュニケーションをとっている。また、児童福祉機能の職員が年度当初に市内の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高校を全て訪問し、情報連携体制の強化を図っている。教育部門との連携は本市の特長であり、強みである。
- 不登校やヤングケアラーの課題に早期に支援ができるようにこども家庭センターに教員を配置した。学校という立場では家庭に入りにくいが、児童福祉に配置することで効果的な支援が可能となる。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）は要対協の児童生徒指導支援部会に参加しているが、必要に応じ児童虐待・DV 部会にも参加する。また、SSW の会議を市役所庁舎内で開催されているため、会議の終了後にこども・若者支援課の窓口でには、担当ケースについて相談を受けることもある。

図表 117　藤枝市こども家庭センター　フロア図

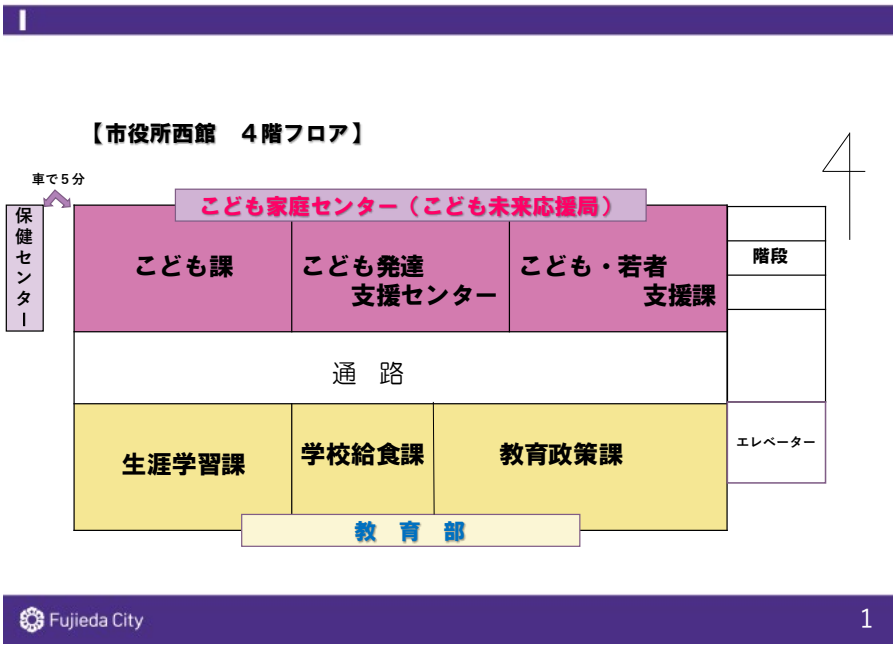

（出所）藤枝市提供資料

【統括支援員について】

- 保健師を再任用で統括支援員として配置した。
- 統括支援員は児童福祉と母子保健の両方の経験がある人材が望ましい。
- 母子保健と児童福祉の間でジョブローテーションをしており、両方の経験を持つ人材がいる。現在の統括支援員は、要対協の立ち上げに関わったほか、児童福祉と母子保健の情報共有システム構築にも携わった職員である。加えて、こども未来局の局長として、こども家庭センターの設置準備にも携わっており、現場経験に加えて、母子保健、児童福祉の両方で管理職の経験もある。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

- 合同ケース会議には、最小限の実務者が集まって開催する週１回の会議と、関係課の多職種が参加する月１回の会議がある。
- 週１回の合同ケース会議：統括支援員と児童福祉機能、母子保健機能の最小限の実務者が集まり、特定妊婦や複合的な課題を持つケースなど、１週間の中での新しい情報を共有し、支援方針や役割分担を決めている。
- 月１回の合同ケース会議：児童福祉機能（こども家庭支援員、養育支援訪問支援員、）、母子保健機能（保健師、公認心理士等）、統括支援員の他、地域子育て相談機関職員、育児サポーターも参加している。養育支援訪問事業を利用しているケース、母子保健の支援継続ケースの経過等を共有し、それぞれの支援方針の検討を行う。
- 週１回の会議は形式ばらない作戦会議のような位置づけである。また、１週間も待てないケースは日々の業務の中で児童福祉と母子保健の間で電話連絡をし、速やかに同行訪問を行うこともあ

る。

- 児童福祉機能と母子保健機能では、利用しているシステムも同じであるため、現状やどのような対応をしているかは互いにタイムリーに確認できる。システムでは両機能同一の書式を用いており、フェイスシートの書式もおおむね同じである。

【取組内容・工夫点】

- 会議が毎週あり頻度が高いので負担とならないように、新規で資料を作ることはせず既存の資料で代用している。
- 顔が見える関係づくりも重視しているので、合同ケース会議では保健センター（母子保健）の職員に市役所まで来てもらい、対面で打合せしている。ただし、以前から児童福祉と母子保健は連携しているためスムーズな話し合いができる。
- 月に１回の合同会議は、こども家庭センターを設置する前から実施しており、それを合同ケース会議として位置づけ、参加者等の見直しを行った。具体的には、育児サポーター（養育支援訪問事業)、地域子育て相談機関の職員にも入ってもらうことにした。
- こども家庭センター設置以前から、子ども家庭総合支援拠点内の職員で週１回の処遇会議を実施していたことから、合同ケース会議も同日に実施することにした。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 両機能の担当者が話し合う機会を持つことで気づきが増える。特に複合的な課題を持つ困難ケースでは早期から連携して支援ができ、調整にかかる担当者の負担も軽減されている。
- 先日、精神疾患がある未婚女性の妊娠が分かったケースがあった。まずは母子保健で支援をはじめたが、中絶ができない時期であったため、こどもが生まれた後の支援（里親委託）を見据えて、児童福祉機能が児童相談所に相談する等対応した。また、精神疾患のケアのため、母子保健機能が保健所とも連携し無事出産に至った。こうしたケースが多々ある。合同ケース会議で頻繁にコミュニケーションがとれるので、各部署が連携しながらそれぞれの役割を果たしつつ協力できる。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

- サポートプランには母子保健機能で使用する「えだっこ・ままプラン」「えだっこ・ふぁみぷらん」と、児童福祉機能で使用する「えだっこ・ふぁみプラン」の３種類ある。
- えだっこ・ままプランは、母子手帳交付時に全員に渡している。「できることリスト」を記載したり、セルフプランにもできるようにしているので、フォローが不要な妊婦にはセルフプランとして活用してもらっている。一方、特定妊婦やハイリスク妊婦については、保健師と相談しながら作成・手交している。特定妊婦やハイリスク妊婦にはファイルに挟んで手交しその後の支援に継続して活用できるようにしている
- 児童福祉機能で使用するえだっこ・ふぁみプランは、サービス利用の同意書をもらうタイミングで面談を行い、プランも一緒に作成していく。家庭全体の課題解決が必要なので、こどもだけでなく世帯全体に丁寧に寄り添うため世帯ごとの様式としている。

【様式】

- 国の雛形をもとに項目を決めていった。ただ、国の様式は自由記述が多く職員の負担が重いので、チェックリスト化することで記入の負担を軽減している。また、親しみやすいようにイラスト等を入れた様式になっている。
- えだっこ・ままプランについては、「できることリスト」を一緒に確認するプロセスで、重要な情報が取れるようになっている。同じシートを見ながら一緒に確認するので、妊婦の課題を本人と共有しやすいし、本人に課題と認識してもらいやすい。やるべきことのチェックリストも含め、コミュニケーションがとりやすいツールになっている。
- 母子保健機能が使用するえだっこ・ままプラン、えだっこふぁみプランは同意のサイン欄は設けず、妊婦質問票においてサポートプランに関する同意をもらう。

図表 118　えだっこ・ままプラン、えだっこ・ふぁみプラン（母子保健）の様式

（出所）藤枝市提供資料

図表 119　えだっこ・ふぁみプラン（児童福祉）の様式

（出所）藤枝市提供資料

【運用の工夫】

- えだっこ・ままプランについては、全ての妊婦にセルフプランを兼ねて手交し、妊婦には、プラン作成が特別なことではないということを伝えている。
- 特定妊婦やハイリスク妊婦については、保健師と相談しながら作成し、次の面接日などの支援を設定している。またファイルに挟んで手交しその後の支援に継続して活用できるようにしている。
- 児童福祉が作成するえだっこ・ふぁみプランについては、本人が家庭支援事業などのサービスを使いたいと思っていれば課題を共有しやすいため、そのタイミングを活用している。
- 作成後はプランをコピーして、原本は保護者に渡している。また、コピーを添付して課内で共有し、支援方針に意見をもらうこともある。
- また、課内では、サービス利用に当たり課長の決裁をもらうことになるため、その際にサポートプランも添付し、方針を説明し情報を共有している。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 児童福祉では、関わりを拒否しているケースもあり、そのような場合は見守りを重視して支援するが、訪問や電話を拒否されることもあるため、すぐに手交するのは難しい。まずは内部で支援計画を作成してサポートし、関係構築ができてから手交する。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

- 子育て世帯訪問支援事業（令和５年度～実施）
- 児童育成支援拠点事業（平成 31 年度～実施）
- 親子関係形成支援事業（再構築中）
- 子育て短期支援事業（平成 27 年度～実施、令和５年度～対象者を拡大）
- 一時預かり事業（平成 11 年度頃～実施）

【利用勧奨・措置について】

- 子育て世帯訪問支援事業は令和６年度は利用実績が２件ある。１件は、外国人のケースで、食事や買い物の支援を週１回実施。もう１件は、母に精神疾患がある母子世帯のネグレクトケースで調理の支援に入ったが、関係性の構築が難しく中断となっている。
- 措置による利用は、あくまでも本人が拒否していないことが前提となるため、実績なし。

【サービスの紹介について】

- 保護者が望んでいるサービスがはっきりしている場合もあるが、現状の課題や困っていることを聞きながら、どうしたら楽になるかを一緒に考えるようにしている。もちろん、希望していたもの以外に使った方が良いサービスがあれば提案する。
- 実際、月１回、レスパイトでショートステイを利用している人に家事支援を提案して利用につながったこともあった。どういう支援があると楽になるか、という話をしながら、プランの裏面のサービスを見ながら話し合った。その中で、食事の支度が苦手であることやこどもが空腹という情報を得たため、家事支援でアプローチすることにした。
- 保護者と面談して課題を理解してもらいながら、サービスを利用することで負担が軽くなることを知ってもらい利用につなげる。まずは、家庭に入ることのハードルを下げて、乗り越えることが重要である。
- サポートプランの中にサービス一覧があった方が、対象者とコミュニケーションがとりやすい。

【事業者との連携】

- こども・若者支援課のケースワーカーと NPO 法人で月 1 回必ず連絡会を実施している。そこで、居場所に来ている利用者について状況の共有と運営上の課題も確認し支援を行っている。
- また、年に１回は全事業者を集めて会議をしており、事業者間の繋がりを作る機会も作っている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 居場所等のサービスに比べ、訪問型サービスには抵抗のある家庭も多い。まずは関係づくりを色々な機会で行い、状況を見ながら家庭内に入る支援に繋げられるようにしている。

iv.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

- 地域の専門職への意見聴取の場を設けているわけではないが、日々の業務の中で、現場で聞き取

った内容や、地域の方が窓口で教えてくれたことを拾って、事業化できないか検討してきた。
・　業務を通して、地域の専門職や支援者と繋がっているので声は拾いやすい。

【課題と改善に向けた方策、成果】

・　地域子育て相談機関で、理学療法士に妊婦への骨盤ケア講座を実施している。もともとは、地域の理学療法士が個人で会場を借りて妊婦の骨盤ケアをしていた。地域子育て相談機関は乳幼児とその親だけでなく、妊婦の利用も増やしていきたいため、理学療法士に声をかけ、地域子育て相談機関で骨盤ケアの講座をやってもらうことにした。当日講座終了後には地域子育て相談機関について妊婦に紹介し、知ってもらうきっかけにもしている。
・　助産師による預かり事業も実施している。この取組は、地域で産後ケアをやっていた助産師から、「産後４か月未満の預かり事業がなくて困っている方が多い、自分たちが預かりをしてもよい」という申し出があったことがきっかけでうまく事業化できないか検討し、市補助金を活用してもらい開始した。
・　こども食堂の支援も長く行っている。これも、地区の社会福祉協議会の中でこども食堂をやりたいとの申し出があり支援を始めた。その後拡大しながら、実施箇所を増やしてきた。
・　こどもの居場所は３種類あり、令和６年度から発達の課題に特化した不登校児の居場所を整備している。もともと障害のあるこどもへの支援を行っている事業所があったので声をかけ、市の新たな取組として進めた。

【学齢期の支援について】

・　学齢期の支援、特に不登校児童生徒の支援は教育委員会が所管をしているが、教育部門だけでは支えきれない部分があるので、こども家庭センターでもカバーできるよう取り組んでいる。発達課題のあるこども向けの居場所では、まったく学校に行けていないこどもが毎日来ている等、良い傾向が見られる。
・　教育委員会が主体的に支援を展開している領域も多いので、それをふまえて役割分担をしながら、できることをやっている。

【地域子育て相談機関について】

・　市内には、13 か所の地域子育て支援センターがあるが、そのうち公設の７か所を地域子育て相談機関として整備し、令和６年度からスタートした。令和５年度こども家庭センターの設置後に説明会を開催し、地域子育て相談機関への移行についても協議した。公設の施設を対象とした移行であったため速やかに整備できた。
・　地域子育て相談機関の要件として、登録制にする、共通の相談様式を使う等、情報連携の仕組みを整える必要があったため、令和５年度１年かけて、相談機関になり得るセンターの先生方と相談しつつ、母子健康手帳交付時に１か所以上の地域子育て相談機関を登録できるようシステムの準備や、統一した共通の相談記録の様式を準備した。また、月１回の合同ケース会議にも、地域子育て相談機関の担当者に出席してもらっている。
・　前身の地域子育て支援センターのときから、独自の相談記録を使って相談内容を記録し、気になる家庭があれば保健センターに報告しており連携できていた。こども家庭センター設置後は、保

健センターの保健師が７か所の地域子育て相談機関に出向き、乳幼児健康相談を始めた。母子保健の保健師が相談機関に出向いた時に情報交換が可能になっている。

v.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

- 令和４年度に要対協と子ども・若者支援地域協議会を一体化したネットワークを再構築した。
- 年２～３回実施する代表者会議のほか、実務者会議を４部会制で実施している（児童虐待・DV 部会、児童生徒指導支援部会、発達支援部会、若者支援部会）。そのうち、若者支援部会については、ネットワークの再構築に伴い新たに設置した。

図表 120　要対協の会議設置状況

藤枝市における子ども･若者の一貫した包括的なネットワーク

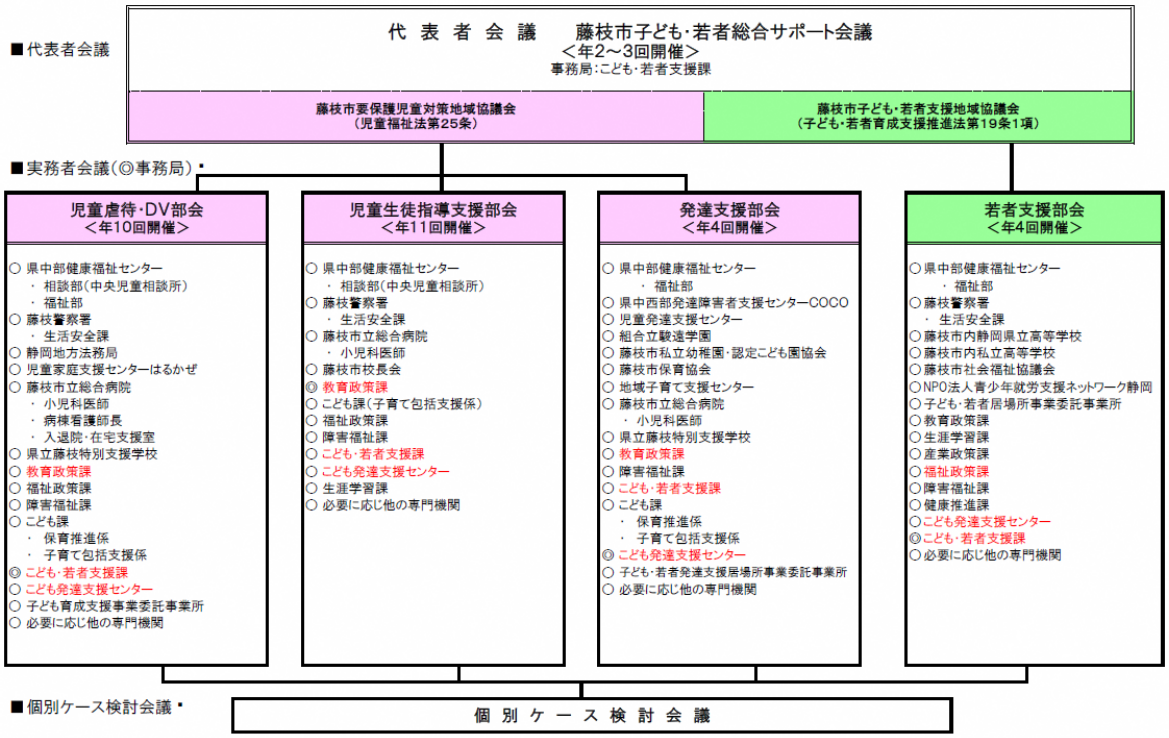

（出所）藤枝市提供資料

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

- 最近の傾向として、見守りが必要な家庭が転出入を繰り返すケースが多い。住所がある場所と居住地が異なるケースもある。自治体によって、転入してきたケースのリスク評価と本市のリスク評価にずれを感じることがある。
- 広域的な問題は自治体だけではできないので、国が主導で対策を進めて欲しい。
- また母子保健や児相福祉とのシステムの統一について、相談支援の部分が国の標準化の項目から外れているため、新たにシステム構築が必要になっている。財源確保のハードルも高いので、財政的な支援を手厚くしてほしい。分離型のこども家庭センターにとってシステム構築は非常に重要である。

(11) 神奈川県横浜市泉区

実施日時	10 月 4 日（金）10：00～11：30

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	横浜市泉区福祉保健センター こども家庭支援課		**設置年**	令和６年度	
人口	151,226 人		**0～18 歳 未満人口**	21,077 人	
要支援児童数	―	**要保護児童数**	―	**特定妊婦数**	―
児童福祉機能の類型	小規模Ｃ型				

（※）令和６年３月 31 日時点

ii.体制

職種・資格		専任	兼任
（1）母子保健機能	① 保健師	５人	人
	② 助産師	１人	人
	③ 看護師	人	人
	④ ソーシャルワーカー	４人	人
	⑤ 利用者支援専門員	人	人
	⑥ 地域子育て支援拠点専門員	人	人
	⑦ 困難事例対応職員	人	人
	⑧ その他 母子保健コーディネーター　２人 育児支援　１人 発達相談員　１人	４人	人
（2）児童福祉機能	⑨ 子ども家庭支援員	３人	人
	⑩ 心理担当支援員	人	人
	⑪ 虐待対応専門員	２人	人
	⑫ 安全確認対応職員	人	人
	⑬ 事務処理対応職員	１人	人
	⑭ その他 こども家庭センター　保健師	１人	人

（※）令和６年 10 月１日時点

- 令和６年度より、区福祉保健センター内にあるこども家庭支援課をこども家庭センターとして位置づけている。こども家庭支援課には、子育て支援担当（母子保健機能・児童福祉機能）とこどもの権利擁護担当（児童福祉機能）のほか、こども家庭係（児童手当等）、保育担当（認定・利用調整、保育所の運営等）、学校連携担当（放課後児童健全育成等）を含む計５つの係がある。
- 子育て支援担当には、妊娠期支援等の母子保健活動を担う保健師、助産師、母子保健コーディネーター、育児支援訪問員、心理相談員のほか、社会福祉職が配置されている。
- 子育て支援担当に配置されている社会福祉職の業務は、障害児支援（児童発達支援、放課後等デ

イサービス等の支給決定、愛の手帳発行等）のウェイトが大きく、そのほか、ひとり親支援や母子生活支援施設の入退所の支援や、保健師が継続支援している事例の支援にも関わっている。

・　子育て支援担当の社会福祉職は、保健師が関わっている継続的な支援が必要なケース（母子保健における要支援ケース）について、保健師と一緒に必要な支援を検討し、同行訪問や相談対応、サービス利用支援（家庭支援事業等の早期活用）など保健師に伴走する個別支援に取り組んでいる。

・　こどもの権利擁護担当は、主に要対協調整機関の業務や要対協ケースの支援、児童虐待防止対策等に従事している。

・　センター長はこども家庭支援課長が担っている。

【両機能の立地】

・　同一フロアで両機能が業務を行っている。統括支援員は座席からそれぞれの係を見渡すことが可能な配置としているほか、統括支援員の座席後ろにカンファレンステーブルがあり、困りごとがあれば随時相談に加わることができる。

【統括支援員の役割】

・　統括支援員の職種は保健師であり、母子保健・児童福祉両機能の業務の経験がある。

・　令和６年度からは、統括支援員のほかに保健師１名を配置し、統括支援員と共にセンター内の様々な業務に従事している。

・　統括支援員の主な役割としては、両機能から相談を受けたときの助言や会議への参加、サポートプランの方向性や支援方針に関する指導・助言があるほか、地域資源の把握・開拓を中心的に担っている。これまでの地区活動やネットワークづくりに加えて、統括支援員が地域に足を運び、資源の把握や地域の団体との関係調整等を行っている。

・　こども家庭センター担当の保健師１名は、統括支援員の補助的な役割として、関係機関との会議体への出席等の地域資源の開拓・ネットワーク化に関する業務を統括支援員と分担しているほか、個別ケースの支援に当たっても、合同ケース会議の事務サポートも担っている。併せて、子育て支援担当が所管する事業について、看護職と一緒に状況の把握等を行っている。

【取組内容・工夫点（本庁部門の取組）】

・　令和４年度にこども青少年局（本庁部門）にてこども家庭センターの設置に関する庁内検討プロジェクトを立ち上げた。課長級で構成される全体会と係長級で構成される作業部会（３部会）を設置し、こども家庭センターの支援方針やサポートプラン作成の理念や手順、合同ケース会議の位置づけ、地域資源開拓に向けて進めること等を整理・検討した。

・　令和５年度には、プロジェクト内で、区こども家庭支援課、地域の関係機関、有識者、他自治体へのヒアリング等を実施し、横浜市における既存の体制の課題やこども家庭センター設置に当たってあるべき姿等をプロジェクトメンバーと共有したほか、こども家庭センターの現場職員が参照できるよう運営ガイドラインを作成した。

・　なお横浜市では、こども家庭センターの段階的設置を検討しており、令和６年度は、18 区の中で泉区を含む３区にてセンターを設置している。先行設置３区に対しては、現場職員向けにこども

家庭センターに関する説明会を２回程度実施した。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

- 以前より、要対協で受理する前段階で継続的な支援を行うケースについて話し合う場として、子育て支援担当にて「看護職協議」（月３回：妊娠期カンファレンス１回、子育て期カンファレンス２回)、「社会福祉職協議」（週１回)、「こども家庭支援協議」（週１回）を実施していた。
- 「看護職協議」には子育て支援担当の係長、保健師、統括支援員が、「社会福祉職協議」には子育て支援担当の係長、社会福祉職、統括支援員が参加している。「こども家庭支援協議」には、子育て支援担当の職員、係長、統括支援員のほかこどもの権利擁護担当の係長とセンター長も参加している。
- 「こども家庭支援協議」は、「看護職協議」や「社会福祉協議」にて検討した事例のうち、より包括的な視点から検討すべきケースについて協議している。
- こどもの権利擁護担当が所管する会議体としては、受理会議と受理後のケース検討会議（週１回）があり、「こども家庭支援協議」で協議したケースから要保護児童となった場合等は、受理会議やケース検討会議にも、子育て支援担当が参加し一緒に協議を行う場合がある。
- 上記の会議のうち、母子保健と児童福祉の担当者が出席する会議は月８～９回となるが、泉区ではその他の会議にも参加し個別支援状況の把握に努めている。

【取組内容・工夫点】

- 会議では、要対協ケースに該当するかの判断、支援方針の検討、両機能からのアセスメントのほか、サポートプランを作成した後に職員の気づきの共有等も行っている。
- 両機能で SV を受ける側／指示する側という関係性がなく、職員レベルで互いに意見を言い合える関係性がある。両機能ともに、こどもを真ん中において議論・役割分担できており、お互いの役割はここまでという意識がない。
- 統括支援員が係長級で配置されていることもあり、統括支援員と両機能の係長間でも一方的な助言指導の関係性がなく意見を言い合うことができている。センター長と統括支援員が兼務の体制の場合は、センター長が助言指導を行うこととなり、現状のような相談・検討を充実させることは難しかったかもしれない。
- ケースによっては、こども家庭支援課だけではなく、他の福祉担当部門等が会議に参加することもある。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

- 令和６年７月時点で合同ケース会議にてサポートプランの作成ができるかを検討したケースは760 件であった。そのうち導入の対象となるのが１割程度、さらにそこから実際に作成・手交に至ったのは１割程度である。
- サポートプランの作成対象は、特定妊婦・要保護児童のほか、子育て支援担当にて看護職がフォ

ローしているこども・家庭、社会福祉職がフォローしているこども・家庭が挙げられる。その中でも、現在は特に特定妊婦、児童家庭支援センター利用者、子育て世帯訪問支援事業利用者、ハイリスク妊婦、母子生活支援施設利用者、愛の手帳（療育手帳）（サービスにつながっていなくて困り感がある人）等が中心的な対象者となっている。

- サポートプランの見直しは合同ケース会議にて事例ごとにタイミングを設定しているが、大体３か月～半年以内の見直しが目安になっている。
- サポートプランを作成する対象者は、支援者側と一定程度相談関係が成立していて、効果が期待できる可能性があると予測できる方を選定してきたが、今後はこどもや家族と接点を持った初期段階での、指導的・誘導的にならない意向の聞き取りツールとして、使用が可能かもしれないという感触を持っている。

【様式】

- サポートプランは母子保健・児童福祉機能で様式を統一しているが、利用できるサービスに違いがあるため、「妊娠中～生後４か月用」「乳幼児用」「学齢児用」の３様式がある。
- いずれの様式も、表面に、①「その家庭が頑張っていること・できていること」、②「困っていること・不安に思っていること」、③「目標（１年後／３か月後）」を記載し、裏面には「目標に向けて家庭でやってみること」と利用する具体的なサービス一覧を記載している。
- 実際の聞き取りの際も上記の順番で話を聞くことで、職員側も対象者の強みを知ることができた、改めてその人の見方が広がったという意見が出ている。
- 「乳幼児用」と「学齢児用」の様式には、こども本人が「がんばっていること・できていること」と「困っていること・不安に思っていること」を記載する欄を設けている。乳幼児の場合は、こども本人が話すことが難しい場合もあるため、保護者から見たこどもの様子を記載する場合もある。一方で、記載欄があることで、保護者本人も「こどもはどう思っているだろうか」と振り返ったり、こどもの良いところやできるようになったことに改めて目を向ける機会になっている。
- また、サポートプランのゴールは対象者が認識できる範囲から逸脱しないことを心がけており、支援者側の思いばかりを押し付けないようにしている。そのため、支援者側の思いを記載する欄はあえて設けず、そうした内容は口頭で伝えるようにしている。
- サポートプランは複写式であり、対象者と支援者が一緒に確認しながら作成し、原本は対象者が、控えは支援者が持ち帰る形としている。

【取組内容・工夫点】

- サポートプランの作成・手交に当たっては、こども青少年局より改めてサポートプランの理念について説明を受け、泉区内でも「サポートプランを作成するとしたら、どのような対象になるか」「従来の支援計画と何が異なるのか」等を内部で話し合う機会（SP イメージ共有会）を設けた。
- サポートプランを対象者と一緒に支援を考えるための「ツール」として活用することを常に意識すること等を職員と共有した。
- サポートプランは制度やサービスを利用するために作成するものではなく、本人が自分の意向を支援者と確認するために作成するものだと考えている。
- 合同ケース会議を経てそのケースにサポートプランを作成・手交することが決まると、両機能の

係長・センター長・統括支援員と共に、対象者に対してどのような伝え方をするか、一緒に書いて手交するとしたらこのようなイメージか等を、相談しながら前日までにシミュレーションする。そこで、対象者が「主語」になるようにすること、支援者本位にならないようにすること、あくまで当事者にプラスになる範囲で無理強いしないこと等を確認している。

- 実際の作成・手交に当たっては、１～２時間程度かかることもあるが、対象者の言葉を大事にし、対象者が自分の思いを整理できるように内容を書き込むことを心掛けている。「自分の言葉だ」と対象者が思えるように作成を心がけている。
- 手交後は、当日中に職員が困ったことや気づいたこと、振り返り時期等を確認する機会を設けている。職員も不安な中で新しく取組を進めているということもあるため、手交前後に手厚くフォローしている。
- 作成・手交を進める中で、２人体制での作成、状況によっては記載を職員が行う、本人が分かりやすいような資料作成など、対象者ごとに作成方法の工夫を行っている。

【効果や職員や対象者の変化】

- 実際に作成・手交した家庭について、プランに「できるようになったこと」を書き込む過程で職員が丁寧に話を聞いたことで、保護者自身が「ちょっとしたことでも聞いてくれるんだ」と思えたという事例がある。普段言語化されていなかった気持ちの確認ができた。
- また、以前の自分と比べる時間を持つことで本人が自分の成長に気づけたり、１年後・３か月後の願いとして夢が語られ、対象者・支援者双方にとって新しい発見となった。
- 職員にとっても支援者としての関わりを振り返る材料になっている。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 表面の対象者の意向を聞く欄については丁寧に聞き取りを行っているが、裏面の今後の計画の部分については、対象者によってはそこまでまだ考えられない状況もある。支援者が計画を想定していても対象者本人から出てこない場合もあり、書きにくさがある。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

- 子育て世帯訪問支援事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業は実施しており、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業については事業化に向けて検討中である。
- 子育て短期支援事業は児童家庭支援センターで、一時預かり事業は保育所等を活用して実施している。

【取組内容・工夫点】

- 子育て世帯訪問支援事業は比較的利用につながりやすい。訪問サービスを利用するハードルが低い背景には、特定妊婦も含め、妊娠期から職員の定期的な訪問の積み重ねや育児支援家庭訪問員による定期的な訪問等、妊娠期からの関係づくりを丁寧に行っていることがあるのではないか。緩やかに早期から介入が始まることにより、支援者側の意図が伝わり拒否感に繋がってしまう可能性もある。

・　子育て世帯訪問支援事業の導入前には職員が月１～２回程度の関わりを半年程度続け、その中で事業の導入につなげている。
・　児童家庭支援センターで実施しているトワイライトステイもサービス導入の敷居が低い印象がある。これは事業所が対象者のニーズに合わせた柔軟な運営を行えているためと感じている。
・　横浜市では小・中学生等に対して基本的な生活・学習習慣を身に付け、自立した生活を送れるよう生活支援を行っている（「寄り添い型生活支援事業」）。泉区では、児童家庭支援センターが同事業の委託先となっており、事業の運営には多岐にわたる課題がある中、様々な工夫により、オーダーメイドの支援が提供されている。

ⅳ.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

・　地域資源の把握に関わる取組として、子育て支援担当の地区担当保健師が子育て支援に関わる団体と日頃から連絡をとっていることが土台にある。
・　平成 22 年頃から、区と地域子育て支援拠点が協働して区内８つのエリア別（中学校区レベル）で「子育て支援連絡会」を実施しており、子育てサークル、サロン等の子育て支援団体が情報共有・意見交換する場となっている。統括支援員やセンター担当保健師は、これらの連絡会へも顔出し、地域情報の把握に努めている。
・　横浜市では統括支援員の役割として地域資源の把握・開拓が大きく位置づけられているため、統括支援員は様々な地域関係団体やネットワークへ積極的に顔を出し、地域資源の把握やオーダーメイドの個別支援に向けた開拓について検討をしている。
・　実際に活動場所に訪問することで、地域ケアプラザ（高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるように様々な取組を行っている身近な福祉・保健の拠点）があらゆる世代の居場所になっている等、地域住民の実情に合わせた地域資源の開拓に着手している場合もあることを確認することができた。
・　また、地域子育て支援拠点が地域の子育て支援に関わる団体をエリア別でマップにまとめている。
・　その他、区と基幹相談支援センターが事務局となり「障害児通所支援事業所連絡会」を実施している。区内全ての事業所に声をかけており、参加者は多い。元々横のつながりが薄いため、悩みや課題について意見交換する場となっている。テーマとしては学校との連携等に関する課題感等が聞かれることが多い。
・　また、区が事務局として「不登校・引きこもり連絡会」も開催している。こども食堂、フリースペース等を運営している NPO、地域ケアプラザ、区内の小中学校、SSW 等が参加しており、学校との情報連携をどのように進めるか等について課題感が聞かれているところである。区に寄せられる相談も、学校の行き渋りや不登校に関する相談が増えてきているが、具体的に利用できる制度やサービスを提案することができず難しさも感じている。不登校の背景には、様々な要因が存在することがあるため、必要に応じて家庭状況を把握する必要があるが、支援のノウハウが足りず対応の難しさを抱えている。
・　地域資源との連携に当たっては、実際に子育て世帯に関わり支援を提供するような個別支援事業所だけではなく、こどもやその家族とゆるやかなつながりを持ち、地域として子育てを応援する関係者・団体との連携等、ソーシャルキャピタルの醸成という視点も重要である。

・　ゆるやかなつながりを泉区全体に広げるために、区独自で「泉区子育て応援マーク」を作り、ステッカーやキーホルダーを、飲食店や理美容店、歯科医院、薬局、商業施設等に設置できるよう働きかけている。

v.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

・　横浜市全体として、こども青少年局にて代表者会議を実施している。各区では、実務者会議と個別ケース検討会議を開催しているが、泉区では５つのエリアごとにエリア別実務者会議を実施している（各エリア年１回程度開催)。
・　エリア別実務者会議の参加団体は、幼稚園や保育所、小学校、子育て支援施設、民生委員、放課後等デイサービス事業所等であり、研修会等も実施している。「この公園に集まっているこどもをよく見かける」等、身近なことを話し合える場になっている。
・　ケースの進行管理や個別のケースの内容については、実務者会議ではなく個別ケース検討会議にて取り扱っている。

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

・　実践ポイント集では、職員の成功体験を伝えられるとよい。
・　どの市区町村であっても、日々こどものためにと頑張っているこども家庭センター職員を力づけるような有益な情報を発信できるとよい。

(12) 東京都府中市

実施日時	10 月 8 日（火）13:30～15:00

① 基本情報・体制

i.基本情報

名称	府中市子育て世代包括支援センター「みらい」		**設置年**	平成４年７月 ※こども家庭センターとしての運用は、平成５年４月～	
人口	261,080 人		**0～18 歳未満人口**	38,492 人	
要支援児童数	503 件	**要保護児童数**	931 件	**特定妊婦数**	128 件
児童福祉機能の類型	中規模型				

（※）人口、０～18 歳未満人口は、住民基本台帳データによる（令和 6 年 10 月 1 日現在)。
https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/toke/jyukijinko/jinko.html

ii.体制

職種；資格		専任	兼任
課長（保健師）	みらいセンター長	人	１人
子ども家庭サービス担当主幹（事務職）	たっちセンター長	人	１人
課長補佐（事務職）	管理係長兼務	１人	人
母子保健係	係長（保健師）	１人	人
	保健師	13 人	人
	看護師	１人	人
	社会福祉士	１人	人
	歯科衛生士	２人	人
	栄養士	２人	人
相談担当	主査（保健師）	１人	人
	保健師	５人	人
	社会福祉士	９人	人
	公認心理士	２人	人
	児童福祉任用資格	３人	人
管理係	事務職	５人	人
子ども家庭サービス担当	事務職	３人	人

・ 平成８年２月に、都内初となる子ども家庭支援センター「しらとり」を開設後、平成 17 年３月に、市内２か所目となる「たっち」（平成 29 年度～子ども家庭総合支援拠点）を開設。
・ 平成 30 年度には保健センター（福祉保健部健康推進課母子保健係の利用者支援事業母子保健型）と「たっち」（子ども家庭部子育て支援課子ども家庭支援センターの利用者支援事業基本型）の連

携型として子育て世代包括支援センターを設置した。

- 連携型の体制は、組織・執務場所が異なることで意思決定に時間を要する、連携のタイムラグが発生する等の課題があったことから、令和元年度に福祉保健部健康推進課母子保健係と「たっち」（子ども家庭部子育て支援課子ども家庭支援センター）を統合し、執務場所は別々のまま、子ども家庭部子ども家庭支援課として組織改編を行った。
- 令和４年７月より「たっち」の子ども家庭総合支援拠点機能と保健センターで行っていた母子保健の事業を移転統合し、子育て世代包括支援センター「みらい」として同じ場所で母子保健及び児童福祉を担う体制を整えた。令和５年４月から統括支援員を配置しみらいをこども家庭センターとして位置づけた。
- 令和６年度現在、子ども家庭支援課は子ども家庭支援センター事業、子ども家庭総合支援拠点、母子保健事業を行い、「たっち」と「みらい」の２施設の管理運営を行っている。
- 「たっち」では子育てに関する総合相談、子育てひろば事業等の業務の一部を外部委託しており、委託先にも相談員が配置されている。外部委託先の相談員とは、児童福祉機能（相談担当）の職員が連携している。

【統括支援員について】

- 統括支援員は「みらい」のセンター長が兼任している。
- 主な業務は、地域のネットワーク構築、地域資源開拓のほか、個別の困難事例や緊急対応の方針の確認、全てのケースが確実に進行管理されていることの確認等が挙げられる。センター長が統括支援員を兼ねていることから、SV 的に母子保健機能（母子保健係）と相談担当両方からの相談に応じている。
- 子ども家庭支援課内では、両機能の係長・主査で協議・連携できているため、統括支援員は合同ケース会議には出席していない。両部門の役割分担を行う際もどちらが行うか等の押し問答はなく、スムーズに役割が決まっていく。

【取組内容・工夫点】

- 子育て世代包括支援センター設置前の平成 29 年度に、母子保健係と相談担当の連携方法等について検討するためのプロジェクトチームを立ち上げ、両者間の情報共有やリスク判定基準の統一、台帳の活用方法等を検討した。
- 「たっち」と「みらい」の２施設を運営している理由として、親子がどちらか行きやすい方に相談に来てほしいという点が挙げられる。ひろばへ行ったついでに「たっち」で、手続きに行ったついでに「みらい」で相談できる点はメリットである。
- 「みらい」内の同じ部屋に母子保健係と相談担当がいることで、両部門がその場で一緒に支援困難な家庭への対応を相談できることのメリットは大きい。執務場所が分かれていた時は、電話でのやり取り等手間がかかっていたが、現在は気軽に相談できるようになるとともに、情報共有の抜け漏れも減ったと感じている。受理の状況も分かりやすく、お互いに何をしているのかも見えやすくなった。
- 相談担当が拒否的な保護者に対応した場合でも、例えば健診の際に母子保健係がその保護者の状況を相談担当へ共有するの分担もスムーズである。また、相談担当は健診時に母子の様子を確認

したり、相談を再開するきっかけの場ともなっている。

② 主要業務の実施状況、課題や工夫

i.合同ケース会議

【実施状況】

- 合同ケース会議は、毎月１回開催している。
- 参加者は、母子保健係、相談担当、「たっち」の相談員、地域子育て支援拠点の職員で、進行や書記は両部門が順番で担当している。相談担当は主査、リーダー２名、事業担当３名、職員１～２名、母子保健係は係長、事業担当２名、他３～４名が参加する。ケースの経過を共有するため、両部門ともできる限り、職員全員が参加するようにしている。
- 定期的な開催以外にも、母子保健係と相談担当が同じフロアにあるため、困ったら、センター長（統括支援員）と両部門で一緒に検討する等、柔軟に対応することができている。

【取組内容・工夫点】

- 元々、平成 18 年度の要対協の設置に当たり、代表者会議、実務者会議のほか、月１回「関係機関連絡会」（受理ケースの共有や支援方針や役割分担の検討を行う場）を開催していた。その後の制度の変遷に応じて、「関係機関連絡会」が要対協の実務者会議の虐待予防分科会や（平成 23 年度～）、子育て世代包括支援センター設置後（平成 30 年度～）は「支援プラン会議」に発展し、現在はこの会議体を合同ケース会議としても運用している。
- 平成 18 年当時より「関係機関連絡会」には、母子保健係、相談担当、地域支援保育士、保健所が参加していた。
- 合同ケース会議以外に、相談担当が支援評価会議（３か月に１回）で進行管理を行っているほか、特定妊婦については、毎月１回、母子保健係と相談担当が一緒に、妊娠７か月の特定妊婦について再アセスメントと支援方針の確認を実施している。
- 合同ケース会議の開催前に母子保健係にて協議するケースについて詳細を検討している。母子保健係のみで対応しているケースに限らず、相談担当とともに対応していても、母子保健係にて検討を進めることもある。
- 合同ケース会議で共有するケースは特定妊婦と要対協ケースとなっている０～６歳の未就学児だが、それに該当しない継続支援を行うケースも台帳に載せ、気になる点があれば話し合う。
- 会議の時間が限られており、また全員が参加できないため、時間内での情報共有が難しい。方策として、会議内容については、会議録等のデータを共有している。

ii.サポートプランの作成・活用

【作成、手交の状況】

- 要対協ケースについては全てのケースでサポートプランを作成しているが、本人への手交は進んでいない。
- 支援が長期に渡り、支援目標を本人と共有する必要があるケースや子育て世帯訪問支援事業を導入したケース等に手交しており、令和６年 10 月時点で、手交は 10 件、作成したものの本人への手交がないものが 246 件である。

・　母子保健係では支援プランを作成しており、合同ケース会議にて支援プランも一緒に検討している。内部用と手交用を分けており、内部用はアセスメント等を記載し、妊娠７か月の際にも確認する。「マタニティサポートブック」（妊娠期の母子の健康に関する情報冊子）にセルフプランを立てられるよう、何を行うかを記入する欄を設けている。
・　支援プランは、サポートプランへ変更することを予定している。

【取組内容・工夫点】
・　心配な点だけではなく、家族として行うことができていることも共有する。
・　手交できるプランは、こどもと保護者のどちらの気持ちも反映して作成する。
・　サポートプランは受理会議で内容を確認するが、会議までに作成が間に合わない場合は、合同ケース会議で検討・作成することもある。
・　手交を行ったケースは、いずれも相談担当の要対協ケースであるが、プランを立てる際に、どうなりたいかを話しながら書き込むことができた。親に何とかしたい、一緒に考えようという思いがあったため、手交が可能であった。保護者の目標の共有やこどもの意向も確認できている。
・　「たっち」の委託法人とは、サポートプラン作成後にその内容、児童票、ケース概要等を共有している。
・　サポートプランの見直しがあった場合、相談記録で方針や内容の変更等を記載している。変更があった場合、関係機関にも情報共有する必要があり、新たにサービスを入れることにしたこと等を電話等で共有している。サポートプランは内部で保管し、共有している。

【課題と改善に向けた方策、成果】
・　手交無しが多い状況にあるため、作成した後に定期的な振り返りができていない。
・　手交は面接技術に関わってくる。保護者に対して「サポートプランを作成しながら一緒に考えます」ということを伝える際も工夫が必要だと感じている。保護者も慣れていないため、アプローチの仕方に工夫が必要である。
・　サービス導入時やどのようになりたいかについて話すことができる場合は「このようなプランがあるので一緒に考えよう」と持ちかけられるものの、いきなりプランの話をすることは難しい。
・　特定妊婦と決定するのは面談後となるため、サポートプラン作成のタイミングが難しい。こちらで支援が必要だと思っている人が同じように思ってくれていれば手交できるが、問題があると思っていなかったり、妊娠に悩んでいる人等は、タイミングが難しい。
・　手交は無理をしないことも大切であり、少しずつ経験を積むという側面もある。
・　手交無しの場合、こどもや保護者の意向を聞きサポートプランに反映させるところまでは至っていない。こどもがサービスを利用したいと言っても、親が拒否している場合等、導入の判断も難しい。
・　今後家庭が利用できるサービスの一覧を作成したい。他方で、一般的に皆が利用できるものは提示できるが、利用者が限定されているものは、導入対象となってからの提示となるため検討が必要。

iii.家庭支援事業等のサービス利用

【各事業の実施状況】

- 養育家庭訪問支援事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業を実施している。
- 養育家庭訪問支援事業から子育て世帯訪問支援事業へ７世帯が移行し、事業を利用している。

【取組内容・工夫点】

- 各事業の事業者と連絡会を開催しており、情報共有や研修等を行っている。
- 子育て世帯訪問支援事業は、実施に当たりマニュアルを作成したほか、事業者に対する研修も実施した（連絡会については現在調整中）。ケースについての情報共有は所定の用紙で行っており、事業所からの報告用の書式も設けている。
- 利用勧奨・措置について、現段階では、継続ケースの中で利用することが妥当なケースについて支援を提案し調整しているが、現状、措置に至るケースは出ていない。
- こどもの意向でサービスを導入できるため、保護者に話しやすくなった一方、保護者が反対した場合、押し切ってもよいのか等、対応が難しいと感じる。
- 訪問事業については、家の中に入ってほしくない人もおり、提案してもすぐに導入に至らない場合があるが、支援対象児童等見守り強化事業は家の中に入らずに、必要なものを届けることができるため、支援が入るきっかけとなっている。
- 本市ではトワイライトステイの利用のニーズが高く、両親が仕事をしていて残業が多い場合等に利用されている。放課後児童クラブの後の時間帯の居場所となっている。申し込みはインターネットで行い、市が決定する。保育所からの情報提供（２歳から利用対象となっているため）、乳幼児健診時の情報提供がきっかけで利用に至る。

iv.地域資源の把握・開拓

【取組内容・工夫点】

- 令和６年度から、「たっち」では、広く地域の子育て支援に関わる取組を所管している。地域資源の情報発信、子育て情報誌「子育てのたまて箱」の運用も担当している。
- 月に１回「ふちゅう子育て応援団連絡会」（以下、子育て応援団）による子育て会議を開催しており、子育て支援に関わる、または関心がある団体・個人が情報交換を行っている。そこへ保育士、保健師、助産師、市役所内の関連部署等が参加している。
- 「子育て応援団」は地域の情報をよく知っているため、地域資源の開拓に当たっては、「たっち」や「子育て応援団」と一緒に行っている。
- 別途、利用者支援事業の実施施設による地域連携会議を２か月に１回開催して保育コンシェルジュの活動等を共有しており、地域の情報が集約される場となっている。運営は「たっち」に依頼しているが、母子保健係、相談担当の両者とも参加している。
- 保育所においても、在園児や保護者の特徴、ひろばの保護者の特徴等を見て、気になることがあれば情報提供してもらっている。
- 地域子育て相談機関は、令和７年度より、地域子育て支援センター「はぐ」（市内４カ所、公立保育所に併設）が担う予定。地域子育て支援センターは最終的に６か所となる予定である。

【不足している地域資源】

- 児童育成支援拠点事業を担ってくれる団体を探している。児童の居場所の取組が弱く、調布市内の居場所を紹介している。フリースクールはあるものの、比較的大きな事業者でなければ対応できないため、確保が難しい。
- 「たっち」の取組は充実してきたものの、「地域のおせっかい」な役割を果たしてくれる人もいるとよい。自主グループが活発になるとよいが、できては消えてという状態にある。
- 世代間で交流できる場が少ない、こどもも保護者も、世代を超えて交流の場が充実するとよい。

v.要保護児童対策地域協議会の運営

【各種会議の設置状況】

- 代表者会議は年１回、実務者会議は年３回、開催している。実務者会議は、乳幼児会、児童生徒会、全体会の部会制をとっており、児童生徒会には学校も参加する。
- 令和５年度の個別ケース検討会議の開催回数は 151 回（SV の助言 12 回を加えると 163 回）。
- 個別ケース検討会議以外に事例検討会を 12 回開催している。１回当たり２事例程度を検討する。

【取組内容・工夫点】

- 実務者会議では、現場の問題を話し合うことが多い。事例検討、ケース報告で終わりたくないと考えている。特定妊婦の支援方法を検討したり、その時々のトピックを話し合ったり、ケースの進行管理を行う。
- 代表者会議は要対協での年間の進め方等を共有している。

【課題と改善に向けた方策、成果】

- 関係機関から会議での発言が少ない。発言してもらえるように「この内容について説明してもらいたい」「このことについてコメントをいただきたい」等、事前に連絡をしている。
- 実務者会議では市内の全ケースを出しており、学校の参加がないと、該当のケースの検討ができない。気になるケースはこちらから提示して、どうなったらよいか等を一緒に検討する。
- 新しい保育所や病院では、要対協といっても情報をもらえないことがあり、個別に要対協の説明を行う。

vi.その他の取組

【特定妊婦への支援】

- 妊娠期のケースをＡ～Ｄのランクに分けており、Ａは特定妊婦、Ｂは妊娠期に見守りが必要な人、Ｃは産後の新生児訪問で丁寧に見る必要がある人、Ｄは通常の妊婦としている。
- 母子健康手帳交付時の面談時の情報から母子保健係でＡ～C ランクに該当する妊婦を検討し、その後合同ケース会議でＡ（特定妊婦）を確定している。面談のみでリスクの判断をすることは難しいため、相談担当（児童福祉機能）も含めた会議での判断を踏まえ、特定妊婦として確定させる。Ａ（特定妊婦）としたケースは相談担当が全て受理する。
- 支援が必要な妊婦は幅広く特定妊婦と捉えており、養育困難や児童虐待のリスクが低い妊婦も特定妊婦（Ａ）としての受理対象としている。虐待だけではなくひとり親や若年のケース等、妊娠

中から保健師が関わった方が良いケースは特定妊婦（A）としている。

- これによって、相談担当が直接支援しない場合でも、児童福祉の視点を含めた進行管理（相談担当や児童相談所の関与の可否の検討、児童相談所への速やかな援助要請等を含む）が行われ、両部門で情報共有をしながら予防的支援を行うことができている。あわせて、相談担当が妊娠期の支援方法を理解することにもつながっている。
- 合同ケース会議では、全ての妊婦台帳を共有しており、参加機関からの情報を踏まえてＢ～Ｃのランクについてもランクを変更する場合もある。１回目の妊婦面談を行った後、その後の支援をどうするか検討する中で、途中からＡ（特定妊婦）になる場合もある。
- 特定妊婦については、前述の通り、妊娠７か月の時点で再アセスメントと支援方針の検討を行っている。母子保健係、相談担当の係長・主査で、お互いに対応ができているか、見直しが必要かどうか等を話し合う。
- Ｂランクの妊婦のモニタリングは電話で行っており、体調等をみて複数回電話をする人もいる。

【台帳・情報の管理】

- こども台帳と妊婦台帳を母子保健係と相談担当が確認できる共有フォルダに置いている。名前、生年月日、町名、受理日、主訴、初期対応の状況、今後何を行うか（いつ頃訪問するか）等が簡潔に記載されている。保育支援課地域支援担当へ合同会議のデータを共有している。
- 別途、相談システムもあり、ケースの状況に応じて、詳細な相談記録を入力する。会議内容も記録として残し、担当が出席できなかった場合は、相談システムより確認する。
  進行管理は係長が行っている。
- 母子保健のシステムは開発中である。現在は、共有フォルダ上に Word で記録を残している。
- 標準化に向け新しく導入される健康管理システムに経過記録が入る予定。

③ こども家庭センターの設置や機能強化に向けて必要な支援

- 実践ポイント集では、新人職員向けのエールが欲しい。
- 母子保健担当が虐待等の対応に慣れていないと、児童福祉担当に任せきりになりがちなため、困難ケースに対し母子保健で何ができるのかを明確に書いてもよいだろう。相談対応で、健康面の対応ができていないということが見えてくるかもしれない。
- 健康問題では、例えば、体重が増えたか、ミルクを飲めているか等があるが、児童福祉のみだと、その情報が抜けてしまったりする。また、虐待に関連して、保護者の精神疾患に気づくことができるか等もあり、精神疾患では保健師の対応が必要となる。こどもの特性や発達等も母子保健の担当だろう。

第 IV 章 実践ポイント集の作成

1. 実践ポイント集の概要

(1) 作成の目的

第Ⅰ章で示した通り、令和４年児童福祉法改正によってこども家庭センターには、従来業務の他に、サポートプランの作成・活用や、新設された家庭支援事業のサービス活用等の新たな業務が規定された。こうした主要業務、特に新たに求められる業務については、全国のこども家庭センターに向けて、取組の工夫やノウハウの共有を図る必要があると言える。

実際に、本事業で実施したアンケート調査においても、センターの運営や機能強化に向けて都道府県や国から提供してほしい情報や支援として、「サポートプランや支援計画等の記録作成を効率化するための工夫や取組事例」(71.5%)、「こども家庭センターの体制・業務・事業の構築や運営などに関する他自治体の取組事例の提供」(58.8%) の回答割合が高く、取組事例を横展開することへのニーズは高いことがうかがえる。

こうした背景を踏まえ、市区町村がこども家庭センターの役割や支援の意義を改めて理解した上で、体制整備や主要業務の実践等に役立つポイントを取りまとめた「こども家庭センターの業務に関する実践ポイント集」を作成した。なお、本資料は、第Ⅱ章に示したアンケート調査結果、第Ⅲ章で示したヒアリング調査の結果をもとに、検討委員会での協議を経て作成している。

(2) 本資料の構成

① 主な読み手・活用方法

主な読み手として、市区町村のこども家庭センター等の職員 (設置運営に関わる担当者だけでなく、現場の支援者を含む) を想定している。特に、以下のような課題感を抱える市区町村に向けた情報提供を主眼に置いた。

- ✓ センター未設置で、必要な組織運営や新たに付加された業務の具体的なイメージを十分に描けていない市区町村
- ✓ センターは設置したものの、既存の取組･業務や会議体から何を変えたらよいか・強化したらよいかなどを検討している市区町村
- ✓ センターで行う取組の意義や内容について、職員全体で意識合わせがしたいが、きっかけが掴めていない市区町村

また、都道府県がこども家庭センターの設置意義や機能等を理解し、市区町村業務を支援していくことも重要であるため、市区町村支援に関わる都道府県職員（市町村支援児童福祉司を含む）が読み手となったり、管内市区町村向けの研修や説明等に本資料を活用いただくことも想定されるほか、関係機関職員がこども家庭センターの役割や業務の理解を深める資料としての活用も想定される。

② 資料構成

本資料は、大きく分けて、こども家庭センターの概要や市区町村が行う支援の意義等について解説するパート（「Step1　理念を知る」）、センターの人員体制やフロア等に関する工夫について取り上げるパート（「Step2　体制を知る」）、主要業務の内容を解説するパート（Step3　業務を知る）の３つ

から構成されている。

そのうち「Step3　業務を知る」にて取り上げる業務は、「サポートプランの作成・手交」「両機能による一体的支援（合同ケース会議等）」「家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置」「地域資源の把握・開拓」「要対協の運営、多機関協働」の５つのカテゴリとした。

なお、「Step2　体制を知る」と「Step3　業務を知る」の各ページにて取り上げる内容は、以下４つの観点から選定し、具体的な解説については、「こども家庭センターガイドライン」や本事業にて実施した調査結果を踏まえ記載している。

✓　重要性を改めて伝えたい取組・内容
✓　誤解されやすい取組・内容
✓　市区町村から質問が寄せられることの多い内容
✓　ヒアリングで好事例として出てきた取組・内容

2.　実践ポイント集（本編）

実践ポイント集の本編については、次項以降を参照されたい。

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」

こども家庭センターの業務に関する実践ポイント集

令和7年3月
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。

はじめに

本ポイント集について

本ポイント集の目的

■ 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、市区町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされています。

■ 本ポイント集は、全国のこども家庭センター職員のみなさんが、センターの設置・運営に関して、あるいはセンター業務を行う上で感じるお悩みに対して、実践のポイントとなる点を取りまとめたものです。

■ 本ポイント集の特徴は、アンケートやヒアリングで聞いた現場の実践例を掲載していることです。
ぜひ、解説だけではなく、他市区町村の支援の工夫をご覧いただき、実践のヒントとしてお役立てください。

主な読み手・活用方法

■ 以下のようなお悩みを持つ、市区町村こども家庭センター等の職員の方を主な読み手として想定しています。

- センター未設置で、必要な組織運営や新に付加された業務の具体的なイメージを十分に描けていない
- センターは設置したが、既存の取組・業務や会議体から何を変えたらよいか・強化したらよいかなど検討している
- センターで行う取組の意義や内容について、職員全体で意識合わせがしたいが、きっかけが掴めない

■ ご自身の実践に役立てるためにお手元で参照したり、センター職員同士で読み合わせを行うことで、センターの主要業務について理解を深めることができます。

■ そのほか、市区町村業務の支援に関わる都道府県職員の方が、市区町村向けの研修や説明等を行う際の資料として活用したり、関係機関のみなさんがこども家庭センターの業務理解を深める資料としても活用いただけます。

本ポイント集の構成

■ 本ポイント集の構成は、以下の通りです。

Step1 理念を知る

P8～

1. こども家庭センターにおける支援の考え方

- こども家庭センターの概要や期待される役割、従来から強化されているポイントなどを解説します。

Step2 体制を知る

P21～

2. こども家庭センターの体制構築

- センターの人員体制の整備や建物・フロア、一体的支援の体制に関する工夫などを解説します。

Step3 業務を知る

3. サポートプランの作成・手交 P38～

- サポートプランの作成対象や活用方法、様式例などを解説します。

4. 両機能による一体的支援（合同ケース会議など） P60～

- 参加者、協議対象、進め方の工夫などを解説します。

5. 家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置 P71～

- 家庭支援事業の活用促進、利用勧奨・措置の流れなどを解説します。

6. 地域資源の把握・開拓 P83～

- 地域資源の把握や開拓の進め方などを解説します。

7. 要対協の運営、多機関協働 P92～

- 要保護児童対策地域協議会（要対協）の会議や進行管理の工夫、関係機関との連携のポイントなどを解説します。

本ポイント集で紹介する事例について

自治体名	人口	0～18歳未満人口	2（体制）	3（サポートプラン）	4（一体的支援）	5（家庭支援事業）	6（地域資源開拓）	7（要対協・連携）
長野県阿智村	5,931	951	●	●		●		
福井県高浜町	9,637	1,389	●	●			●	●
宮城県涌谷町	14,480	1,590		●				●
秋田県仙北市	23,230	2,339		●	●	●		●
福島県喜多方市	42,046	6,126		●	●	●		●
千葉県袖ケ浦市	66,041	10,782		●	●	●		●
茨城県守谷市	70,627	12,456		●		●		●
大分県別府市	112,010	14,276	●					●
三重県伊勢市	119,706	16,401	●			●		●
静岡県藤枝市	140,365	20,806	●		●			●
神奈川県横浜市泉区	151,226	21,077	●	●			●	
東京都府中市	261,080	38,492	●				●	●

（注）並び順は人口による。人口・0～18歳未満人口は令和6年4月1日時点。（※阿智村の0～18歳未満人口は令和6年8月1日時点、横浜市泉区の人口と0～18歳未満人口は令和6年3月31日時点、府中市の人口と0～18歳未満人口は令和6年10月1日時点。）

各事例の詳細を知りたい方は、本事業の報告書もあわせてご確認ください。

活用にあたっての留意点

本ポイント集のご活用にあたって

- 本ポイント集にて紹介している事例はあくまで「ヒント」であり、唯一ある「正解」ではありません。
  解説や事例を参考に、それぞれの市区町村の状況に合った仕組みや運営方法、実践内容を検討してください。
- こども家庭センターの運営に関しては、令和6年3月に「こども家庭センターガイドライン」が作成されています。
  本ポイント集では、ガイドラインと重複する内容はすべてガイドラインのページ番号を掲載しています。
  各項目の詳細を知りたい方は、ガイドラインの該当ページを必ずお読みください。
  ➡ リンクはこちらから：こども家庭センターガイドライン
- そのほか、こども家庭センターに関連する最新の情報は、こども家庭庁ホームページにて公開しています。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。
  著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
  本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。

用語の定義について

- ガイドライン…令和6年3月に国から出された「こども家庭センターガイドライン」を指します。
- アンケート…令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」にて実施したこども家庭センター設置済み市区町村（令和6年5月時点）を対象としたアンケートを指します。アンケート結果の詳細を知りたい方は、本事業の報告書もあわせてご確認ください。

目次

1. こども家庭センターにおける支援の考え方 P8～

こども家庭センターとは？ P9
都道府県の役割 P15
今までと何が変わるの？ P16

2. こども家庭センターの体制構築 P21～

センター長と統括支援員の役割は？ P22
連絡調整や事務の負担を減らすためにできることは？ P24
人材育成（スキル向上）や職員との認識の共有が難しい P26
同一フロアや同一建物にあるとよい機能は？ P30
こどもや保護者が相談しやすいセンターにしたい！相談を促すための工夫は？ P33

3. サポートプランの作成・手交 P38～

こども家庭相談における、支援計画とサポートプランの位置づけは？ P39
なぜサポートプランを作成しないといけないの？ P41
サポートプランの対象になるのは誰？ P44
どのような様式を使えばいいの？ P46
サポートプランの作成・手交までの流れを知りたい P51
関係性の構築が難しい家庭に対して、どのように作成する？ P53
作成後のサポートプランはどのように活用し、見直すの？ P56
サポートプランの意義が職員全体に浸透していない P58

4. 両機能による一体的支援（合同ケース会議など） P60～

両機能の理解を深めるための工夫って？ P61
合同ケース会議は、何について話し合う場？ P64
合同ケース会議には誰が参加するの？ P66
充実した協議を円滑に行うためには？ P68

5. 家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置 P71～

家庭支援事業とは？ P72
家庭支援事業等を充実させるためにはどうしたらいい？ P73
家庭支援事業等をもっと使ってもらうためには？ P77
利用勧奨・措置って実際にどうやるの？ P80

6. 地域資源の把握・開拓 P83～

「地域資源開拓」って何？ P84
地域にどのような団体がいるのか分からない 不足しているサービスが分からない P87
忙しくて地域資源の開拓に手が回らない P89

7. 要対協の運営、多機関協働 P92～

要対協各種会議の運用の工夫が知りたい P93
ケースの進行管理を効果的・効率的に行うためには？ P96
保育部門や教育部門とうまく連携するには？ P99
児童相談所と連携する場面や事例を知りたい P102
関係機関の意識を高め、情報提供を促すには？ P104
その他の関係機関や関係部署との連携について知りたい P106

Step1 理念を知る

1. こども家庭センターにおける支援の考え方

こども家庭センターの目的と役割

ガイドラインP1～5を確認

■ こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的に子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

■ こども家庭センターが担うべき主な役割は、以下の通りです。

- 両機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供する。
- 妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを両機能の専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る。
- サポートプランの活用により、個々の家庭の課題・ニーズを確認し、各家庭の状況に応じた相談対応や、母子保健事業・家庭支援事業等のサービス・地域資源の有機的な組み合わせなど、必要な支援内容を話し合う。
- サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関等のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直しなどの継続的なマネジメントを実施する。
- 地域全体のニーズや既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する資源については新たな担い手となり得る者を発掘・養成し、家庭支援事業等の支援実施を打診するなど、地域資源を開拓する。また、地域資源のネットワークを形成し、機関・団体同士の連携を強め、支援を着実に提供できる体制を整備する。
- こどもの権利等についての普及啓発を行い、こども自身が自分らしく生きていける環境を整える。

こども家庭センターとは？
1．こども家庭センターにおける支援の考え方

こども家庭センター（児童福祉機能）の目的と役割

ガイドラインP1～2を確認

【児童福祉法】 こども家庭センターは、次の業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とされています。（第10条・第10条の2）

すべての市町村が行わなければならない業務

- 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。←令和4年改正で追加
- このほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

こども家庭センター（児童福祉機能）が上記に加えて行う業務 ←令和4年改正で追加

- 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

こども家庭センター（母子保健機能）の目的と役割

ガイドラインP3を確認

【母子保健法】 こども家庭センターは、前ページの業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、次の事業を行うものとされています。（第22条）

- 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと
- 母子保健に関する各種の相談に応じること
- 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと
- 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整を行うこと
- 母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うこと

又は

- 上記すべての事業とあわせて、健康診査、助産その他の母子保健に関する事業（上記事業を除く）を行うこと

市区町村の強みを活かした支援

■ 以上を踏まえ、市区町村が行う支援の特長は、以下のようにまとめられます。（※）

- 児童相談所に比べると住民に身近な存在であり、妊娠届出や各種健診など全件把握の機会がある。
- 様々な子育て支援事業（家庭支援事業等のサービス）や保健・福祉等の各種制度を所管している。
- 様々な関係機関（医療機関・保育所・学校等）と業務的なつながりがあり、連携の仕組み（要対協）もある。
- 上記3点を活かすことにより切れ目のない継続的・包括的な支援が可能である。

（※）こども家庭庁「第5回児童虐待防止対策部会」資料3より引用

こども家庭センターとは？
1．こども家庭センターにおける支援の考え方

こども家庭センターの業務

ガイドラインP5～6を確認

■ こども家庭センター設置によって、母子保健機能と児童福祉機能が一体的な組織となり、子育て家庭に関する相談支援をより充実させることになりました。

■ また、ガイドラインにおいては、こども家庭センターの業務は以下の通りとされています。

■ 従来の子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点が担ってきた業務に加え、サポートプラン作成や地域資源開拓等の新たな業務を行うことを通じて、前述のこども家庭センターの役割を果たしていきます。

地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務	● 状況・実情の把握 ● 母子保健・児童福祉に係る情報の提供 ● 相談等への対応、必要な連絡調整 ● 健診等の母子保健事業（※） ／等
支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務	● 相談、通告の受付等 ● 支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との関係構築 ● 合同ケース会議の開催 ● サポートプラン（または支援計画等）の策定、評価、更新等 ● サポートプラン（または支援計画等）に基づく支援 ／等
地域における体制づくり	● 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握 ● 新たな担い手の発掘・育成、地域資源の開拓 ● 関係機関間の連携の強化 ／等
併せて行うことが望ましい業務	● 要対協調整機関としての業務 ● 地域子育て相談機関の整備に係る業務 ● 家庭支援事業の利用勧奨・措置に係る業務 ● 在宅指導措置の受託に係る業務 ／等

（※）こども家庭センターで実施するかは任意
（注）赤字はこども家庭センターにおいて新たに追加される業務

市区町村に求められる機能

ガイドラインP66～67を確認

■ ガイドラインでは、市区町村に求められる機能として、以下の5点が挙げられています。

① 基礎自治体としての責務

- 基礎自治体として、こどもの身近な場所におけるこどもの福祉に関する支援に係る業務を適切に行う。

② 拠点づくりとコミュニティを基盤にしたソーシャルワークの展開

- 住民に一番身近な公的機関として、誰もが気軽に相談・支援を求められる工夫や雰囲気づくりを行うとともに、常にこどもの権利を意識した対応を行う。

③ 資源をつなぐ役割等

- 多様な地域資源を結び付けて支援を複合的に行うためのコーディネート機能を担う。（妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う体制を整備・運営するとともに、地域の様々な機関をネットワーク化し、その中核としての要対協を運営する。）

④ 地域づくり

- 既存の社会資源だけでなく、資源の育成や開発、こどもの権利を守る地域文化や地域でこどもを育てる文化の醸成を行う。

⑤ 常に生活の場であること

- こどもが生活し続ける場として、こどもを支え続ける。

こども家庭センターとは？
1．こども家庭センターにおける支援の考え方

Column　各自治体のこども家庭センター設置の「ねらい」

■ 国が示すこども家庭センター設置の目的は既に記載した通りですが、自治体の中には、センター設置にあたり、それぞれの状況に応じた独自のねらいを定めている場合があります。

「幸せに子育てができる町」（高浜町）

■ 高浜町では、こども家庭センターの設置にあたり目指すべき姿を職員みんなで検討しました。

■ その中で、親になる準備が整わない、子育てのスタートで幸せを感じられない、つながりと充実感を持った子育てができない家庭がいるといった課題が挙げられました。

■ そこで、町が目指す姿として「幸せに子育てができる町」を掲げ、体制を整えています。

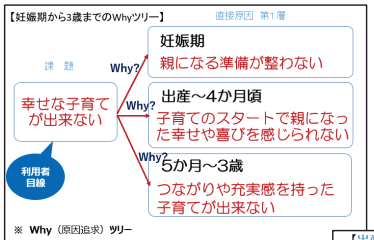

ロジックツリーで課題を整理

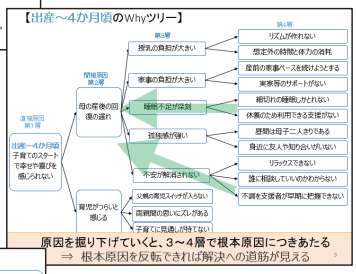

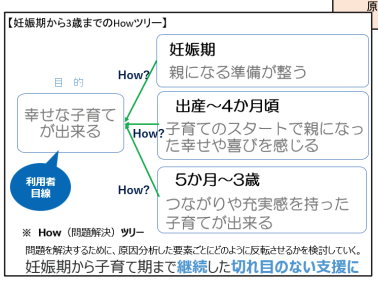

全体を見て、解決策を見出す

高浜町提供

都道府県の役割

Column　都道府県による、市区町村支援の役割

- 児童福祉法第11条第1項第1号では、都道府県は、市区町村の業務の実施に関し、「市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと」とされています。市区町村の機能強化を持続的に進めるためには都道府県による支援が不可欠です。
- 市町村支援児童福祉司（未配置の都道府県・指定都市は配置が必要）との連携・分担を含め、都道府県による市区町村向け研修の企画や機能強化に向けた相談対応・情報提供の充実が求められています。
- 市区町村向け研修の開催等についてお悩みを抱えている都道府県担当者の方は、研修センターによる研修企画者向け研修（右下参照）への参加や、あかしのアドバイザー派遣、子どもの虹の専門相談の活用も有用です。
- 国も、都道府県又は市区町村が実施する市区町村職員向けの研修に係る費用を補助しています。
（こども家庭センター専門性強化事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

こども家庭センター職員

県主催の研修の参加・視察の受入れ

- 県が主催する統括支援員等を対象とした研修会に参加しました。
- センター設置市区町村からの事例報告や市区町村同士の意見交換があり、自分達の実践を振り返る、いい機会になりました。
- また、児童相談所とは、連携強化・相互理解促進のために、児相職員が当市の合同ケース会議の見学に来るなどの交流もあります。

統括支援員指導者・研修企画者養成研修について

- 西日本こども研修センターあかしと、子どもの虹情報研修センターでは、統括支援員の育成（実務研修）を担う都道府県等の研修担当者等が、研修企画に必要な内容や視点等を学ぶための研修を提供しています。
- あかしではアウトリーチ研修、子どもの虹ではオンラインの研修を提供しています。各自治体の状況に応じて、こうした機会も活用しましょう。
- 詳しくは各研修センターホームページをご覧ください。

センター職員の人材育成・スキル向上に向けた実践ポイントはP26へ

今までと何が変わるの？

Column　母子保健機能と児童福祉機能の「一体化」

- センター創設の背景として両機能が別組織であるために連携がされにくかったことなどから、両機能を一体化し、指揮命令系統を一本化した組織とすることで、職員間の意思疎通や情報共有・協議を円滑にする必要があります。
- これを踏まえ、センター設置にあたって機構改革を行い、両機能を担う部署の再編を行った自治体があります。

センター設置にあたり機構改革を実施（伊勢市）

- 令和3年度の子ども家庭総合支援拠点設置時、こども家庭相談係（児童福祉機能）は、本庁舎にある、健康福祉部子育て応援課内にありました。令和5年度に健康福祉ステーションを開設する際、機構改革にともない、こども家庭相談係が、子育て応援課から福祉総合支援センター内に移管されました。
- 健康課では平成28年に子育て世代包括支援センター（ママ☆ほっとテラス）を開設しました。
- 令和5年度からは、こども家庭センターとして、健康福祉部内の福祉総合支援センター（課室相当）内にこども家庭相談係（児童福祉機能）を、同部の健康課内に母子保健係（母子保健機能）を配置。母子保健機能の保健師1名は、児童福祉機能と兼務しています。
- なおこども家庭センター長は福祉総合支援センターのセンター長が担っています。

（前）令和5年以前

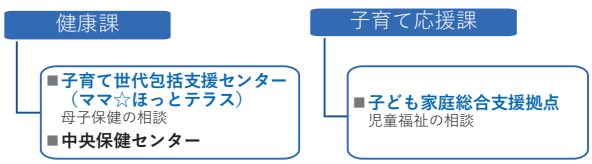

（現在）こども家庭センター設置後

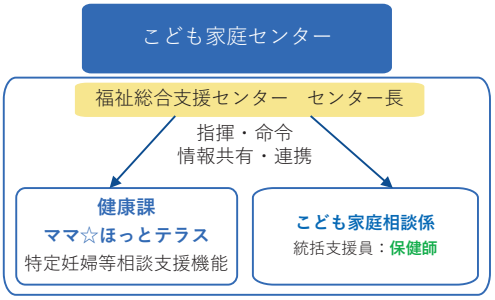

伊勢市提供

Column　母子保健機能と児童福祉機能の「一体化」

■ 一方で、既存の部署は再編せずに指揮命令系統を一本化して1つの組織とし、一体的な情報共有や協議の運用を充実させたり、両部門の業務分担を一部見直すなどして、こども家庭センターを設置した自治体もあります。

課は分かれたまま、保健師と助産師等の異動により連携を強化（袖ケ浦市）

■ 袖ケ浦市のこども家庭センターは、市民子育て部子育て支援課が担っています。

■ センター設置前は、健康推進課にて母子健康手帳の交付を行っていましたが、家庭と関わりを持つ重要な機会であることから、交付に関する業務や妊婦のアセスメント業務を子育て支援課に移管しました。それらの業務を担うため、健康推進課の地区担当保健師等のうち、要保護児童を担当していた保健師1名、妊娠届等の担当であった助産師1名、保育士1名が子育て支援課に異動しました。

■ 子育て支援課に所属する保健師は、健康推進課（母子健康手帳交付・アセスメント以外の母子保健機能）が担う地区担当業務は担わずハイリスク妊婦等のサポートを、助産師は妊娠届出時のアセスメントを担い、健康推進課の保健師や児童福祉機能と一体的支援を実施しています。

（前）子育て世代包括支援センター

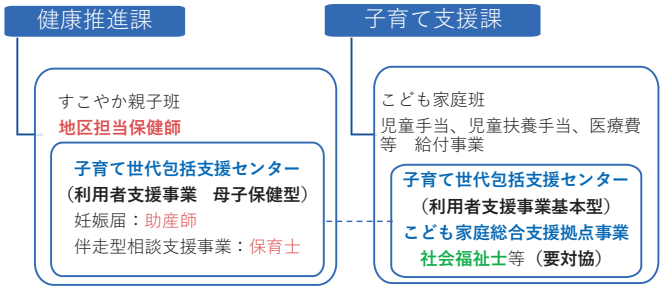

（現在）こども家庭センター

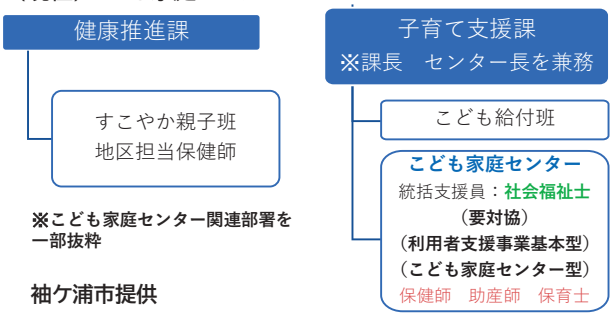

※こども家庭センター関連部署を一部抜粋

袖ケ浦市提供

今までと何が変わるの？
1．こども家庭センターにおける支援の考え方

Column　小規模自治体（町村）における体制充実の例

■ 従来の役割や業務を担う組織から、こども家庭センターに求められる新たな役割や業務も担う組織へ移行するためには、既存職員の人材育成と並行して、人員体制を整備していくことも必要です。

■ 旧子ども家庭総合支援拠点職員の業務量や町での事案発生状況などから人員確保の必要性を役場内で十分に説明・協議し、統括支援員の配置など必要なポストの獲得や人員配置を行っている例があります。

地道な検討や説明を繰り返し、人員ポストを確保（涌谷町）

■ 涌谷町では、元々福祉と保健の各部署が「町民医療福祉センター」としてワンフロアに集約されていました。

■ センター内では児童福祉を担う子育て支援課と母子保健を担う健康課の部署が分かれており、統括支援員（母子保健業務と児童福祉業務の経験者）を配置して両課の一体的支援を進める形で、こども家庭センターを設置しています。

■ 子ども家庭総合支援拠点の設置時から、補助金の活用や、課長・町長への認識を高めるために、業務量や虐待関連事件の発生状況等を「見える化」して、会議等で報告し、専門職の確保につなげました。

■ 令和6年度時点で、児童福祉機能は相談業務2名（社会福祉士1名、元養護教諭1名）・事務職3名（他業務兼務）、母子保健機能に保健師6名・管理栄養士・歯科衛生士を配置しています。

■ 統括支援員は、個別ケースを30世帯ほど担当して児童福祉機能の相談業務を兼務しています。（※）

（※）こども家庭センターガイドライン（P12）では、統括支援員は「専任者として配置することが望ましい」とされています。ただし、例外的に、小規模な町村においては、統括支援員の役割と業務をすべて行っていると整理できる場合に限り、包括的・継続的な支援の達成のため、統括支援員が他の業務を兼務することも差し支えないと考えられます。

Column　小規模自治体（町村）における体制充実の例

■ 会計年度任用職員等を何年かかけて段階的に採用することで人員を確保し、学校との連携など地域ニーズへのきめ細かな対応による予防的支援に取り組んでいる自治体もあります。

開設前年まで複数年かけ、必要な人員を少しずつ獲得（阿智村）

- 阿智村では、こども家庭センターを教育委員会内に設置しています。
- 令和6年度時点で、正職員は3名ですが、会計年度任用職員を含めると14名の職員がセンターに配置されています。保健師、保育士、教員免許保有者、公認心理師など幅広い専門職が勤務しています。
- 平成28年度に子育て支援室（こども家庭センターの前身）を設置した当初から、子育てに力を入れるという姿勢を庁内外に発信し続け、複数年かけて段階的に人材確保に取り組みました。
  1人の職員に過度な負担がかからないよう、会計年度任用職員を増やしながら人員体制を整えています。
- 教育委員会内にセンターがあり、学校とのネットワークがあることも強みです。令和6年度現在は、元学校管理職と元養護教諭の会計年度任用職員が勤務しています。
- 養護教諭経験者は、保健・健康に関する相談や、カウンセリングにも対応するなど、専門性を活かして活躍しています。

（※）人口・児童人口はP5参照

1. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

Step2 体制を知る

2. こども家庭センターの体制構築

センター長と統括支援員の役割は？

POINT

- センター長は両機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を、統括支援員は実務面のマネジメント役割を担う。
- 統括支援員が、個別支援のスーパーバイズ（専門的な指導・助言）のほか、関係機関や地域資源との連携の中心を担っている自治体もある。

解説

センター長は、両機能の一元的な管理、統括支援員は実務面のリーダーシップを担う

ガイドラインP11～12を確認

■ ガイドラインにおいて、センター長と統括支援員の役割は、以下の通り示されています。

- センター長は、センターの創設趣旨等を十分に理解し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を行う。
- 統括支援員は、センター長の下で、実務面においてリーダーシップを執り、業務マネジメントを担う役割を有する。

統括支援員の役割

ガイドラインP12を確認

■ 特に統括支援員は、以下の4つの役割に留意することとされています。

① 両機能の考え方を引き出した上で、対象者のニーズの全体像を深く汲み取ること
② そのニーズに対して、サポートプランを作成するための助言を行うこと
③ サポートプランの作成にあたっては、教育・福祉・医療等のあらゆる社会資源とも連携する視点を持って助言を行うこと
④ 必要な社会資源の開拓のための助言を行うこと

■ 自治体の中には、対象者への個別支援に関する指導・助言だけではなく、関係機関や地域資源との連携に関する中心的な役割を統括支援員に付与している場合もあります。 地域資源の把握・開拓に関する実践ポイントは第6章へ

センター長と統括支援員の役割は？

事例　センター長が統括支援員を兼務（別府市）

- 令和6年度は、こども家庭課長（事務職）がセンター長と統括支援員を兼務しています。
- 統括支援員の業務としては、母子保健機能が開催するカンファレンス（気になるケースについて議論する会議）や児童福祉機能が開催する受理会議に参加し、スーパーバイズ等を行うほか、合同ケース会議の開催判断やファシリテーション、サポートプランや支援方針に関する指導・助言等を行っています。

ご自身のセンターにおける、センター長と統括支援員の役割を整理してみましょう

事例　統括支援員が地域開拓の中心に（横浜市泉区）

- 統括支援員の職種は保健師で、母子保健・児童福祉の両機能の業務経験があります。
- 統括支援員の主な役割としては、両機能から相談を受けたときの助言や会議への参加、サポートプランの方向性や支援方針に関する指導・助言があるほか、地域資源の把握・開拓を中心的に担っています。
- これまでの地区活動やネットワークづくりに加えて、統括支援員が地域に足を運び、資源の把握や地域の団体との関係調整等を行っています。

統括支援員の声

統括支援員として、様々な地域関係団体やネットワークへ積極的に顔を出し、地域資源の把握やオーダーメイドの個別支援に向けた開拓について検討しています。

連絡調整や事務の負担を減らすためにできることは？

POINT

- 円滑な情報共有のため、サポートプランやケース記録などをデータで共有することも効果的。
- 統括支援員の負担軽減のために、サポート役を担う職員を配置する自治体もある。

解説

記録の効率化や統括支援員業務の軽減が重要

- 対象者のケース記録等が両機能それぞれで管理されている場合、一体的に支援するための情報共有にも手間がかかり、円滑な支援が行われにくくなります。
- 自治体の中には、支援計画等のケース記録を両機能の職員が閲覧できるフォルダやシステム上で管理し、スムーズに情報共有している例が見られます。
- 一体的支援の対象となるケース数や統括対象となる両機能の職員数が比較的多い中核市・指定都市等の中には、統括支援員の補助者を配置し、統括支援員が担う業務マネジメントの一部や地域資源開拓業務などを分担して負担を軽減している場合もあります。
- 統括支援員を、母子保健機能、児童福祉機能の管理職とは別に配置している場合は、両機能の管理職との役割分担について話し合うことも必要です。

事例　統括支援員を補助する保健師の配置（横浜市泉区）

- 横浜市では、統括支援員のほかに保健師1名を配置し、統括支援員の補助的な役割として、共にセンター内の様々な業務に従事しています。
- 具体的には、関係機関との会議体への出席をはじめとする地域資源の開拓・ネットワーク化に関する業務や、個別ケースの支援にあたっても、合同ケース会議の事務サポートも担っています。

連絡調整や事務の負担を減らすためにできることは？

事例　両機能同じシステムで情報を確認（藤枝市）

- 児童福祉機能と母子保健機能が利用しているシステムが同じで、ケースの現状やどのような対応をしているのかを、相互にタイムリーに確認することができます。
- 個人記録については、フェイスシートの書式も含め、両機能がほぼ同一の書式を用いており連携しやすいです。

事例　共有フォルダで台帳を管理（府中市）

- 本市では、こども台帳と妊婦台帳を、両部門が確認できる共有フォルダに置いています。
- 氏名、生年月日、町名、受理日、主訴、初期対応の状況、今後何を行うか（例：いつ頃に訪問するか）などが簡潔に記載されており、必要に応じて、保育担当部門（地域支援担当）に共有し、支援に役立てています。
- 別途、相談に関するシステムがあり、ケースの状況に応じて、詳細な相談記録を入力します。会議内容も記録として残し、担当が出席できなかった場合は、相談システムより確認することができます。

Tips　個人記録の作成・管理に関する工夫

- アンケートでは、サポートプランやケース記録の管理に関する工夫が多数集まりました。
- 以下では、自由記述の一部を紹介します。

◆ センター職員のみが閲覧・活用できるフォルダを作成した。フォルダ内にサポートプランだけでなく、台帳も載せることで、全担当者が、評価日を随時確認できるようになっている。

◆ 全センター職員を、システム上のネットワークでグループ化し、合同ケース会議のスケジュール管理をするようにしている。

◆ サポートプランの作成にあたっては、母子健康手帳交付時に、保健師・助産師と面談し、タブレット上でアンケートを行い、チェックした内容で、各々にあわせたプランを自動で作成するシステムを導入しており、内容を担当者と確認しながら手交している。

人材育成（スキル向上）や職員との認識の共有が難しい

POINT

- センター職員向けの事例検討会や作成したサポートプランについて振り返る機会を作る。
- 市区町村だけではなく、都道府県や民間の事業所等と協働してスキルを高めることも重要。

解説

取組をスタートするときの職員向け研修やミーティングがカギ

ガイドラインP13～14も参照

- ガイドラインでは、センター長は、業務理解や各分野の知識の向上に向けて、両機能合同の研修や事例検討会を企画する等、職員の質の向上に努めることとされています。
- 自治体の中には、定期的なミーティングを設け、支援で大切にすることなど支援の目標・理念を共有したり、作成したサポートプランについて職員同士でアドバイスし合う機会を設けている場合があります。
- 特に、センター設置と同時に新たに始める取組については、職員全員でこども家庭センターの設置目的や支援の目標などを話し合って共有し、不安を解消することが重要です。

都道府県や民間と協働した研修、人事ローテーションも

- 自分達だけでスキルアップに取り組むことに不安がある場合や研修企画等のマンパワーが足りない場合は、都道府県（本庁機能、児童相談所）に対し、管内市区町村向けの研修の企画や開催を働きかけることも一案です。
- 管内の児童家庭支援センターやその他の民間団体と連携して研修会や勉強会を企画したり、こども家庭センター機能の一部を児童家庭支援センターに委託することも考えられます。
- また、市区町村内の人事ローテーションにおいては、教育・福祉・保健医療等（成人の保健福祉に関わる部署含む）の業務経験者をセンター職員として積極的に配置することも、支援の質を高めるためには効果的といえます。

事例　月1回のミーティングで事例検討を行い、両機能が互いにアドバイス（別府市）

- 合同ケース会議とは別に、こども家庭センターミーティングを月1回開催しています。
- 統括支援員が進行役を務め、両機能の担当係長、職員、ヤングケアラーコーディネーター、児童家庭支援センターを運営している社会福祉法人（夜間・休日の対応などこども家庭センターの児童福祉機能の一部を委託）の職員が参加しています。
- 予定の共有等の議題のほかに、両機能と法人が、毎月持ち回りで事例検討を行ったり、職員の資質向上のために研修を行ったりしています。
- 事例検討では、ホワイトボードにジェノグラム等を書いて意見交換を行っており、ケースの対応方法などについて互いにアドバイスをしています。
- そのほか、センターミーティングでは、実際に職員が作成したサポートプランを見ながら、対象者とのやりとりや、そこで難しかった点などについて話し、他の職員からの意見やアドバイス等を共有しています。

センターミーティングの様子（別府市提供）

実践のPoint

実際に作成したサポートプランを両機能が一緒に振り返ることで、対象者への声かけの方法や、よりよい作成の進め方について、他の職員が学ぶ機会にもなっています。

？人材育成（スキル向上）や職員との認識の共有が難しい　2．こども家庭センターの体制構築

Tips　センター職員向け研修のアイデア

- アンケートの自由記述では、研修のテーマについて以下のようなアイデアや工夫が挙げられました。

◆ 担当者でサポートプラン手交のロールプレイ研修を実施予定。
◆ 両機能で統括支援員基礎研修の動画を一緒に視聴。その後、こども家庭センターの職員の立場として事例検討を実施。
◆ 合同ケース会議の時間内に、「センターの役割」「サポートプラン作成について」「脳の仕組みと虐待の関係」等、両機能共通する内容の研修を行った。
◆ ヤングケアラー支援研修、両機能の事業の理解のための協議の場を開催。児童虐待予防のためのアセスメントシートの研修も開催予定。
◆ 要対協が主催する児童虐待防止関連の研修に母子保健担当者が出席している。

Tips　都道府県や民間との連携の工夫

- アンケートでは、外部機関を巻き込んで人材育成を行っている例も多くみられました。

◆ 2年間を1クールとして児童相談所との人事交流を実施。
◆ 児童相談所と、年間6回程度合同研修を行っており、面談対応の基本、市内関係機関の役割についての学習、心理検査などテーマを設けて研修を行っている。
◆ 要対協の構成員やその他関係する機関を対象にした支援者向け研修会を実施している。

参考：こども家庭ソーシャルワーカーについて

- 令和6年4月から、「こども家庭ソーシャルワーカー」という、新たなこども家庭福祉分野の認定資格が創設されました。
- 資格の取得を通じてセンター業務に有益なスキル向上が期待されることから、ガイドラインでは、同資格を積極的に取得し、資格取得者を養成することが望ましいとされています。

ガイドラインP13を確認

？人材育成（スキル向上）や職員との認識の共有が難しい

Column　研修センターによる人材育成支援や研修の提供

- 子どもの虹情報研修センターと西日本こども研修センターあかしでは、市町村職員向け研修等に関して、専門的な相談や助言を行っているほか、統括支援員の任用要件である基礎研修（オンライン動画）を運用しています。
- 基礎研修のオンライン動画は、統括支援員だけでなくこども家庭センターのすべての職員に公開されているため、両機能の職員で視聴するなど、人材育成や研修の実施にあたって既存の教材や支援を活用することは有効です。
- また、西日本こども研修センターあかしでは、こども家庭センターに関する知見や実践を有する有識者や自治体職員をアドバイザーとして登録し、こども家庭センターの設置促進や機能強化のための助言や講義など、自治体からの依頼内容に対応したアドバイザーの派遣を行っています。
- 市区町村がアドバイザー派遣（研修講師等）を希望する場合は、市区町村が依頼内容を都道府県に連絡し、都道府県が研修センターに対してメールで派遣を依頼します。都道府県が行う市区町村向け研修にも派遣しています。
- こうした、アドバイザーからの助言・講義等により、職員のスキル向上を進めることも一案です。

【詳しくは、各研修センターHPをご覧ください。】

リンクはこちらから

子どもの虹情報研修センター

➡「専門相談」（研修企画の相談含む）

西日本こども研修センターあかし

➡「こども家庭センター支援事業」（アドバイザー派遣含む）

【都道府県等の研修担当者向け】
統括支援員指導者・研修企画者養成研修について

- 両研修センターでは、統括支援員の育成（実務研修）を担う都道府県等の研修担当者等が、研修企画に必要な内容や視点等を学ぶための研修を提供しています。
- あかしではアウトリーチ研修、子どもの虹では、オンラインの研修で提供しています。各都道府県等の状況に応じて、こうした機会も活用しましょう。

コラム「都道府県による、市区町村支援の役割」はP15へ

？同一フロアや同一建物にあるとよい機能は？

POINT

- 両機能だけではなく、教育部門や他の福祉部門と近接することで包括的支援が円滑に進む。
- お互いの業務を目にする機会が増え、お互いの動き方を理解することにもつながる。
- フロアが近接できない場合は、オンライン会議やグループチャットの活用など、情報共有や連携を促進するための手段があるとよい。

解説

同一フロアにあることで日常的な情報共有や会議の開催も円滑に

- アンケートでは、両機能が「同じ建物の同じ階に立地している」市区町村が、68.2%と最も多いことが分かりました。
- 両機能が近接している場合、時間を要さずに情報共有ができたり、合同ケース会議以外にも、ケースに関する「ちょっとした相談」がしやすくなります。また、お互いの業務や動き方を知る機会にもなり、両機能の業務理解にもつながります。
- 離れた場所に立地している場合でも、オンライン会議やグループチャットなどを活用して円滑に情報共有している自治体もあります。

図表　こども家庭センターの立地（複数回答）

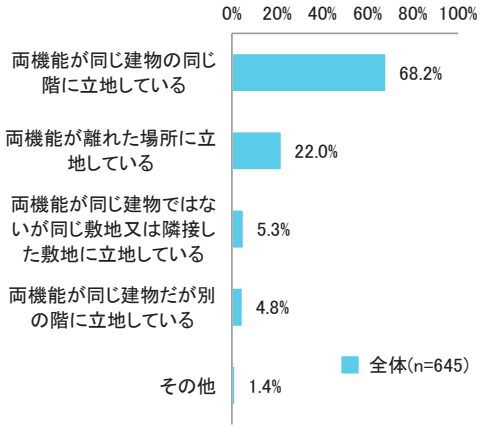

（注）自治体内でセンターを複数設置している場合があるため、複数回答

その他部門との近接により、多部署連携が進む

- 自治体の中には、両機能だけではなく、教育部門や、障害児福祉・高齢者福祉・生活困窮・青少年・DV相談その他の福祉部門と同じ建物内にセンターを設置している例も見られました。
- これによって、学齢期以降の支援や、家族全体への包括的な支援にあたっても連携体制を構築しやすくなるといえます。

？同一フロアや同一建物にあるとよい機能は？

事例　同一フロアで情報共有が円滑化（府中市）

- 両部門の執務室が同じであるため、その場で一緒に支援困難な家庭への対応を相談できることにメリットを感じています。
- 執務場所が分かれていた頃は、電話でのやり取り等に手間がかかっていましたが、現在は気軽に相談できるようになり、情報共有の抜け漏れも減ったと感じています。受理の状況も分かりやすく、お互いに何をしているのかも見えやすくなりました。
- また、児童福祉部門が拒否的な保護者に対応した場合でも、健診の際に母子保健部門が保護者の状況を児童福祉部門へ共有しています。
- また、困りごとがあったら、センター長（統括支援員）と両部門が一緒に検討するなど、柔軟に対応することができています。

事例　同一フロアにある教育部門との連携（藤枝市）

- 教育と児童福祉による支援を一体的に進めるべきという考えのもと、こども家庭センター設置以前から、教育部門と児童福祉機能が同じフロアに配置されています。普段から顔を合わせる関係を作り、コミュニケーションをとるようにしています。
- また、不登校やヤングケアラーの問題にも早期に支援ができるよう、こども家庭センターには教員を配置しています。

教育部門との連携に関する実践ポイントはP99へ

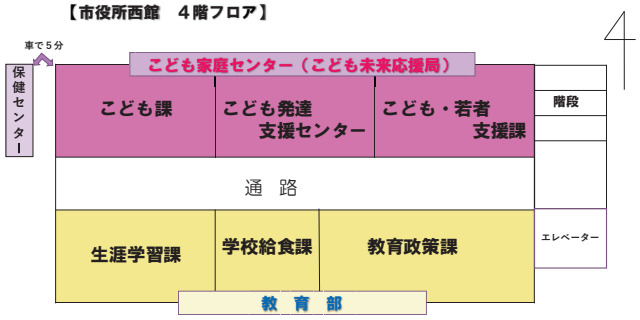

児童福祉機能と教育部門の立地（藤枝市提供）

？同一フロアや同一建物にあるとよい機能は？

2．こども家庭センターの体制構築

事例　同一建物内に、福祉に関する総合支援センターを設置（伊勢市）

福祉総合支援センターよりそい
（伊勢市提供）

子育て支援センター
（伊勢市提供）

相談の様子（伊勢市提供）

- 駅前の再開発ビルの５～７階に「伊勢市健康福祉ステーション」を開設しています。
- ５階には、こども発達支援室（こどもの発達に関する相談窓口）と中央保健センター（健康診査、保健指導、予防接種等）を、６階にはママ☆ほっとテラス（母子保健機能）、子育て支援センター、一時保育室を設置し、ママ☆ほっとテラスでは母子健康手帳の交付や妊娠・育児等に関する相談の受付、情報提供等を行っています。
- 児童福祉機能がある７階には、「福祉総合支援センターよりそい」として、いじめ、女性相談、高齢・障がい者、生活困窮など福祉に関するさまざまな相談も合わせて受け付ける窓口を設けているほか、障がい者基幹相談支援センターも設置しています。
- この健康福祉ステーションの開設により、ママ☆ほっとテラスに来所する人が4倍になるなど、利用者数の増加につながっています。
- また、同施設の８階にハローワークも設置されているため、求職活動中の保護者にも健康福祉ステーションを知ってもらう機会になっています。

こどもや保護者が相談しやすいセンターにしたい！相談を促すための工夫は？

POINT

- 手続きに関する窓口や子育てひろば等を併設し、センター来所時に接点を持ちやすくする。
- 妊娠期からの支援を充実させることで、「困ったときにはセンターを頼る」という意識を醸成することも重要。

解説

こどもや保護者がセンターに来所しやすい・職員を頼りやすい仕掛けを作る

■ こどもや保護者が気軽に相談できるようにするために、センターに子育てひろばや一時預かり等を併設し、遊びに来たときや、手続きをしに来たときに、職員と接点を持ちやすくすることが考えられます。

■ また、自治体の中には、妊娠期や出産前後から使えるサービスを充実させることで、利用前後の相談や申請の機会など妊娠期や産後に保護者との接点を多く持ち、困ったときにはセンターを頼るという意識を醸成させている例も見られました。

■ センターが相談の場として機能するためには、住民に対して、「こども家庭センターがこどもや子育てに関する相談を受け止める」ことを周知する必要があります。センターを「総合相談窓口」として打ち出したり、ホームページをこどもや保護者にとって見やすいものにする等の仕掛け・工夫を行うことも重要なポイントです。

図表　こども家庭センターが実施している取組（複数回答）

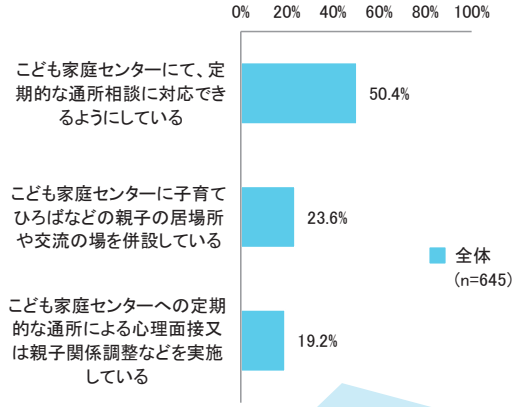

センターで定期的な通所（頻度を定めた継続的な相談面接・心理面接等）による相談に対応できるようにしている自治体は約5割にとどまっている。

こどもや保護者が相談しやすいセンターにしたい！相談を促すための工夫は？

2．こども家庭センターの体制構築

事例　駅近に2つの拠点を設置。健診会場やひろばを併設し、来所しやすいセンターに（府中市）

- 府中市では、令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点と母子保健事業を駅近の商業施設内に移転統合し、子育て世代包括支援センター「みらい」を開設しました。
- 「みらい」では、母子健康手帳の交付等の母子保健事業のほか、乳幼児健診会場を併設しているため、健診の機会に合わせて両部門が保護者との接点を持ちやすくなりました。
- また、「みらい」に近接する商業施設内に、子ども家庭支援センター「たっち」を設置しており、子育てに関する総合相談の受付や、子育てひろば、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています（委託事業）。
- 「みらい」と「たっち」の2つの拠点を設けることで、親子がどちらか行きやすい方に立ち寄ったり相談に来ることができます。
- ひろばへ行ったついでに「たっち」でも相談でき、妊娠届等の手続きや乳幼児健診に行ったついでに「みらい」でも相談できる点はメリットです。

「みらい」のキッズスペース
（府中市提供）

「たっち」の交流広場
（府中市提供）

「みらい」の乳幼児健診会場・待合室（府中市提供）

事例　プレイルームをセンターに併設。充実した産後ケアによって信頼関係を構築（高浜町）

- 保健福祉センターに、こども家庭センター「kurumu（くるむ）」を設置し、地域子育て支援拠点を併設しています。
- kurumu内にはプレイルームがあり、町内のこどもたちの遊び場として活用されています。
- 地域子育て支援拠点は、NPO法人に委託しており、施設内で講座を開催したり、こどもと遊んでいる保護者の話を聞きながら相談に対応するなどの役割を担っています。
- また、高浜町では、妊娠期～産後の事業にて保護者と関わる機会が多く、妊娠出産前後の行政へ相談割合が高いです。
- 何か心配事があれば、町に相談する、解決できる、という意識が住民にも浸透してきています。

高浜町の妊娠・産後のサービスはP85へ

実践のPoint

「kurumuに遊びに来たついでに、相談できる」、「構えて来館しなくてもよい」という雰囲気があるため、職員が声をかけても、保護者からの拒否感は少ないです。

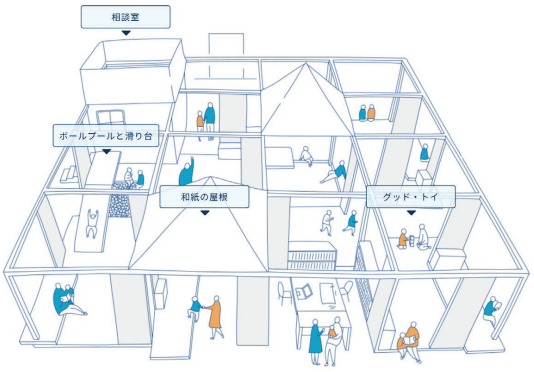

kurumu内のプレイルームの構造（高浜町HP）

kurumu内のプレイルーム（高浜町提供）

？こどもや保護者が相談しやすいセンターにしたい！
相談を促すための工夫は？
2．こども家庭センターの体制構築

事例　こども家庭センター専用の相談室を設置（阿智村）

- 阿智村では、保健センター内にこども家庭センターを開設しました。（教育委員会事務局や民生課、社協等も同建物内）
- センターの2階には、乳幼児健診の会場としても使用している親子交流スペース（こども広場）があるほか、1階の執務室の隣には、こども家庭センター専用の相談室を設けています。
- 相談室には、保健センター側からの入口とは別の入口も設け、誰にも見られることなく相談室に入ることができます。

阿智村保健センター外観（阿智村提供）

左：相談室への入口、右：相談室（阿智村提供）

こども広場（阿智村提供）

2. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

Step3 業務を知る

3. サポートプランの作成・手交

こども家庭相談における、支援計画とサポートプランの位置づけは？

POINT

- サポートプランを活用して当事者と話し、その結果を反映した支援計画に基づく相談支援を展開することが重要。
- サポートプランは、支援方針決定前のニーズや意向の把握、当事者との支援内容等のすり合わせや見直しのタイミングで活用することができる。

解説

要支援児童等のこども家庭相談における基本的な考え方

■ 要支援児童等のこども家庭相談にあたっては、当事者と関係を築きながら、家族や関係機関等からも把握・収集したこども、家族、環境に関する様々な情報に基づいてニーズ等のアセスメントを多角的に行い、必要な支援や関わりを当事者や関係機関等とともに相談・協議して支援内容を決定し、支援を実施した結果を評価して、支援内容の調整や見直しを行います。こうした一連の相談支援プロセスを当事者と協働して進めることが重要です。

■ このプロセスの中で、当事者の意向も踏まえた行政としての支援方針を位置づけるために支援計画を作成します。すなわち支援計画は、アセスメントに基づく課題（支援目標）や、支援内容（関係機関等による支援や連携を含む）を計画し、その上で実施した支援の結果を評価して支援内容を見直し、状況に応じた包括的支援を継続的に進めるために用いるものといえます。

》》こども家庭センターガイドラインP225児童記録票の第6面を参照

■ 一方、サポートプランは、こどもや家族と一緒にニーズや支援内容を話し合う際に活用することができます。サポートプランを活用して把握・相談した内容をアセスメントや支援計画に反映することで、当事者を中心とした効果的な相談支援を進めることに役立ちます。

■ このように、要支援児童等への支援を進めるにあたっては、サポートプランを活用して当事者と話し、その結果を反映した支援計画に基づく相談支援を展開することが重要です。

こども家庭相談における、支援計画とサポートプランの位置づけは？

3．サポートプランの作成・手交

こども家庭相談の流れにおけるサポートプランの活用方法

■ 前ページのような相談支援を具体的な業務に落とし込むと、①相談・通告の受付、②受理会議、③調査・アセスメント、④支援方針・計画の策定、⑤支援の実行、⑥進行管理・支援方針の見直し、⑦終結といった流れがあります。この一連の流れは、サポートプランを作成することが難しい場合においても同様です。

■ これらの業務を進める中で、サポートプランは、こどもや家族と一緒にニーズや支援内容を話し合う際に活用することができます。

■ 具体的には、③調査・アセスメントの段階で対象者のニーズを把握するために活用したり、調査内容を踏まえて、④支援方針・計画を決定する段階で、その内容を対象者とすり合わせるために活用することができます。また、⑥進行管理・支援方針の見直しを行う段階で、サポートプランを用いて対象者の意向を再確認することも有効です。

■ なお、対象者の家庭状況や相談内容、関係機関との連携状況など行政機関が内部的に整理しておくべき内容は、対象者の意向も踏まえて個人記録（調査結果やアセスメント内容、支援計画、児童記録票 等）にまとめ、進行管理していく必要があります。サポートプラン作成のための協働が難しい対象者の場合も、できるだけ対象者のニーズ・意向を把握して支援計画に反映した上で、その計画に基づく支援を調整・実施し、定期的に見直し、進行管理することが重要です。

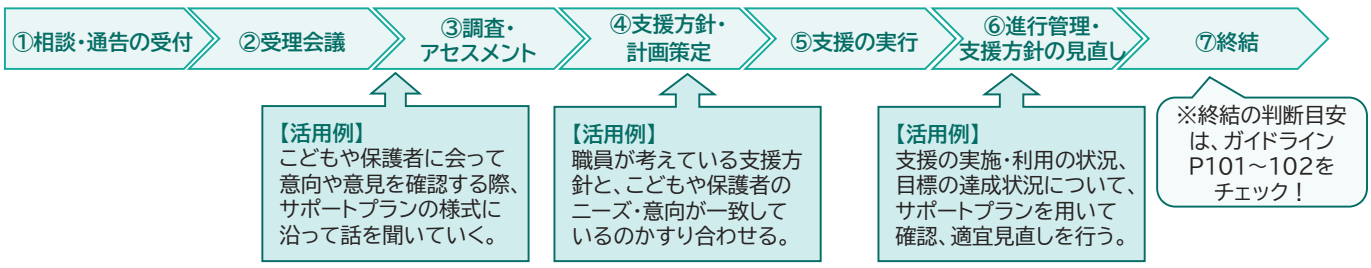

なぜサポートプランを作成しないといけないの？

POINT

- 支援が必要な者へのサポートプラン作成が市町村の義務となった（児童福祉法10条1項4号）。
- サポートプランは、対象者の意向やニーズを把握しながら対象者と対話して作成するもの。作成過程で、対象者とともに支援の目標や内容を話し合い、理解や納得のもとで支援を進めていく。
- 対象者の意向・ニーズを踏まえたニーズアセスメントを行うことで、より的確な支援につながる。

解説

サポートプランは、こどもや家庭の思いやニーズを聴き取り、協働関係を築くツール

ガイドラインP22を確認

■ サポートプランは、当事者ニーズに沿った支援方針を作成する過程で、対象者が自らの課題と支援内容を理解して支援を受け、支援内容の調整や見直しも対象者と話し合いながら計画的に行うため、また、関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施するために作成されます。

■ 作成の過程で対象者との関わりを持つことで家庭やこどもの孤立を防ぐことも目的の1つとなっており、対象者との信頼関係の構築にあたっては、対象者の声を丁寧に聴き取り、こどもの最善の利益の実現という目標に向かう協働関係（パートナーシップ）を築くことが欠かせません。

■ サポートプランは対象者と一緒に考え、作成するものです。サポートプランを埋めて手交することだけを目的とするのではなく、職員と対象者の協働作業を通じて、対象者が理解・納得できる支援の目標や内容を調整し、対象者それぞれの状況やニーズに応じた的確な支援を進めるためのツールとして活用することが求められます。

ニーズに着目した、より効果的な支援の実現

ガイドラインP26を確認

■ サポートプランの様式には、解決すべき課題だけではなく、支援対象者の意向を記載する欄があります。

■ 対象者にとっては、サポートプランの作成を通じて意向やニーズを汲み取ってくれていると感じることで職員への信頼感が高まり、前向きな協働や変化につながりやすくなると考えられます。

■ 職員にとっても、対象者のリスクだけでなくニーズに着目することができ、より効果的な支援を検討できます。

なぜサポートプランを作成しないといけないの？

3．サポートプランの作成・手交

事例　サポートプランは、対象者と支援を一緒に考えるためのツール　（横浜市泉区）

- 横浜市泉区では、サポートプランを対象者と一緒に支援を考えるための「ツール」として活用するという意識を職員と共有しています。
- 作成にあたっては、対象者が「主語」になるようにすること、支援者本位にならないようにすること、あくまで当事者にプラスになる範囲で、支援を無理強いしないこと等を内部で確認しています。

泉区でサポートプランを作成した職員の声

■ こどもや保護者ができるようになったことなど、普段言語化されていなかった気持ちの確認ができました。

■ 以前の自分と比べる時間を持ち、対象者ご本人が自身の成長に気づくことができました。

■ 1年後や3か月後の願いを確認する中で夢が語られ、対象者・支援者双方にとって新しい発見となりました。

Data　サポートプラン活用のメリット

- アンケートによると、多くの自治体が、ニーズ把握やニーズに沿った支援がしやすくなった、対象者への支援内容の説明しやすさや、対象者による支援内容の理解向上につながったと感じています。

図表　サポートプランを活用することのメリット（n=409）

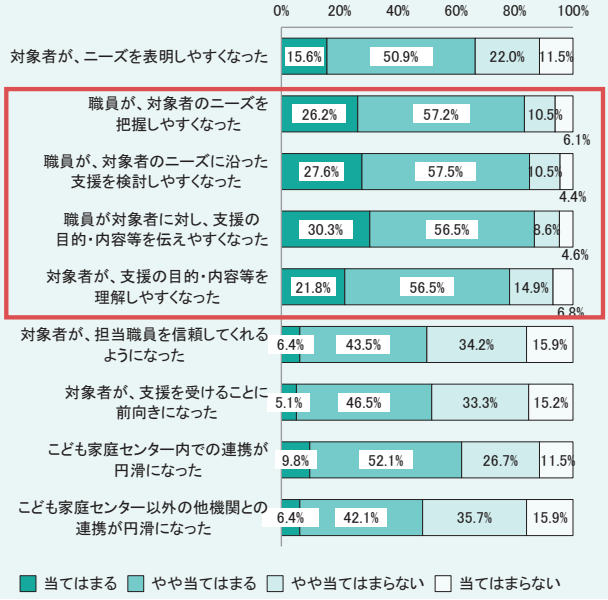

なぜサポートプランを作成しないといけないの？

事例　対象者と目標やサービス内容を共有できる（阿智村）

- サポートプランの作成にあたり、対象者と面談し、聞き取りを行います。
- こどもの場合は、親子同時に面接を行うこともあれば、別室で面談を行い、それぞれから聞いた内容をすり合わせる場合もあります。
- 作成・手交を進める中で、サポートプランを活用するメリットとして、以下のようなことが見えてきました。

✓ 保護者と一緒に目標を振り返ることができる
✓ 利用できるサービスがあることを思い出してもらうきっかけとして活用できる
✓ 困ったときにどうするか、家庭と支援者が一緒に考えることができる
✓ サービス活用の提案がしやすい
✓ 支援方針を関係機関に明確に伝えることができる
✓ こどもが意見を言いやすい

事例　対象者との話し合いが、地域資源を見つめ直す機会にもなる（喜多方市）

- 喜多方市では、要対協登録の全ケースにサポートプランを作成しています。
- 年齢の高いこどもには、直接意向を聞くことで、本人が求めている支援をできるだけ叶えることを目指しています。
- サポートプランを作成することで、自分達の地域にある社会資源を見つめ直す機会になりました。
- 具体的には、子育て世帯訪問支援事業について、当初、家事支援のサービスとして捉えていたところ、対象者と話し合う中で、こどもを学校や居場所へ送迎してほしいというニーズが分かり、送迎サービスとしても活用することにしました。
- サポートプランを作成する中で、対象者のニーズが明らかとなり、自分達の地域にある資源をどのように有効活用するかを考えることができています。

サポートプランの対象になるのは誰？

POINT

- 母子保健機能におけるサポートプランの対象者は、支援プランの作成対象者と同様。
- 児童福祉機能におけるサポートプランの対象者は、要支援児童等だけではなく、支援を必要とする、より幅広い家庭が対象になる。
- 最初の一歩として、サービスの利用者から段階的に作成を進めることも考えられる。

解説

サポートプランの作成対象者の定義

ガイドラインP23～24を確認

■ サポートプランの対象者は、ガイドラインにて以下の通りと記載されています。
- 妊産婦や乳幼児、および乳幼児の保護者等、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要とされる者。
- 「要支援児童等」及び「その他の者」（「その他の者」としては、①特定妊婦・要保護児童・要支援児童に該当しないものの、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する者、②予防的観点から早期の支援開始が必要な者、③一時保護・措置解除後や、在宅指導措置を行っているなど、児童相談所と連携しているケース等が含まれ得る。）

■ つまり、母子保健機能のサポートプランの対象者は「子育て世代包括支援センター」で作成してきた「支援プラン」の作成対象者と同様であり、みずから自分自身やこどもが必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用計画を立てられる方を対象とするセルフプランとは対象が異なります。児童福祉機能のサポートプランの対象者は、要支援児童等だけでなく、より幅広い家庭が対象になります。

まずは、サービスの利用希望者から段階的に作成を進めることも一案

■ 上記を踏まえ、どういった層から作成・手交を始めたらよいか分からないという自治体については、家庭支援事業等の利用者・利用希望者から作成を進めてみることも一案です。

■ サポートプランはサービス利用のためだけに作成されるものではありませんが、センターとしてサポートプランの作成を進めるにあたり、比較的意向を確認しやすい支援対象者（サービス利用者等）から作成を始めてみることも考えられます。

サポートプランの対象になるのは誰？

事例　サービス利用者を中心にプラン作成（仙北市）

- 児童福祉機能で作成するサポートプランは、市の独自事業である療育訓練事業（発達の促進や親子関係構築のために、助言指導や育児相談を行い、保護者と共同して療育訓練に取り組む事業）の利用者や、ペアレント・トレーニング（市事業）の利用者を中心に作成・手交しています。
- これらのサービスを利用している対象者に作成・手交するサポートプランは独自様式としており、年度当初に保護者と面談し、目標を一緒に決めています。
- その他、要対協ケースへのプラン作成も行っていますが、療育訓練事業等のサービスにつながる対象者は、関わりを持った先が見通せているため、保護者と一緒に目標を立てやすく、新しく着任した職員でも、サポートプランを立てやすいです。

仙北市の家庭支援事業等のサービス提供についてはP75へ

事例　カンファレンス・会議で対象者を決定（高浜町）

- 母子保健機能で作成するサポートプランは、母子保健機能にて行うカンファレンスの協議対象者に対して作成しています（別途、全妊婦対象にセルフプランを手交）。
- 児童福祉機能で作成しているサポートプランは、合同ケース会議の協議対象となった人を対象に作成しています。家庭支援事業を利用する人に対して作成するところから始めています。

Tips　サポートプラン対象者の工夫

- アンケートの自由記述で見られた対象者の工夫は以下の通りです。

◆ サービス利用時は、本人からも同意を得やすいので、子育て世帯訪問支援事業を利用するときは必ず作成するように努めている。

◆ 継続的支援が必要な家庭に作成している。ヤングケアラーのいる家庭等は、支援員と心理職の二人で訪問し、支援員は保護者から、心理職は子どもから意向を確認し、サポートプランを立てることで、それぞれ意向を共有できるようになった。

どのような様式を使えばいいの？

POINT

- ガイドライン掲載の様式例をもとに市区町村が各自で工夫して定めることができる。
- 対象者と話しながら自由に書き込める欄を設けたり、一部をチェック方式にする、イラストを掲載するなど、こどもを含む対象者にとって分かりやすい・書き込みやすい様式の工夫が必要。

解説

サポートプランには、①意向、②課題、③支援内容を記載する

ガイドラインP24、参考資料を確認

■ サポートプランの様式は、①支援対象者の意向、②解決すべき課題、③支援の種類及び内容の記載を必須とした上で、地域の実情等に応じて各市区町村が項目を追加・工夫できます。

■ その際、特に追加を考慮すべき項目として、作成日、こどもの氏名、こどもの状況、保護者の氏名、こどもや保護者が気になっていること、こどもや保護者が望んでいること、（それらのうち）保護者がすること、今後利用するサポートやサービスの頻度・時期、サポートプランの見直し時期、関係機関との情報共有についての同意などが挙げられています。

■ ①支援対象者の意向や②解決すべき課題については、自由に話し合いながら書き込める欄を設ける自治体が多いですが、③支援内容の記載のうち利用サービスを選択する部分など、一部をチェック式にして対象者の負担軽減や職員による相談面接の補完を図っている自治体もあります。こどもが自分の気持ちを表現できるようイラスト等を活用するのも一案です。

各自治体のサポートプラン様式集は付録を参照

一体的サポートプランの様式例（こども家庭庁）

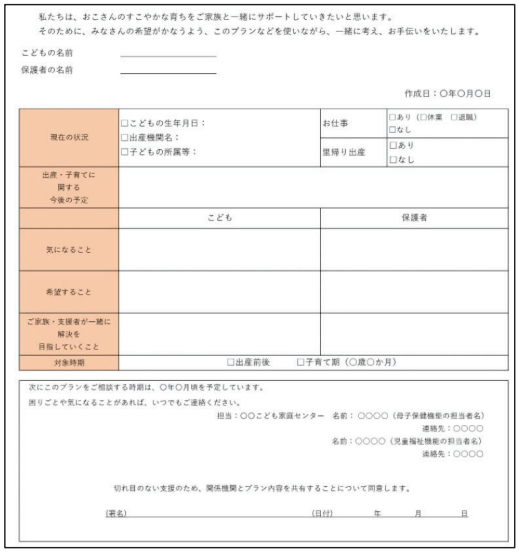

私たちは、おこさんのすこやかな育ちをご家族と一緒にサポートしていきたいと思います。
そのために、みなさんの希望がかなうよう、このプランなどを使いながら、一緒に考え、お手伝いをいたします。

こどもの名前 ＿＿＿＿＿＿
保護者の名前 ＿＿＿＿＿＿

作成日：〇年〇月〇日

現在の状況	□こどもの生年月日： □出産機関名： □子どもの所属等：	お仕事	□あり（□休業 □退職） □なし
		里帰り出産	□あり □なし
出産・子育てに関する今後の予定			

	こども	保護者
気になること		
希望すること		
ご家族・支援者が一緒に解決を目指していくこと		
対象時期	□出産前後　□子育て期（〇歳〇か月）	

次にこのプランをご相談する時期は、〇年〇月頃を予定しています。
困りごとや気になることがあれば、いつでもご連絡ください。

担当：〇〇こども家庭センター　名前：〇〇〇〇（母子保健機能の担当者名）
連絡先：〇〇〇〇
名前：〇〇〇〇（児童福祉機能の担当者名）
連絡先：〇〇〇〇

切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。

（署名）＿＿＿＿＿＿　（日付）　年　月　日

どのような様式を使えばいいの？

事例　対象者と話し合いながら自由に記述する、国の様式例に近い様式（袖ケ浦市）

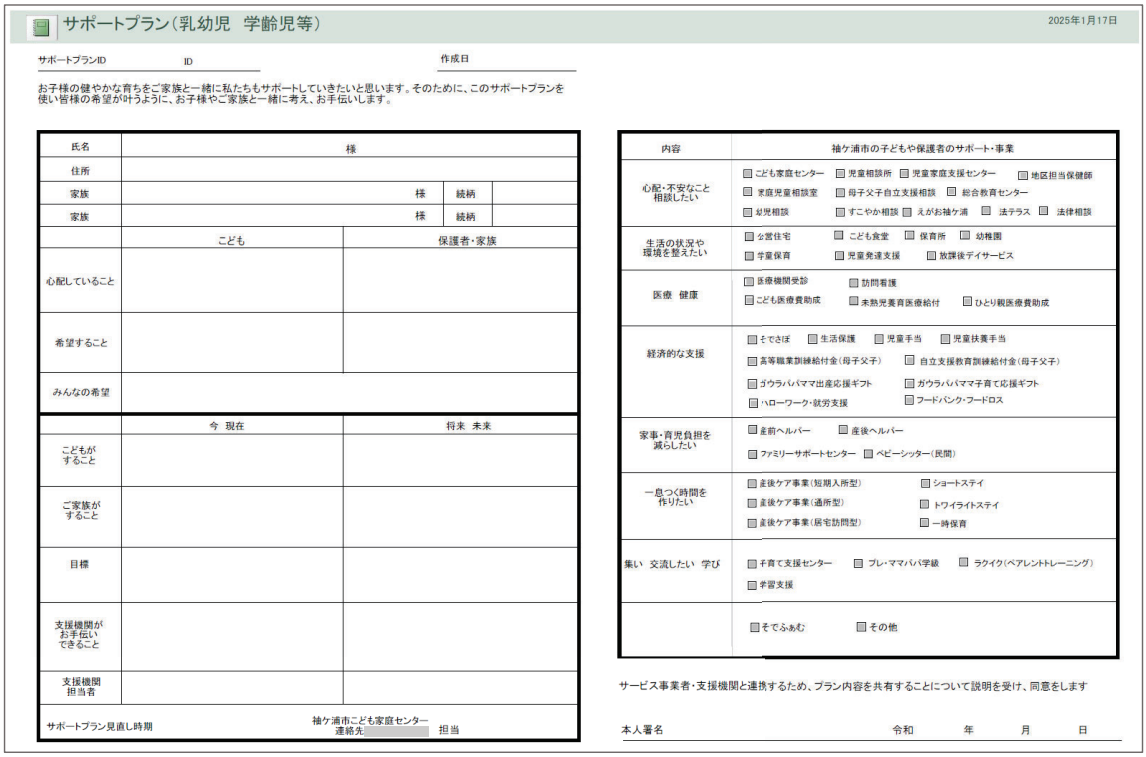

サポートプラン（乳幼児　学齢児等）　2025年1月17日

サポートプランID　ID　作成日

お子様の健やかな育ちをご家族と一緒に私たちもサポートしていきたいと思います。そのために、このサポートプランを使い皆様の希望が叶うように、お子様やご家族と一緒に考え、お手伝いします。

氏名	様		
住所			
家族	様	続柄	
家族	様	続柄	

	こども	保護者・家族
心配していること		
希望すること		
みんなの希望		

	今　現在	将来　未来
こどもがすること		
ご家族がすること		
目標		
支援機関がお手伝いできること		
支援機関担当者		

サポートプラン見直し時期　　袖ケ浦市こども家庭センター連絡先　担当

内容	袖ケ浦市の子どもや保護者のサポート・事業
心配・不安なこと相談したい	□こども家庭センター □児童相談所 □児童家庭支援センター □地区担当保健師 □家庭児童相談室 □母子父子自立支援相談 □総合教育センター □妊児相談 □すこやか相談 □えがお袖ケ浦 □法テラス □法律相談
生活の状況や環境を整えたい	□公営住宅 □こども食堂 □保育所 □幼稚園 □学童保育 □児童発達支援 □放課後デイサービス
医療　健康	□医療機関受診 □訪問看護 □こども医療費助成 □未熟児養育医療給付 □ひとり親医療費助成
経済的な支援	□そでさぽ □生活保護 □児童手当 □児童扶養手当 □高等職業訓練給付金（母子父子） □自立支援教育訓練給付金（母子父子） □ガウラパパママ出産応援ギフト □ガウラパパママ子育て応援ギフト □ハローワーク・就労支援 □フードバンク・フードロス
家事・育児負担を減らしたい	□産前ヘルパー □産後ヘルパー □ファミリーサポートセンター □ベビーシッター（民間）
一息つく時間を作りたい	□産後ケア事業（短期入所型） □ショートステイ □産後ケア事業（通所型） □トワイライトステイ □産後ケア事業（居宅訪問型） □一時保育
集い　交流したい　学び	□子育て支援センター □プレ・ママパパ学級 □ラクイク（ペアレントトレーニング） □学習支援
	□そでふあむ □その他

サービス事業者・支援機関と連携するため、プラン内容を共有することについて説明を受け、同意をします

本人署名　　令和　年　月　日

袖ケ浦市提供

- 作成すること自体が目的にならないよう、国の様式例（児童福祉機能）をベースにシンプルな様式にしました。
- 抱えている問題、強み、これからの意向などを対象者と話し合いながら自由に記述することを想定し、話のきっかけになる項目と自由記述欄を並べています。

3．サポートプランの作成・手交

どのような様式を使えばいいの？

事例　意向、課題、解決策、利用するサービスを横に一覧化（涌谷町）

- 児童福祉機能のサポートプランは、職員間で意見を出し合いながら見直しを進めています。
- その中で、課題と解決策、利用するサービスを順に横目に確認できる様式を作成しました。
- こどもの意向を確認することが重要であるため、こどもと保護者の意向を1つの欄とし、こどもの思いや意向を保護者とともに考える形にしています。
- 裏面には、妊娠期、産後・乳幼児期、児童期それぞれで利用できるサービスを一覧にしています。これによって、母子保健側が児童福祉側のサービスを再認識できるなど、網羅的にサービスを把握できていなかった職員が、利用できるサービスを再認識できるツールにもなりました。

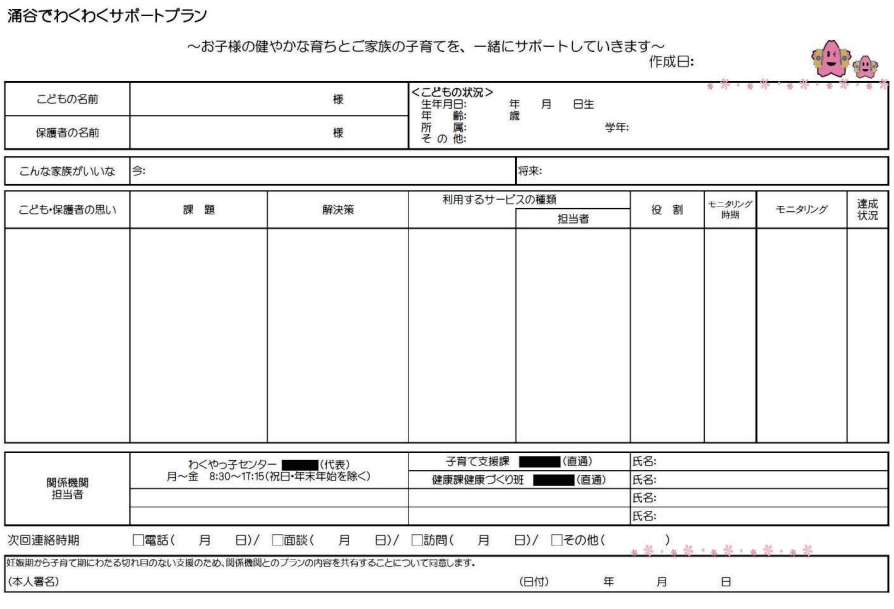

涌谷でわくわくサポートプラン

～お子様の健やかな育ちとご家族の子育てを、一緒にサポートしていきます～

作成日:

こどもの名前	様	<こどもの状況> 生年月日:　年　月　日生 年　齢:　歳 所　属:　学年: そ の 他:
保護者の名前	様	

こんな家族がいいな	今:	将来:

こども・保護者の思い	課　題	解決策	利用するサービスの種類	担当者	役　割	モニタリング時期	モニタリング	達成状況

関係機関担当者	わくやっ子センター ■■■■（代表） 月～金　8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）	子育て支援課 ■■■■（直通）	氏名:
		健康課健康づくり班 ■■■■（直通）	氏名:
			氏名:
			氏名:

次回連絡時期　□電話（　月　日）/ □面談（　月　日）/ □訪問（　月　日）/ □その他（　）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関とのプランの内容を共有することについて同意します。

（本人署名）　（日付）　年　月　日

涌谷町提供

事例　保護者とこどもが、負担なく意向を伝えられるようにする（守谷市）

- 気になることや希望することについて、保護者とこどもによるチェック方式としています。
- チェックリスト記入後、取り組みたいことなどを伺い、短期目標や中長期目標を作っていきます。
- こどもの「きになることリスト」では、今の気持ちに近いイラストを選んでもらえるよう工夫しました。
- 現在の満足度を0～100で確認し、この満足度を少しでも上げていくことを目指してサポートプランを作成しています。

守谷市提供

どのような様式を使えばいいの？
3．サポートプランの作成・手交

Tips　アンケートで集められた、サポートプラン様式の工夫

- アンケートの自由記述では、サポートプランの様式に関して以下のような工夫が挙げられました。

■ 地域資源の一覧化

◆ 子育て支援ガイドブックのURLに飛べる二次元コードを掲載し、社会資源を検索できるようにしている。

◆ 両機能の関連事業だけでなく、こどもや家庭が利用できるあらゆるジャンルの社会資源をリスト化している。

■ 関係機関等との情報共有を進めるための工夫

◆ サポートプランは複写式を用い、セルフプランが掲載されているノートに貼付している。そのノートとサポートプランは関係機関が確認できるようになっており、この仕組みについて関係機関に周知している。

◆ 関係機関に情報共有できるよう、住所、生年月日、かかりつけ医、服薬内容、連絡先を追加した。

■ 親しみやすさ

◆ イラスト等を活用し、受け入れやすい様式にしている。

◆ 質問項目については、こどもや保護者が理解しやすい言葉に置き換えている。

■ 意向を反映させるための工夫

◆ スケーリング（認識や気持ちの数値化）を用いて、現状に対する対象者の認識を確認することで、言語化されていない心情等が反映され、状況の把握やアプローチに役立つことがある。まずはスケーリングから入って、課題やニーズを具体化して行くこともある。

サポートプランの作成・手交までの流れを知りたい

POINT

- 作成・手交することが決まったら、作成の方法について統括支援員と相談・確認することも有効。
- 手交後は、見直し時期について確認するとともに、作成時の本人の様子や作成時に困ったこと、声掛けの仕方などを内部で共有・相談することも効果的である。

解説

対象者の決定から事前準備に関して行うこと

ガイドラインP25を確認

- 母子保健機能・児童福祉機能が各々の対象者に対してサポートプランを作成する場合は、各機能でのアセスメントや会議体での協議結果を踏まえ、作成のタイミングを判断します。
- 一体的支援体制においてサポートプランを作成する場合は、合同ケース会議で両機能による包括的なアセスメントを行い、その家庭のサポートプランをどのように作成するか、タイミングや主担当などを協議・判断します。
- 支援が必要な対象者として作成・手交することが決まったら、対象者との関わり方やどのように作成を進めるかなどについて、事前に統括支援員等と相談・確認することも効果的です。
- なお、家庭訪問等での面談時に支援内容等を対象者と話し合って作成したサポートプランを、その場で手交することも想定されるため、作成から手交までの間の事前の内部決裁等は必ずしも求められていません。
- 各市区町村で、あらかじめ、作成から手交までの流れや内部手続きについて取り決めておきましょう。

作成・手交後は、内部での振り返りも重要

- 作成・手交後は、当日の様子や次回の面談・見直し時期などを記録し、適切な進行管理を行います。
- 併せて、作成時に困った点や対象者への声かけの工夫などを定期的に職員間で共有することで、次回以降の面談や他の対象者へのサポートプランの作成・手交にも活かせる新たな視点を得られたり、職員間の心理的安全が保たれるなどの効果が期待できます。

サポートプランの作成・手交までの流れを知りたい

3．サポートプランの作成・手交

事例　内部での事前準備と振り返り（横浜市泉区）

- 支援対象者が、サポートプランを作成できるタイミングであるか、合同ケース会議で検討します。
- 作成・手交することが決まると、作成・手交の前日までに、センター長、統括支援員、両機能の係長と一緒に、どのような伝え方をするか、一緒に書いて手交するとしたらこのようなイメージか等を、相談しながらシミュレーションします。
- 手交後は、当日中に、センター長、統括支援員、両機能の係長とともに、職員が困ったことや気づいたこと、次回の見直し時期等について振り返りを行います。

職員の声

職員も不安な中で新しく取組を進めているため、手交の前後にセンター長、統括支援員、両機能の係長が手厚くフォローしています。

事例　支援に応じて手交、統括支援員が随時確認（袖ケ浦市）

- サポートプランの作成対象者については、合同ケース会議で諮っています。
- サポートプランの作成にあたっては、まず、職員が対象者との間で紙面の様式をもとに話し合い、その内容を踏まえてシステム上でプランを作成します。
- プランはすべてシステムで作成・管理しており、センター職員は誰でも、作成されたサポートプランを確認できます。
- 作成されたプランは統括支援員が随時内容を確認し、例えば「自分だけで頑張っていく」等の記載にとどまる場合は他に考えられる具体的な支援内容などを助言し、その後、対象者に紙で手交します。
- 手交後、対象者から署名をもらったサポートプランを月ごとにまとめて起案し、こども家庭センター長に報告・共有するほか、健康推進課（母子保健機能）にも合議を取っています。毎回事前に決裁することを求めるとプラン作成が目的化しやすいため、事後報告としています。

関係性の構築が難しい家庭に対して、どのように作成する？

POINT

- 信頼関係を築くためには、支援者の傾聴・共感・承認の姿勢が重要になる。
- 支援拒否や援助希求が乏しい場合であっても、対象者から困り感が聞かれるタイミングなど、作成のタイミングを見極めることが必要。

解説

対象者との関係を構築するために、支援者に求められる姿勢

ガイドラインP25～27を確認

■ サポートプランは対象者との協働関係をもとに作成することが求められます。

■ そのため、対象者との関係構築に向けては、傾聴・共感・承認の姿勢が重要になります。特に児童福祉機能では、**「あなたの希望は何ですか？」「希望を実現するために手伝えることは何ですか？」**などの質問を通して、対象者の思いや困りごとを丁寧に聴き、児童福祉に限らず生活上のニーズに応える姿勢を示すことなどが考えられます。

■ なお、サポートプランはニーズの把握を入口に作成されるものですが、直近の課題を解決するためのサービス利用だけでなく、「こうありたい」という対象者の願いを共有し、支援の方向性について一緒に考えることが重要です。

支援を拒否している場合や援助希求が乏しい場合の働きかけ

■ 対象者が支援を拒否している場合や援助希求が乏しい場合であっても、信頼関係の構築に向けた働きかけを行いながら、対象者から困り感が聞かれたタイミングでプランの作成について提案するなど、アプローチを続けながら作成のタイミングを見極めることが重要です。

■ 実際に作成する際には、何のために作成するのかなどを丁寧に説明し、対象者の不安を和らげることも大切です。

■ なお、サポートプラン作成の同意が得られない場合は、可能な限り対象者のニーズの把握を行い、内部の支援計画等に反映させて支援を進めることが求められます。

53

3．サポートプランの作成・手交

関係性の構築が難しい家庭に対して、どのように作成する？

Tips 対象者との関係構築やサポートプラン作成への同意取得・本人参画に向けた工夫

- アンケートの自由記述では、対象者との関係性構築に関して、以下のような工夫が挙げられました。

■ 作成のタイミング

◆ 妊娠届出時や健診時、家庭訪問時など対面でゆっくり話ができる時間を活用する。

◆ 母子健康手帳交付時や産後ケア事業の利用申請時など、妊産婦の困りごとを解消できるタイミングを活かして面談を行い、サポートプランを作成している。

◆ 作成・手交を目的とすると対象者の思いとの相違が生じるので、面談時の記録・整理として自然な流れで作成している。

■ こどもからの聞き取りの工夫

◆ こどもともコミュニケーションを取り、リラックスした雰囲気で気持ちを聞くようにしている。

◆ こどもと面談を行う際は複数名で対応し、話の意図を多視点で検討できるようにしている。

◆ こどもの帰宅時間に配慮して夕方に訪問する。

■ 声かけや働きかけの実際・その他

◆ サポートプランを作成する際の面談時には、「今日はいつもと違う感じでお話を聞くね」と対象者に声をかけ、1時間半程度じっくり時間をかけて話を聞く。

◆ サポートプランを持っていった際、「要らない」と言われた場合も、「使えるサービスがこれだけあるから良かったら見てくださいね」「この家庭のために何ができるか考えたんです」と伝えて手渡している。

◆ サポートプランがどのようなものかを対象者に説明する用紙を作成・使用している。

◆ 偏見にならないように、サポートプランは「子育て世帯みんなが活用するもの」と、対象者だけでなく関係機関にも機会があるごとに伝える。

◆ 生活状況やこども・保護者のニーズの聞き取りが難しい場合は、ベテランの相談員が同行する。

54

関係性の構築が難しい家庭に対して、どのように作成する？

事例　対象者の困りごとを一緒に解決していくことを伝える（守谷市）

- サポートプランについて対象者と話し合うときは、優先順位をつけ、保護者にとって困り感がある大変な部分から、どう取り組んでいくのがよいかを考えています。
- 「一緒に解決していこう」と伝えつつ、まずは2か月くらいでと、短期目標を作成します。
- 保護者が、人間関係のことや金銭面等も含め本当に困っていることを把握できると、それを切り口にして、サポートプランを作成しやすくなります。
- サポートプランは、行政から一方的に作成しても上手くいきません。保護者の困り感を受け止めつつ、保護者が前向きな気持ちになれるよう持っていくことが重要であり、職員のスキルアップが必要です。

現在行っている支援の中で、対象者の意向をどのように聞いていますか？
対象者と一緒にサポートプランを作成するにあたり、どのような声かけができそうでしょうか？

作成後のサポートプランはどのように活用し、見直すの？

POINT

- サポートプランの作成後は、支援の実施状況を適切に管理し、支援結果を踏まえた評価と支援の見直しを行うことが重要。
- 対象者から同意が得られた場合は、サポートプランの内容を関係機関とも共有することで、対象者のニーズに合った一貫した支援を包括的に行うことにつながる。

解説

サポートプランを活用し、支援結果の評価と見直しを行う

ガイドラインP27を確認

■ アンケートでは、要対協に登録しているケースのサポートプラン見直しの頻度は「3か月以内に1回」という回答が4割と最も高い結果となっていました。このように、要支援児童等に該当し、支援の継続が必要と判断される場合には、支援の目標や内容を対象者と話し合い、サポートプランを更新する必要があります。

■ 要支援児童等でないケースや母子保健機能のみでサポートプランを作成するケースも同様に、継続的な支援の必要性が認められた際や、対象者の状況の変化が生じた際は、支援の引継ぎやサポートプランの更新が必要です。

■ センターの役割の1つには「変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメント」があります。支援の実施状況を適切に進行管理し、支援結果を踏まえた評価と見直しを行うことが求められます。

必要に応じて、関係機関との情報共有・連携を

■ なお、支援結果を踏まえた評価や支援内容の見直しを行う際は、対象者と関わりのある民間団体を含め、連携する関係機関等の意見を十分に踏まえることも重要です。

■ サポートプラン上で関係機関との情報共有について対象者から同意が得られた場合は、サポートプランの内容や対象者の意向を共有することで、対象者のニーズに合った一貫性のある支援を包括的に行うことにつながります。

？作成後のサポートプランはどのように活用し、見直すの？

Tips サポートプランの進行管理や活用の工夫

- アンケートの自由記述では、サポートプランの管理や活用方法について、以下のような工夫が挙げられました。

■ 進行管理の工夫

◆ 合同ケース会議で設定されたサポートプランの評価日を統括支援員が管理し、適切に評価できるようにしている。

◆ サポートプラン作成から手交、アセスメント時期の設定について、両機能で協議し、フロー図を作成した。児童福祉が主となり、両機能のサポートプラン管理担当をつくり、進捗管理を行っている。アセスメント時期を見逃さないよう、データで管理している。

◆ サポートプラン原本をケース記録に綴り、随時、記録も合わせて統括支援員と共有している。ケースごとの見直しのタイミングについては、担当だけでなく係長も管理している。サポートプラン記録用紙に見直し時期を明記している。

◆ サポートプランの管理者が更新時期を示した一覧表を作成し、更新月には各々ケース作成担当者に声をかけ調整している。

■ 合同ケース会議の活用

◆ ケースの主担当が変更となるとき、両機能で支援が必要と考えられたとき、片方のみで対応しているケースでもう一方の過去対応状況等の情報が必要になったときなど、合同ケース会議を開催して認識共有を図るようにしている。

■ 関係機関との情報共有

◆ 保育園に通っているこどものサポートプランについては、保護者の同意を得てから保育園にも共有し、家庭と保育園で一貫した対応が行われるようにしている。

◆ 対象者が学齢期以降のこどもの場合、サポートプランを学校と共有し本人の困りごとやニーズを共有している。

◆ 子育て世帯訪問支援事業は、委託先のサービス提供事業者の個別支援計画とサポートプランに齟齬がないよう共有している。

？サポートプランの意義が職員全体に浸透していない

POINT

- サポートプランの作成・手交にあたっては、「サポートプランで大事にすることは何か」、「どのように活用するか」などを事前に内部ですり合わせることが重要。

解説

認識をすり合わせるための機会を作る

■ サポートプランの作成目的や意義が職員全体に浸透していない場合、こども家庭センター内で、以下のような内容を職員同士で話し合うことが考えられます。

- サポートプランの作成・手交にあたり、当センターで大事にすることは何か
- サポートプランを作成・手交することでどのような支援を目指すのか
- サポートプランをどのように活用するか

■ また、こうした話し合いの場や研修の機会に、すでにサポートプランを活用して支援が円滑に進んだ事例や、実践してみて難しかったこと・改善すべきことなどを職員みんなで共有することも有効です。

事例

運営ガイドラインをもとに、話し合いを実施（横浜市泉区）

- 本庁部門（こども青少年局）の取組として、センター設置前年度に、市独自の運営ガイドラインを作成しました。
- それに加え、泉区では、サポートプランの作成・手交の開始前に、「サポートプランを作成するとしたら、どのような対象になるか」、「支援計画と何が異なるのか」等を話し合う機会（SPイメージ共有会）を設けました。
- そこで、対象者と一緒に支援を考えるための「ツール」としてサポートプランを活用することを常に意識すること等を職員と共有しました。

SPイメージ共有会の開催の様子（横浜市泉区提供）

3. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

59

Step3 業務を知る

4. 両機能による一体的支援（合同ケース会議など）

60

両機能の理解を深めるための工夫って？

POINT

- 両機能の縦割りを解消するためには、具体的な業務の流れについて共通理解を持つことが重要。
- 日常的に話し合う場の設定、業務への同行・同席、合同研修の開催などを積極的に行うことも有効だと考えられる。

解説

具体的な実務についても両機能間の共通理解を図ることが重要

ガイドラインP17を確認

- 本来、母子保健機能と児童福祉機能が連携して対応すべきケースは幅広く存在しますが、組織が別であるために情報共有等が円滑になされないといった課題も生じていました。
- こうした、両機能の縦割りによる弊害を解消するためには、一体的支援に関する理念の理解や体制の構築だけでなく、具体的な業務の流れについても、両機能が共通理解を持っておくことが重要であるといえます。
- アンケートでは、市区町村の8割弱が両機能が日常的に話し合う機会を確保し、7割弱が互いの業務への同行・同席を行っている一方、合同研修を実施している割合は低いことが分かりました。
- 合同ケース会議で個別ケースについて話し合うだけではなく、日常的に話し合う場や同行・同席、合同研修など様々な機会を設け、お互いの業務を知る機会を積極的に作ることが重要です。

P30では、両機能を同一フロアや同一建物に設置することで、情報共有を円滑に進めている事例を紹介しています。

センター内の人材育成や研修のアイデアはP26へ

図表　両機能の一体的支援に向けた取組（複数回答）

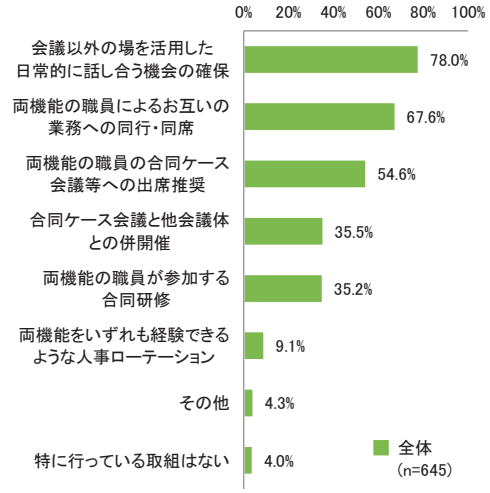

両機能の理解を深めるための工夫って？

4．両機能による一体的支援

事例　両機能が困りごとを気軽に話し合える場を設定（袖ケ浦市）

- 母子保健機能と児童福祉機能では得意とする領域が異なるため、両者が協働して一体的な支援を行うためには、まず共通理解を持つことが必要と考えています。
- 母子保健機能の保健師は児童虐待ケースの主担当を経験する機会がない中、児童虐待に関する研修や児童福祉機能との話し合いの場もないことが課題として浮かび上がりました。
- そこで、お互いに対話ができる場として、困りごとを気軽に話し合える「真面目な雑談の場」（任意参加）を月1回開催することにしました。
- 統括支援員（社会福祉士）がファシリテーターを担い、虐待の臨床現場において保健師のアプローチの仕方が重要であることや、保健師の関わりが虐待の予防にどうつながるか等について、話し合っています。
- 取組を始めてからは、話し合いの場があることで、保健師等の職員のモチベーションにつながったり、心理的安全性が高まったことで両機能の連携のハードルが低くなったという声も聞かれました。
- 実践と学びが一体化した取組であり、職員のバーンアウトを防ぐための場にもなっています。

両機能の話し合いの様子（袖ケ浦市提供）

両機能の理解を深めるための工夫って？

Tips 両機能の一体的支援に向けて行っている取組

- アンケートの自由記述では、一体的支援に向けた取組として、以下のような工夫が挙げられました。

■既存の会議体を活かした合同ケース会議開催

◆ 妊娠届出時から出産までに支援が必要な家庭に関する情報共有と支援方針の検討を行う定例会議と合同ケース会議を同時開催している。

■日常的な情報共有・協議の機会確保

◆ 訪問記録等を両機能で回覧し、情報共有している。

◆ 場所が離れているため、職場内のグループチャット（LGWANネットワーク等）を利用し、頻繁に情報交換や協議等を行っている。

■互いの業務への同席・同行

◆ 母子健康手帳発行時や新生児訪問や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、家庭訪問等における同席・同行訪問を行っている。

両機能による一体的支援に向けて、やってみたいことを挙げてみましょう

合同ケース会議は、何について話し合う場？

POINT

- 合同ケース会議は、家庭の情報や課題を共有した上で、両機能が連携した支援の必要性について話し合い、当該家庭への支援方針の検討・決定を行う場。
- 両機能が支援を行う中で互いの情報提供や一体的支援が必要と思われる家庭が協議対象となる。

解説

両機能で協働すべきケースについて、支援方針を検討・決定する場

ガイドラインP19～21を確認

- 合同ケース会議は、両機能で協働・情報共有すべきケースについて、各家庭の情報や課題を共有した上で、連携した支援の必要性について話し合い、当該家庭への支援方針の検討・決定を行う場です。
- 母子保健機能からは、リスクアセスメントシート(※)等を活用し、協議が必要であると考えられる家庭や、特定妊婦の可能性が高く、児童福祉側と協議が必要な家庭などが協議対象として挙げられます。
- 児童福祉機能からは、新規相談又は継続支援ケースのうち母子保健機能と協議が必要な家庭や、要対協での進行管理を終結するケースのうち母子保健機能による継続支援が必要だと考えられる家庭などが挙げられます。
- そのため、合同ケース会議の協議対象は、サポートプランの作成対象か否かにかかわらず、両機能での共有・一体的支援が必要なケースといえます。なお、両機能が一体的に作成するサポートプランは合同ケース会議の協議対象となる一方、各機能単独でのサポートプラン作成の際に合同ケース会議を経なければならないわけではありません。

互いの情報やアセスメント内容を共有し、両機能での方針検討・役割分担を行う

- 会議では、アセスメントに必要な互いの情報を共有し、両機能合同でのアセスメントに基づく支援内容や役割分担を検討します。サポートプランを作成する場合は、その内容や作成後の更新について検討することも必要です。
- 要支援児童・要保護児童・特別妊婦等に該当するかの判断や、当該家庭への方針決定の場としても活用できます。

（※）令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」（国立成育医療研究センター）

？合同ケース会議は、何について話し合う場？

Tips 合同ケース会議を開催したことで、対象者の支援に役立った事例

- 合同ケース会議での話し合いによって支援に役立った2つの事例を、アンケートの自由記述から紹介します。

■医療、DV、虐待等の複数の視点から協議

① 経済的な課題や親の精神疾患など複合的な課題がある家庭に、こどもが出生。妊娠中から特定妊婦として関わってきたが、虐待が疑われる事案が発生した。

② 合同ケース会議にて、医療、DV、虐待等の多角的な視点で現状の共有と支援方法の協議を行い、役割分担を行った。また、各担当の強みを活かして外部機関との連携を図れた。

③ 現在は、養育支援訪問事業の導入等を行い、在宅での支援が継続できている。

⇒ 家族がそれぞれに抱える課題を多角的に把握し、アプローチの幅を広げるために、母子保健、児童福祉、女性相談の各担当者と統括支援員がセンター長席の周囲に集まり、密に情報を共有し協議を重ねた。必要に応じて、外部機関とも協議して対応した。

■役割分担を行い円滑に支援を提供

① 発達課題のあるこどもがいるひとり親家庭で、養育者である母が、養育や仕事のストレスから気持ちの余裕がなくなり児童に暴言を行ったケース。

② 合同ケース会議にて、母子保健機能は、保育所への情報提供や、療育医療機関への同行受診等を、児童福祉機能では、療育の利用にともなう受給者証の発行や計画相談支援に関する契約依頼等を行うといった役割分担を行った。

⇒ 合同ケース会議では、こどもが生活しやすい環境を得られるため、養育者が子育てをしやすくするためにはどのような支援が必要なのかを重点的に協議し、具体的な支援方針を決定していく場にしている。

？合同ケース会議には誰が参加するの？

POINT

- 母子保健・児童福祉の両機能の職員、統括支援員が参加する会議を合同ケース会議という。
- 合同ケース会議のファシリテーションは統括支援員が担うことが期待されている。
- その他福祉部門や教育部門が参加している市区町村もある。

解説

統括支援員と両機能の参加が基本

ガイドラインP20～21を確認

■ 合同ケース会議の参加者は、統括支援員、母子保健機能の職員（保健師等）、児童福祉機能の職員（こども家庭支援員等）がメインです。

■ また、統括支援員は、合同ケース会議のファシリテーションを担うこと、知見や経験を発揮することが期待されていることから、原則としてすべての合同ケース会議に参加することが望ましいとされています。

■ 市区町村の中には、こども家庭センター職員だけではなく、その他福祉部門や教育部門が参加し、多角的な視点からケースについて検討する場としている事例が見られました。

事例 教育部門や保健所が参加してケースを検討（喜多方市）

- こども家庭センター設置前から、関係各課が集まって情報共有しながら話し合う場として「子ども子育て庁内連携会議」を月1回実施していました。現在は、この会議を合同ケース会議に移行しています。
- 社会福祉課の子ども家庭総合支援班（児童福祉機能）と障がい福祉係、こども課（こども園・児童クラブ担当）、保健課（母子保健機能）、教育委員会の実務者が集まり、気になるこどもの情報共有を行っています。
- 協議対象は、児童福祉機能の主担当ケース、特に学齢期のケースが大半です。
- その他、乳幼児健診で気になったこどものケースについて母子保健機能と児童福祉機能が話し合う「母子ケース検討会議」を月1回開催しています。この会議には、県の保健福祉事務所にも参加してもらい、アドバイスをもらったりしています。

？合同ケース会議には誰が参加するの？

事例　少人数で検討する機会と、多職種の関係者が検討する機会を作る（藤枝市）

- 藤枝市では、週1回開催する会議と月1回開催する会議の2つの合同ケース会議を原則対面で開催しています。
- 週1回の会議では、統括支援員を含め両機能の最小限の実務者が集まり、特定妊婦や複合的な課題を持つケースの共有や、支援方針の検討・役割分担等を行っています。
- 月1回の会議では、統括支援員、児童福祉機能（子ども家庭支援員、養育支援訪問支援員）、母子保健機能（保健師、公認心理師等）のほか、地域子育て相談機関の職員や育児サポーター(※)が参加しています。この会議では、養育支援訪問事業を利用しているケースや母子保健機能で支援を継続しているケースの経過等を報告し、それぞれの支援方針について検討しています。
- 週1回の会議では職員の負担軽減のため、会議のために新たな資料の準備は求めず、相談支援の中で既に作成している資料などを活用しています。
- 両機能の担当者が話し合う機会を持つことで、気づきが増え、特に複合的な課題を持つ困難ケースで早期から連携して支援ができています。

上：週1回の会議、下：月1回の合同ケース会議の様子（藤枝市提供）

（※）育児サポーター：生後1年までのこどもを持つ保護者が、安心して子育てが出来るように、育児サポーター（保育士）が家庭を訪問し、育児の相談や支援を行う事業。子ども・子育て支援事業交付金の養育支援訪問事業を活用して実施。サポート内容は、育児相談、授乳・沐浴・離乳食づくりのお手伝い、こどもの月齢にあった遊びの提供、子育て支援センターや健診、予防注射等の付き添い等　育児サポーター派遣事業／藤枝市ホームページ

？充実した協議を円滑に行うためには？

POINT

- 協議前に支援方針案を考え、それをすり合わせる場として合同ケース会議を活用することや、定期開催を待たずに、両機能でこまめに情報共有・協議する機会を作ることも重要。
- 既存の会議体の活用や参加による事務負担の軽減などを図って参加者を充実させることにより、両機能が互いの役割の理解を深めることにもつながる。

解説

参加者の負担を軽減しつつ、両機能が情報共有しやすい仕組みを作る

- 合同ケース会議に関しては、「定期開催に予定を合わせることができない」「会議時間が長くなってしまう」「会議用資料の作成等の業務負担が大きい」等の開催に関する課題感が聞かれることも少なくありません。
- 一方で、検討事例の担当者以外も含め広く職員の会議参加を推奨している市区町村では、両機能の役割について理解が深まったという回答割合が高くなっており、両機能の多くの職員が参加して充実した協議を行うことは、お互いの業務への理解を深める上でも有効といえます。
- 充実した合同ケース会議を行うための工夫として、合同ケース会議の前に各機能で事前に支援方針を考え、会議をすり合わせの場として活用することや、定期開催を待たずにこまめに情報共有・協議する（＝随時開催の機会もうまく活用する）ことも考えられます。
- 会議を充実させるためには、参加者の負担をなるべく軽減させることも重要です。
- 例えば、新しく会議体を設けるのではなく、既に実施している会議体に両機能の職員と統括支援員が参加する仕組みを整えたり、会議前後の記録作成をなるべく簡素化する等の工夫が考えられます。

その他の事務負担を減らすための工夫はP24へ

図表　合同ケース会議等への出席推奨の状況別
「両機能の役割について理解が深まった」に当てはまる割合（単数回答）

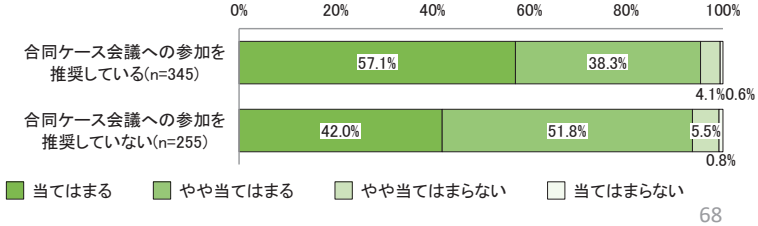

事例 名簿上で協議内容を管理(仙北市)

- 合同ケース会議の協議対象となるケースについては、両機能からの提案をもとに統括支援員が協議対象を決定して名簿を作成し、管理しています。
- 月1回の会議(1回あたり2～3時間)では、この名簿に基づき、状況を確認しながら現在の支援内容で問題ないかを話し合います。
- 協議対象となるケースが多いため、担当者から要点をまとめて話してもらいます。当初は時間がかかりましたが、職員全体が、だんだん要点をつかんでプレゼンできるようになってきました。回を重ねる中で、今、合同ケース会議での検討が必要な段階なのかどうかが判断できるようになってきました。
- 会議のための資料は作らず名簿に協議結果(支援方針等)を記入することで、複数ケースの方針や状況を共有しやすく、担当者が簡便に統括支援員等と相談して助言をもらいやすいスタイルをとっています。
- なお、より丁寧に相談したほうがよいケースについては、月1回の会議とは別日で合同ケース会議を臨時開催し、支援方針を話し合っています。

Tips 合同ケース会議を充実させるための工夫

- アンケートの自由記述では、会議を充実させるための工夫として、以下のような例が挙げられました。

◆ 会議前に話し合いたいケースを参加者に伝えるほか、一目で見て分かるようケースの概要をつくり、協議が円滑に進むようにしている。

◆ 在宅支援アセスメントシートでのアセスメントに必要となる情報を持ち寄ってほしいことや、会議内での役割を事前に参加者に伝えて参加してもらっている。

◆ 合同ケース会議には、担当者を含む各機能複数名で出席する。その協議結果は、児童福祉機能の受理・支援方針会議等で報告・協議し、センター全体で対応方針の適切さを再確認するようにしている。

◆ 資料を簡素化し、ホワイトボードを活用してジェノグラムや課題、方針を可視化。ホワイトボードが電子黒板であるため、会議終了後に印刷したものを両機能で共有し、振り返りもできるようにしている。

Memo

4. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

5. 家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置

家庭支援事業とは？

POINT

- 子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の6事業を「家庭支援事業」という。
- 支援が必要な者（事業の提供が必要な者）に対し、市区町村は、家庭支援事業の利用を勧奨・支援しなければならず、それでも利用が著しく困難な場合は家庭支援事業を提供（措置）できる。

解説

既存の3事業＋新たに創設された3事業により家庭への支援を拡充

ガイドラインP158～161を確認

■ 子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を提供する既存の市町村事業である「子育て短期支援事業」「養育支援訪問事業」「一時預かり事業」と、新たに市町村事業として創設された「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の6事業を「家庭支援事業」と言います。

》》各事業の実施状況や最新情報はこちら→【こども家庭庁】家庭支援事業webページ

■ 令和4年児童福祉法等改正法では、家庭支援事業の提供が必要と認められる者について、その利用を勧奨・支援しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行って支援を提供できるようになりました。（※）

》》利用勧奨・措置の具体的な方法についてはP80へ

家庭支援事業の担い手の発掘・養成も重要

■ こども家庭センターは、妊産婦や子育て家庭のニーズや課題に応えるために、直接の相談対応のほか、母子保健事業や家庭支援事業その他の多様なサービスや地域資源を組み合わせ、支援を組み立てる役割を担っています。

■ そのためには、家庭支援事業の担い手となり得る者を発掘・養成したり、担い手に対する財政支援等を行うことで、地域で必要な支援を着実に提供できる体制を整えることが重要です。

（※）市区町村が行う「措置」は、利用者からの申請がなくても利用できるよう事業を提供するものであり、児童相談所による法第33条に基づく児童の一時保護などとは異なり、保護者の同意なく強制的に事業提供するものではありません。

家庭支援事業等を充実させるためにはどうしたらいい？

POINT

- 事業の構築や供給量の充足のためには、担い手の確保を行うことが必要。
- 子育て支援分野の担い手が少ない場合は、社会的養護、教育、高齢者福祉、障害者福祉等の既存の事業者にアプローチしたり、都道府県とも相談し、隣接市区町村との広域共同実施も模索する。

解説

事業の構築・供給量の充足のためには、既存の地域資源へのアプローチが必要

- 家庭支援事業の全国的な実施状況をみると、市区町村の実施率が1割未満にとどまっている事業もあり(※)、事業の提供体制には課題があることがうかがえます。
- 一方で、事業の構築や供給量を充足のため、新たな担い手の開拓等に取り組んでいる市区町村も少なくありません。
- 例えば、子育て世帯訪問支援事業や養育支援訪問事業の担い手については、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等へのアプローチを行っている自治体や、高齢者福祉・障害者福祉分野の訪問事業者、訪問看護事業者などに働きかけている自治体などがあります。
- 子育て短期支援事業については、都道府県・里親支援NPO・児童家庭支援センター等と連携して里親等の預け先を拡大している自治体や、保育事業者と契約している自治体もあります。複数の市区町村が共同で施設に専任職員を配置して受け皿を拡大することも可能です(広域的な共同実施も子ども・子育て支援交付金の対象となります)。
- 親子関係形成支援事業と児童育成支援拠点事業は、実施割合が低く、一定数の市区町村が実施上の課題を抱えています。自治体によっては、センター職員がファシリテーターとなって親子関係形成支援事業を行ったり、こども食堂や体験活動を提供している団体、児童養護施設などと連携して児童育成支援拠点事業を行ったりしています。

こちらの通知も参照
➡「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」(令和6年3月12日付けこ成環第75号・こ支家108号こども家庭庁成育局成育環境課長・こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)

(※)市区町村(こども家庭センター等)状況調査(令和6年10月1日時点)による。1,741市区町村のうちの割合を示す。

5．家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置

家庭支援事業等を充実させるためにはどうしたらいい？

事例 家庭支援事業と学童保育を充実 （阿智村）

- 養育支援訪問事業は、こども家庭センター職員(保健師、保育士等)が訪問する形としています。
- 児童育成支援拠点事業は、センター直営で実施していますが、実際の支援にあたっては、地域の一般社団法人と協働しています。1つの地区で学童保育を委託している法人が協働先で、法人の活動場所と地区のプラザの2つの拠点が活動場所となっています。
- 子育て短期支援事業は、乳児院と児童養護施設に委託していますが、ニーズが高まっていることもあり、里親への委託等も検討しています。
- その他、5つの地区に学童保育(放課後児童クラブ)があり、こども家庭センターが所管しています。センター職員も日々学童保育に出向き、スタッフやこどもと顔が見える関係を築いており、送迎時に保護者と話をすることもできます。
- 学童クラブの利用希望者数は増加しており、(児童の健全育成に加えて)保護者にとってはレスパイトの意義もあると考えています。

事例 担い手として訪問看護事業所にアプローチ （袖ケ浦市）

- 子育て世帯訪問支援事業の委託事業所の開拓としては、訪問して支援することに長けている事業者が望ましいと考え、訪問看護事業所にアプローチを行いました。
- 具体的には、統括支援員が、障害児ケアなどの経験が豊富な訪問看護事業所に対して、特定妊婦や要支援の家庭の中には精神疾患等の医療的な支援を必要としている家庭がいることを説明しました。
- そうした家庭に訪問して、看護師の視点からアセスメントして相談に応じたり、妊娠を機に必要な服薬をやめた方などについて(医師の指示・判断の下で)助言をしたりしてもらいたい、といった点を伝え、必要性をご理解いただきました。
- その結果、訪問看護事業所にて子育て世帯訪問支援事業を実施することとなりました。現在も、他の訪問看護事業所にも説明をしております。

事例　療育訓練と市独自のペアレント・トレーニングを提供（仙北市）

- 仙北市では、市独自事業として、療育訓練事業とペアレント・トレーニングを行っています。
- 療育訓練事業では、発達に特性があるこどもや、親子関係の構築に支援が必要なこどもと保護者を対象とし、小集団の中で、こどもの様子や保護者の関わり方を確認するとともに、適切な助言や育児相談を行っています。
- 参加後は、こどもや保護者の様子、こどもとの関わり方のポイントを職員間で連携するとともに、在籍園にも共有し、日々の保育等に活かしてもらっています。
- また、仙北市では、親子関係形成支援事業の実施方法として定められている「定員10名程度」「グループで実施」という要件を満たすことが難しかったため、市独自事業として、ペアレントト・レーニング（個別トレーニング、保育所等の保護者会での講演等）を行っています。実施前には目標などを保護者と話し合い、サポートプランの作成・手交をおこなっています。
- 個別トレーニングについては、幼児健診時等で気になる家庭に声をかけ、相談の希望があれば、利用につなげています。
- また、保護者の同意が得られれば、在籍園の保育士を招いて一緒に同席してもらうこともあります。家庭と保育園がこどもに対して同じ支援を行えるよう、合同で実施しています。

ペアレント・トレーニングの様子（仙北市提供）

チラシ（仙北市提供）

75

家庭支援事業等を充実させるためにはどうしたらいい？
5．家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置

Tips　こどもや家庭を支援するために充実させている事業

- アンケートの自由記述からは、こどもや家庭を支援するために充実させている支援事業やサービスとして、以下のような工夫が挙げられました。

■家庭支援事業の充実

◆ 養育支援訪問事業を直営で実施し、専従の保育士、保健師、心理判定員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職（正職員）を配置している。

◆ 子育て短期支援事業について、児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホームを実施施設として指定しており、利用者数が増えている。

◆ 児童育成支援拠点事業の対象年齢を乳幼児期まで拡大している。

◆ 子育て世帯訪問支援事業の利用促進のために、地域子育て支援拠点への登録により無料券を配布。

◆ ひとり親家庭・乳児家庭・多胎児家庭・ヤングケアラーの家庭などを対象に家事支援等を実施。

◆ 親子関係形成支援事業も活用して集団・個別を含む3種類のペアトレを実施し、関係者への事業周知のために講話も実施。

■その他の支援事業（独自事業含む）

◆ こどもの発達特性の理解を深め、関わり方を学ぶペアレント・トレーニングと併せ、こどもの療育体験や託児を行い、親子関係改善を図るクラスを実施。

◆ 児童育成支援拠点事業ではないすべてのこどもを対象とした居場所を市内6エリアに整備。居場所に来ていないこどもには支援対象児童等見守り強化事業を活用してこども家庭センターとこども食堂で合同訪問を行い、居場所へ参加呼びかけを行う。NPO法人と協働しメタバース空間の居場所も提供。

◆ 各保健センターで相談サロン、フードパントリーを運営。

◆ 屋内遊具施設に子育て支援センターの相談窓口を併設。

◆ 満1歳まで毎月、子育て用品を配布する見守り訪問を実施し、相談対応や情報提供も行っている。

◆ ひとり親家庭向けの学習支援事業を実施、学習支援員として地域のボランティアが参加。

76

家庭支援事業等をもっと使ってもらうためには？

POINT

- 対象者のニーズに合ったサービスを検討・構築し、利用のハードルを下げる。
- 併せて、家庭支援事業の質の向上に向けて、事業者に対する研修等を行うことも重要。

解説

利用者のニーズを把握し、サービスの改善や拡充を行う

■ 家庭支援事業は、基本的に対象者からの申請により提供されるため、利用を促進するためには対象者のニーズにあったサービスを検討・構築していく必要があります。

■ 例えば、子育て短期支援事業や児童育成支援拠点事業の場合、実施施設が距離的に遠いなどアクセスしにくさが利用の障壁になっている場合があります。このような課題に対しては、都道府県や児童相談所と連携して地域で暮らす身近な里親家庭でのショートステイを拡充させたり、送迎サービスを構築するなどして、利用のハードルを下げることが考えられます。

■ 家庭支援事業の枠組みだけでは困難を抱える家庭やこどものニーズにマッチしない場合は、国の他の補助事業の活用や組合せも含め、新たなサービスの構築も検討する必要があります。 第6章　地域資源の把握・開拓も確認

こどもや家庭と関わる事業者の質的向上も重要

■ 実際にこどもや家庭と関わる事業者は、頼れる存在（支援者・サポーター）として認識してもらえるよう、こども家庭センター職員同様、保護者の様々なニーズに応じた丁寧な関わりや信頼構築が求められます。

■ 市区町村から事業者に働きかけ、情報共有を丁寧に行ったり、定期的に研修を開催する等して、事業者側の関わりの質的向上を図ることも重要です。また、実際にサービスをこどもや家族に提供した事業者からのフィードバック（利用者ニーズ、事業内容の改善に向けた提案等）を踏まえて事業を改善・拡充することも有効と考えられます。

5．家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置

家庭支援事業等をもっと使ってもらうためには？

事例

子育て世帯訪問支援事業を送迎等のサービスとして活用、近隣の市町村民が参加可能なペアトレとして広域へ提供（喜多方市）

- 子育て短期支援事業については、母子生活支援施設（近隣市に所在）のほか、里親家庭を預け先としています。
- 母子生活支援施設では、母子での親子ショートステイなども受け入れており、当初は緊急避難目的の利用を想定していましたが、実際はレスパイト目的の利用が多いです。
- 里親は、児童相談所が養成した方を同児童相談所から推薦してもらい、令和5年度から預け先となりました。
- 子育て世帯訪問支援事業は、利用者負担なしで実施しており、ファミリー・サポート・センターやスクールカウンセラー等と委託契約し、学校への登下校の支援やこどもの居場所への送迎にも活用しています。SCは、学校業務の空き時間を調整し、特定妊婦への家庭訪問によるカウンセリングも担っています。
- 親子関係形成支援事業（ペアトレ）は、市職員が講師となり直営で実施しています。1クール10人前後（※ファシリテーター養成含む）の参加があり、要対協登録家庭も参加しています。
- 周辺の市町村を含めた地域全体での支援体制整備を目標にしているため、喜多方市のペアトレは参加者を市民に限定せず、市外からも多くの方が参加されます。将来的には、喜多方市民も他市町村のペアトレに参加できるようになることを目指して、他市町村での実施へ働きかけを継続しています。

ペアレント・トレーニングの様子、チラシ（喜多方市提供）

こんな独自事業も…

こども期の逆境体験（ACE）への対応とともに初期の虐待予防の取組として、こども達へのレジリエンス教育（メンタルヘルス予防教育プログラム）をモデル的に実施しています。

？家庭支援事業等をもっと使ってもらうためには？

事例　こども関連の他事業での経験が豊富なスタッフがいる事業者に委託　（伊勢市）

- 家庭への訪問を伴うサービスについては、自宅に他人が入ることに拒否感を感じやすいという難しさがあります。
- そのため、こどもと仲良くなったり、保護者も自分が責められていると感じずに、訪問する人を「支援者」として認識できるような支援提供が必要です。
- そこで、伊勢市では、経験豊富なスタッフがいるファミリー・サポート・センターの委託事業者に子育て世帯訪問支援事業を委託しました。
- こどもや保護者との関係性の構築が上手であるため、その次の支援にもつながりやすくなっています。
- 事業者に対しては毎年研修も行っており、市との関係性も構築できています。
- また、こどもの居場所は、放課後児童クラブや障害児支援をしてきた団体が設置を進めており、令和7年度からは市の予算事業として実施予定です。
- ネグレクト家庭の子どもに食事、入浴を実施し家庭への送迎も行うなど手厚い支援が提供されています。

事例　里親宅でのショートステイ開始により、利用が増加　（守谷市）

- 令和5年度より、子育て短期支援事業の里親への委託を開始しました。委託している里親数は市内3世帯で、令和5年度の実績は、延べ62人日と増加傾向にあります。
- 里親への委託を行う以前は、乳児院や児童養護施設で実施していましたが、近隣の市町村とも契約していることから空きがないことが多く、利用しづらかった背景がありました。
- ショートステイ里親の確保はフォスタリング機関が対応していますが、市が主催する里親の交流会も開催しているため、ショートステイへの協力を得やすい関係性を里親家庭と築いています。
- 里親への委託にあたり、市と里親とで一緒に考えながら事業を作りあげてきました。
- 具体的には、特性のあるこどもや家庭が多いことから、ショートステイを利用する家庭のヒアリングを市が丁寧に行い、こどもの受け入れに際して里親の不安を解消できるようにしています。
- また、「保護者への里親宅非公開」という里親家庭の希望も踏まえ、親元と里親宅の間のこどもの送迎は市が行っています。

79

？利用勧奨･措置って実際にどうやるの？

POINT

- 申請を待つだけでは、適切なタイミングで支援を提供できないことから、家庭支援事業の提供が必要な者には、口頭又は文書で利用勧奨し、対面でも丁寧な説明を行って利用につなげる。
- 利用措置は、利用が著しく困難な場合に、利用者から申請がなくても事業を提供するもの。事業者とも情報連携を行いながら、対象者への働きかけを行う。

解説

利用勧奨の進め方

ガイドラインP109～111を確認

■ 利用勧奨の対象は、サポートプランの作成対象者や児童相談所等から引き継いだ児童など、家庭支援事業の利用が必要だと認められた者です。(※)

■ 利用勧奨は、複数の職員で多角的にアセスメントした上で口頭による通告または文書による通知によって行います。

■ 文書の通知により利用勧奨を行う場合も、その前後に必ず対面で丁寧な説明を行い、利用につながるよう努めることが重要です。その際、円滑な利用につなげるため、利用する家庭支援事業者等が同席することも考えられます。

■ 利用勧奨の結果、利用の意思が確認できた場合は、該当する事業の通常の利用申請と同様の方法で利用申請、決定を行います。

■ なお、事業の費用負担については、利用勧奨を行ったことをもって公費による支援は行いませんが、国の支援メニューを活用して所得状況に応じた減免制度を設け、案内を行うことが必要です。

■ 内部の児童記録票等には、利用勧奨を行った理由や状況、結果等を記録します。利用中も、対象者の状況に応じてサポートプランを更新しつつ、家庭支援事業者からの情報共有を踏まえて支援状況を把握します。

(※)事前にサポートプランを作成する時間がない対象者やサポートプラン作成の同意取得が困難な場合は、サポートプランがなくとも利用勧奨を行うことが可能です。ただし、その場合も、事後的にサポートプランを作成したり、同意取得困難なら行政内部での支援方針等へ反映させ、支援を実施しながら、サポートプランの作成に向けた信頼関係の構築を進めることが求められます。

80

利用勧奨･措置って実際にどうやるの？

措置の進め方

ガイドラインP111～112を確認

- 措置は、利用勧奨を実施した上で事業の利用が著しく困難であると市区町村が認めた場合に行われます。
- なお、市区町村が行う「措置」は、利用者からの申請がなくても利用できるよう無料で事業を提供するものであり、保護者の同意なく強制的に提供するものではありません。
- 措置については、行政処分であることから、文書による通知により行います。その場合も必ず対面において丁寧な説明を行い、必要に応じて、利用する家庭支援事業者等が同席することも考えられます。
- なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めません。
- 措置による家庭支援事業の利用開始にあたっては、家庭支援事業者に対して、対象者の状況や、サポートプラン等の内容を事前に共有するなど、丁寧な情報連携が必要です。
- 利用開始後は、本人の申請による利用に切り替えられるよう状況に応じて働きかけを行いながら、家庭支援事業者からの情報提供に応じて、適切にサポートプランの見直しを行います。

文書による通知例は、ガイドライン参考資料4(10)参考様式2を確認

Tips アンケートの自由記述から見る、措置を行ったケースと具体的な内容

- 特定妊婦のケース。精神疾患や支援者不足など課題が多く、一時保護も検討されたが、在宅支援の方針とする上で養育支援訪問事業の利用勧奨を行った。しかし、対人緊張性が高いことなどから利用開始に至らず、やむを得えず措置とした。
- 父(休職中)、母(無職)、本児(0歳)のケース。父母ともに精神疾患があり、週2回デイケアを利用中。父母ともに養育不安と育児負担感が増しており、不眠とイライラを強く訴えたが、養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業の利用が進まず利用措置に至った。(養育支援訪問員に育児指導･父母の思いの傾聴を依頼。ヘルパーに家事･育児支援を依頼。)

Memo

5. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

Step3 業務を知る

6. 地域資源の把握・開拓

「地域資源開拓」って何？

POINT

- 行政が提供するサービスだけでなく、民間団体等による多様な支援が重要。
- 支援体制の充実に向けては、①地域のニーズと資源の把握、②地域資源の担い手の発掘・養成とサービス開発、③関係団体・民間団体等のネットワーク化や連携強化に向けた取組が求められる。
- ニーズ・資源の把握と発掘・養成が進めば、家庭支援事業等や新たなサービスの構築につながる。

解説

地域資源の把握、発掘・養成やサービス開発、ネットワーク化を一連で行う

ガイドラインP27～28を確認

■ こどもとその家庭に対する支援にあたっては、行政が提供するサービスに加え、民間団体等による多様な支援が重要な役割を果たします。

■ 支援体制の充実・強化に向けては、①地域全体のニーズと既存の地域資源の把握を行い、②不足している地域資源については、新たな担い手の発掘や養成を行うこと、必要に応じて新たなサービスを開発することが必要です。
その上で、③既存の支援団体・関係機関のネットワーク化等を行うことで、「点」ではなく「面」的に、こどもや家庭を支援する地域の体制を作ることができます。

■ これらの過程では、関係機関・民間団体等が提供するサービスの情報を集約・一元化すること、一元化した情報をこどもや保護者に対しても還元する「地域資源の見える化」を行うことも重要です。

■ この一連の過程は、「地域における体制づくり」として、こども家庭センターが効果的に包括的支援を実施するために取り組むべき事項に位置づけられています。

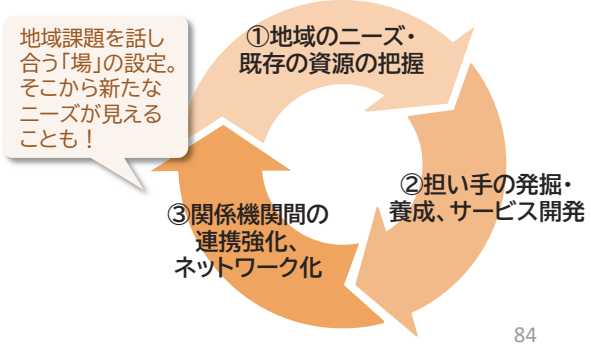

事例　様々な事業所や町民、子育て当事者を子育て支援の担い手として巻き込む（高浜町）

- 養育支援訪問事業を実施するにあたり、介護サービス事業所のトップに直接協力依頼を行い、快く引き受けてもらうことができました。
- 子育てをしている当事者に声をかけ、子育て支援の担い手になってもらうこともあります。（例：母子健康手帳交付時の面談の際に、保育士の勤務経験があることが分かった方に町の事業のスタッフになっていただく等）
- また、令和5・6年度に、こどもの成長を応援する活動やこどもを支援する活動の活性化のために「こどもきらめき活動支援補助金」（活動費の一部助成）を実施しました。こども食堂を運営するNPO法人から、こども食堂は貧しい家庭が行くイメージがあり人が来ないと相談を受け、町でも配食サービスを検討していたため、補助金を紹介するとともに、支援対象児童等見守り強化事業について相談したところ、実施いただくことになりました。
- また、高浜町では、町内の民宿を活動場所にした産後ケア事業（デイサービス型）を行っています。民宿は、親子がくつろぐことのできる場所に加え、食事提供や入浴なども可能であることから、町から相談を持ち掛け実施に至りました。
- 定員は1回あたり4名で、生後5か月頃まで利用できます。センターの保健師、助産師、地域子育て支援拠点（NPO）の職員、地域の保育士資格保有者（地域住民）が援助者として参加しています。産前から利用案内するほか雑誌でも紹介され、1歳未満の子をもつ母親の9割が利用しています。
- 親子関係形成支援事業は、要対協のスーパーバイズも依頼している株式会社に委託して実施する予定です。

民宿での産後ケア
デイサービスの様子
（高浜町提供）

「地域資源開拓」って何？
6．地域資源の把握・開拓

Tips　多様な資源の活用等に向けて行っている取組

- アンケートの自由記述からは、地域における体制づくりとして、以下のような取組が挙げられました。

■多様な資源の把握

◆ こども食堂の主催者や社会福祉協議会、寺子屋（学習支援等）をしている寺院などを訪問し、活動内容や課題などを共有する。

◆ 重層的支援体制整備事業の会議に参加し、他機関の役割や機能等について把握・共有している。

■不足している地域資源の開拓やサービス化

◆ 子育て短期支援事業の拡充に向け、財政支援を検討しながら社会福祉法人に実施を打診した。

◆ NPO法人に補助金を出し、要対協登録事例を中心とした家庭への弁当配布を行い、家庭の状況把握等を依頼している。

◆ 地域活動の担い手となる団体が、できることや得意なこと、助けてほしいことを持ち寄り、互いに補い合うことで、活躍のフィールドやできることの可能性を拡げるマッチング事業を実施している。

■地域の関係機関のネットワーク化

◆ 近隣の児童発達支援事業所、訪問看護、一時預かり等を把握、整理している。

◆ 子育てサロンの代表者同士が情報共有できる場を設定。

◆ 支援者連絡会（NPO、ボランティア、社会福祉法人、行政等参加）を開催。

◆ 地域のこども食堂、学習支援、ヤングケアラー支援、外国人支援などを行っている団体に参加を呼びかけ、活動内容や課題等の共有を行う連絡会を開催。

◆ 地域資源へのアウトリーチやヒアリングによって地域資源を把握し、こども家庭センター全体で情報共有できるよう、センター職員が利用できるデータベース（ホームページ）の作成を進めた。次年度以降は、分野ごとのネットワーク同士がつながる行政区単位の面的なネットワークの形成を図る予定。

？地域にどのような団体がいるのか分からない 不足しているサービスが分からない

POINT

- 実際に地域資源に足を運び、利用者のニーズや不足しているサービスについてヒアリングを行うことが考えられる。
- 関係機関・民間団体との会議体を、地域のニーズや資源を把握する場として活用することも一案。

解説

地域資源へのヒアリングや事業者との定例会等で地域の課題について話し合う

■ 地域のニーズや既存の地域資源を把握するため、実際に地域の団体や事業所等に足を運び、現在提供している支援や利用者の状況、現在は不足しているが本来は必要な支援等について聞き取り、話し合うことが考えられます。

■ 地域子育て支援拠点や地域子育て相談機関、家庭支援事業者との会議、要対協の代表者会議や実務者会議にて、支援対象となるこどもや家庭の個別具体のニーズについて話し合い、サービス開発のヒントとすることも一案です。

■ 自治体の中には、統括支援員と地区担当保健師が連携して、地域の子育て支援に関する会議体に参加したり、事業所に足を運び、どのようなサービスを提供しているのかを把握している事例が見られました。

■ そもそも地域にどのような団体がいるのか分からない場合は、関係機関とも連携し、各団体が「こういう支援を提供できる」という情報を集め、一覧化したり地図上にマッピングするなど地域資源を見える化することも有効です。

ご自身のセンターでは地域資源を把握するために、どのようなことができるでしょうか？

？地域にどのような団体がいるのか分からない 不足しているサービスが分からない

6．地域資源の把握・開拓

事例　地域エリア別の連絡会やマップ作成等による資源の把握・連携・課題検討（横浜市泉区）

- 泉区では、平成22年頃から、区と地域子育て支援拠点事業者が協働して区内のエリア（中学校区レベル）別に「子育て支援連絡会」を開催しており、子育てサークルやサロンなどエリア内の子育て支援団体が情報共有・意見交換する場となっています。統括支援員やセンター担当保健師は、これらの連絡会へも顔出し、地域情報の把握に努めています。
- また、地域子育て支援拠点事業者が地域の子育て支援に関わる団体をエリア別でマップにまとめ、「地域資源の見える化」を行っていることも特徴の1つです。
- その他、「障害児通所支援事業所連絡会」（区と基幹相談支援センターが事務局）や、「不登校・引きこもり連絡会」（区が事務局）等があり、各テーマに応じた悩みや課題について意見交換する場となっています。

- 地域資源については、実際に子育て世帯に関わり支援を提供する個別支援事業所だけではなく、こどもやその家族とゆるやかなつながりを持ち、地域として子育てを応援する関係者・団体との連携等、ソーシャルキャピタルの醸成という視点も重要です。
- こうしたゆるやかなつながりを泉区全体に広げるために、区独自で「泉区子育て応援マーク」を作りました。
- このマークをステッカーやキーホルダーにして、飲食店や理美容店、歯科医院、薬局、商業施設等に設置できるよう働きかけています。

子育て応援マーク（横浜市泉区提供）

？忙しくて地域資源の開拓に手が回らない

POINT

- 地域資源の開拓を担うコーディネーターを配置したり、地域でコーディネート機能を担うことができる団体と連携して地域資源の把握・開拓を進めていく。

解説

地域資源の把握、発掘・養成やサービス開発、ネットワーク化を行うコーディネーター配置や機関連携

■ こども家庭センターの既存の職員のみでは地域資源開拓（把握、発掘・養成・開発、ネットワーク化等）の一連の過程を担うことが難しい場合、地域資源開拓を担うコーディネーター等の職員を配置する、又は、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者へ委託することにより、管内における地域資源の開拓を進めることが重要です。

■ 地域子育て支援拠点や地域子育て相談機関、社会福祉協議会などとの連携・協働や業務委託契約が考えられます。

国も地域資源開拓コーディネーターの配置を補助しています➡利用者支援事業（こども家庭センター型）

地域子育て相談機関とは…

ガイドラインP29を確認

■ 児童福祉法第10条の3第1項及び第3項において、市町村は、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされました。

■ 地域子育て相談機関は、こども家庭センターに比べて相談の敷居が低く、身近な相談の場として位置づけられており、主な担い手として、地域子育て支援拠点、利用者支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園などの社会資源が想定されています。

■ 地域子育て相談機関の担い手となり得る又は既に担っている地域の子育て支援に関わる事業者・団体等が有している情報やネットワークづくりの活動、団体同士の横のつながりも活用し、地域づくりを進めていくことが重要です。

89

？忙しくて地域資源の開拓に手が回らない

6．地域資源の把握・開拓

事例　地域の団体と一緒に地域資源を開拓（府中市）

- 府中市には、市内及び近郊で子育て支援に関わる団体が情報交換をする「ふちゅう子育て応援団連絡会」というネットワークがあります。
- 月1回、子育て支援団体やNPO法人、社会福祉協議会等が集まって交流や勉強会等を行っており、その会議に、市からも保健師等が参加しています。
- この「ふちゅう子育て応援団連絡会」は地域の情報が集約されているため、地域資源の把握や開拓を一緒に行っています。
- 別途、利用者支援事業の実施施設による地域連携会議を2か月に1回開催し、保育コンシェルジュの活動等を共有しており、こちらも地域の情報が集約される場となっています。

ふちゅう子育て応援団連絡会との協働実施
「子育てひろばのわ」
（府中市提供）

Tips　地域資源開拓に関する工夫

- アンケートの自由記述では、コーディネーターの配置や関係機関との連携による地域資源開拓について、以下のような取組が挙げられました。

■地域資源の開拓を担うコーディネーターの配置

◆ 子育てコーディネーターを配置し、地域の子育て支援について、課題把握や個別支援等を行う。

配置補助：利用者支援事業（こども家庭センター型）

◆ こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、地域資源開拓・運営支援と居場所づくりに関する地域資源の情報収集、運営支援を担当。

■地域資源開拓の機能を団体へ委託

◆ こども食堂の運営ノウハウをもった団体に、コーディネーター業務を委託。こども食堂の立ち上げ、運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行っている。

90

6. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

91

Step3 業務を知る

7. 要対協の運営、多機関協働

92

要対協各種会議の運用の工夫が知りたい

POINT

- 代表者会議は円滑な連携に向けた環境整備、実務者会議は進行管理、個別ケース検討会議は具体的な支援や役割分担について話し合う会議。
- 特に、代表者会議や実務者会議の位置づけを見直し、何について話し合う場なのかを整理することも一案。

解説

要対協の三層構造

■ 要対協は、関係機関がこどもやその家族について共に考え、地域全体で支援することを目的とした場であり、こども家庭センター（児童福祉機能）が調整機関を担うことが望ましいとされています。

■ 代表者会議は実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を、実務者会議は進行管理台帳に基づく状況確認や支援方針の見直し等を、個別ケース検討会議はケースの具体的な支援内容を検討する場と位置づけられています。

代表者会議や実務者会議の位置づけを再確認・再整理することも一案

■ 一方で、市区町村によっては、代表者会議が形式化してしまったり、実務者会議が情報共有の場にとどまってしまうなど、3層構造の利点を活かしきれていないといった課題が生じている場合があります。

■ 運用を工夫している事例として、代表者会議を子ども・若者支援地域協議会や重層的支援会議等の他の会議体と一元化し、地域全体の課題について話し合う場としたり、実務者会議を部会制とすることで各部会でより具体的な内容の話し合いや特定のテーマの勉強会を行ったりといった自治体の取組がみられます。

■ また、市区町村の中には、個別ケース検討会議に対象となるこどもや家庭の参加を促し、当事者の話を関係者が直接聞きながら支援方針について検討している例や要対協ケースの登録について対象者に説明している例もみられます。

以下も要確認

「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成17 年2月25日雇児発第0225001号）

「要保護児童対策地域協議会の実践事例集」（平成24年12月14日）

7．要対協の運営、多機関協働

要対協各種会議の運用の工夫が知りたい

事例　要対協と子ども・若者支援地域協議会を一元化、包括的なネットワークを構築（藤枝市）

- 藤枝市では、令和4年度から、要対協と子ども・若者支援地域協議会を一元化し、妊娠期から若者までを切れ目なく支援するネットワークを構築しています（子ども・若者総合サポート会議）。
- 実務者会議を4部会制としており、児童虐待・DV部会（年10回）、児童生徒指導支援部会（年11回）、発達支援部会（年4回）、若者支援部会（年4回）を開催しています。
- すべての実務者会議に、こども家庭センターだけではなく、教育委員会が参加していることも特長の1つです。
- また、アドバイザーを配置し、各部会（実務者会議）や個別ケース検討会議でも、ケースの見立てや助言を受けています。
- 協議時間を十分に確保するため、会議前には、担当者が関係機関にケースの直近の状況を聞き取り、資料に集約しています。
- また、資料は事前配布しており、各参加者がケースの直近の状況を踏まえた上で会議に出席できるようにしています。

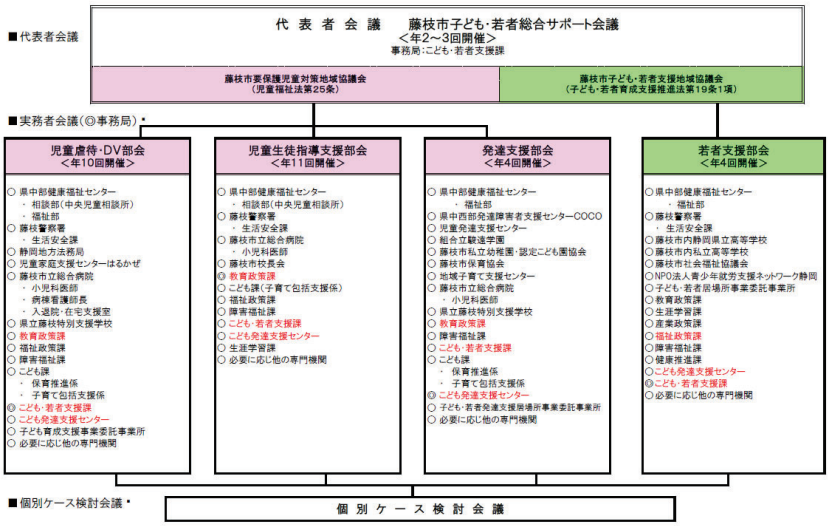

子ども・若者総合サポート会議の体制図（藤枝市提供）

要対協各種会議の運用の工夫が知りたい

事例　実務者会議を部会制とし、進行管理のほか現場の課題も話し合う場に　（府中市）

- 代表者会議（年1回）、実務者会議（年3回）、個別ケース検討会議（随時）のうち、実務者会議は、乳幼児会、児童生徒会、全体会の部会制をとっています。
- 代表者会議は、要対協の年間の進め方等を検討する場としています。実務者会議は、ケースの進行管理のほか、現場の課題を話し合っており、特定妊婦の支援方法等、その時々のトピックを話し合うことも多いです。
- 実務者会議の児童生徒会では、学校に参加してもらい、気になるケースをこども家庭センター側から提示するなどして、支援方針をともに検討しています。
- 個別ケース検討会議では、スーパーバイザーから助言を受ける機会も設けています。別途、事例検討会も年20回程度開催しています。
- 運営の工夫として、関係機関からも活発に発言してもらえるように「この内容について説明してもらいたい」「このことについてコメントをいただきたい」等、事前に連絡をしています。

事例　個別ケース検討会議に家族が参加　（喜多方市）

- 「本人のいないところで本人のことを決めるべきでない」という考えが前提にあり、要対協の個別ケース会議にはこども本人・保護者など家族の参加を呼びかけています。
- 対象者に声かけを行う際は、「要対協」とは言わず「懇談会」という形で参加を呼びかけ、会議の場で本人の意向を聞いた上で、関係者も含めて、どのように支援していくかを検討しています。
- 要対協ケース全件で当事者の参画が実現しているわけではありませんが、対象者と関係性ができている家庭であれば、「みんなに気持ちを聞いてもらおう」と声かけをすると来てもらえることもあります。
- 本人が会議に参加することで、周りの支援者が勝手に作り上げた家庭のイメージをもとに話すのではなく、家庭を知った上で支援方針について検討できることは大きな強みです。

95

ケースの進行管理を効果的・効率的に行うためには？

POINT

- 庁内のケース検討会議にて支援方針やサポートプランの見直しを行うことと併せて、関係機関等が行う支援については、実務者会議にて進行管理を行うことで、一貫した支援が可能になる。
- 実務者会議の効果的・効率的な進行に向けては、関係機関との事前調整等がポイント。

解説

関係機関等が行う支援については実務者会議等を通じて進行管理を行う

ガイドラインP83～84を確認

■ 要対協登録ケースの進行管理は、庁内のケース検討会議で決定した支援方針に基づいて支援を行い、随時こどもと家庭の状況を把握しながら、相談種別の変更や、支援方針・サポートプランの見直しを行います。

■ また、関係機関等が行う支援については、実務者会議等を通じて進行管理することで、こどもと家庭の状況・状態に合わせた支援を一貫して行うことができます。

■ 他方で、要対協登録数の多い市区町村では数時間の実務者会議では全ケースの進行管理を行うことは難しく、効果的・効率的な進行管理の進め方に課題を抱えている市区町村も少なくありません。

実務者会議については、事前準備や当日の時間の使い方について工夫することが考えられる

■ 進行管理を行う実務者会議等を効果的・効率的に進行するためには、事前準備として関係機関からアセスメントシートを提出してもらったり、直接関係機関からヒアリングや事前協議を行うことで、こどもと家庭の状況の確認をスムーズに行う等の工夫が考えられます。

■ また、当日の時間の使い方を改めて確認することも重要です。例えば、関係機関による具体的な話し合いが必要なケースとそうでないケースのグラデーションをつけた上で、後者については支援方針案を作成しそれについて合議をとる、残った時間でより具体的な支援方針の見直しが必要なケースについて話し合う等の工夫も有効です。

96

事例　関係機関から提出されるアセスメントシートを元に進行管理会議を開催（高浜町）

- 年2回の実務者会議のほか、3か月に1回、進行管理部会を開催しています。参加者は、こども家庭センター、教育委員会、児童相談所、スーパーバイザーです。
- 進行管理部会の開催に合わせ（3か月に1回）、関係機関（学校、保育所等）から「虐待防止進行管理アセスメントシート」（国調査研究のアセスメント・プランニングシート（下部参照）を改変した様式）を提出してもらっています。
- このシートには、虐待に関わる直接的な質問へのチェック項目、直近に対応したこと、セーフティスケールがあり、こどもが安全な状態にあるかどうかに関わる情報について、関係機関がどのようにアセスメントしているかを把握することができます。
- 各関係機関が作成したシートは、事務局で1つのシートに集約します。記載があった項目については、関係機関に直接聞き取りを行い、進行管理部会で結果を報告します。
- こうした進行管理を行う前は、エピソードありきの進行管理となっており、ケース数が増加する中で、各ケースの課題が見えづらい状況にありました。ケースの状況の悪化により職員が疲弊してしまうことも懸念されたため、児童相談所から国の調査研究のシートを紹介され、現在のアセスメントシートを活用しています。アセスメントシートを使用することで、ケースの全体像、見立て、課題が明確になり、本来の協議ができるようになった上に、会議時間も短縮されました。
- 会議の効率化のため、個別ケース会議を直前に実施している等、既に支援方針が決まっているケース等については事務局案として別紙で方針を記載して、教育委員会、児童相談所、アドバイザーに事前送付・確認してもらっています。
- これによって、会議では、事前に確認してもらっている複数のケースについて30分程度で検討し、その後、進行管理部会での十分な検討が必要な残りのケースに時間をかけて話し合うことができるようになりました。深く話し合うケースとそうでないケースを分けることがポイントです。

（参考）在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用の手引き
※市町村・児童相談所・関係機関が共通言語を用いて協議し、在宅支援を進めるためのシート

？ケースの進行管理を効果的・効率的に行うためには？
7．要対協の運営、多機関協働

事例　実務者会議と別の進行管理会議において支援内容や終結等を検討（守谷市）

- 年2回開催する実務者会議とは別に、年4回、進行管理会議を開催しています。
- 児童相談所や教育委員会も参加し、ケースの終結等も検討する重要な会議となっており、1回あたり25ケースほどを、2時間半～3時間程度の時間で検討しています。
- ケースの共有と検討の場として、生活状況が安定しているケースは情報共有に留め、生活状況が悪化したり、リスクの高いケースについて、支援方針等の意見をもらいます。
- 進行管理会議で取り上げるケースについては、近況の情報を事前に参加者に共有し、最新の情報を踏まえて検討できるようにしています。
- なお、要対協ケースは、システム上の記録等をアップデートして管理しています。

事例　実務者会議の開催前に、関係機関へ事前訪問・ヒアリングを実施（涌谷町）

- 年3回の実務者会議の開催前には、すべての幼稚園・保育園、小・中学校に訪問し、ヒアリングを行っています。
- そこで、どのようなことが課題になっているか、どのように接していくか等の具体を話し合い、その内容を進行管理表に落とし込んでいます。
- これらの事前訪問は、元々コロナ禍に、会議時間の短縮のために取り組み始めました。
- 現在は、実務者会議の1時間はケースについての協議を行い、残りの1時間は実務研修を実施しています。実務者会議の参加者を対象に事例検討やロールプレイ等を行うことで、有意義な時間となっています。

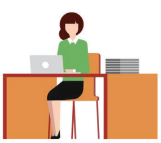

保育部門や教育部門とうまく連携するには？

POINT

- 要対協登録ケースの場合、定期的な情報提供の機会を作るほか、適宜の情報提供・通告が必要。
- 日頃から関係性を築いたり、個人情報管理等についても周知することで、保育所等や学校が安心して市区町村に情報提供できる体制を作ることが重要。

解説

定期的な情報提供の場の設定のほか、日頃から連絡しやすい関係を作る

ガイドラインP142～145を確認

■ 要支援児童等と思われるこどもについては、在籍する保育所等（※認可外保育施設含む）や学校から、定期的に（おおむね1か月に1回）情報提供を受け、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどして対応方針を組織的に検討する必要があります。

■ また、連絡のない欠席が続いている・不自然な外傷がある等の兆候や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合等は、定期的な情報提供の機会を待たずに、適宜、市区町村への情報提供や通告が必要です。

こちらの通知を参照
➡「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」（令和5年8月4日付けこ成保123号・こ支虐117号 こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）

■ 一方で、保育所等や学校の中には、保護者との関係悪化を懸念して市区町村への連絡を躊躇する場合もあります。緊急時の情報共有や連携を円滑に進めるためには、日頃から、こども家庭センターと保育所等、学校が顔の見える関係を築き、小さな気づきでも情報提供しやすい体制を作ることが重要です。

■ センターが保育所等に定期訪問してセンターの役割説明や情報共有をしたり、事業を共同実施する等も一案です。

■ なお、保育所等や学校が要支援児童等と思われる者の情報を市区町村に提供することは児童福祉法21条の10の5等に基づいており、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」として本人同意を得ずに情報提供して差し支えないと解釈されています。こうした内容も保育所等や学校に周知し、安心して情報共有してもらうことも重要です。

7．要対協の運営、多機関協働

保育部門や教育部門とうまく連携するには？

事例　年度初めに町内すべての保育所等や学校を訪問、その後も定期的に協議　（涌谷町）

- 年度初めに町内すべての保育所、幼稚園、小・中学校に訪問し、こども家庭センターの周知を行いました。直接足を運ぶことで、関係機関の内部の雰囲気も把握することができます。
- 要対協については、情報共有や研修に参加してもらうことを目的に、所属しているこどもが要対協ケースとして登録されていない場合でも、町内すべての保育所、幼稚園に参加してもらっています。
- 年3回の実務者会議の開催前には、すべての幼稚園・保育園、小・中学校に訪問し、個別ケースの状況等についてヒアリングを行っています。
- また、小・中学校とは月1回ケース会議を実施しており、民間の関係機関（不登校児童の居場所等）も参加しています。きょうだいの対応等のために、小・中学校合同でケース会議を実施することもあります。
- ヤングケアラー支援の一環として、町内の小学校1校において、小学6年生全員と個別にカウンセリングを実施しました。まずは、こども達に、相談することがどのようなことかや、話を聞いてくれる大人がいることを体験してもらいました。

事例　保育所との関係構築に注力　（仙北市）

- 保育所・認定こども園、教育委員会、児童福祉担当者で、就学前児童に関する支援機関連携会議を実施しています。
- 会議を通して地域資源の把握につながるほか、関係機関同士で利用可能な支援やサービスの情報を共有しているため、こどもの就学以降も適切な支援につなげることができています。
- また、市独自事業である療育訓練事業やペアレント・トレーニングの利用者に関しては、こどもや保護者の様子等を在籍園にも共有したり、保護者の同意が得られれば、ペアレント・トレーニングに在籍園の保育士が同席するなど、家庭と園でこどもに同じ関わりを行えるように工夫しています。
- 就学後に様々な問題が顕在化してくる状況に課題を感じ、保育所等との関係構築に力を入れてきました。実際に保育所等に足を運び、信頼関係を築くとともに、情報連携しやすい体制をつくっています。

仙北市の市独自事業の内容についてはP75へ

？保育部門や教育部門とうまく連携するには？

事例　SSWの要対協への参加や学校等への訪問による教育部門との連携　（藤枝市）

- 年度当初に、児童福祉機能の職員が市内保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高校をすべて訪問し顔が見える関係づくりを行い、情報連携体制を強化しています。
- また、不登校やヤングケアラーの早期支援に向けて、令和6年度からは、こども家庭センターに教員を配置しました。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）は、要対協実務者会議の児童生徒指導支援部会に加え、必要に応じ、児童虐待、DV部会にも参加しています。

ご自身のセンターでは、どのような連携ができそうでしょうか？

事例　ヤングケアラー支援のためにSSWや学校と連携　（別府市）

- ヤングケアラー支援の一環で、SSWとこども家庭センターで月1回の定期連絡会を実施しています。
- 学校が把握しているヤングケアラーとセンターが把握しているヤングケアラーとでは件数等に乖離があったことから、支援の漏れがないよう、支援を行っているこどもの情報共有と役割分担を行うことが主な目的です。
- 令和5年度には、小学校4年生～高校2年生を対象に学習会と記名式のアンケート調査を実施しました。
- 学習会はヤングケアラーとはどのようなものかを知ってもらうためのものであり、ヤングケアラーについてこどもに知ってもらえただけでなく、学校内で把握できていないヤングケアラーであると思われるこどもを新たに発見することにもつながりました。
- アンケート調査は、どのような手伝いをしているか、それらの手伝いをすることによって自分ができないことがあるか、相談できる人が周りにいるか、安らげる場所があるか等について調査しました。
- アンケートの回答内容からヤングケアラーであると思われるこどもについては、本人同意のもと、学校にも情報共有しています。

101

？児童相談所と連携する場面や事例を知りたい

POINT

- 在宅での支援を行う中で児童相談所との連携が必要となる場合は、支援計画やサポートプラン等を共有し、児童相談所の援助指針との整合性を図る。
- 個別ケースにおける連携を円滑にするためには、随時の情報交換や連絡調整等を行うことが重要。

解説

在宅支援や親子関係構築支援において児童相談所との連携・情報共有が重要

ガイドラインP67～70とP118～119を確認

- 市区町村と児童相談所は、所掌事務が異なる対等な関係にあり、各場面で積極的に連携することが求められます。
- 在宅での支援が適当と考えられる場合には、こども家庭センターが、内部で管理する支援計画及びサポートプランを作成し、家庭支援事業等を組み合わせた支援を行います。その中で、児童相談所による同行訪問や保護者への指導助言、在宅指導措置・一時保護等の行政権限による対応などが必要となった場合には、それまで作成していた支援計画やサポートプラン等を児童相談所にも共有し、児童相談所の援助指針との整合性を図ることが必要です。
- 児童相談所長による指導措置は、市区町村への委託により在宅支援の枠組みとして活用できます（市町村指導委託）。指導中の情報共有や緊急時対応などを事前に児童相談所と協議して密に連携し、効果的に運用しましょう。
- 一時保護中や里親・施設に措置中のこどもへの支援においては、 児童相談所や関係機関と連携し、地域で生活している保護者や家族の状況を把握し、親子関係再構築を支援する必要があります。例えば、在宅支援で関わってきた保護者に対する生活面や体調面の安定に向けた支援の継続、親子交流前後の相談・サポートなども考えられます。
- こどもが再び地域で安定した生活を継続できるよう、解除前の早い段階からセンターと児童相談所で家庭復帰に関する協議等を行い、児童相談所の援助指針を踏まえたサポートプラン等の作成による家庭支援が求められます。
- このように、連携した個別支援を行うためには、要対協の枠組みも活用し、随時の情報交換や、連絡調整・役割分担の話し合いが重要です。児童相談所は市区町村への援助や助言の役割も有しています。児童相談所主催の研修への参加や合同研修の開催などにより、両者の支援の考え方、想定される役割分担などを共有することも重要です。

102

児童相談所や都道府県の市区町村支援の役割はP15へ

？児童相談所と連携する場面や事例を知りたい

事例　児童相談所と共同の進行管理。家庭復帰に関する支援もスムーズに（別府市）

- 児童相談所が作成した「虐待重症度判断基準表」に基づいて対応しています。
- 大分県では、児童相談所が全市町村と共同管理台帳を作成しており、市町村が受理したすべての虐待事案を登載して両者が共同で進行管理しています。別府市においても、月1回の実務者会議が、共同管理台帳登載ケースの進行管理を行う場となっています。
- 個別ケース検討会議は、複数の機関で情報共有し連携して支援することが必要な場合や他状況に変化があった場合等に開催しています。一時保護や措置から家庭引き取りになり在宅支援が必要となるケースなどは、必ず児童相談所が主催して開催するよう取り決めています。
- 措置解除後の家庭復帰後の支援につなげるため、児童相談所からの依頼でこども家庭センター職員が家庭等への同行訪問等を行うケースもあります。
- 児童相談所の援助方針に沿ったサポートプランを作成し、作成したサポートプランを児童相談所にも共有し、連携して家庭復帰を支援する場合もあります。

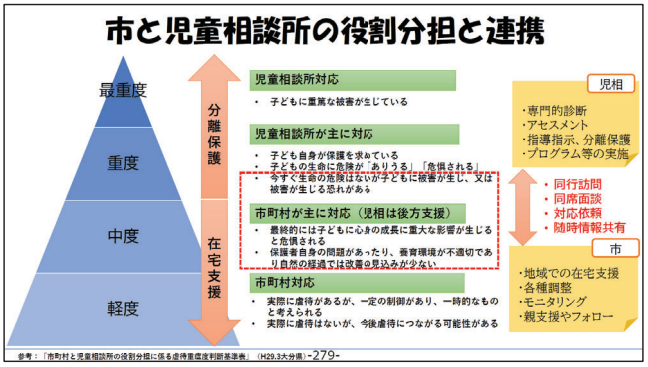

（出所）令和6年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議「2. 取組事例」資料

103

？関係機関の意識を高め、情報提供を促すには？

POINT

- こども家庭センターの意義や役割、支援の理念、関連制度について十分な説明を行い、関係機関の理解を促すことが重要。
- その上で、情報共有の場を作るなどして顔の見える関係性を築くことが求められる。

解説

センターの意義や役割、制度に関する説明を行うとともに、日常的な関係づくりに努める

ガイドラインP114～118を確認

- 自らの支援ニーズに気づいていない家庭や、支援を求めることに困難を抱える家庭を早期に把握するためには、民間団体も含め、こどもや家庭と接点を持ちうる関係機関等との日常的な連携関係を作ることが重要です。
- そのためには、こども家庭センターや要対協の仕組みや役割、及び関連制度について関係機関に十分に説明を行い、理解を促すことが大切です。
- 具体的には、関係機関等に、こども家庭センターの意義や役割を説明する、要対協やその他の会議の場で関連制度に関する研修・勉強会を開くこと等が考えられます。
- その上で、関係機関からの情報提供のハードルを下げるために、定期的な関係機関訪問や連絡会等、情報共有の場を設けたり、担当者間の顔が見える関係づくりを行うことが重要です。
- 併せて、日常的な情報共有が必要な関係機関等をあらかじめ要対協の構成員として位置づけておく等の工夫によっても、スムーズな情報共有が可能になります。

図表　関係機関との連携強化に向けた取組（複数回答）

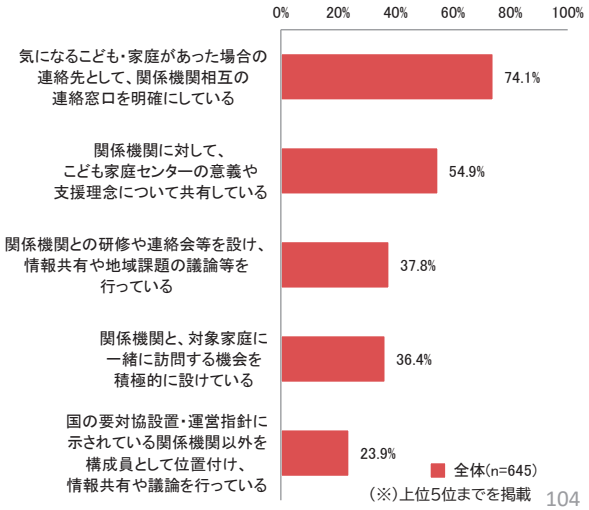

（※）上位5位までを掲載

104

関係機関の意識を高め、情報提供を促すには？

事例　国の死亡事例検証報告書をもとに代表者会議で話し合いを行う（伊勢市）

- 代表者会議は年2回開催しており、1回目では、要対協の3層構造に関する説明や前年度実績、取組の報告を行っています。
- 2回目の会議では、こども虐待による死亡事例等の検証結果等について専門委員会の報告の概要と提言をもとに話し合いを行うなど、事例についても話し合う機会としています。

事例　アドバイザー派遣事業の活用（袖ケ浦市）

- 年2回の代表者会議のうち、2回目の会議では、千葉県が実施しているアドバイザー派遣事業を活用し、外部講師を招聘して話をしてもらいました。
- 各関係機関の代表者の意識を高め、実務レベルに反映させていくための工夫と考えています。

Tips　関係機関との連携に関する工夫

- アンケートの自由記述では、庁外の関係機関との連携ついて以下のような工夫が挙げられました。

◆ 毎年、学校職員、保育所・幼稚園職員を対象に研修会を実施。民生委員児童委員協議会の会長会において、こども家庭センターの意義をはじめ、児童虐待について説明を行っている。

◆ 地域の主任児童委員連絡会や、子育て支援センター等にこども家庭センターの意義や支援理念、活動状況について報告し情報共有を行っている。

◆ こども家庭センター設置について、関係機関（学校、幼稚園・こども園・保育園、民生委員児童委員）に周知を兼ねて説明を行い、気になるこども・家庭があった際連絡してもらうよう名刺サイズのカードを配布した。

◆ 気なるこども・家庭があった場合の連絡先として部会で関係機関の担当者リストを配布している。

105

その他の関係機関や関係部署との連携について知りたい

POINT

- 複合的な課題を抱えるこどもや家庭の支援にあたっては、庁内外問わず、高齢者福祉・障害福祉・生活困窮・医療等の他分野との連携が重要。

解説

その他の分野との連携によって、世帯全体の支援を行う

■ 複合的な課題を抱えるこども・家庭への支援に向けては、前述してきた庁外の関係機関との連携だけでなく、身近な庁内の関係部署との連携も重要です。アンケートでは、他部署を要対協の構成員として位置づけている市区町村は7割となっていますが、他部署に対して、センターの意義や支援理念について共有したり、研修等を実施している市区町村は、3～4割にとどまっていることが分かりました。

■ 保護者等の家族への支援やヤングケアラーの支援にあたっては、高齢者福祉・障害福祉・生活困窮・医療等の部門との連携が重要です。家族全体の支援やヤングケアラー支援の重要性、ヤングケアラーに気づくためのポイントを庁内他部署やサービス事業所、地域包括支援センター、医療機関等に伝えていくことも求められます。

■ 児童家庭支援センターとの連携も重要です。支援計画やサポートプランの作成にあたっては、児童家庭支援センターが関わっている家庭に作成する援助計画との整合性を図るため、十分な協議を行いましょう。

図表　庁内の他部署との連携強化に向けた取組（複数回答）

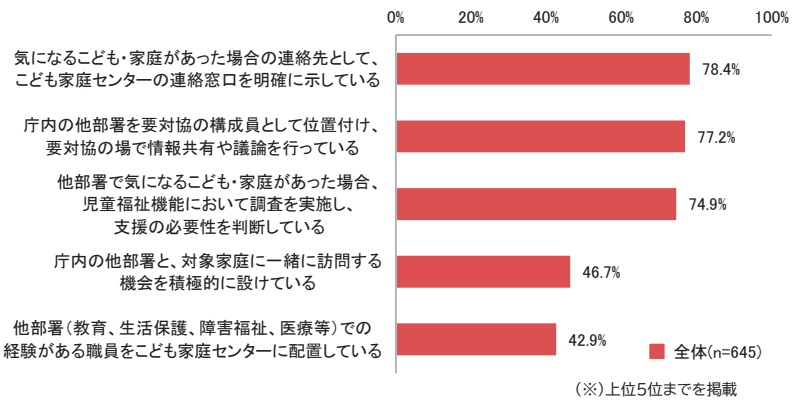

（※）上位5位までを掲載

106

その他の関係機関や関係部署との連携について知りたい

事例　重層的支援体制によって、複合的な世帯の課題をまるごと支援　（涌谷町）

- 涌谷町では、要対協は「涌谷町虐待防止等対策連絡協議会」の中に位置づけられています。児童だけではなく高齢、障害、DV等をまとめて議論する代表者会議を年1回実施しており、世帯への支援を深めやすいという特徴があります。
- また、要対協にさまざまな部署（住宅課、水道課等）が参加しており、転入出や町営住宅の申し込み、水道の停栓状況、国保税の滞納等があった場合にも、各窓口から情報共有を受けやすい体制を作っています。
- こども家庭センターの立地についても、1フロアに子育て支援課子育て支援班（児童福祉機能）、健康課健康づくり班（母子保健機能）、福祉課福祉班（生活困窮等の担当）、福祉課包括支援班（障害福祉・高齢者福祉等を担当、重層的支援体制整備事業を実施）が設置されていることから、要対協登録されている家庭について、他部署と一緒に協議することは多々あります。

Tips　庁内関係部署との連携に関する工夫

- アンケートの自由記述では、庁内の関係部署との連携ついて以下のような工夫が挙げられました。

◆ こども家庭センターの設置やその目的、役割等について、関係部署（教育、高齢者福祉、障害福祉等）へ説明を行っている。

◆ 庁内の他部署で行われる研修会にてこども家庭センターの意義や活動状況を報告。

◆ 要対協の構成員として教育委員会、男女共同参画、生活保護、障害者福祉担当職員を位置づけている。

◆ 要対協の構成員となっている庁内各課において、心配なケースが来庁された時は、こども家庭センターの連絡窓口に連絡してもらうこととしている。

Memo

7. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」

＜検討委員会 委員＞ ※氏名は敬称略・五十音順。所属・肩書は令和7年3月31日時点。

座長	佐藤 まゆみ	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 准教授
委員	加藤 のぞみ	沖縄県中城村 こども課 子育て支援係 係長
	小稲 文	国際医療福祉大学 成田看護学部看護学科 助教
	橋本 信也	豊中市 こども未来部 はぐくみセンター センター長 兼 こども安心課 課長
	畠山 由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授
	藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
	牧戸 貞	桑名市 子ども総合センター センター長
	渡部 圭子	松戸市 子ども部 こども家庭センター 統括支援員・保健師長

＜オブザーバー＞ ※氏名は敬称略。所属・肩書は令和7年3月31日時点。

伊藤 丈泰	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 課長補佐
福井 充	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 調整係 係長
星野 尚子	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 調整係
木村 美憂	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 調整係

＜調査研究実施主体＞ ※所属・肩書は令和7年3月31日時点。

横幕 朋子	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 社会政策部 副主任研究員
鈴木 陽子	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 社会政策部 主任研究員
山田 美智子	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 研究開発第2部（大阪） 主任研究員
松井 望	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 社会政策部 副主任研究員
荻野 琴	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 社会政策部 研究員
三浦 まい	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 社会政策部 研究員
杉浦 悠花	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 社会政策部 研究員

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」

こども家庭センターの業務に関する実践ポイント集

令和7年3月

発行元：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

第Ⅴ章 調査研究の総括

1. 本調査研究から得られた点

本節では、第Ⅰ章RQにて示した、こども家庭センターにおける業務の実態、課題、工夫について、アンケート調査、ヒアリング調査、及び実践ポイント集を作成する過程で確認できた点を記載する。

(1) こども家庭センターの体制及び一体的支援に向けた取組

① 実態と課題

ヒアリング調査より、こども家庭センターの組織体制について、①センター設置以前から両機能が一体化している事例、②設置にともない機構改革等を行って両機能を担う部署を再編した事例、③一部機能を別部署としている事例が抽出された。その中でも、子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターを設置したときに組織の一体化を図った①のような自治体では、比較的スムーズにこども家庭センターへの移行が行われていた。

統括支援員の業務について、アンケート調査では、特に地域資源の把握や開拓に関する業務について「できている」の回答割合が低く、また、「サポートプランの作成や手交に関する指導・助言のノウハウが十分でない」という課題を抱えている市区町村は66.7%にのぼる。センター１か所あたりの管轄人口が大きな中核市等で統括支援員の業務量が多い傾向にあることや、小規模な市区町村の中には統括支援員がケースを担当している場合もあることなどから、統括支援員が日々の業務に追われ、地域資源開拓に関する業務や助言・指導に関する業務に手が回っていない状況があることも考えられる。併せてヒアリング調査では、複数の市区町村より統括支援員の後任者の育成について課題感が挙げられた。特に小規模自治体では、専門職の採用・育成自体が喫緊の問題になっており、こども家庭センターとしての継続的な支援体制の構築については大きな課題があると言える。

一体的支援に向けた取組について、合同ケース会議に関する課題に関するアンケートの自由記述を分析したところ、大きく分けて、①会議内容に関する課題（対象となるケースの選定、何を話し合うかが不明／等）、②開催準備に関する課題（会議準備、参加者の調整等の負担／等）、③進行に関する課題（方針の検討まで至らない、議論が活発にならない／等）の３点が抽出された。会議自体は９割以上の市区町村で１回以上開催されているものの、会議運営については試行錯誤を重ねている市区町村が多いことがうかがえる。一方で、小規模市町村では、「会議以外の場（打合せ等）を活用した日常的に話し合う機会の確保」が行われている割合が高いことからも、既に同じ指揮系統のもと日常的な連携がとられている市区町村も一定数あると考えられる。

② 工夫点や取組例

組織体制に関して、③一部機能を別部署としている市区町村では、両機能の連携強化を図るために、統括支援員の他に両機能のつなぎ役となる職員を配置し、支援体制を強化している事例がみられた。具体的には、母子保健機能と児童福祉機能が別部署にある場合、母子保健事業を行っている担当課から、数名の保健師を児童福祉機能の担当課に配置し、当該保健師が、継続的な支援が必要な妊産婦や乳幼児のフォローを担いつつ、統括支援員とともに、別部署である母子保健機能との調整業務を担うといった工夫が行われていた。

両機能の一体的支援に向けては、両機能の情報共有や各々の専門的視点からのアセスメントや検討を行いやすい仕組みをつくることが重要である。その手段の１つとして、ヒアリング調査では、組織や執務室が分かれている場合でも、合同ケース会議で両機能が直接話し合う機会を積極的につくったり、記録の閲覧権限を付与して情報共有を進める等の工夫を行っている事例がみられた。こうした連携を促進するためには、両機能の業務理解を深めることも重要である。ヒアリング調査では、支援に関する理念を共有する場や困りごとを気軽に話し合う場を設定する等の工夫がみられた。

次に、統括支援員やその他専門職の育成として、合同ケース会議とは別に、センター職員が定期的に集まって事例検討を行ったり、作成したサポートプランや手交時のポイント等を内部で共有している市区町村が多くみられた。後述するように、センター職員の人材育成においては都道府県が重要な役割を担っているが、センター内部でも OJT の仕組みを整え、特にサポートプランの作成等の新たな業務についてはチームで取り組むことが重要だと考えられる。

統括支援員の業務負荷への対応についても同様に、一部のヒアリング先では、統括支援員の補助者を配置し、ケース記録の確認や進行管理のフォロー、地域資源開拓にかかる一部業務を複数名体制で進めている事例がみられた。なお、地域資源開拓業務については、地域資源の開拓を担うコーディネーター等の担当職員の配置に対する財政支援があるが、本アンケート調査では、コーディネーターを配置している市区町村は 3.3%にとどまっている。

人員確保に関する取組として、児童虐待相談対応件数や対応時間数等の業務量を見える化して市区町村の庁内の会議で報告・共有することが重要との意見が聞かれた。こうした情報をもとに、小規模市区町村であっても、正規職員の配置を進めたり、教員退職者を中心に会計年度任用職員を段階的に増やし体制を整えている事例もあった。

合同ケース会議に関する取組として、①会議内容に関しては、母子健康手帳交付時や乳幼児健診等で気になるケースから小学生以上のケースまで協議対象は様々であったが、要対協登録を行うかの判断や、個別ケースについて短期目標を掲げて支援方針や役割分担について話し合っている市区町村がヒアリングでは多くみられた。②開催準備に関しては、会議回数が多い場合は、共通のシステムで記録を共有したり、新しい会議資料は作らず既存のケース記録をもとに会議を行う等の工夫が行われていた。③進行に関しては、基本的に統括支援員がファシリテートしている市区町村が多くみられたが、他の参加者からも積極的に意見が出されるよう、両機能それぞれの専門的視点を出し合ってアセスメントや支援の検討を行うという目的を共有し、意見を出しやすい雰囲気をつくることが重要である。

(2) サポートプランの作成

① 実態と課題

アンケートに回答した市区町村の 36.6%がサポートプランの作成実績がなく、その理由として「他の業務が繁忙であり、作成に向けた準備や検討の時間を十分に確保できていないため」の回答割合が６割となっていた。ヒアリング調査においてもまずは数件から作成・手交をはじめている市区町村が多く、初年度において試行錯誤しながら取組を進めている市区町村が多いことがうかがえる。なお、サポートプランは作成することが目的ではなく、対象者のニーズや支援内容について一緒に話し合うためのツールとして活用することが重要である。作成件数のみを追求することで丁寧な関係づくりのプロセスが欠落しないよう留意しながら、サポートプランの有効活用を進めて行く必要がある。

作成の際には、特にこども本人の意向を聞くことに関する課題感が両調査から示された。具体的に

は、ヒアリング調査においてこどもの困りごとが保護者や支援者の考えと異なることもあるため、対応が難しい、最初の目線合わせが重要との意見が聞かれた。

サポートプランの管理については、「進行管理や見直しを行うタイミングや頻度が明確でない」の回答割合が６割強となっているほか、そもそも要支援児童等に対する支援計画の作成が進んでいない実態もある。こども家庭センターにおいて包括的・継続的支援を実行するためには、アセスメント、支援の計画、支援の提供、モニタリング、支援の見直し等の一連のこども家庭相談の流れに沿ったケースマネジメントを行う必要があるが、その一環でサポートプランを活用するという点において、課題を抱える市区町村が多いことがうかがえる。

一方で、両調査からは、サポートプランの活用によるメリットも明らかになった。対象者にとってのメリットとしては、サポートプランの手交によって、本当に困ったときに支援を思い出すきっかけになるという意見や、対象者から、一緒に支援を考えたりプランに基づいて話を聞かれることによって安心したという声をもらったという意見もあった。

支援者にとってのメリットとして、対象者のニーズを把握しやすくなった、対象者のニーズに沿った支援を検討しやすくなった、対象者に対して支援の目的・内容等を伝えやすくなったという回答割合がアンケート調査では高くなっているほか、ヒアリング調査では、関係機関との共通認識を持つことに役立ったという意見も聞かれた。

② 工夫点や取組例

こどもの意向を聞く取組として、学校や保育所等の所属機関と連携してこどもの意向を把握しているという意見や、必要に応じて心理職が担当ケース以外に同席し複数名体制でサポートプランを作成するといった工夫が聞かれた。また前述の通り、サポートプランの作成に当たり難しかった点等を職員同士で共有することで、センター全体として聞き取りのノウハウや知見が蓄積されると考えられる。

またアンケート調査からは、自由記述欄をうまく活用することで対象者がニーズを表明しやすくなるという可能性が示された。各市区町村で国様式をアレンジする等して、対象者と話し合いやすく、支援に活用しやすい様式に改善することも重要である。なお、本事業の成果物である実践ポイント集の付録として、アンケート調査にて承諾が得られた市区町村のサポートプラン様式を掲載しているため、併せて確認されたい。

(3) 家庭支援事業や地域資源の開拓

① 実態と課題

家庭支援事業の実施に関しては、特に児童育成支援拠点事業と親子関係形成支援事業の実施割合が低い傾向が見られた。他方でヒアリング調査では、こどもや保護者のニーズに合わせて、こどもの居場所やペアレント・トレーニングを市区町村の独自事業や他の補助事業として実施している事例も複数みられたことから、必ずしも管内に同様の目的を果たす事業が存在しないわけではないという点には留意が必要である。家庭支援事業の実施要件に定められている開所日数や実施方法等が市区町村の実情に合わない場合や要件をみたせない場合もあり、現状、市区町村の単独予算や他の補助事業によって事業を組み立てている市区町村が一定程度いることがうかがえる。

子育て短期支援事業については、実施割合が高い一方、「供給量は十分とはいえない」という回答割合が約４割となっており、受け皿の拡大が急がれる市区町村が多い。なお、家庭支援事業の構築や供

給量充足のために実施していること・必要なことをみると、「新たな担い手の開拓」の回答割合が８割となっていること、また地域資源の開拓においても、「ニーズに対して不足している地域資源の開拓が十分にはできていない」という回答割合が高く、事業者の確保策や新たな担い手の開拓に悩んでいる市区町村が多いと考えられる。

他方で、統括支援員が地域資源開拓のための働きかけを行った市区町村では多様な資源の活用や連携に向けた取組が進んでおり、また、多様な資源の活用に関する課題感も小さい傾向がみられたことから、地域資源の開拓業務において統括支援員の役割が重要であることがうかがえる。

なお、家庭支援事業の利用勧奨・措置については両調査からあまり実施が進んでいない状況がみられた。その理由として、ヒアリング調査では、サポートプランに基づいた支援を行う中で、対象者に必要性を伝え、納得感を持ってサービスの利用を進めていくことを重視しているという意見や、利用者に対する文書による通知のハードルが高いという意見、措置の場合に原則利用者の費用負担が無くなる点について、他利用者との公平性の観点から導入が難しいという意見が聞かれた。

② 工夫点や取組例

家庭支援事業等の事業者確保や受け皿拡大への対応策として、ヒアリング先では主に、行政職員による直営での実施、他の福祉分野における事業者の活用、特に子育て短期支援事業においては里親家庭の活用等の３つの取組が進められていた。

一方で、小規模市区町村においては、前述の通り行政内部の体制構築に課題がある中で、地域資源を開拓し、担い手を増やしていくことが、継続的な支援体制を構築するために非常に重要であると言える。地域資源の開拓に当たっては、まず管内の既存の資源の把握を行い、日々の業務で関わる他分野の福祉事業所や子育て当事者も含め、幅広くアプローチしている市区町村が複数みられた。また、複数のヒアリング先で、既存の支援では対応しきれないニーズに対応するために家庭支援事業以外の支援を構築していたことから、市区町村子ども・子育て支援事業計画に記載されている事業以外にも、ニーズに応じて随時事業を整備していくことで地域全体として切れ目のない支援を提供していくことにつながると言える。

なお、提供量の充足に関しては、一部のヒアリング先で事業の利用者枠を他市区町村の居住者にも広げる取組がみられ、広域的に支援体制を構築していくことが重要との意見も聞かれた。また、県境に近い市区町村においては、子育て短期支援事業の受け皿として他都道府県の資源を活用したいという声も聞かれ、後述の通り、利用者の生活圏域を意識した市区町村事業を構築するためには、都道府県によるバックアップが必要不可欠と言える。

(4) 要対協の運営・多機関連携

① 実態と課題

ガイドラインでは、こども家庭センターにおいて「併せて行うことが望ましい業務」として、「要対協調整機関としての業務」が位置づけられており、センターが調整機関として、要対協関係機関と密接な連携を行うこと、要対協を効果的に活用することが示されている。

本調査研究では、要対協の運営等や他機関との連携に関する取組として、「実務者会議で全ての登録ケースの進行管理を行っている」（74.4%）、「要対協や市区町村の役割、活動内容、担当者等を知ってもらうため、関係機関への説明の機会を設けている」（60.8%）の回答割合が高い傾向がみられた。

人口規模別にみると、「実務者会議で全ての登録ケースの進行管理を行っている」の回答割合は、「10万人～30万人未満」「30万人以上（中核市を除く）」「中核市」で回答割合が低くなっていることから、人口規模が大きい市区町村では、実務者会議以外の会議体やその他の工夫により、ケースの進行管理を行っている可能性が示唆された。ヒアリング調査においても、実務者会議を進行管理の場とはせず、別途設置した進行管理会議等で支援内容やケースの終結等について検討・管理しているという市区町村が複数みられた。

他機関との連携に関しては、「こども家庭センター職員と児童相談所職員との合同研修や児童相談所への長期派遣を実施している」の回答割合は、特に人口規模が小さい市区町村で低く、児童相談所との連携体制の構築に課題があることがうかがえる。

② 工夫点や取組例

要対協の運営及び他機関との連携に向けた取組として、要対協を他分野の会議体（子ども・若者支援地域協議会、重層的支援会議等）と兼ねることで、複合的な課題を抱えるこどもや世帯全体の支援を行いやすい体制を構築している事例がみられた。

また進行管理に関する工夫として、前述のように３層構造の会議体とは別に進行管理に関する会議を開催し、ケースについて検討する場を設ける取組や、実務者会議前に保育所や学校等からアセスメントシートを提出してもらう取組、児童相談所と進行管理台帳を共同管理し綿密に情報共有を進める取組等の工夫がみられた。

こうした取組に加えて、充実した協議を進めるために、調整機関側で実務者会議にて重点的に議論したいケースと情報共有程度となるケースの濃淡をつけ、後者については支援方針案をあらかじめ関係機関に共有することで、当日の議論を円滑に進めるといった工夫を行っている市区町村もある。実際に、こうした取組によって会議時間を短縮し、余った時間を研修や事例検討に活用することで関係機関との連携強化につなげている事例もみられた。

また、アンケート調査では「支援対象である当事者が要対協の個別ケース検討会議等に参画している」の回答割合は17.1%と低いものの、ヒアリング調査では、こども本人や家族に個別ケース検討会議への参加を呼びかけ、実際に家族が個別ケース検討会議に参加したことで、支援者が家庭を知った上で支援方針について検討できたとの意見が聞かれた。

児童相談所との連携に当たっては、進行管理台帳の共同管理や、個別ケース検討会議にて、両者が把握している事例について綿密に情報共有する機会を設けているといった取組がヒアリング調査からは聞かれた。サポートプランについても、作成後のプランの共有だけでなく、作成過程で児童相談所の援助指針を踏まえた内容とする等の連携が考えられる。

2. こども家庭センターの設置促進・機能強化に向けた方向性

最後に、こども家庭センターの設置促進・機能強化に向けて、今後国や自治体に求められる施策等について、２点提言を行いたい。

(1) こども家庭相談のあり方及びその中でのサポートプランの活用方法の整理・提示

本調査研究で明らかになったように、特に小規模市区町村においてはサポートプランの作成そのものに課題を抱えている状況がある。加えて、全国的にみると要支援児童等について支援計画を作成し

ていない市区町村は４割強[3]となっており、市区町村の中には支援計画を作成せずにサポートプランを作成している市区町村が一定数いることがうかがえる。

サポートプランは、対象者自身が、自らの課題と支援内容を理解し、円滑に支援を受けるためのツールであるため、内部で作成される支援計画とは分けて作成されるものである。また、重要なのは、アセスメント、支援計画の作成、支援の提供、モニタリングや支援の見直しといったこども家庭相談の流れの中で、当事者と話し、その結果を反映した支援計画に基づく支援を進めていくためにサポートプランをうまく活用していくことである。対象者からのサポートプラン作成への同意取得が難しい場合でも、内部の支援計画に意向を反映させた上で計画的支援を行うことが求められているが、中には両者を混同している市区町村もあると考えられる。

そこで、市区町村が要支援児童等に対して包括的・継続的支援を実行するためには、国が「こども家庭センターガイドライン」にてサポートプランと支援計画の関係性を改めて再整理することが必要である。本調査研究の成果物として作成した実践ポイント集では、「こども家庭センターガイドライン」第３章に記載されているこども家庭相談の流れにおけるサポートプランの活用方法を提示したが、引き続き、アセスメント、支援の計画、支援の提供、モニタリング、支援の見直し等といった一連のこども家庭相談の流れに沿って支援が提供できるよう、各プロセスにおいてどのような支援が行われる必要があるかについて、ケースマネジメント（の手法）を取り入れ具体的に示すことも必要である。その一環として、サポートプランを効果的に活用するための方法やモデルを市区町村での実態を踏まえて検討・構築し、実践ポイント集の内容の更新等を通して市区町村に提示し、理解を促していくことも考えられる。

また、本調査研究では、サポートプランの様式例や活用方法を知りたいというニーズが複数の市区町村から聞かれたこと、アンケート調査でも「サポートプランや支援計画等の記録作成を効率化するための工夫や取組事例」を提供してほしいという回答割合が 71.5%であったことから、引き続き、サポートプランの活用に関する具体の実践例を国が情報提供していくことも重要だと考えられる。

(2) 都道府県や国による市区町村支援の促進

児童福祉法第 11 条第１項第１号では、都道府県は、市区町村の業務の実施に関し、「市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと」とされている。本調査研究では、市区町村の包括的支援の実施に当たり、以下の３つの観点から都道府県による市区町村支援を促進する必要性が示された。すなわち、①市区町村職員の人材育成や管内市区町村の取組の情報集約と展開、②市区町村の家庭支援事業等の整備・拡充に向けた支援、③家庭支援事業等の実施に関する市区町村間の広域調整である。

１点目について、ヒアリング調査からは一市区町村でセンター職員（特に統括支援員）の人材育成を進めるに当たっての限界が示され、またアンケート調査においても「他自治体の統括支援員との情報交換の機会が十分でない」（55.5%）といった課題が指摘された。

都道府県における市区町村職員の人材育成に関する役割としては、第一に統括支援員の実務研修を実施し、こども家庭センターの設置の意義や業務内容等について理解を促すことが挙げられるが、それ以外にも、センター職員向けに管内市区町村の取組を紹介し合う機会や意見交換の機会を積極的に

[3] こども家庭庁「市区町村（こども家庭センター等）状況調査（令和６年 10 月１日時点）」令和７年３月

設けたり、他都道府県の隣接している市区町村との交流の機会等についても都道府県が調整する等して、こども家庭センターの機能強化を都道府県がバックアップすることが重要である。こうした研修や意見交換の機会については、児童相談所単位での実施や、市町村支援児童福祉司が研修等の企画を行う等、児童相談所も一定の役割を担うことも考えらえる。

管内市区町村の取組の情報集約については、サポートプランの作成方法や様式等の新規業務に関する取組だけではなく、要対協の各種会議の開催方法や効果的な取組（例：どのような部門や機関が参加しているのか、どのように話し合いを進めているのか等)、各市区町村が業務効率化等のために活用しているシステム等についても集約し、必要に応じて情報提供していくことも考えられる。

なお、研修の開催等についてノウハウがない都道府県においては、西日本こども研修センターあかしと子どもの虹情報研修センターにて提供されている統括支援員指導者・研修企画者養成研修の機会を利用し、研修企画に必要な内容や視点等を学ぶことも求められる。また、実際に市区町村向けの研修を実施する際には、本調査研究の成果物である実践ポイント集を活用した情報提供を行ったり、西日本こども研修センターあかしにて実施している「アドバイザー派遣事業」を活用することも考えられる。

２点目と３点目について、家庭支援事業等の実施に当たっては、単独市区町村で事業者の確保や受け皿の拡大を行うことの課題が示された。他方でヒアリング調査からは、児童相談所等と連携して里親への子育て短期支援事業の委託を行い、受け皿拡大を進めている事例が複数みられた。このように、市区町村の家庭支援事業等の整備・拡充に向けては、都道府県が管轄する社会的養護に関する資源について市区町村へ積極的に情報提供を行うとともに、施設等の活用に向けた調整を都道府県が主体となって行うことが重要である。

また、例えば子育て短期支援事業の利用に関して、利用者の生活圏域を踏まえたときに都道府県内の施設よりも他都道府県の施設を利用する方が望ましい場合等には、都道府県間の調整により事業を構築することが求められる。さらに、現状として実施率が低い児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業等について、市区町村での整備が難しい場合は、複数の市区町村による共同実施や単独実施している市区町村の利用者枠を他市区町村にも広げる等の調整が必要になる。こうした共同実施、あるいは市区町村間の事業の相互乗り入れ等の広域的な取組が必要な場合は、都道府県が中心となって調整を行うことが重要である。なお、児童育成支援拠点事業のように複数の事業者で共同実施するケースも見られることから、こうした方法を市区町村が選択できるよう、国が調査研究事業等で把握したモデルケースや実施例などの情報提供が引き続き必要と考えられる。

本調査研究の結果からは、こども家庭センターの設置・機能強化に関して効果的に進めている市区町村もある中、取り組み初年度ということもあり、多くの市区町村では試行錯誤している状況がうかがえた。今後は、各市区町村が実情に応じて、都道府県の支援も得ながら取組を進めていく必要があるが、国においては、通知等で上記の都道府県の役割等について改めて明文化し市区町村支援を促すこと、都道府県が市区町村の支援を効果的に行えるよう、都道府県への体制面や財政面での支援、市区町村支援に関する伴走的な相談対応やノウハウの提供を進めることが求められる。

資料編　アンケート調査票

こども家庭センター設置市区町村向けアンケート調査　調査票

2024 年 10 月
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

こども家庭庁 令和６年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」

こども家庭センターの業務に関するアンケート調査

ご回答にあたって

●目的

- こども家庭庁では、市区町村こども家庭センターの**運営管理者や現場職員の実践に役立つポイントの取りまとめ**及び業務実態に即した施策の検討を目的に、標記の調査研究事業を実施しております。
- 本アンケートは、上記目的のため、こども家庭センターの業務の状況や課題などの実態を把握するものです。お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、回答にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●利用使途

- ご回答いただいた内容は、こども家庭センターの実践に役立つポイントの取りまとめ及び設置・機能強化の促進に向けた施策検討にのみ利用します。
- 全て統計的に処理されますので、**個々の市区町村名と紐づいた回答内容が、調査実施者（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）及びこども家庭庁以外に知られることはございません**。
- こども家庭庁が別途実施している「市区町村（こども家庭センター等）状況調査」で把握した要支援児童等の数や職員配置人数等の調査結果や人口統計とクロス集計した結果を公表する場合がありますが、その場合も個々の市区町村名と紐づけた結果は公表されません。

●調査対象

- 令和６年５月１日時点でこども家庭センターを設置している市区町村
  ※**こども家庭センターを複数設置されている場合も、回答は１つにとりまとめ、市区町村につき１つの回答**をお願いします。

●結果の公表

- 本集計結果に基づく検討結果や提案、実践ポイント等をまとめた報告書全文につきましては、当社ホームページにて、令和７年４月頃に掲載する予定です。**アンケート結果の公表において市区町村名は掲載されませんので、実態を率直にご回答ください**。

●設問数

- 設問は全部で 36 問です。

●調査実施期間

令和6年 10 月 10 日(木)～10 月 31 日(木) まで回答を受け付けております。

●回答方法等について

・本アンケートは、インターネット上の下記アンケートサイトよりご回答をお願いいたします。

アンケートサイト https://

- **特に指定のない限り、2024 年 10 月１日時点の情報をご回答ください。**
- 途中保存・回答再開：回答は途中保存されます。回答を再開する際は、回答開始時の「初回ログイン ID」を入力すると、前回回答した内容から回答を再開することができます。「初回ログイン ID」を紛失された場合は、途中まで回答いただいた内容は無効となりますので、必ずお手元で保管してください。
- 回答の修正：複数のページをさかのぼって回答を修正することができます。前のページに戻っても、次のページ以降に入力いただいていた回答は保存された状態となっております。
- 回答内容の出力：回答の送信前に全設問の回答内容が一覧表示されます。回答内容の一覧ページを印刷することで、紙決裁に利用することや回答の控えを手元に残すことができます。※送信後はアンケートサイト上で回答内容を閲覧することができなくなります
- 回答の確定：最後に「送信」ボタンを押すと回答が確定されます。回答確定のために、必ず「送信」ボタンを押してください。その後は回答の閲覧･印刷も修正もできなくなりますので、ご注意ください。
- アンケートサイトからの回答が難しい場合は、本調査票見本に回答して事務局までメールにてお送りください。

●お問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部　こども家庭センター業務アンケート調査事務局
TEL：　　（平日：10 時～12 時、13 時～17 時　※祝日は除く）　　E-mail：
※お問い合わせに際してお預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」（https://www.murc.jp/corporate/privacy/）及び「個人情報の取扱いについて」（https://www.murc.jp/corporate/privacy02/）に従って適切に取り扱います。

●その他ご留意事項等は本調査の依頼状をご覧いただきますようお願いいたします。

I. 貴市区町村の基本情報・体制について

問1. 貴市区町村の名称、連絡先等について記入してください。

①都道府県名（※プルダウン）	
②市区町村名	
③回答担当者の所属（局・部・課・室）	
④同上の電話番号（ハイフンや括弧は不要です。数字のみ記入してください。）	
⑤同上のメールアドレス	

問 1SQ. 貴市区町村では、令和６年５月１日時点でこども家庭センターを設置していましたか。
※こども家庭センターを複数設置している場合、１か所目のこども家庭センターを令和６年５月１日時点で設置していれば、「はい」を選択してください。

1　はい　➡　問 2 へ進んでください。
2　いいえ　➡　こちらで回答は終了となります。ご協力いただきありがとうございました。

問2. 貴市区町村のこども家庭センターの母子保健機能・児童福祉機能の立地として当てはまるものをお答えください。
※こども家庭センターが１か所の市区町村は、当てはまる１つに〇をしてください。
※こども家庭センターを複数設置している市区町村は、該当する選択肢を全てお答えください。

1　両機能（少なくとも１つの母子保健機能と児童福祉機能）が同じ建物の同じ階に立地している
2　両機能（少なくとも１つの母子保健機能と児童福祉機能）が同じ建物だが別の階に立地している
3　両機能（少なくとも１つの母子保健機能と児童福祉機能）が同じ建物ではないが同じ敷地又は隣接した敷地に立地している
4　両機能が離れた場所に立地している
5　その他（　　）

Ⅱ. 母子保健と児童福祉の一体的支援について

＜合同ケース会議について伺います。＞

問3. 合同ケース会議の参加者について、必須あるいは任意参加としている職員として、当てはまるものをお答えください。（それぞれ当てはまるもの全てに〇）

合同ケース会議
　母子保健機能と児童福祉機能の両機能の職員（いずれもケースの担当者か否かは問わない）が出席し、支援方針等を検討する協議のこと（統括支援員が参加できない協議も含む）。特段早急な判断を要しないケースの協議は、両機能の担当者が確実に出席できるよう定期的な開催を予定しておいた上で、虐待のハイリスクの場合等は、統括支援員が必要と判断したら即応的に随時開催することが必要（こども家庭センターガイドライン p19）とされています。

※協議対象となるケースに応じて参加する可能性がある職員については、全て任意参加者に含めてお答えください。

※開催方法や参加者などを特段決めていない場合は「特に決めていない」を選択してください。

		1 母子保健機能の職員（ケース担当者か否かは問わない）	2 児童福祉機能の職員（ケース担当者か否かは問わない）	3 統括支援員	4 こども家庭センター長	5 教育部門の職員	6 精神保健部門の職員	7 障害福祉部門の職員	8 生活困窮部門の職員	9 高齢者福祉部門の職員	10 その他	11 特に決めていない
定期的な開催	① **必須**参加者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	② **任意**参加者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
随時開催	③ **必須**参加者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	④**任意**参加者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

「その他」を選択した場合は、具体的な参加者をご記入ください。

問4. 貴市区町村では、令和６年４～９月の期間に１回以上合同ケース会議を開催しましたか。（１つに〇）

※定期的な開催、随時開催いずれも含めてお答えください。

1　１回以上開催した	2　開催していない

- 問 5～問 9 は、問 4 で 1 を選択したセンターに伺います。

問5. 合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、**初回の協議対象となった時点（定期的な開催・随時開催のいずれも含む）**の主担当について、以下の①～④のケースそれぞれの割合をお答えください。

※令和６年４～９月の期間におけるおおよその数値をお答えください。

※①～④の合計が 100%になるようお答えください。

① 児童福祉機能が主担当であったケース	%
② 母子保健機能が主担当であったケース	%
③ どちらの機能が主担当か決まっていないケース	%
④ その他のケース	%

問6. 合同ケース会議の協議対象となった全ケースのうち、以下の①～④のケースそれぞれの割合をお答えください。

※令和６年４～９月の期間におけるおおよその数値をお答えください。

※協議対象となった全ての妊婦・こども（同世帯含む）を分類してください。

例：妊婦、１歳、５歳のこどもがいる場合は、①～③それぞれに含めてください。

※①～④の合計が 100%になるようお答えください。

① 妊婦のケース	%
② 3歳未満のこどものケース	%
③ 3歳～就学前のこどものケース	%
④ 小学生以上のこどものケース	%

問7. 貴市区町村において、合同ケース会議を開催したことで、開催する以前と比べて対象者の支援に役立ったケースがあれば、具体的にご記入ください。

①こどもや家庭の状況 （例:こどもの年齢、保護者の状況）	
② 役立ったと思う協議内容	
③ 協議を充実させるための工夫	

問8. 貴市区町村では、合同ケース会議でどのようなことを協議していますか。（当てはまるもの全てに○）

1　支援対象家庭に関する両機能合同でのアセスメント
2　要保護児童／要支援児童／特定妊婦に該当するかの判断
3　要保護児童／要支援児童／特定妊婦に**該当する**家庭への支援方針の検討
4　要保護児童／要支援児童／特定妊婦に**該当しない**家庭への支援方針の検討
5　新たにサポートプランを作成する場合の内容や両機能の役割分担の検討
6　サポートプランを更新する場合の内容や両機能の役割分担の検討
7　支援対象のモニタリング、再アセスメント
8　その他（　　）

問9. 合同ケース会議を開催することで以下のようなメリットはありましたか。（それぞれ１つに○）

	1 当てはまる	2 やや当てはまる	3 やや当てはまらない	4 当てはまらない
①母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援が必要なケースについて、情報共有が速やかにできるようになった	1	2	3	4
②アセスメントの際に多角的な視点から検討できるようになった	1	2	3	4
③ケースの支援方針を検討する際に多角的な視点から検討できるようになった	1	2	3	4
④母子保健機能・児童福祉機能それぞれの役割について理解が深まった	1	2	3	4
⑤母子保健機能・児童福祉機能それぞれの実施事業や関係機関について理解が深まった	1	2	3	4
⑥母子保健機能と児童福祉機能による日頃の協働が促進された	1	2	3	4

- 全ての市区町村に伺います。

問10. 合同ケース会議について感じている課題があれば、ご記入ください。（自由記述）

＜統括支援員について伺います。＞

問11. 貴市区町村における統括支援員は、以下の業務をどの程度実施できていますか。（それぞれ１つずつ○）

	1 できている	2 ややできている	3 ややできていない	4 できていない
①母子保健機能・児童福祉機能から相談を受けた場合の助言	1	2	3	4
②母子保健機能又は児童福祉機能が単独で開催する会議への参加	1	2	3	4
③合同ケース会議の開催の判断、ケースの選定	1	2	3	4
④合同ケース会議のファシリテーション	1	2	3	4
⑤サポートプランの方向性や支援方針についての指導・助言	1	2	3	4
⑥地域の社会資源の把握	1	2	3	4
⑦必要な地域資源の開拓のための働きかけ又は指導・助言	1	2	3	4
⑧関係機関との連絡調整	1	2	3	4

問 11SQ　その他に実施している業務があれば、ご記入ください。

問12. 統括支援員について、以下のような課題はありますか。統括支援員の皆様にも照会の上で貴市区町村としての見解をご回答ください。（当てはまるもの全てに○）

1　業務内容が多い・業務量が過大である
2　業務内容や役割があいまいになっている
3　統括支援員となり得る人材の確保・配置が難しい
4　統括支援員を育成する方策に苦慮している
5　他自治体の統括支援員との情報交換の機会（実務者研修含む）が十分でない
6　サポートプランの作成や手交に関する指導・助言のノウハウが十分でない
7　合同ケース会議のケース選定やファシリテーションのノウハウが十分でない
8　合同ケース会議の開催やサポートプランの作成について担当者から統括支援員に相談しにくい
9　統括支援員自身が自らの業務について上司や同僚に相談しにくい
10　統括支援員の業務について相談できる先がない・都道府県に相談しにくい
11　その他（　　）
12　特に課題はない

＜母子保健機能・児童福祉機能の一体的支援全般について伺います。＞

※一体的支援とは、母子保健機能と児童福祉機能の両機能が一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく、漏れなく対応することを言います。（詳細はこども家庭センターガイドライン p2 をご参照ください。）

問13. 母子保健機能・児童福祉機能の一体的支援に向けて、以下のような取組を行っていますか（当てはまるもの全てに〇）

1　両機能の職員が参加する合同研修
2　両機能をいずれも経験できるような人事ローテーション
3　両機能の職員によるお互いの業務への同行・同席
4　合同ケース会議と他会議体（受理会議等）との併開催
5　両機能の職員（必須出席者以外も含む）の合同ケース会議等への出席推奨
6　会議以外の場（打合せ等）を活用した日常的に話し合う機会の確保
7　その他（　　）
8　特に行っている取組はない

上記で選択した取組の具体的内容をご記入ください。（自由記述）

Ⅲ. サポートプランの活用、こども家庭センターで行う相談面接について

問14. 貴市区町村における、**令和６年４月１日以降**のサポートプランの作成状況についてお答えください。（当てはまるもの１つに〇）

問 14-1　当てはまる選択肢を選んでください。
1　サポートプランの作成実績がある
2　サポートプランの作成実績はない

➡2 を選択した市区町村に伺います。
問 14-2　サポートプランの作成に向けて現在検討していることはありますか。（当てはまるもの全てに〇）
1 サポートプランの様式
2 サポートプランの作成に関するフローの整理
3 サポートプランに関する職員向け研修
4 その他（　　）
5 特にない

- 問 15 は、問 14-1 にて 2 を選択した市区町村に伺います。

問15. サポートプランの作成実績がない理由をお答えください。（当てはまるもの全てに〇）

1　他の業務が繁忙であり、作成に向けた準備や検討の時間を十分に確保できていないため
2　従来の支援計画で代替できるため
3　サポートプランを作成する意義や必要性が現場の職員に理解されていないため
4　サポートプランの作成方法が分からないため
5　サポートプランを作成する対象者がいないため
6　その他（　　）
7　特に理由はない

- 問 16～問 23 は、問 14-1 にて 1 を選択した市区町村に伺います。

問16. サポートプランの作成・活用に関して、以下のような取組を行っていますか。（それぞれ１つずつ○）

	1 している	2 おおむねしている	3 あまりしていない	4 していない
①できるだけ対象者（こども以外）本人と協働で作成するようにしている	1	2	3	4
②直接コミュニケーションを取りながら対象者のニーズや意向を把握し、サポートプランに反映している	1	2	3	4
③関係機関等への情報収集等から対象者のニーズや意向を把握し、サポートプランに反映している	1	2	3	4
④サポートプランを作成する際に、担当職員が感じている家庭のニーズや課題を対象者に提示するようにしている	1	2	3	4
⑤サポートプランに基づく支援の実施状況や対象者の状況変化について、対象者に随時の確認・把握を行っている	1	2	3	4
⑥サポートプランに基づく支援の実施状況や対象者の状況変化について、支援を担う機関やサービス提供主体を通じた随時の確認・把握を行っている	1	2	3	4

問 16SQ　サポートプランの作成・活用について、行っている取組や工夫があれば上記も含めて具体的にご記入ください。

問17. サポートプランの作成に当たり、**こどものニーズや意向の把握について**、以下のような取組を行っていますか。（それぞれ１つずつ○）

	1 している	2 おおむねしている	3 あまりしていない	4 していない
①乳幼児について、言葉による意見の表出がある程度可能な場合は、できるだけ本人から話を聞き、本人のニーズや意向を踏まえてサポートプランを作成している	1	2	3	4
②乳幼児について、言葉以外の表現方法（視線、顔の表情、涙や泣き声、体の動かし方等）から、本人の気持ちや考えを汲み取るようにしている	1	2	3	4
③乳幼児について、関係機関（保育所等）を通じて情報収集を行い、本人の気持ちや考えを踏まえてサポートプランを作成している	1	2	3	4
④学齢期以降のこどもについて、できるだけ本人から話を聞き、本人のニーズや意向を踏まえてサポートプランを作成している	1	2	3	4
⑤学齢期以降のこどもについて、関係機関（学校等）を通じて情報収集を行い、本人のニーズや意向を踏まえてサポートプランを作成している	1	2	3	4

問 17SQ　こどものニーズや意向の把握について、行っている取組や工夫があれば上記も含めて具体的にご記入ください。

問18. サポートプランの様式について、以下のような工夫をしていますか。（当てはまるもの全てに○）

1　国のこども家庭センターガイドラインに掲載されている様式例とは異なる項目を設けた独自の様式を作成・運用している
2　国のこども家庭センターガイドラインに掲載されている様式例とは異なるレイアウトや見た目の独自の様式を作成・運用している
3　母子保健機能・児童福祉機能の両機能が共通で使える様式を作成・運用している（両機能それぞれの様式がある場合もない場合も含む）
4　対象者のニーズや意向を自由に記入できる記述欄を設けている
5　支援内容や利用する事業・社会資源を自由に記入できる記述欄を設けている
6　母子保健機能・児童福祉機能それぞれが実施している事業（家庭支援事業等の支援サービス）を予め書き込んでいる
7　母子保健機能・児童福祉機能それぞれが把握している社会資源を予め書き込んでいる
8　その他（　　）
9　特に工夫していることはない

問19. 貴市区町村で活用しているサポートプランの様式データを提供いただくことは可能でしょうか。（当てはまるもの全てに〇）

1　他の市区町村へ提供してもよい
2　本調査研究で作成される報告書や実践ポイント集に掲載してもよい
3　こども家庭庁のホームページに掲載してもよい
4　その他（　　）
5　提供できない

問20. 以下のような理由から、サポートプランの作成に対する本人の同意取得・参画や手交が難しいケースはありますか。（それぞれ１つずつ〇）

	1 よくある	2 ときどきある	3 あまりない	4 ない
①対象者が支援を拒否している	1	2	3	4
②対象者が支援を拒否するほどではないが援助希求が乏しい	1	2	3	4
③支援開始のタイミングでは、対象者がまだ将来的な支援ニーズを認識できていない(例:母子手帳交付の時点では、妊娠・出産・子育てのイメージができない)	1	2	3	4
④プランを立てて支援される対象であると対象者にあえて伝えていない（対象者と良好な関係を維持するため等）	1	2	3	4
⑤複数回の連絡・家庭訪問等を行っても家庭の状況把握ができない	1	2	3	4
⑥他の関係機関(児童相談所、児童家庭支援センター等)が支援を行っており、こども家庭センターからの手交等が現実的でない	1	2	3	4
⑦対象者のニーズや意向を聞き取るなど参画を促す職員の技能が不足している	1	2	3	4

問 20SQ　上記のような課題の解決に向けて、工夫していることや取組などがあれば、具体的内容をご記入ください。（自由記述）

問21. サポートプランの管理について、以下のような課題はありますか。（当てはまるもの全てに〇）

1　（母子保健機能のみでサポートプランを作成していたが、児童福祉機能と連携した支援の必要が生じた場合）児童福祉機能に対し、必要な支援の引継ぎができていない 2　（児童福祉機能のみでサポートプランを作成していたが、母子保健機能と連携した支援の必要が生じた場合）母子保健機能に対し、必要な支援の引継ぎができていない 3　進行管理や見直しを行うタイミングや頻度が明確でない 4　進行管理や見直しについて作成担当者と統括支援員との役割分担が明確でない 5　特に課題はない
問 21SQ　上記のような課題の解決に向けて、工夫していることや取組（例：サポートプランをシステム上で管理している）などがあれば、具体的内容をご記入ください。（自由記述）

問22. サポートプランの見直し時期として<u>最も多くのケースに当てはまる見直しのタイミング</u>を教えてください。（それぞれ１つに〇）
※緊急性の高い場合など、特に見直しの間隔を短く設定するケースは除いてください。

	1 ３か月以内に１回	2 ４か月目以降～６か月以内に１回	3 ７か月目以降に１回	4 定期的な見直しを行っていない
①児童福祉機能が主担当のサポートプランのうち、要対協登録ケースのサポートプラン	1	2	3	4
②児童福祉機能が主担当のサポートプランのうち、要対協に登録していないケースのサポートプラン	1	2	3	4
③母子保健機能が主担当のサポートプラン	1	2	3	4

問23. サポートプランを活用することで以下のようなメリットはありましたか。（それぞれ１つに○）

	1 当てはまる	2 やや当てはまる	3 やや当てはまらない	4 当てはまらない
①対象者が、ニーズ（困りごとや願い）を表明しやすくなった	1	2	3	4
②職員が、対象者のニーズ（困りごとや願い）を把握しやすくなった	1	2	3	4
③職員が、対象者のニーズ（困りごとや願い）に沿った支援を検討しやすくなった	1	2	3	4
④職員が対象者に対し、支援の目的・内容等を伝えやすくなった	1	2	3	4
⑤対象者が、支援の目的・内容等を理解しやすくなった	1	2	3	4
⑥対象者が、担当職員を信頼してくれるようになった	1	2	3	4
⑦対象者が、支援を受けることに前向きになった	1	2	3	4
⑧こども家庭センター内での連携が円滑になった	1	2	3	4
⑨こども家庭センター以外の他機関との連携が円滑になった	1	2	3	4

Ⅳ. 多様なサービスや地域資源の活用について

- 全ての市区町村に伺います。

＜家庭支援事業について伺います。＞

問24. 家庭支援事業の供給量について、貴市区町村の状況として当てはまるものをお答えください。（それぞれ当てはまるもの１つに○）

	1 事業を実施していない	2 事業を実施しているが、供給量は**十分とはいえない**	3 事業を実施しており、供給量も**十分である**	4 事業を実施しているが、供給量が十分かどうか判断できない
①子育て世帯訪問支援事業	1	2	3	4
②児童育成支援拠点事業	1	2	3	4
③親子関係形成支援事業	1	2	3	4
④子育て短期支援事業	1	2	3	4
⑤養育支援訪問事業	1	2	3	4
⑥一時預かり事業	1	2	3	4

問25. 家庭支援事業の構築や供給量の充足のために実施していること・必要なこととして当てはまるものをお答えください。（当てはまるもの全てに〇）
※家庭支援事業を実施していない市区町村においては、実施するために必要になることとして当てはまるものをお答えください。

1　家庭支援事業の新たな担い手の開拓
2　近隣自治体との事業の共同実施（広域実施）
3　国庫補助事業の活用方法の情報（解説や Q&A）
4　他自治体の事業構築事例の情報
5　その他（　　）
6　特にない

- 問 26 は、利用勧奨通知又は利用措置通知を交付したことがある市区町村に伺います。

（参考）家庭支援事業の利用勧奨･利用支援　：
　市町村は、家庭支援事業の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならないこととされています。（詳細は児童福祉法第 21 条の 18 第 1 項をご参照ください。）

（参考）こども家庭センターガイドライン p110 より抜粋
利用勧奨を行う方法としては、口頭による通告又は文書による通知（参考資料４(10)参考様式１）により行うこととし、児童記録票等に利用勧奨をした背景や理由、状況、結果等を記録すること。

（参考）家庭支援事業の提供(措置）：
市町村は、家庭支援事業の提供が必要であると認められる者が、利用の勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができることとされています。（詳細は児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項をご参照ください。）

※児童相談所による措置（在宅指導措置の市町村委託など）とは異なるものです。

問26. 家庭支援事業の利用勧奨・措置を行った対象ケースと具体的内容についてお答えください。（自由記述）

①利用勧奨	対象ケースの概要	
	勧奨した内容	
②利用措置	対象ケースの概要	
	措置した内容	

- 全ての市区町村に伺います。

＜その他、多様な資源の活用や連携に向けての取組について伺います。＞

問27. 貴市区町村では、以下のような取組を行っていますか。（当てはまるもの全てに○）

※「地域資源」とは、社会福祉法人、NPO 法人、民間企業、ボランティア等で、妊産婦・こどもと子育て家庭への支援を担う団体・事業所、民生委員・児童委員、障害児支援を担う事業所等による多様な支援を指し、児童福祉法に定める事業（家庭支援事業等）のみならず、こども食堂などのこどもの居場所や、地域の見守りボランティア等が挙げられます。

【多様な資源の把握】
1　こども・子育て支援に関する地域全体のニーズと既存の地域資源の把握・整理
2　他分野（障害福祉、高齢者福祉、生活困窮等）に関する既存の地域資源の把握・整理
3　こども家庭センター以外の他部署（障害福祉、高齢、生活困窮等）で実施する事業の把握・整理

【地域の関係機関のネットワーク化】
4　地域の多様な民間団体同士が情報共有・地域課題の議論等を行う場の設定
5　地域の民間団体と公的な関係機関が情報共有・地域課題の議論等を行う場の設定

【ニーズに対して不足している地域資源の開拓】
6　社会福祉法人や NPO 法人等に対し、財政支援を検討しながら新たな支援の実施を打診
7　地域活動の担い手の発掘・養成及び既存のサービスや団体とのマッチング
8　こども家庭センターや市区町村による新しい支援サービスの検討・実施

【その他】
9　職員に対し、支援方針（サポートプラン等）において、多様な資源（他部署で実施する事業や、地域資源）を積極的に活用することを推奨
10　地域子育て相談機関の設置
11　地域資源の開拓を担うコーディネーター等の担当職員の配置
12　地域でコーディネート機能を適切に担うことができる団体等への地域資源開拓機能の委託
13　その他（　　）

14　特に行っている取組はない
→理由（　　）

問 27SQ　上記で選択した取組の具体的内容をご記入ください。（自由記述）

問28. 多様な資源の活用に関する課題感について伺います。（それぞれ１つに○）

	1 当てはまる	2 やや当てはまる	3 やや当てはまらない	4 当てはまらない
①多様な資源（特に地域資源）の把握が十分にはできていない	1	2	3	4
②乳幼児期のこどもを支援するための資源が地域に十分にない	1	2	3	4
③学齢期以上のこどもを支援するための資源が地域に十分にない	1	2	3	4
④ニーズに対して不足している地域資源の開拓が十分にはできていない	1	2	3	4
⑤本来は対象家庭の個別ニーズに合った多様な資源（こども家庭センター以外の他部署で実施する事業や、地域資源）を組み合わせた支援が望ましいが、十分にはできてはいない	1	2	3	4
⑥本来は関係機関から速やかな情報提供を受け、支援対象者の早期発見・早期支援につなげることが望ましいが、十分にはできていない	1	2	3	4

問29. 貴市区町村ではこどもや家庭を支援するために、どのような支援事業やサービス、地域資源を充実させていますか。特徴的な取組があればご記入ください。（自由記述）
※家庭支援事業等の国庫補助事業や自治体独自事業などを広く含めてお答えください。

Ⅴ. 関係機関との連携について

＜要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」と省略）の運営について伺います。＞

問30. 貴市区町村では、児童福祉法第６条の３第８項上の定義に加えて、「要支援児童」「要保護児童」に関する定義を定めたり、例示したりしていますか。（当てはまるもの全てに○）

1　「要支援児童」について定めている
➡具体的な定義・例示の内容（　　）
2　「要保護児童」について定めている
➡具体的な定義・例示の内容（　　）
3　いずれも定めていない

問31. 要対協の運営等における取組として当てはまるものをお答えください。（当てはまるもの全てに○）

1　要対協に登録していることをこどもや保護者に説明している 2　支援対象である当事者が要対協の個別ケース検討会議等に参画している 3　母子保健分野での経験が豊富な保健師を要対協の調整役割として配置している 4　上記の選択肢以外の専門職等（保育士、心理職、社会福祉主事、指導主事等）を要対協の調整役割として配置している 5　実務者会議で全ての登録ケースの進行管理を行っている 6　実務者会議で個別ケースの協議を行えるよう、ケースごとの協議時間にメリハリをつけている 7　実務者会議に必要に応じて弁護士又は医師（市区町村又は児童相談所の職員を含む）に参加してもらっている 8　こども家庭センター職員と児童相談所職員との合同研修や児童相談所への長期派遣を実施している 9　市区町村・児童相談所以外の構成機関の職員が参加できる研修を実施している 10　ケースの情報を電子システムに集約し、こども家庭センターが要対協の構成機関と共有している 11　要対協や市区町村の役割、活動内容、担当者等を知ってもらうため、関係機関（学校、保育所、児童委員など、児童相談所を除くいずれか１つ以上の機関）への説明の機会を設けている 12　その他（　　） 13　特に行っている取組はない
問 31SQ　上記で選択した取組の具体的内容をご記入ください。（自由記述）

＜その他、関係機関との連携について伺います。＞

問32. 庁内の他部署との連携強化に向けて、以下のような取組を行っていますか。（当てはまるもの全てに○）

1　庁内の他部署に対して、こども家庭センターの意義や支援理念について共有している 2　庁内の他部署との研修や連絡会等を設け、情報共有や地域課題の議論等を行っている 3　庁内の他部署と、対象家庭に一緒に訪問する機会を積極的に設けている 4　庁内の他部署を要対協の構成員として位置付け、要対協の場で情報共有や議論を行っている 5　気になるこども・家庭があった場合の連絡先として、こども家庭センターの連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確に示している 6　他部署で気になるこども・家庭があった場合、児童福祉機能において調査を実施し、支援の必要性を判断している 7　他部署（教育、生活保護、障害福祉、医療等）での経験がある職員をこども家庭センターに配置している 8　その他（　　） 9　特に行っている取組はない

問 32SQ　上記で選択した取組の具体的内容をご記入ください。（自由記述）

問33. 関係機関（学校、医療機関、地域子育て相談機関、民生委員・児童委員、民間のサービス事業者等を含む）との連携強化に向けて、以下のような取組をしていますか。（当てはまるもの全てに〇）

1　関係機関に対して、こども家庭センターの意義や支援理念について共有している
2　関係機関との研修や連絡会等を設け、情報共有や地域課題の議論等を行っている
3　関係機関と、対象家庭に一緒に訪問する機会を積極的に設けている
4　国の要対協設置･運営指針（具体的な関係機関等の例）に示されている関係機関以外の機関又は団体を要対協の構成員として位置付け、要対協の場で情報共有や議論を行っている
5　こども家庭センターと地域の関係機関又は団体がこどもや家庭の情報共有等を行う定期的な機会をエリア（小学校区又は中学校区の圏域など）別に設けている（一部のエリアのみで実施している場合を含む）
6　気になるこども・家庭があった場合の連絡先として、関係機関相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしている
7　サービス提供主体が作成した個別の支援計画等の内容を共有してもらい、サポートプランの作成に役立てている
8　サポートプランに掲載された支援を行う機関やサービス提供主体に、作成したサポートプランの写し又は電子データを共有している
9　その他（　　）
10　特に取組は行っていない

問 33SQ　上記で選択した取組の具体的内容をご記入ください。（自由記述）

Ⅵ. その他

問34. 貴市区町村のこども家庭センターが実施している取組として当てはまるものをお答えください。（当てはまるもの全てに〇）

1　こども家庭センターにて、定期的な通所相談に対応できるようにしている（例：定期的な通所の際に利用できる相談室の確保等）
2　こども家庭センターへの定期的な通所による心理面接又は親子関係調整などを実施している
3　集合型ではなく個別提供型の保護者支援プログラム（ペアレントトレーニング等）を行っている（委託事業を含む）
4　こども家庭センターに子育てひろば（地域子育て支援拠点事業等）などの親子の居場所や交流の場を併設している
5　児童相談所からの市町村指導委託を在宅支援の枠組みとして活用している
6　こども家庭センター設置以前よりも児童相談所と連携や役割分担ができている
7　こども家庭センター設置以前よりも児童家庭支援センターと連携や役割分担ができている
8　ヤングケアラーの存在を把握し、支援を検討するようにしている
9　その他（　　）

問35. こども家庭センターのねらい（包括的な相談支援体制の構築）の達成に向けての課題感について伺います。（それぞれ１つに○）

	1 当てはまる	2 やや当てはまる	3 やや当てはまらない	4 当てはまらない
①支援が必要な家庭に対し、早期から十分な支援を行えないことがある	1	2	3	4
②対象家庭の個別ニーズに合ったきめ細かな支援を提供できないことがある	1	2	3	4
③関係機関等を通じた調査や見守り･支援が中心になってしまい、担当職員が直接会って調査･相談･支援できないことがある	1	2	3	4
④対象家庭に継続的に伴走できないことがある	1	2	3	4
⑤支援に当たる職員が、母子保健･児童福祉、こども分野･その他の分野、といった垣根を超えて協力できないために、対象家庭にとって最適な支援を実施できないことがある	1	2	3	4

問36. こども家庭センターの運営や機能強化に向けて都道府県や国から提供してほしい情報や支援はありますか。（当てはまるもの全てに○）

1　こども家庭センターに求められる体制・業務・事業などのわかりやすい説明
2　こども家庭センターの体制・業務・事業の構築に活用できる国庫補助事業などの解説
3　こども家庭センターの体制・業務・事業の構築や運営などに関する他自治体の取組事例の提供
4　人口規模が近い市区町村同士の情報交換や意見交換の場の設定
5　こども家庭センターの組織づくりや運営に関する個別の相談･助言や、アドバイザーの派遣
6　こども家庭センターの運営を適切に評価するための基準や指標
7　サポートプランや支援計画等の記録作成を効率化するための工夫や取組事例
8　サポートプランや支援計画等を管理するためのシステム構築の財政支援
9　こどもに関する様々な自治体保有データを活用するシステムの構築・運用の財政支援
10　こどもの意向を汲み取るための聞き取り技術に関する研修や資料等の提供
11　学齢期のこどもからの相談（不登校、いじめ、ヤングケアラー等）に対応するための研修や参考資料等の提供
12　学齢期のこどもを対象とする行政主体のサービスの拡充の検討
13　その他（　　）
14　特にない

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

令和６年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

こども家庭センター設置に伴う
要保護児童対策地域協議会の活用状況の
実態把握と効果的な運用について
報告書

令和７（2025）年３月

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社

住所：〒105-8501　東京都港区虎ノ門 5-11-2